

令和 2 年度

京都府包括外部監査報告書

令和 3 年 3 月

京都府包括外部監査人

公認会計士 人見 敏之

令和 2 年度京都府包括外部監査

監査テーマ

「勤労者福社会館の現状と課題について」

目 次

第 1	外部監査の概要	- 1 -
1	外部監査の種類	- 1 -
2	外部監査のテーマ	- 1 -
2.1	選定したテーマ	- 1 -
2.2	テーマの選定理由	- 1 -
3	外部監査の実施期間	- 1 -
4	外部監査の方法	- 2 -
4.1	監査の要点（着眼点）	- 2 -
4.2	監査対象	- 2 -
4.3	主な監査手続	- 2 -
4.4	往査の実施状況	- 3 -
5	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	- 4 -
5.1	包括外部監査人	- 4 -
5.2	補助者	- 4 -
6	利害関係	- 4 -
第 2	制度概要	- 5 -
1	勤労者福祉制度（会館面）の歴史	- 5 -
1.1	戦後の復興と労働会館や労働者福祉施設の設置	- 5 -
1.2	京都府での労働セツルメント設置	- 5 -
1.3	勤労者福祉会館の整備	- 7 -
1.4	全国の状況	- 9 -
2	京都府立勤労者福祉会館条例	- 9 -
3	指定管理者	- 10 -
3.1	指定管理者の選定	- 11 -
3.2	基本協定書	- 11 -
3.3	年度協定書	- 15 -
3.4	業務仕様書	- 16 -
3.5	業務計画	- 16 -
3.6	業務報告	- 17 -
4	実施事業	- 17 -
4.1	指定管理業務	- 17 -
4.2	指定管理業務以外の業務	- 18 -
5	京都府による検証と検討	- 18 -
5.1	定期的なモニタリング	- 18 -
5.2	府民利用施設のあり方検証	- 18 -
5.3	京都府立大学による調査研究	- 21 -
6	労働人口と労働組合員数の推移	- 22 -
6.1	全国の状況	- 23 -
6.2	京都府の状況	- 25 -
7	公共施設等総合管理計画	- 26 -
7.1	京都府の保有建築物	- 26 -
7.2	京都府公共施設等管理方針	- 29 -
第 3	各会館の運営管理状況	- 31 -
1	体育館併設型会館	- 31 -
1.1	山城勤労者福祉会館	- 31 -
1.1.1	会館の概要	- 31 -
1.1.2	外部環境・ロケーション	- 36 -

1.1.3	指定管理者	- 40 -
1.1.4	運営管理状況	- 42 -
1.1.5	設備・備品管理	- 47 -
1.1.6	事業計画	- 51 -
1.1.7	利用状況	- 56 -
1.1.8	収支実績	- 65 -
1.1.9	今後の運営	- 67 -
1.2	口丹波勤労者福祉会館	- 71 -
1.2.1	会館の概要	- 71 -
1.2.2	外部環境・ロケーション	- 75 -
1.2.3	指定管理者	- 78 -
1.2.4	運営管理状況	- 81 -
1.2.5	設備・備品管理	- 84 -
1.2.6	事業計画	- 88 -
1.2.7	利用状況	- 90 -
1.2.8	収支実績	- 100 -
1.2.9	その他の運営上の問題点	- 107 -
1.2.10	今後の運営	- 108 -
2	職業訓練併設型会館	- 111 -
2.1	城南勤労者福祉会館	- 111 -
2.1.1	会館の概要	- 111 -
2.1.2	外部環境・ロケーション	- 117 -
2.1.3	指定管理者	- 119 -
2.1.4	運営管理状況	- 122 -
2.1.5	設備・備品管理	- 124 -
2.1.6	事業計画	- 126 -
2.1.7	利用状況	- 130 -
2.1.8	収支実績	- 135 -
2.2	城南地域職業訓練センター	- 146 -
2.2.1	施設の概要と特徴	- 146 -
2.2.2	運営	- 149 -
2.2.3	設備・備品管理	- 149 -
2.2.4	事業運営状況	- 150 -
2.2.5	認定職業訓練講座の受講状況	- 154 -
2.2.6	収支実績	- 158 -
2.2.7	城南会館と城南訓練センターの今後の運営	- 162 -
2.3	丹後勤労者福祉会館	- 165 -
2.3.1	会館の概要	- 165 -
2.3.2	外部環境・ロケーション	- 169 -
2.3.3	指定管理者	- 176 -
2.3.4	運営管理状況	- 179 -
2.3.5	設備・備品管理	- 182 -
2.3.6	事業計画	- 185 -
2.3.7	利用状況	- 190 -
2.3.8	収支実績	- 196 -
2.4	丹後地域職業訓練センター	- 201 -
2.4.1	施設の概要	- 201 -

2.4.2	運営	- 203 -
2.4.3	設備・備品管理	- 203 -
2.4.4	事業運営状況	- 204 -
2.4.5	認定職業訓練講座の受講状況	- 208 -
2.4.6	収支実績	- 209 -
2.4.7	その他運営上の問題点	- 213 -
2.4.8	丹後会館と丹後訓練センターの今後の運営	- 213 -
3	会議室型会館	- 216 -
3.1	中丹勤労者福祉会館	- 216 -
3.1.1	会館の概要	- 216 -
3.1.2	外部環境・ロケーション	- 219 -
3.1.3	指定管理者	- 222 -
3.1.4	運営管理状況	- 225 -
3.1.5	設備・備品管理	- 225 -
3.1.6	事業計画	- 228 -
3.1.7	利用状況	- 230 -
3.1.8	収支実績	- 235 -
3.1.9	今後の運営	- 242 -
第4	共通事項・総括	- 246 -
1	勤労者福祉会館自体のあり方	- 246 -
1.1	会館建物に関する提言	- 246 -
1.2	実施事業に関する提言	- 250 -
2	指定管理のあり方	- 251 -
3	勤労者福祉会館の運営のあり方	- 254 -
3.1	会館運営に要する公有財産の取扱い	- 254 -
3.2	実施事業の計画・変更の取扱い	- 256 -
3.3	利用料金の設定方法	- 257 -
3.4	利用者数と利用率の集計方法	- 258 -
3.5	利用者ニーズの把握方法	- 259 -
3.6	収支決算報告における会計方針・処理	- 261 -
3.7	現金管理・経費支出の適正化	- 262 -
3.8	予約方法	- 263 -
第5	指摘事項・意見一覧	- 265 -

※ 本報告書における「指摘事項」は、法律・条例・規則等への適合性・合規性のみならず、経済性・効率性・有効性の観点から、法令等で強制されていない事項でも直ちに改善を求める事項である。また、「意見」は、「指摘事項」以外で改善の検討を求める事項である。

※ 本報告書内で用いている表中の数値については、四捨五入等の関係で合計が一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項及び京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年京都府条例第 1 号）の規定に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ

2.1 選定したテーマ

勤労者福祉会館の現状と課題について

2.2 テーマの選定理由

新型コロナウイルス感染症により、社会・経済構造が大きく変化する中、今後の行政運営においても新しい生活様式に対応した新たな仕組みや施策が求められ、WITH コロナ・POST コロナを見据えた政策へと転換を図る必要がある。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出抑制や人と人との接触機会の低減等は、業種によってはテレワーク、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した新たな働き方の促進など、今後の労働・雇用環境に大きく影響を及ぼす可能性がある。

このため、京都府の労働・雇用政策の現状や課題等を分析し、今後のあり方について検証することが重要と考えるが、労働・雇用政策は対象が幅広く、多岐にわたることから、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた新しい生活様式が提唱される中、会議室、トレーニングルームなど「3密」となる可能性の高い府民利用施設でもある勤労者福祉会館（当該施設の指定管理者であり、京都府から出資又は補助を受けている職業訓練法人を含む。）の今後のあり方について検証することは、当該施設のこれまでの課題解決に加え、POST コロナ社会における他の府民利用施設の今後のあり方を考える上でも有意義と考え、本テーマを選定した。

3 外部監査の実施期間

令和 2 年 6 月から令和 3 年 3 月まで

なお、監査の対象期間は、原則として令和元年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和2年度以降の状況等についても言及している。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（着眼点）

勤労者福祉会館（以下、必要に応じて「会館」という。）の運営事業について、法令遵守・合規性及び経済性・有効性・効率性の観点から、特に以下の点に留意して監査を実施した。

- ・ 設置目的と実態とは合致しているか。
- ・ 利用者数や施設稼働率等の実態を踏まえた運営ができているか。
- ・ 新しい生活様式を踏まえた府民利用施設の管理・運営方法となっているか。
- ・ 収支改善や自主財源獲得、利用者数増加に向けて効果的な利用促進策を進めているか。

4.2 監査対象

監査対象は以下のとおりとした。

- ・ 勤労者福祉会館（5ヶ所）
- ・ 会館の指定管理者である職業訓練法人が上記に併設する職業訓練センター（2ヶ所）

4.3 主な監査手続

① 関係書類の閲覧

監査対象である勤労者福祉会館の指定管理者及び職業訓練法人並びに京都府の担当課から各種関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して事業の状況等について理解を深め、問題点の検出等に努めた。

② 関係者への質問

関係書類の閲覧等を通じた理解のみでは不十分な点については、各会館の指定管理者及び職業訓練法人並びに京都府の担当者に質問を行い、回答を得

るという形で監査を進めた。

③ 現場視察

各会館・職業訓練センターへ赴き、会館の状況や運営状況を把握するとともに、質問等により現地における事業の状況の確認を行い問題点の検出等に努めた。

④ 上記手続を通じて検出された問題点についての改善策等の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもないが、それに留まらず検出された問題点をどのように改善するべきかについて提案・提言等を行うことも監査の重要な役割である。こうした監査の役割に留意しつつ、可能な限り改善策について検討を加え、積極的に提案・提言に繋げられるように努めた。

4.4 往査の実施状況

前述のとおり各会館・職業訓練センターへ極力赴き、設備・備品や現金の管理及び利用申請書・領収書の管理状況を把握した。現地往査の実施状況は以下のとおりである。

場所	往査日	往査監査人・補助者
丹後勤労者福祉会館 丹後職業訓練センター	8月5日, 10月8日	包括外部監査人及び補助者 5人, 2人
中丹勤労者福祉会館	8月4日, 10月7日	包括外部監査人及び補助者 6人, 1人
口丹波勤労者福祉会館	8月4日, 同31日 , 11月9日	包括外部監査人及び補助者 6人, 1人, 1人
城南勤労者福祉会館 城南職業訓練センター	7月31日, 9月2日 , 11月2日	包括外部監査人及び補助者 5人, 2人, 1人
山城勤労者福祉会館	7月28日, 9月3日 , 10月27日	包括外部監査人及び補助者 5人, 1人, 1人

5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

5.1 包括外部監査人

公認会計士・税理士 人見 敏之

5.2 補助者

税理士 垣木 英宏

公認会計士 加藤 茂洋

公認会計士 鈴木 洵平

公認会計士 中田 英里

公認会計士・税理士 八田 泰孝

公認会計士・税理士 裕井 大治 (五十音順)

6 利害関係

京都府と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 制度概要

1 勤労者福祉制度（会館面）の歴史

勤労者福祉会館を監査するに当たっては、その背景や歴史を踏まえる必要がある。勤労者福祉のための制度としては退職金共済や労働金庫など数多くの制度が構築されてきたが、会館というハードウェア面でも地方公共団体が積極的に設置してきた経緯がある。

1.1 戦後の復興と労働会館や労働者福祉施設の設置

終戦直後の時代、日本は焼け野原状態から産業の復興と高度教育の普及による生活の改善が喫緊の課題とされた。事業を営む使用者は様々なリスクを乗り越え事業を拡大させたが、労働者が劣悪な環境を甘受せざるを得ない社会は真の発展をもたらさないため、国は労働に関する間接的な環境整備を地方公共団体の所管とした。

昭和36年頃の地方自治法では、第2条第3項第10号で「労働組合、労働争議の調整、労働教育、その他労働関係に関する事務を行うこと」が地方公共団体の事務とされており、過去には以下のように労働会館や労働福祉施設の設置・管理も実施することが定められていた。

第2条（省略）

⑤ 都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び一般の市町村が処理することが不適當であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。

四 高等学校、盲学校、ろう学校……社会福祉施設、労働会館、その他の労働福祉施設……等の営造物の設置及管理……に関する事務等で、一般の市町村が処理することが不適當であると認められる程度の規模の事務に関するもの。

労働会館や労働福祉施設を「勤労者」が勉強や娯楽、地域の交歓に利用することによって、生活の改善と勤労者の経済的地位の向上を図り、以て近代的な労使関係や健全な労働組合の発展を期したものと考えられる。

1.2 京都府での労働セツルメント設置

京都府においては、戦後、勤労者の福祉の増進を図り、その社会的かつ経済的地位の向上に資するための施設として、「労働セツルメント」が府内20

ヶ所に設置されてきた¹。昭和 30 年代における京都府組織規程（昭和 30 年京都府規則第 32 号。以下「組織規程」という。）は、第 103 条において第三種地方機関を列挙する中に「労働セツルメント」が明記されている。

この京都府の労働セツルメントは、組織規程第 118 条の 2 において、以下のように定義されていた。

<p>京都府立労働セツルメントは労働福祉施設として勤労者の社会的かつ経済的地位の向上に必要な機会及び便宜を与えて労働関係の改善に寄与することを目的として次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働関係の改善に必要な知識及び相談に関すること 2. 労働問題に関する図書その他の閲覧及び貸出に関すること 3. 勤労者の宿泊、会合等に必要な役務の供給に関すること 4. 前各号に掲げるほか勤労者の厚生福祉に関すること
--

昭和 36 年時点での京都府立労働セツルメント（16 ヶ所）の一覧は以下のとおりである（開設年月日順）。

セツルメント名	所在地	開設年月日	延床(坪)	敷地(坪)
舞鶴	舞鶴市大字浜小字浜1546番地の2	S23.9.1	285.40	542.98
福知山	福知山市字裏88番地の2	S24.2.13	222.76	308.62
網野	竹野郡網野町字網野1054番地の16・17	S25.4.1	73.00	150.60
京都	京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町300番地	S25.10.1	74.36	89.64
宮津	宮津市鶴賀2259番地	S27.11.1	227.50	141.00
綾部	綾部市字綾部小字広小路4丁目57番地	S28.4.1	166.50	170.00
京北	北桑田郡京北町字周山小字上代29番地	S31.10.25	88.00	90.00
峰山	中郡峰山町字杉谷893番地の4	S32.4.13	50.75	60.00
園部	船井郡園部町若松町131番地の7	S32.7.1	84.50	300.00
伏見	京都市伏見区墨染鑓屋町無番地	S33.4.1	71.75	327.25
宇治	宇治市宇治字文字17	S33.4.1	58.50	75.00
久美浜	熊野郡久美浜町小字東元町3167・3168番地	S33.9.1	47.89	78.00
山科	京都市東山区山科西野大手先町16番地	S34.7.1	31.96	45.00
長岡	乙訓郡長岡町大字開田小字上新田14	S35.3.1	90.00	184.00
田辺	綴喜郡田辺町大字田辺小字沓脱14の2	S36.7.1	86.60	132.64
加悦谷	与謝郡野田川町三河内小字正五911番地の1・912番地の2	S36.8.1	62.50	190.00

※ 市町村合併や地番整理により所在地を特定しにくいのが、現在も同じ場所で公営会館（建替後）があるのは加悦谷（現 梅谷会館）のみと思われる（長岡は現 新田自治会館の可能性あり）。

セツルメントの設置に際しては、地元労働組合をはじめとする各団体から強い要望があるほか、様子を見聞きした他の地域住民も地元への設置希望を

¹ 京都府立労働セツルメント概要（京都府民生労働部労政課：1961年）

陳情した結果、府内で 20 ヶ所ものセツルメントが設置された。設置後は、労働組合員だけでなく婦人・青年・農民等の自営業者も利用対象者として、各種の労働問題や時事問題を研究する労働講座や、教養・実務講座が開催された。教養・実務講座の内容は、男子向けに機関紙編集技術・ガリ版技術・そろばん・簿記、女子向けに生花・茶道・洋裁・和裁・料理講習・手芸、全般向けに写真・書道・音楽・謡曲・囲碁・演劇・輪読会などであったようである。

1.3 勤労者福祉会館の整備

京都府は昭和 55 年 9 月に勤労者福祉会館整備構想を策定し、広域的な観点から勤労者福祉の向上を図るための施設整備を目指すこととした。

【勤労者福祉会館整備構想】

勤労者福祉施設の整備について

1. 設置についての考え方

- ・勤労者福祉の向上をはかるため、京都市についてはおおむね 4 ブロック、それ以外の府下市町村についてはこれをおおむね 6 ブロックに分け、広域的な観点から施設の建設をはかる。
- ・上記施設の建設整備がなされた地域より、逐次現在の労働セツルメントを条件が整い次第、これを地域の勤労者福祉施設として市町村に移譲する。
- ・建設に当たっては、出来得る限り国等の制度を導入するなかで対応するものとし、地域の事情によりおおむね次の型式が考えられる。

①府単独で建設整備する

②共同福祉施設（雇用促進事業団が建設）と併設する

③地域職業訓練センター（雇用促進事業団が建設）と併設する

2. 管理、運営についての考え方

- ・名称については、施設の設置目的、利用の実態に即したなじみ易いものとするため「府立〇〇勤労者福祉会館」とする。
- ・日常の管理、運営については、施設の性格上、各地域の実態に即した弾力的な運営をはかるため、「財団法人京都府勤労者福祉事業団（仮称）」を設立し委託する（府立勤労会館を含む）。

なお、地域の労働者福祉団体、運営協議会が管理、運営を希望し、地域事情より考えて妥当と判断される場合においては、当該団体に施設を貸し付けることができる。

- ・施設の一部を事務所として地域における労働組合協議会（労働三団体のいずれかに属するもの）に使用させることができる。

なお、この場合使用については次の条件を付するものとする。

①施設を特定政党の政治活動、選挙活動の場として利用する等、設置主旨に反しないこと。

②条例、規則に基づく使用料を徴収すること。

昭和 57 年 3 月には後述する京都府立勤労者福祉会館条例（昭和 57 年京都

府条例第6号。以下「会館条例」という。)を制定して、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与するための勤労者福祉会館を当初6会館設置した。これに伴い、旧来から存していた労働セツルメントは地域の勤労者福祉施設として市町等に移譲された。

施設名	開設	所在地	施設機能	延面積(m ²)
山城	S60.4	綴喜郡井手町	体育館、テニスコート、会議室	2,272.13
城南	S62.3	宇治市	会議室、トレーニングルーム 城南職業訓練センターを併設	1,564.80
口丹波	S58.9	南丹市	体育館、会議室	2,477.07
中丹	S58.12	福知山市	会議室	2,008.72
丹後	S57.4	京丹後市	会議室、トレーニングルーム 丹後職業訓練センターを併設	941.05

※ 上記の延面積には自転車置場や渡り廊下などを含む。

上記のほか、過去には舞鶴市内に京都府立舞鶴勤労者福祉会館(延床面積2,869.22 m²)があった。西舞鶴エリアでは類似サービスを提供する市民会館や公民館等の老朽化が著しかったため、舞鶴市は平成26年7月に公共施設再生基本計画を策定して、取壊しを含む施設の再編を計画し、公的施設機能の再配分の観点から京都府に対して勤労者福祉会館の譲渡を要請した。京都府は住民への行政サービス向上に資するとして、平成27年4月にこれを無償譲渡した。

また、過去には京都市内の烏丸丸太町に京都府立勤労会館があった。昭和41年の開設で1,500人収容の大ホールでは各種イベントが開催されていたが、現在は建て替えられ、京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)になっている。

また、京都市内の烏丸十条には京都勤労者総合福祉センター(京都テルサ:延床面積22,918 m²)がある。こちらは旧雇用促進事業団が雇用福祉事業として平成8年に開設した施設で、開設当初から京都府に運営を委託されていたが、特殊法人の整理合理化によって(後に独立行政法人)雇用・能力開発機構が平成11年に同事業団を承継した後、平成16年に雇用保険の雇用福祉事業の見直しが行われたことに伴い、施設が地方公共団体に譲渡されたものである。現在は京都ジョブパークやマザーズジョブカフェといった就職支援機

能のほか、856人収容のホール・体育館・プールを含むフィットネスと会議室17室を府民のために提供している。

1.4 全国の状況

全国的にも勤労(者)福祉会館の設置が相次ぎ、都道府県でも勤労者のための福祉会館が多く建設されたが、近年の調査によれば都道府県が所有する勤労者のための福祉会館は非常に少なくなっており、全国23施設程度のうち、京都府は6施設を占めている。

長野県などは勤労者福祉センター6施設を有していたが、市町の運営に委ねられていた経緯もあって市町へと移管された。労働者の利用が少なくなり地域住民の利用が主となって、会館が所在する市町の運営・構想に委ねられていったものと思われる。

2 京都府立勤労者福祉会館条例

京都府が勤労者福祉会館を設置運営する根拠となっている会館条例の主な内容について、以下に触れておく。

第1条 勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与するため、京都府立勤労者福祉会館を次の表のとおり設置する。

まず、第1条において会館の設置目的を「勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与する」ことと定めている。

第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(指定管理者)に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

(1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 次条第1項の使用の承認に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務

2 知事は、前項各号に掲げる業務の執行に要する費用として、予算の範囲内において定める額を指定管理者に対して支払うものとする。

第3条で勤労者福祉会館は指定管理者制度を採用することを定めている。

第4条 会館の施設及び附属設備を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2~3 略

第6条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金(使用料金)を納付しなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

3~5 略

第 6 条で指定管理料の算定方法として、利用料金を指定管理者の収入とする所謂「利用料金制」を採用している。この利用料金の額は上限が定められており、その範囲内で指定管理者が決定できる（要知事承認）。

また、京都府立勤労者福祉会館条例施行規則（昭和 57 年京都府規則第 9 号。以下「会館条例施行規則」という。）においては、開館時間（休館日）や利用料金の上限に関する事項のほか、会館における遵守事項が以下のように定められている。

- 第 6 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用の承認を受けた会館の施設又は附属設備を転貸してはならない。
- 2 会館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
 - (2) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為（事前に管理者の承認を得た場合を除く。）
 - (3) その他管理者が会館の管理上必要と認めて禁止する行為
- 3 略

3 指定管理者

地方公共団体が有する公共施設の法的根拠は、地方自治法第 244 条第 1 項「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）を設けるものとする。」の規定による。

その設置及び管理に関する事項については条例で定めることとされており（同法第 244 条の 2 第 1 項）、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該施設の管理を行わせることができる（同法第 244 条の 2 第 3 項）ものとされている。

従前の地方自治法は、管理の委託先を公共団体や公共的団体に限定する、いわゆる管理委託制度（昭和 38 年～）を採用していたが、平成 3 年に自治体の出資法人等（第三セクター）も委託先に含まれ、平成 15 年の地方自治法改正で指定管理者制度の導入に伴い管理権限の委任先が民間団体にも拡大された経緯がある。

京都府も平成 17 年に京都府の施設の管理等に関する条例（平成 17 年京都府条例第 1 号）を制定し、平成 18 年 4 月から順次、指定管理者制度を導入

した。勤労者福祉会館についても平成 18 年度から指定管理者が管理を行っている。

3.1 指定管理者の選定

指定管理者を選定する際の流れは以下のとおりである。

募集要項の開示（9 月頃）→現地説明会（10 月中旬）→応募締切（11 月上旬）

→京都府の指定管理者等選定審査会（以下「選定審査会」という。）による書類選考・ヒアリング審査（11 月中下旬）

→選定結果の通知（12 月中旬）

選定審査会は部会ごとに現状は 5 人の外部有識者で構成され、担当課が事務局となって意見聴取を行う。

例えば、勤労者福祉会館の指定管理者を選定する際の項目と配点は以下のようになっている。

選定基準	審査項目	配点
①法令遵守による適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の妥当性(府方針等の適合性) ・関係法令の遵守 ・府民の平等な利用の確保 	確保できない場合は失格
②安定した管理能力	・人的能力(人員配置・組織体制の妥当性)	10
	・物的能力(経営基盤の安定性)	5
	・業務遂行力(業務実績、団体の信用性)	10
	・安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力)	5
③施設の効果的な管理	・利用者に対するサービスの向上	15
	・利用促進、利用者増への取組み	10
	・適切な利用料金設定	5
	・施設の効用を最大限発揮するための新規事業(自主事業)等の提案力	10
④施設の効率的な管理	経費の縮減効果 (当該施設の管理運営に係る府の経費)	30
合計点数		100

このうち 30 点が配点されている経費縮減効果は、指定期間における指定管理料提案額を比較して、 $30 \text{ 点} \times (\text{応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格}) / (\text{申請者の提案価格})$ の点数が付される。

3.2 基本協定書

京都府は各会館の指定管理者として選定された団体と「××会館の管理に

関する基本協定書」(以下「指定管理者基本協定書」という。)を締結する。
以下のとおり、ポイントとなる内容を抜粋し補足する。

第1条 本協定は、本会館を適切かつ円滑に管理するため、京都府の施設の管理等に関する条例第5条の規定により、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 乙(指定管理者)は本施設の管理に当たり、地方自治法、会館条例、会館条例施行規則その他関係法令及び本協定を遵守しなければならない。

第7条 乙(指定管理者)が行う業務の範囲は、会館条例第3条第1項に規定する業務とする。

上記に掲げる業務の細目は、業務仕様書(3.4に記載)に定められている。

(再委託の禁止)

第8条 乙(指定管理者)は前条の業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得たときは、この限りではない。

再委託は事前に京都府の承認を得て実施可能である。

(管理施設等の修繕)

第9条 管理施設・設備等の維持管理上の修繕については、1件につき100万円(税込)以下のものについては、乙(指定管理者)の責任において実施するものとする。ただし、1件20万円(税込)を超えるものについては、甲と協議の上、行うものとする。

2 前項の規定による修繕費の総額は、年度ごとに締結する協定(年度協定)において定める。総額を超える修繕を行う場合については、甲と協議の上、甲の指示により乙が執行するものとする。

修繕費は年間100万円の枠で実施することとされているが、税込であるため消費税率が上昇すれば修繕費の枠が減少することとなる。1件20万円超の修繕は京都府と協議する必要がある、協議の上、修繕を実施することとなれば、指定管理料の修繕費から支払う。

(甲による備品等の貸与)

第17条 甲は、別紙1に示す備品等(以下「備品等(I種)」という。)を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保たなければならない。

3 乙は、故意又は過失により備品等(I種)を損傷し、又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものの購入若しくは調達をしなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、乙の任意により備品等を購入し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(II種)」という。)

2 乙は、備品等を購入した場合には、乙の購入物品であることを示す表示を行うとともに台帳を整備しなければならない。

(備品等の扱い)

第 39 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品 (I 種) については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 備品 (II 種) については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去又は撤収をするものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

府有財産である備品等 (I 種) と、指定管理者所有の備品等 (II 種) が存在すること、及びそれぞれの管理方法について明示されている。

(利用者アンケートの実施)

第 24 条 乙 (指定管理者) は、利用者にサービス向上等の観点から、アンケート調査等を年 1 回実施すること等により、利用者のニーズや満足度を把握し、その結果及び業務改善の状況について、甲に報告するものとする。

利用者にアンケート調査等を年 1 回実施し、利用者のニーズや満足度を把握し、その結果及び業務改善の状況報告を求めている。

(指定管理料の支払)

第 25 条 甲 (京都府) は、本業務の実施に必要な経費として、乙 (指定管理者) に対して指定管理料を支払う。

2 前項の指定管理料の額は、次のとおりとする。

指定管理料の額	××円 (税込:平成 30 年度から 32 年度までの総額)
---------	--------------------------------

3 各年度に係る指定管理料は、前項の指定管理料の額の範囲内で、別途締結する年度協定に基づき、乙に対して支払う。

第 26 条 甲又は乙は、指定期間中に発生した特別の事情により、指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

契約当初において指定管理期間 (3 年間) の経費総額が決定される。京都府の指定管理期間は 5 年を基本としつつ、個々の状況に応じた期間を設定することとされている中、勤労者福祉会館は施設のあり方について検討が必要とされており、指定期間が短く設定されている。

(区分経理等)

第 28 条 乙 (指定管理者) は、本業務の実施に係る経理については、乙が行う他の業務に係る経理と区分して行うものとする。また、本業務に係る管理経費及び収入については、乙の他の口座とは別の口座で管理するものとする。

本業務の実施に係る経理は、他の業務に係る経理と区分して行うこと、本業務に係る管理経費及び収入は、指定管理者の他の口座とは別の口座で管理することを求めている。

なお、本業務の実施に当たり想定されるリスクについては、分担表に定めるとおりとし、定めがないリスクが生じた場合は双方協議としている。

<リスク分担表>

種類	項目	負担区分		備考	
		指定 管理者	府		
リスク 管理	法令の変更	協議事項		事業運営に影響のある法令の変更	
	税制	消費税率の変更		○	
		法人税等の変更	○		収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
		その他新税、税率の変更等	協議事項		事業に影響を及ぼすもの
	金利リスク	○		指定管理期間中の金利の変動	
	資金調達	○		指定管理期間中に必要な資金の確保	
	物価リスク	○		指定管理期間中のインフレ・デフレ	
	市場環境の変化	○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少	
	不可抗力（天災・事故等）による休館等による収支影響、施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による収支影響・損害復旧費用は事案により協議	
	第三者賠償	○	○	施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償	
火災保険の加入		○	指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため		
利用者に係る賠償責任保険加入	○		管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。		
施設 運営	施設等の安全確保（保守点検等）	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の維持管理（清掃等含む）	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の利用承認等	○		指定管理者に権限付与（条例第3条）	
	不服申し立てに対する決定 行政財産の目的外使用許可		○	地方自治法上、府権限	
施設 修繕 等	施設等の大規模修繕		○	構造耐久上主要な部分（躯体、基礎軸組等）は、予算の範囲内で府が行う。	
	施設等の維持管理上の小修繕	○		小修繕（1件1,000千円以内）は指定管理者の責任において修繕を行う。ただし、1件200千円を超える修繕については、府と協議を行うものとする。	
	施設等の新設、増改築		○	設置者である府が行う。	
	施設等の増改築・修繕等による 休館等伴う収支影響	協議事項		施設等の修繕等による休館に伴う収入影響は、事案により協議	
備品 等	備品の修繕	○		備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、府が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。	
	備品の新規購入、更新		○	府有備品の更新であり予算の範囲内で府が購入（指定管理者の任意購入は可）	
その他	地域・住民対応、自治体との協 調	○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調	

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による会館の営業自粛などは、京都府からも休館要請を行ったことから、「不可抗力による休館」に当たるものとして対応が協議されたものである（令和3年度から不可抗力の例示に感染症を追加）。

3.3 年度協定書

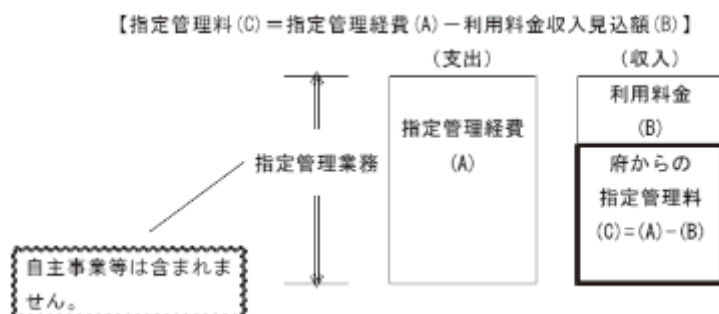
3.2 の基本協定書に基づき、年度協定書において各年度の業務内容と指定管理料が定められる。業務内容は指定管理者基本協定書第 19 条における業務計画書どおりとなる。

指定管理料の例として中丹勤労者福社会館では、年度協定書第 3 条において令和元年度の指定管理料を 15,320,000 円(税込)とし、そのうち基本協定第 9 条第 2 項の修繕費の総額を 1,218,000 円(税込)と定め、すなわち修繕費部分を除く指定管理料は 14,102,000 円(税込)となっている。この算定根拠は、

令和元年度指定管理業務経費	25,421 千円
ー) 利用料金見込	10,030 千円
ー) その他(勤労者福祉事業参加料等)	71 千円
差引 指定管理料	15,320 千円

となっており、指定管理業務経費から利用料金の見込額を控除した額を指定管理料として契約する。利用料金見込は指定管理者の候補者からの収支計画書に基づく前提であるが、京都府から基準となる目標数値が提示される(上記の中丹勤労者福社会館の例では 10,021 千円)。

一度定められた指定管理料は、小修繕を除いて、原則として精算を行わないものとされており、利用料金収入増加、経費節減で生み出された剰余金の返還は必要なしとされている。会館の開館日や開館時間の延長は指定管理者が提案した利用促進策であり、利用促進策を通じて利用者数及び収入を増加させて剰余金を増やすことができる仕組みとなっている。



3.4 業務仕様書

<別紙 2 仕様書(要旨)>

1 施設運営に関する業務

(1) 使用の承認に関する業務

- ① 会館条例第 4 条第 1 項の規定による使用の承認
- ② 会館条例第 5 条第 1 項の規定による承認の取消し

(2) 利用料金の収受に関する業務

会館を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

- ① 会館条例第 6 条第 1 項の規定による利用料金の収受
- ② 会館条例第 6 条第 4 項ただし書の規定による利用料金の還付
- ③ その他利用料金の収受に関すること

利用料金の額は、会館条例及び京都府立勤労者福祉会館条例施行規則に定める額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が利用料金を定めるものとする。

(3) 利用者の増加を図るための業務

指定管理者は施設利用者の増加に努めることとする。

- ① 会館及び催事等の広報活動を計画的に実施
- ② 勤労者福祉事業等の実施
- ③ 地域、関係機関等との連携（利用促進懇談会の開催等）
- ④ その他、利用者サービスの向上を図るための業務の実施

2 施設及び設備等の維持管理に関する業務

指定管理者は施設の効果的・効率的で適切な維持管理を行うこととする。

（自家用電気工作物保安管理業務、消防防災設備点検業務、空調設備保守点検管理業務、清掃業務、浄化槽維持管理業務、自動警報警備）

上記仕様書の要点は、利用料金は指定管理者の収入となる利用料金制を採用し、利用料金の額は会館条例施行規則に定める額が上限である点である。

また、指定管理者が行うべき施設・設備の維持管理業務として各種の保守点検業務が具体的に記されている。

3.5 業務計画

指定管理者は選定された後、12 月中に京都府との協議により詳細を詰めた上で、指定に係る同意書を締結し、指定管理者基本協定書第 19 条の規定により翌年 2 月末までに業務計画書を提出する。業務計画書には以下の内容が含まれる。

- ・ 指定管理業務を行うに当たっての基本方針
- ・ 安定した管理運営体制
- ・ 設置目的の効果的達成の方策等（各種事業の実施など）
- ・ 効率的な管理運営の方策（利用料金設定を含む）
- ・ 収支計画書
- ・ 勤労者福祉事業、自主事業に関する事業計画書、収支表

業務計画書は以後、毎年度作成する。

3.6 業務報告

指定管理者基本協定書第 20 条の規定により、指定管理者は京都府に対して年度終了後 50 日以内に業務報告書を提出する。業務報告書の記載内容は以下のとおりである。

- ・ 本会館の管理業務の実施状況
- ・ 本会館の利用状況
- ・ 利用料金等の収入実績
- ・ 本会館の管理業務に要した費用の収支決算
- ・ 勤労者福祉事業、勤労者スポーツ事業及び自主事業の実施状況に関する事項
- ・ 貸借対照表、損益計算書等経営に関する資料

上記のほか、業務仕様書に基づき、年度終了後 1 ヶ月以内に事業報告書（年次）を提出する。記載事項は、業務実績及び利用状況、利用料金収入実績、経費の収支状況である。これに加え、利用状況を毎月報告し、事業実施状況を毎四半期報告することとされている（報告内容は京都府担当課と別途協議）。

4 実施事業

勤労者福祉会館が実施する事業は、指定管理業務とそれ以外の業務に大別される。

指定管理業務は会館の貸館・貸室業務と勤労者福祉事業に、それ以外の業務は自主事業と勤労者スポーツ事業に区分されている。

4.1 指定管理業務

(1) 貸館・貸室業務

指定管理者は会館施設及び設備の維持管理を実施し、会館を利用しようとする者に対し使用の承認を行う。指定管理者は利用者から使用に係る料金（利用料金）を徴収する。

(2) 勤労者福祉事業

勤労者福祉会館の設置目的は、勤労者の交流と文化・体育活動の場を提供

し、その福祉を図ることである。勤労者福祉事業は、この設置目的に沿った事業とされるが、具体的な規定はない。勤労者福祉事業は指定管理業務の一環として実施されるものである。なお、事業の実施に当たっては、一般利用者の利用を妨げない範囲で実施することとされている。

4.2 指定管理業務以外の業務

(1) 自主事業

自主事業は会館の設置目的に沿った施設活性化のために行う事業とされ、集客イベントや講演・講座などが例示されている。勤労者福祉事業との差は、指定管理料の積算に含まれておらず、指定管理者自らの財源によって行うこととされるだけの違いであり、事業内容で明確な差があるわけではない。

(2) 勤労者スポーツ事業

勤労者スポーツ事業の定義は(1)以上に明確でなく、募集要項において現在行われている事業内容を例示的に紹介し、引き続き実施を要請している以外に内容を示すものがない。指定管理者自らの財源で行うものであるという点で、性質的には自主事業と何ら変わりがない。

なお、山城勤労者福祉会館・城南勤労者福祉会館・口丹波勤労者福祉会館・丹後勤労者福祉会館の各会館指定管理者募集要項には勤労者スポーツ事業に関する記述があるが、体育館やトレーニングルームのいずれも存在しない中丹勤労者福祉会館での募集要項にはその記述がない。

5 京都府による検証と検討

5.1 定期的なモニタリング

京都府の担当課は、まず指定管理者から月次での利用状況報告（事業実施報告書）を提出させ、次に四半期ごとには各事業の実施状況報告（事業実施報告書）を提出させている。年度終了後は1ヶ月以内に事業報告書（年次）を提出させ、勤労者福祉会館における業務の状況等をモニタリングしている。

5.2 府民利用施設のあり方検証

京都府では平成23年度から府民利用施設のうち、翌年度に指定管理者及び施設活用団体の選定替えを行う施設等について、府民利用施設調書を作成

させ、外部有識者からなる「府民サービス等改革検討委員会」を組織して、府民利用施設のあり方について検証を行っている。

平成 23 年度に出された委員からの意見は以下のとおりで、丹後勤労者福祉会館について特に言及しつつ、全体として会館の存在意義を問う内容であった。

検討委員会で出された主な課題と意見

(丹後)

- ・ 利用率が低く、直近 3 年間の利用者数も大幅に減少している。
- ・ 利用収入減、府費負担割合が高い（平成 22 年度 84.9%）
- ・ 目的外使用や施設老朽化により機能低下が生じている。
- ・ 利用率が低迷していることから、より多くの府民の施設に価値を還元すべく、効果的・効率的運営に向けた改善が必要。

(全体)

- ・ 利用率が総じて低い
- ・ 府費負担率が全体的に高い（平成 22 年度 57.7%～70.3%。丹後除く）
- ・ 全体的に老朽化が生じている。
- ・ 今後の社会経済情勢の変化、より多くの府民に施設の価値を還元すべく、効果的・効率的運営に向けた改善が必要。
- ・ 一般利用が多く、当初の勤労者の利用目的に沿った利用実態になっていないところがある。

後述の平成 25 年度の「勤労者福祉会館の有効活用のための調査研究報告書」と平成 26 年度の府民利用施設のあり方検証を経て、最新の検証は平成 29 年度に行われている。検証結果の要約は以下のとおりで、口丹波勤労者福祉会館と中丹勤労者福祉会館が要改善とされている。

【改善が必要な施設】

- ・ 京都府立口丹波勤労者福祉会館（H26 継続→H29 要改善）
 - ・ 京都府立中丹勤労者福祉会館（H26 要改善→H29 要改善）
- （課題・問題点）前回検証（H26）と比較して、平成 28 年度では口丹波勤労者福祉会館は約 9%、中丹勤労者福祉会館は約 3% 利用料金収入が減少。
施設のあり方について、近隣の競合施設の存在等を踏まえ地元市町や関係団体との検討が引き続き必要。
（改善意見等）近隣の競合する公共施設もあることから、施設を維持し続けていくことの意義や目的の検証が必要である。
設置目的からすると現況と齟齬があることは否めず、現在の利用状況や今後の人口構造の推移からすると、利用者が求める設置目的に見直すべきではないか。
地域住民の交流・文化・体育活動の場としての利用があり、地域にとって必要な存在となっている一面もある。
取組が利用向上につながっていないことから、利用者ニーズの汲み取り方や施策への反映方法の仕組みを見直すべきである。
利用者増のために幅広い地域の年齢層の方が利用しやすい愛称等を工夫すべき。

これを受けて、京都府としての対応方向は以下のように記された。

施設の利用実態や近隣の競合施設の存在を踏まえ、設置目的や必需性について改めて再検証し、施設のあり方について地元市町等と検討を行うこと。
利用者ニーズの把握や反映する仕組みを見直し、利用者数の拡大に向けた取組を行うこと。
広域的な利用実態があることを踏まえつつ、近隣の競合施設との棲み分けなど地元市町や関係団体から意見聴取の上、施設のあり方について検討する。
指定管理者の募集要件として、利用者の掘り起こし、利用ニーズの把握及び同調査等結果を活かした利用促進の仕組みを提案させる。

他の施設は継続が妥当と判断されており、結果要約は以下のとおりである。

【当面継続が妥当な施設】

- ・京都府立城南勤労者福祉会館
- ・京都府立山城勤労者福祉会館
- ・京都府立丹後勤労者福祉会館

(課題・問題点)施設のあり方について近隣の競合施設の存在等を踏まえ地元市町や関係団体との検討が引き続き必要。

(改善意見等)近隣の競合する公共施設もあることから、施設を維持し続けていくことの意義や目的の検証が必要である。

設置目的からすると現況と齟齬があることは否めず、今後の人口構造の推移や現在の利用状況からすると、利用者が求める設置目的に見直すべきではないか。

地域住民の交流・文化・体育活動の場としての利用があり、地域にとって必要な存在となっている一面もある。

利用者増のために幅広い地域の年齢層の方が利用しやすい愛称等を工夫すべきである。

同様に京都府としての対応方向は以下のように記されている。

指定管理者の運営努力により、利用者数の増加等が見られるが、施設の利用実態や近隣の競合施設の存在を踏まえ、設置目的や必需性について改めて再検証し、施設のあり方について地元市町等と検討を行うこと。

引き続き、利用者数の拡大に向けた自主事業の実施等、利用促進の取組を実施すること。

広域的な利用実態があることを踏まえつつ、近隣の競合施設との棲み分けなど地元市町や関係団体から意見聴取の上、施設のあり方について検討する。

これらを要約すると、府民利用施設のあり方検証における府民サービス向上の観点からの改善の必要性を判断するポイントは、基本的には利用者数と利用料金収入の拡大に置かれていると考えられる。

しかし、検証の結果を受けた京都府の対応としては、指定管理者に利用促進の仕組みを提案させる以外、要改善の会館と継続の会館との間にあまり差がないように見受けられる。

5.3 京都府立大学による調査研究

京都府は平成 24 年から 25 年にかけて京都府立大学との研究会を立ち上げ、施設の利用実態や指定管理者からのヒアリング、利用者意向調査、先進事例調査などを実施し、「勤労者福社会館の有効活用のための調査研究報告書」（以下「H25 有効活用報告書」という。）をまとめている。

その結果として、以下のような評価点と課題を要約している。

【評価点】

- (全体) 6つの会館それぞれに個性や特徴があり、共通点もあるが、相違点も多かった。
- (指定管理者) 一部であるが、利用者を「お客さん」と位置付け、社内教育の徹底し、他の模範となるようなサービス向上に取り組む事例があった。
- (ハード) 体育館の利用率は概して高く、中には府外からの利用者が多い施設もあった。
- (ソフト) 年1回の「会館祭り」など自主事業について、概ね利用者からの評価は高かった。
- (サービス) 指定管理者制度の導入後、サービスの質向上について一定の評価を利用者からもらえていた。特に、利用開始時間や利用終了時間、また予約システムについて評価する声が多く聞かれた。
- (利用者) メインの利用者は高齢化しているが、リピーターが非常に多かった。
- (広報) 一部であるが、会館の愛称やゆるキャラをつくり、府民に親しみやすい施設になる努力をしている所があった。

評価点については今回の往査時においても首肯できる内容であり、7年経過した現在においても引き続き継続されている。

【課題】

- (全体) どの会館とも、指定管理者、利用者ともに「勤労者の福祉のための施設」という認識が薄かった。
- (指定管理者) 地元とつながりの深い法人が指定管理者になる場合と、まったく地元とのつながりがない法人が指定管理者になる場合とで、地域との関係性が全く異なり、全体としてばらつきがあった。
一部であるが、館長を新入職員に任せるなど、館長としてふさわしいかどうか疑問な館があった。
- (ハード) 6館とも施設の老朽化が進んでおり、とりわけ洋式トイレについては改修の要望が多かった。どの会館も会議室の利用率が概して低く、他の会館と差別化できている所は少なかった。
一部の施設で、狭い会議室の統合などを望む声があった。和室についてはどの会館も利用率が伸び悩んでおり、用途変更への期待もあった。
国の施設（厚労省・国税庁）や目的外使用施設（NPOパートナーシップセンター、喫茶店）においては、指定管理者の管轄外（府との直接対話が必要）となっており、指定管理者が会館全体で考えることができない状態にあった。
- (ソフト) 利用者が全員集まる場が年に1回しかなく、またその内容も指定管理者

主導であった（利用者の参加が見られない）。

（サービス）会館ごとのサービスの水準については基準がある訳ではなく、ばらつきがあった。また、その共有の仕組みも弱い。

（利用者）若年層の利用が少ない。また、せっかく職業訓練センターに若者が来ても、文化団体やスポーツ団体との交流はほとんど見られなかった。

目的外利用の関係者と指定管理者の実施する自主事業への参加者と日常的な会館利用者との接点や交流の機会や場が少ないと感じた。

喫茶スペースの閉鎖により、利用者のアフターの機会が減失、あるいは外部化している。

一部であるが、全館利用できないことや、キャンセル料への不満の声が聞かれた。

（広報）「勤福会館」「福社会館」「勤労会館」「体育館」など利用者によって呼称がバラバラであり、会館自身のブランディングが出来ていない。

利用者の高齢化が進んでいることもあり、会館のホームページや府の予約システムがあまり活用されていない印象であった。

（その他）舞鶴においては、府としての考えのみならず、市の意向も踏まえた上で提案が必要。

一方、課題について一部は解消されているが、今回の往査においても同様の課題を感じた項目が多かった。

H25 有効活用報告書では課題解決のため、以下のような提言を行っている。

【課題解決のための政策提言】

- ・ミッション（目的）の再定義の必要性
- ・会館名称の見直し
- ・指定管理者の適切な選定
- ・ハード（建物・設備）改修のための工夫
- ・ソフト（サービス）の充実
- ・ネットワーク構築とコーディネーターの配置
- ・会館の特性に応じた機能分化（特徴化）
- ・その他（指定管理者が既に地方自治体である時、職業訓練センターや京都地方税機構など目的外利用団体への対応）

提言を経て、前述課題の舞鶴勤労者福社会館の移譲が果たされている。今回の往査に際して、指定管理者の適切性については安易に言及しないが、館長としての不適格性を感じた会館はなかった。また、狭い会議室を統合していた会館もあった。

上記を除いて、総じて抜本的な課題解決がなされたという印象はなかった。社会の変化と予算的制約の中で、H25 有効活用報告書の提言が実現できていないものと思われる。

6 労働人口と労働組合員数の推移

平成 29 年度のあり方検証で言及されている「今後の人口構造の推移」に

ついて少し説明することとする。労働人口や労働組合の状況が大きく変化する中では、勤労者福祉会館に求められる役割も変容する。まずは、以下のとおり労働人口や労働組合の状況を簡潔に記す。

6.1 全国の状況

(1) 労働人口

前述のとおり、戦後、国は全国で勤労者を巡る環境の改善に努めた。高度成長に伴い日本の人口も増加したが、少子高齢化の中で平成27年頃に15歳以上人口が減少に転じた。

(単位:万人)

	15歳以上 人口総数	うち	労働力
		15-64歳	人口
昭和30年	5,925	—	4,194
昭和40年	7,287	—	4,787
昭和50年	8,443	7,563	5,323
昭和60年	9,465	8,231	5,963
平成7年	10,510	8,696	6,666
平成17年	11,008	8,461	6,651
平成27年	11,110	7,740	6,625
令和元年	11,092	7,510	6,886

厚生労働省：労働力調査統計より

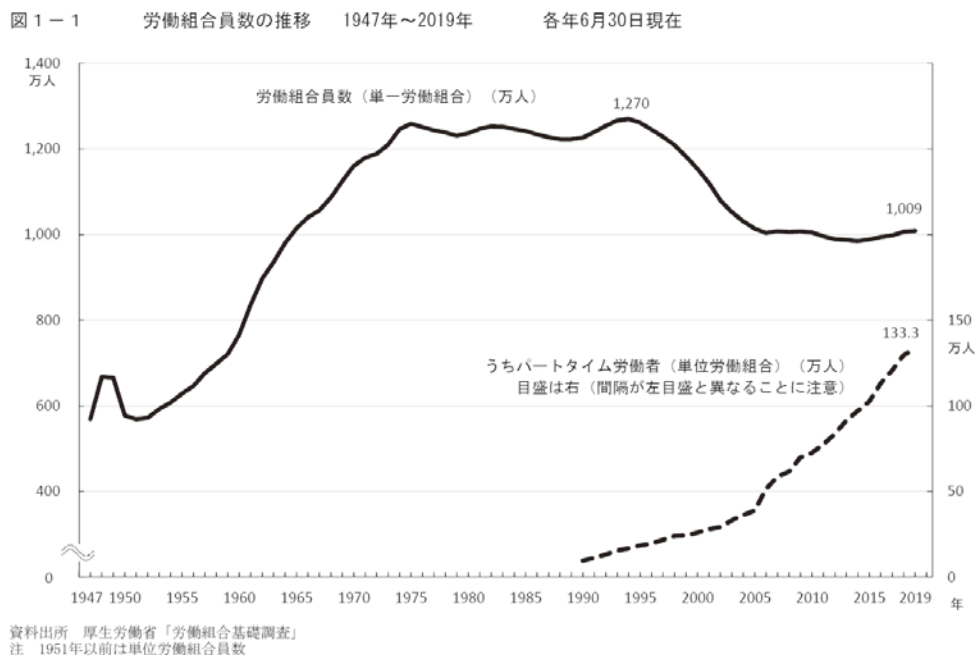
労働人口は、15歳以上で就労意思のある労働力人口と、15歳以上65歳未満の生産年齢人口の区分がある。

生産年齢人口が平成7年頃をピークに減少の一途を辿っているのに対し、労働力人口は近年ほとんど減少していないが、これは65歳以上で就労意思のある人口が増加したためである。健康な高齢者が増えていると見れば良いことであるが、年金受給年齢の引上げで生活のため働かざるを得ない人口が増えたり、遠くない将来に加齢によって就労が困難になる人口が待機していると見れば、必ずしも良いこととは言えない。

(2) 労働組合員数

勤労者福祉会館の主たる利用者とされていた労働団体（労働組合）の組合

員数は、下図（労働政策研究・研修機構の作成資料）のとおり 1975 年から 1995 年頃に高水準であったが、前述の生産年齢人口が減少に転じた 1995 年（平成 7 年）から減少に転じた。2005 年頃からは 1,000 万人の水準を維持しているが、これはパートタイム労働者の組合加入による影響が大きいと思われる。パートタイム労働者等の非正規社員は労働環境の改善を訴えるべく、労働組合に加入したり、非正規の労働組合を組織した。

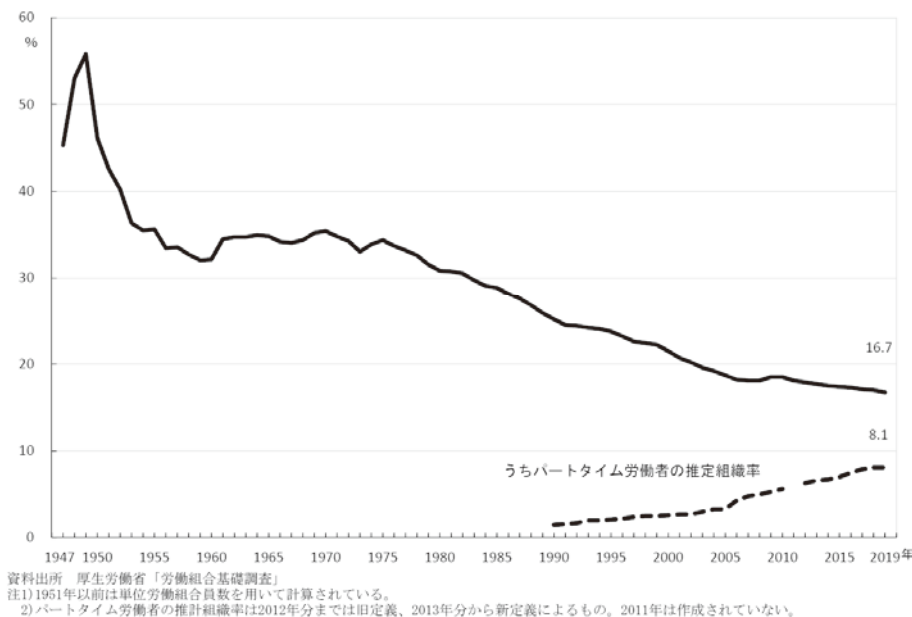


パートタイム労働者の加入増加を考慮すれば、正規社員の労働組合加入者は大きく減少している可能性がある。正規社員から非正規社員への切替や、会社自体に労働組合がなくなるケース、及び若年層による組合離れといったケースが想定される。

(3) 労働組合の組織率

労働組合の組織率（労働組合員数÷雇用者数）は 1949 年（昭和 24 年）の 55.8%をピークに下がり続け、2019 年（令和元年）では 16.7%と推定されている（労働政策研究・研修機構の作成資料）。

図1-2 労働組合 推定組織率の推移 1947年～2019年 各年6月30日現在



労働組合の組織率が低下した理由は様々あり、組織率の低いパート・非正規雇用の増加が主因とされるが、労働組合のない新興企業が増えるなど、全体的に労働組合運動が下火になった影響が表れていると思われる。

6.2 京都府の状況

(1) 過去の人口推移

京都府の人口は平成16年10月時点の264.8万人をピークとして徐々に減少傾向にあり、令和2年10月時点では256.8万人と推計されている。

このうち15歳以上人口のピークも総人口と近似しているが、働く意思のない（高齢、家事、通学）非労働力人口を除いた労働力人口（就業者数＋完全失業者数）は平成7年ごろがピークであり、下表のとおり平成27年（2015年）までの20年間でおよそ1割減少している。

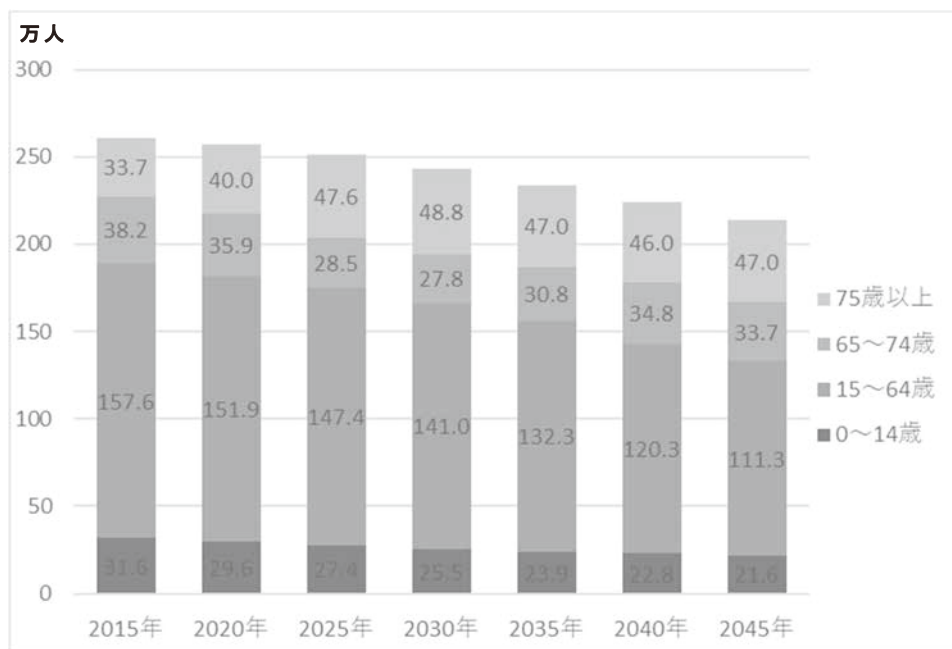
	15歳以上人口総数			労働力人口		
	平成7年	平成17年	平成27年	平成7年	平成17年	平成27年
京都府全体	2,229,443	2,285,797	2,242,959	1,376,518	1,328,122	1,246,950
	100%	102.5%	100.6%	100%	96.5%	90.6%

（京都府統計182 労働力状態、男女別15歳以上人口より）

(2) 今後の人口推計

京都府の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の

地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（以下「日本の地域別将来推計人口」という。）によれば、下図のように年々減少して、2045 年で総人口が 213.6 万人と 2015 年（平成 27 年）から 47.4 万人減少すると見込まれる（18.2%減）。



しかし、労働力人口の大半を担う 15～64 歳の人口では、2045 年で 111.3 万人と、2015 年から 46.2 万人も減少すると見込まれている（29.4%減）。自治体間での人口移動等によって多少の誤差は生じるだろうが、出生率や死亡率が余程大きく変わらなければ、将来の人口減少はほとんど確定事項である。

7 公共施設等総合管理計画

人口減少社会に入る一方で、過去に大量に建築した公共施設の老朽化問題が日本全国で発生し、総務省は平成 26 年 4 月に全国の自治体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請した。これを受けて京都府は平成 29 年 3 月に「京都府公共施設等管理方針」を策定した。管理方針の対象施設は京都府所有の「公共建築物」と道路・河川・水道等の「インフラ」に分かれる。

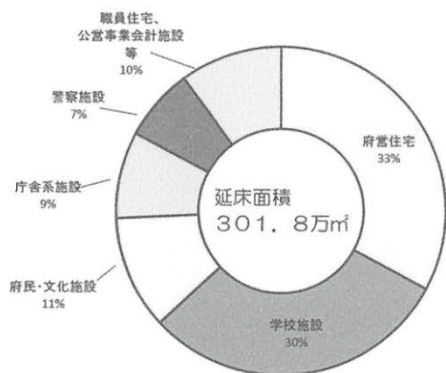
7.1 京都府の保有建築物

(1) 概況

京都府が保有する建築物は平成 27 年 9 月末時点で 962 施設、延床面積は 301 万 m²あり、うち府民・文化施設は 101 施設、33.7 万 m²に上る。その内容

は文化会館、福社会館、図書館、博物館、スポーツ施設、研修施設、福祉施設などがあり、非常に多くの施設を有している。

本報告書が対象とする勤労者福社会館は、公共建築物「府民・文化施設」の「福社会館」に分類される。



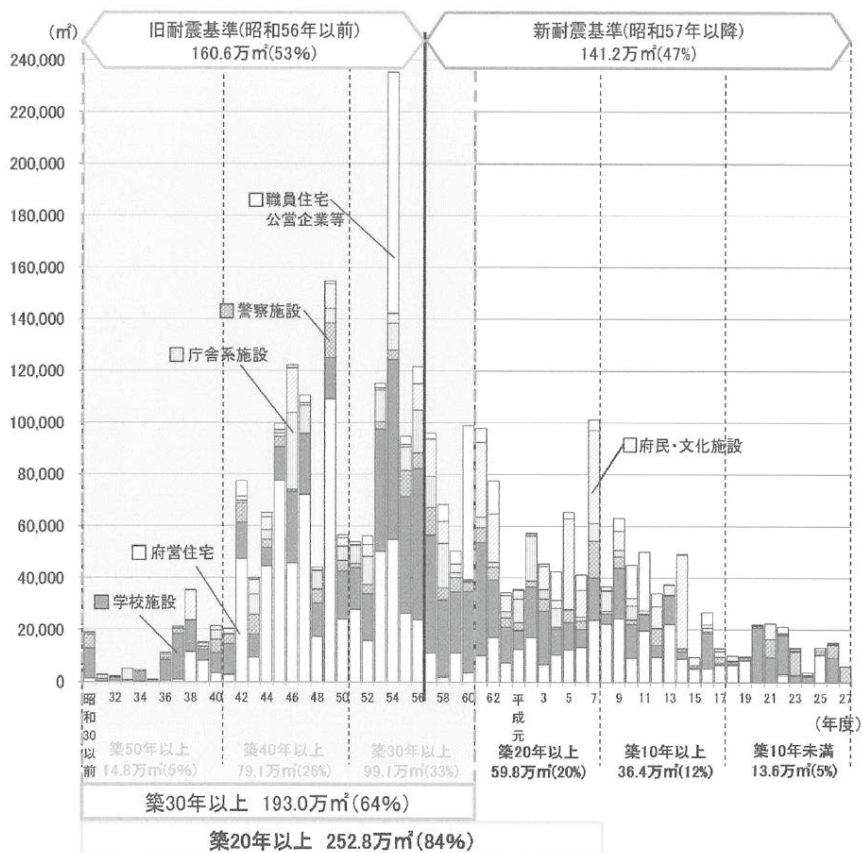
施設類型	施設数		延床面積(m ²)
	施設	棟	
1 庁舎系施設	175 施設	873 棟	257,249
2 府民・文化施設	101 施設	535 棟	337,739
3 学校施設	82 施設	2,384 棟	913,555
4 警察施設	368 施設	1,189 棟	216,049
5 府営住宅	136 施設	2,004 棟	990,716
6 職員住宅	55 施設	196 棟	29,015
7 病院	1 施設	11 棟	12,028
8 電気・水道・下水道等事務所	44 施設	419 棟	261,405
	962 施設	7,611 棟	3,017,756

(平成 27 年 9 月現在)

他の都道府県と比較した場合、総延床面積では全国で 19 番目の規模であるが、人口一人当たりでは 1.15 m²であり、全国で 43 番目の規模となっている。

総延床面積は財政力のある都道府県が公共施設を多数建設するため、人口の多い都道府県が上位に並ぶのに対し、人口一人当たり延床面積では、財政力のある都市は自ら公共施設を建設するため、大きな政令指定都市(京都市)を抱える都道府県の順位は低くなる。

(2) 築年別状況



京都府が保有する建築物は、昭和40年代に府営住宅、昭和50年代に学校施設の建築が多かった。ほとんどで耐震補強工事は実施済であるが、建物の老朽化が進んでおり、今後の整備予算が嵩むことが見込まれる。

(3) 維持管理・更新コスト

総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」等によれば、今後40年間ににおける維持管理・更新コストは公共建築物で約4,700億円、インフラで約6,700億円と試算された（平成28年度当時の試算であるため、現時点までの土木・建設単価の上昇を鑑みれば、更に多額の費用が必要と見込まれる）。インフラでは京都府各所の多くの橋梁が更新時期を迎えるほか、多発する豪雨災害に備えた河川改良工事など、自治体として優先度の高い課題が多い。

上記は長寿命化等の対策を講じた場合の金額であり、対策が講じられなければ公共建築物で約6,700億円、インフラで約8,300億円が必要と見込まれた。京都府の平成30年度決算における投資的経費と維持修繕費の合計約

1,100 億円に鑑みても長寿命化等の対策は必須である。なお、この長寿命化等には施設の統廃合も当然に含まれている。客観的に見れば、全ての建築物を維持更新していくだけの財源確保は困難と思われ、また前述の将来人口を考慮すれば全てを維持更新すべきでもないと思われる。

7.2 京都府公共施設等管理方針

(1) 要旨

京都府の公共施設等管理方針は、これまでの取組を踏まえた上で、まず基本的な考え方として、①安心・安全の確保、②財政負担の軽減と平準化、③施設の長寿命化を掲げ、次に公共建築物への取組方針として、①耐震化等の安心・安全の確保、②点検・診断等の実施、③修繕・改修等の計画的な推進、④長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減、⑤施設の集約化・共用化等の推進、⑥民間活力等の活用を挙げている。

このうち抜本的な見直しとなる⑤については、将来的な行政ニーズを踏まえた施設のあり方を検討し、国や市町村の所有する施設や民間施設とも連携して、廃止や統合・複合化などの方針を定めるとされている。行政区域が狭い市町村では、公共施設の維持管理について危機感を持ち、後述する福知山市や宇治市のように、具体的な統廃合計画や数値目標を立て、達成状況まで報告している例もある。

しかし、京都府では個別施設の統廃合などの判断はあくまで施設所管部局が個別に検討すべきこととなっており、現時点では全体的な総量縮減の数値目標の設定はない。すなわち、京都府の公共施設等管理方針はメンテナンスサイクルの適正化に主眼が置かれているといえる。

なお、京都府は平成 21 年 12 月に府有資産利活用推進プランを策定しているが、対象はあくまでも現在未利用となっている府有資産である。令和元年度では旧京都府中小企業会館や各種公舎など 9 件合計で約 13 億円の売却実績があるが、現在も利用中の府有資産の利活用について言及するものではない。

(2) 個別施設計画

国のインフラ長寿命化基本計画は令和 2 年度までに施設類型ごとの個別施設計画を作成することを求めている。京都府は先の管理方針に基づき、所

管部局が令和 2 年 12 月上旬で 16 類型中 11 の個別施設計画を策定済であるが、勤労者福祉会館が属する「府民・文化施設」は未策定である。

(3) 施設カルテ

個別施設計画を策定するに当たり、所管部局は個別の施設カルテを作成して府有資産活用課に提出することとなっている。施設カルテには基本情報のほか、耐震・劣化度評価や過去の修繕履歴・今後の修繕予定を記載することが求められている。

勤労者福祉会館の施設カルテを確認したところ、建物の劣化度評価における法定点検の項目において、複数の会館で屋根や外壁に係る劣化度評価が記入されていないかった。

⇒ 第 4 共通事項・総括 1.1 指摘事項 5

第3 各会館の運営管理状況

1 体育館併設型会館

京都府の勤労者福祉会館は基本的に会議室・集会室を利用者に貸し出すものであるが、山城勤労者福祉会館と口丹波勤労者福祉会館は体育館を併設し（体育館併設型会館）、城南勤労者福祉会館と丹後勤労者福祉会館は職業訓練センターを併設し（職業訓練併設型会館）、中丹勤労者福祉会館は会議室・集会室のみの施設（会議室型会館）となっている。以下のとおり体育館併設型会館の運営管理状況から検討結果を報告する。

1.1 山城勤労者福祉会館

1.1.1 会館の概要

(1) 施設の概要と特徴

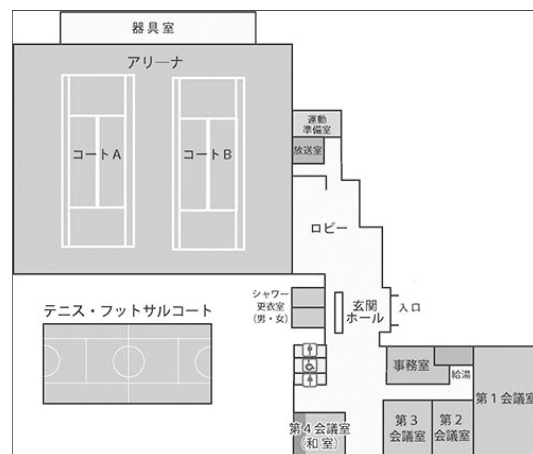
施設名称	京都府立山城勤労者福祉会館				
所在地	京都府綴喜郡井手町大字井手町小字大塚 99-35				
設置時期	昭和 60 年 4 月				
施設の設置目的	勤労者をはじめ地域住民の交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として設置				
施設機能	体育館	アリーナ（バスケットコート 2 面など 1,286 m ² ）			
	会議室等	第 1 会議室（146 m ² 定員 120 人） 第 2 会議室（45 m ² 定員 30 人） 第 3 会議室（52 m ² 定員 36 人） 第 4 会議室（和室 18 畳 定員 30 人）			
	その他	テニスコート兼フットサルコート（屋外 1 面）			
施設構造種別	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建	延床面積	2,255 m ²		
交通アクセス	JR 玉水駅 徒歩 15 分 駐車場 35 台（うち、身体障害者用 1 台）				
営業時間・営業日	営業時間	午前 9 時～ 午後 9 時 30 分 （延長は午後 10 時まで）	休館日	（会館条例上）毎月第 3 水曜日、12 月 28 日～1 月 4 日	
				（現状）12 月 31 日～1 月 2 日	
指定管理者	日本環境マネジメント株式会社				
	指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日		所在地	埼玉県さいたま市 浦和区仲町 1-12-1
	選定方法	公募	業種	総合ビル管理事業及び指定管理者事業	

山城勤労者福祉会館（以下「山城会館」という。）は、勤労者をはじめ地域住民の会議・研修・スポーツ及び教養・文化活動に資する機能を備えた施設であり、京都府綴喜郡井手町の自然豊かな丘陵地の中腹に設置されている。JR 玉水駅から徒歩 15 分のところにあるが、山間に位置することもあり車で来訪する利用者がほとんどである。駐車場は最大で 35 台駐車できるが、体育館で大会利用等を実施する際には多数の団体が利用するため、隣接する井手町立施設の駐車場を利用させてもらっている。

井手町、木津川市、精華町などの山城南部地域の利用者が主であるが、特に体育館の施設数が京都府南部地域でも限られていることもあり、京都市内や京都府外からの利用もある。利用用途はバスケットボールやテニス、バドミントン、バレーボールと体育館スポーツを中心に、地域のイベント活動でも利用されている。会議室も設置されており、地域住民の交流と文化活動の場を提供するとともに、体育館利用者の控室としての利用も見られる。



(2) 設備の状況・配置図





< 体育館 >



< 会議室（洋室） >



< 会議室（和室） >



< テニス・フットサルコート >

山城会館では体育館バスケット 2 面分と会議室 4 室、テニス・フットサルコートを貸出設備として整備している。

① 体育館

バスケットボール 2 面分の広さで室内テニスやバドミントン・バレーボールなどの室内競技に利用されている。主に地域サークル団体に利用されているが、団体予約が入っていない時には個人での利用開放を行っている。コロナ禍においては、個人利用が例年に比べて非常に増加している。

② 会議室

会議室には長机と椅子が整備されており、企業や団体の研修・打合せのみならず、文化サークルの活動やヨガ教室など多目的な利用に供されている。また、大規模イベントや各種スポーツ大会時には開放スペースや選手控室としての利用を促して、会館の全体利用に繋げている。

③ テニス・フットサルコート

体育館に隣接するコートは、屋外テニスやフットサルに利用される。2012 年にナイター照明を設置したことで利用可能時間が延長されて、現役勤労者にも利用しやすくなったことをきっかけに利用者は激増している。また、各種スポーツ大会などの利用により利用者で体育館が溢れかえると予想されるときには、隣接しているコートを増加人数の緩衝地帯として貸

出しすることもあり、会館一体としての利用を促すようにしている。

井手町には山城会館のような体育館施設がなく、また、多人数が収容できることや町民の指定避難所の観点からも地元地域になくってはならない存在となっている。山城地方全域を見渡しても京田辺市や城陽市、宇治市などは市立の体育館を有しているものの、広域性に優れた体育館としての存在意義は高い。

(3) 利用料金

山城会館の利用料金は令和元年10月1日の消費税率の改正（8%→10%）を機に改定され、改定後の利用料金は下表のとおりとなっている。これらは会館ホームページにも記載することで周知を図っている。

<会議室>

（単位：円）

申込区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
室名	定員	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30
第1会議室	120人	3,870	4,590	5,300	7,600	8,900	12,300
第2会議室	30人	1,220	1,420	1,630	2,300	2,700	3,800
第3会議室	36人	1,420	1,630	1,930	2,700	3,200	4,400
第4会議室	30人	1,630	2,040	2,340	3,300	3,900	5,400

<体育館>

申込区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30
全面（平日）	4,280	5,300	6,320	8,600	10,400	14,300
全面（土日休日）	5,100	6,420	7,440	10,300	12,400	17,000
片面	2,040	2,440	2,950	4,000	4,800	6,600
個人使用	250	250	250	400	400	600

<テニス・フットサルコート>

申込区分	終日
	9:00～21:30
1時間当たり	610

なお、コロナ禍における会館運営方針として、山城会館では会議室の定員

を通常の半分に限定して貸し出している。

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制を採用しており、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となる。また、利用料金の額は、会館条例別表 3 で午前・午後・夜間それぞれの使用時間帯ごとに上限が定められており、当該上限以内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て利用料金を定める。

山城会館の利用料金は会議室及び体育館について会館条例で定める上限金額で設定している。午前・午後や午後・夜間及び全日を通して利用する場合の料金については、それぞれの合計よりも低く設定している。なお、夜間の部は 22 時まで延長が可能となっており、その際には延長料金を収受する。テニスコートは会議室・体育館と同様に午前・午後区分で条例上限料金が設定されているが、利用者の利便性や他のコート使用料を参考にして、山城会館では 1 時間ごとの利用料金を設定して、1 時間以上の利用者であればその後 30 分単位での貸出しも 1 時間利用の半額で行っている。利用料金は条例上限額や近隣のテニスコート利用料金と比べても、格段に安価に設定されており、利用者数増加・利用率上昇に一役買っている。

体育館は団体が利用することが多いものの、予約が埋まっていない区分においては個人利用にも開放されている。個人利用の予約は受け付けられていないことから、団体利用の場合の利便性に比べて劣るものの、令和元年度の個人利用は 63 区分 191 人に及んでいる。特に新型コロナウイルス感染症の影響により団体利用の自粛ムードが出てきた令和 2 年 3 月には 48 人、令和 2 年 4 月は臨時休館までの 9 日間で 80 人が利用したことからも、個人利用制度は利用方法の多様性を与えていると考えられ、それは利用者満足度に繋がっていると推察される。当然、空いた区分の利用促進を図りたい指定管理者の意向にも合致する。

体育館の利用料金は、会館条例において全面使用（2 面）と部分使用（1 面）で異なる設定を行っている。通常、利用料金は利用を促進するために全面的な利用を部分的利用よりも安価に設定する傾向にあるが、勤労者福祉会館は逆の設定である。利用者が別名義で 2 面それぞれ部分利用（1 面）することで両面予約の割増料金を回避するという不実利用の可能性を完全には払拭できないが、現在は指定管理者による視認等で対応している。

また、全面使用には平日料金と土日祝日に差を設けているが、部分使用では平日と土日祝日に差を設けていない点も特徴的である。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.3 意見 18

また、各種スポーツで利用することが想定される附属設備も下表の利用料金（いずれも一使用時間区分当たりの値段）を設定して貸し出している。

附属設備名（主な設備）	単位	利用料金（円）
バレーボール支柱	1組	230
テニス用支柱	1組	230
卓球台	1台	120
テニスラケット	1本	120
卓球ラケット	1本	40
バスケット・バレーボール	1個	60
トランポリン	1台	470
バスケットボール競技用具	1式	1,220
体育館用移動式黒板	1台	60

※ 上記のほか、多数の設備あり

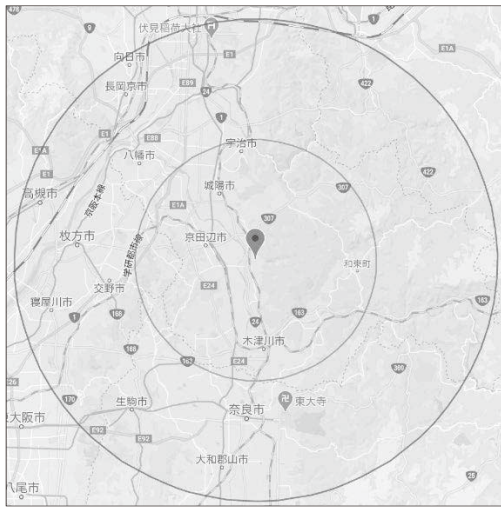
山城会館のホームページには附属設備について有料で貸し出している旨の記載のみで、設備内容や利用料金は開示されていなかったが、監査期間中に開示され措置済みとなっている。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.3 意見 19

1.1.2 外部環境・ロケーション

(1) 人口

山城会館は京都府綴喜郡井手町の自然豊かな丘陵地に設置されている。施設の半径10km内には宇治市、城陽市、京田辺市、木津川市などの京都府南部のベッドタウン、半径20km内には大阪北摂地域や奈良県北部も含まれる。



井手町を中心に木津川市・精華町などの相楽地域、城陽市・宇治市などの山城中部地域からの利用が主であるが、京都市内や京都府外からの利用もある。どの地域も体育館の数は限られるため、体育館は会議室に比べると広域の利用が期待できる。井手町を中心とした10km圏内エリアの各市町村人口の推移（国勢調査3時点）は下表のとおりとなっている。比較的人口が増加又は維持してきた地域であるといえる。

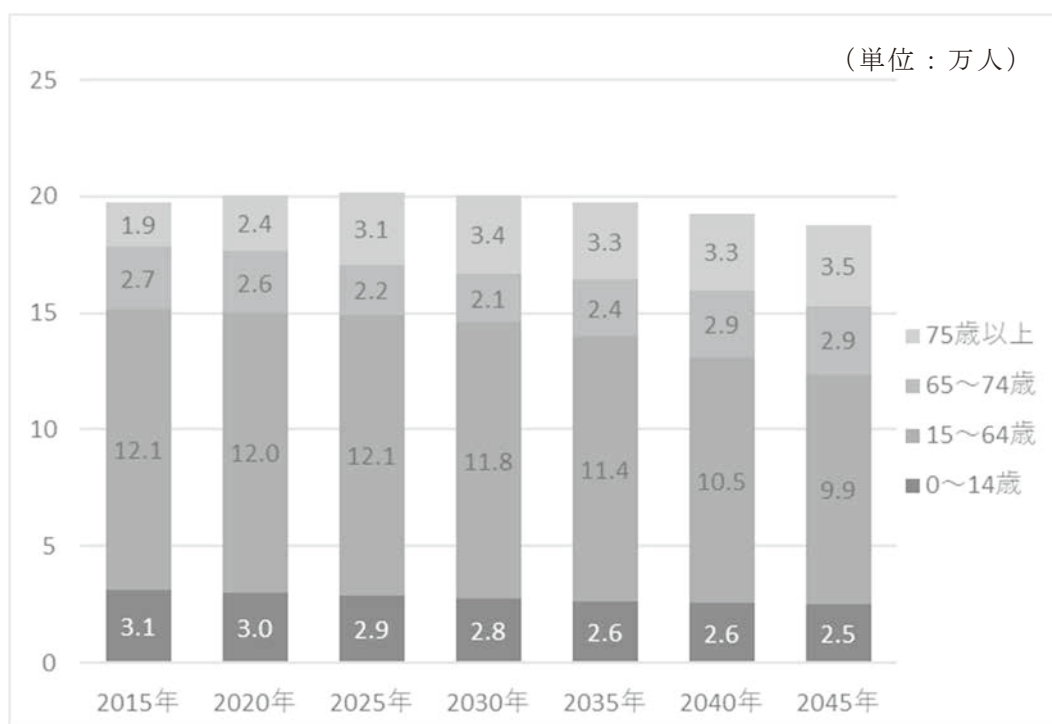
人口	15歳以上人口総数			労働力人口		
	平成7年	平成17年	平成27年	平成7年	平成17年	平成27年
宇治市	155,284	161,998	157,519	95,676	92,678	85,470
城陽市	72,485	71,134	67,321	44,445	41,024	36,143
久御山町	15,030	14,233	13,393	10,078	9,330	7,874
井手町	7,977	7,782	7,047	4,732	4,425	3,765
宇治田原町	7,415	8,406	8,120	4,711	5,227	5,068
京田辺市	45,393	54,766	59,693	25,748	29,593	31,946
木津川市	43,103	53,714	59,920	25,933	31,922	33,587
(山城町)	(7,883)	(7,713)		(4,853)	(4,483)	
(木津町)	(21,515)	(32,130)		(13,031)	(19,286)	
(加茂町)	(13,705)	(13,871)		(8,049)	(8,153)	
相楽郡4町村	29,178	37,150	37,934	17,581	21,883	21,014
合計	375,865	409,183	410,947	228,904	236,082	224,867

増加率 (平成7年比)	100.0%	108.9%	109.3%	100.0%	103.1%	98.2%
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

日本の地域別将来推計人口によれば、井手町以南の主要山城南部地域（京

田辺市、木津川市、井手町、宇治田原町、精華町)の将来人口は下表のように維持又は限定的な減少で推移すると想定されている。近隣施設の状況や人の生活動向が変わらない限り、山城会館を取り巻く環境は現在と同じ状況が続くと考えられる。

年齢	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	30,989	30,263	28,666	27,578	26,448	25,754	24,985
15～64歳	120,611	119,746	120,507	118,297	113,513	104,940	98,719
65～74歳	26,654	26,446	21,615	21,073	24,251	29,084	29,197
75歳以上	19,026	24,354	31,204	33,647	33,114	32,995	34,747
合計	197,280	200,809	201,992	200,595	197,326	192,773	187,648
合計の対2015年比		101.8%	102.4%	101.7%	100.0%	97.7%	95.1%



(2) 近隣類似施設

山城会館の半径 10km 圏内には以下のような公共施設が設置されており、公共サービスの偏在解消を目的とした広域概念を有する京都府が所有する施設としての在り方も問われるところといえる。



《 体育館 》

- ① 府立山城総合運動公園
- ② 城陽市総合運動公園
- ③ 田辺中央体育館
- ④ 精華町立体育館

《 会議室 》

- ⑤ 井手町立山吹ふれあいセンター

《 体育館 》

立地条件や設備によって多少は異なるものの、近隣施設体育館の利用率は50%～80%と高水準を推移している。山城会館は近年 80%超の利用率となっており、近隣施設の利用率を凌駕していることは素晴らしいといえる。この利用率の高さの主要因として、利用料金の安さが一番に挙げられる。下表は山城会館と近隣施設体育館の利用料金比較であるが、例えばバスケットボールでの終日利用を想定した場合には、他施設に比べて半値以下の料金設定となっていることが分かる。

公共施設名称	利用時間	バスケットボール一面当たり利用料金 (土日終日)
山城勤労者福祉会館	9:00～21:30	半面 6,600 円 (12.5 h) + 3,660 円 (附属設備)
① 山城総合運動公園	9:00～21:00	1/3 面 20,430 円 (12 h)
② 城陽市総合運動公園	9:00～22:00	1/3 面 13,000 円 (13 h) + 9,100 円 (照明代)
③ 田辺中央体育館	9:00～22:00	全面 14,400 円 (12 h) + 18,000 円 (照明代)
④ 精華町立体育館	9:00～22:00	1/2 面 17,680 円 (13 h) + 8,060 円 (照明代)

※ ②は要望があれば早朝 6 時からでも利用可能

《会議室》

山城会館に隣接する⑤井手町立山吹ふれあいセンターの会議室は使用料を徴収する対象施設ではあるものの、使用料免除措置のある町関係機関や町内の各種関係団体の使用がほとんどであった。このため単純な比較の対象としてはそぐわないかもしれないが、集会室（111.75 m²）の平成30年度の年間利用件数は254件であったため、山城会館と同じく全日3区分×362日の利用枠があったと仮定した場合、同センターの利用率は23.4%と推計された。

無料施設にもかかわらず利用率が限定的であることから、地域におけるそもそもの会議室ニーズの減少が見て取れる。そのような環境において、山城会館の会議室利用率（令和元年度17.8%）は健闘しているといえるのかもしれない。

1.1.3 指定管理者

(1) 指定管理者

① 指定管理者選定状況

昭和60年4月に山城会館を開設して以降、運営を財団法人 京都府民総合交流事業団に委託していた。平成18年度から指定管理者制度を導入した際に、株式会社トータル・プランニング・エヌが指定管理者となったが、平成26年度の指定管理者選定時に他府県での指定管理者実績や利用向上の提案内容から効果的な施設活用が期待出来るとして、現在の指定管理者が選定されている。

応募申請時提出書類には、i 事業計画書、ii 収支計画書、iii 勤労者スポーツ事業・自主事業に関する事業計画書、iv 運営体制表、v 利用料金設定表などが含まれており、継続的な運営能力に加えて、特に利用者促進策が選定時に重視されることが募集要項に記載されている。

募集要項 3(3) ④ 自主事業の実施に関する業務

会館の設置目的に沿った自主事業の実施により、施設が活性化することを期待しています。応募団体は積極的に提案してください。

特に施設を活性化させる事業の提案は選定における重点と考えております。

なお、自主事業の実施に関する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとします。（例：集客イベント・講演・講座等）

現在の指定管理期間（平成30年4月1日～令和3年3月31日）に関する選定審査会における審査結果は、以下のとおりである。

申請団体	評点
日本環境マネジメント株式会社	91.8
A社	86.4
Bグループ	86.4 未満
C 共同企業体	86.4 未満
選定理由等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の管理運営に十分な知識を有し、他府県における同様の施設管理運営の経験も活かすなど安定した管理運営が期待できる。 ・ 利用状況や利用者ニーズ等を踏まえ、運動設備の設置など新たな利用向上の提案がされるなど効果的な管理が期待できる。 	

② 指定管理者の概況

指定管理者である日本環境マネジメント株式会社は埼玉県さいたま市に本社を構え、ビルなどの施設管理や様々な自治体が保有する公共施設の管理・運営を行う指定管理者事業、家庭ごみや事業廃棄物などの一般廃棄物収集運搬処理を主たる事業とする会社である。指定管理者事業では指定管理者制度の発足後、30超の自治体の50余施設において管理・運営を受託している。近隣では木津川市加茂文化センター（あじさいホール）や木津川市山城総合文化センター（アスピアやましる）なども同社による運営が行われている。

指定管理者の運営継続性の観点から、京都府は指定管理者の経営状況を把握する必要がある。令和2年3月期の直近決算書によれば、指定管理者は安定した経営基盤を有しており、指定管理者業務の継続性に疑義は認められない。

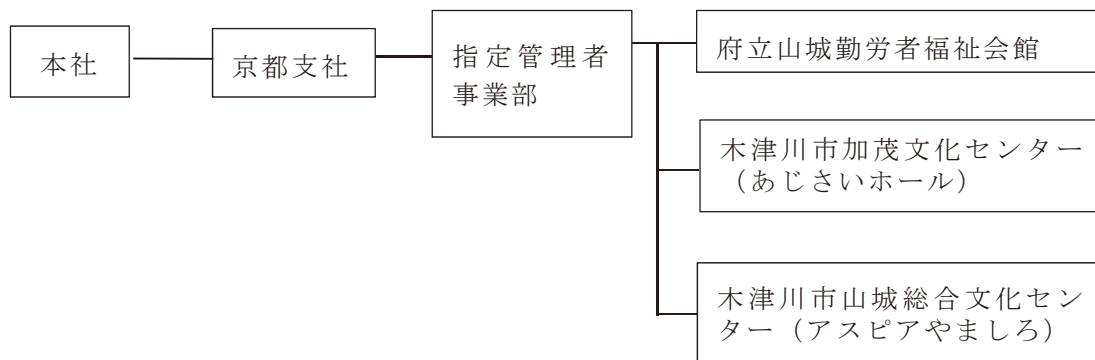
(2) 運営体制

業務内容は会館の①施設運営に関する業務、②施設及び設備等の維持管理に関する業務、③その他付随する業務から構成される。「施設運営に関する業務」には施設使用の承認や利用料金の収受に関する業務に加えて、利用増加を図ることも含まれている。「施設及び設備等の維持管理に関する業務」は貸与された府有施設及び設備の保安・防災等の管理や清掃、警備業務が含まれる。その他、各年度に実施する事業計画書や事業報告書を京都府に提出するように求められている。

これらの業務を遂行するために常に複数職員による勤務体制が必要となることから、指定管理者の選定においては人的能力の審査項目を設けている。

指定管理者は京都支社として精華町に事業拠点を有して、山城地域に位置する山城会館を除く 2 施設を含めた運営管理を行っている。

(組織図)



(人員配置)

職名	人数	雇用形態	担当 (職務分掌)
館長	1 人	契約社員 (週 40 時間)	統括責任者、事業企画
副館長	1 人	パート社員 (週 30 時間)	自主事業企画
マルチスタッフ	6 人	パート社員 (週 20 時間)	受付・清掃・データ集計
合計	8 人		

施設開館時間は指定管理者の募集要項で 9 時から 21 時 30 分までとなっているが、利用者の利便性向上のため 22 時まで延長して運営に当たっている。スタッフは少数で構成され、かつマルチスタッフは週 20 時間程度を予定するパート社員であり、長い開館時間の会館運営を円滑に行うため 2 交代による勤務体制がとられている。

1.1.4 運営管理状況

(1) 予約受付・利用・キャンセル

① 施設利用予約に関する基本方針

会館条例第 4 条において会館利用者の使用承認権は指定管理者に与えることとしている。また、京都府は山城会館の指定管理者募集要項や京都府立山城勤労者福祉会館管理運営業務仕様書 (以下「山城仕様書」という。) で予約・承認・利用について「平等利用を確保すること」を求めているが、平等

に関する解釈や詳細運用方針（予約手段や会館使用者の選定など）は指定管理者に委ねられている。

山城会館では事業年度単位で手書きの予約台帳を配備して、全ての予約状況を管理している。

② 予約業務フロー

<年間予約>

年間予約の調整は京都府の公共施設として多くの利用者に公正かつ効率的に使用してもらうことを目的として、翌年4月1日から翌々年3月31日までの期間を対象に実施される。申請は12月15日からの1ヶ月間を受付期間として設定している。利用が集中する土日祝日は年間予約数を利用可能枠の50%程度に抑えることで、広範な利用者が利用できるよう配慮している。

- i. 利用予定者から使用日程に関する調査票を提出してもらう。提出方法は窓口持参、メール、郵送、FAXとしている。
- ii. 年間調整に関する優先グループを順位付けてホームページで公表しており、当該方針に基づく年間予約調整を行う。

順位	分類	内容
1	グループ A	京都府及び府内地方自治体又はそれに準ずる団体が主催又は共催する事業
2	グループ B	京都府内の公共団体の実施する事業のうち非営利を目的とした事業（準備・周知等に時間を要するもの）
3	グループ C	競技大会・大型イベントなど （準備・周知等に時間を要するもの）
4	グループ D	その他年間を通じての計画が必要な活動

- iii. 予約決定となった場合には、手書きの予約台帳及び業務支援システムに当該情報を入力し、申請者に対して「予約決定通知書」を送付する。

<通常予約>

次年度の年間予約は例年2月上旬に確定するため、それ以後に次年度に係る通常予約の受付を開始する。

- i. 予約は窓口、電話、FAXで受付を行っており、利用予定者は予約時に団

体名と利用目的、利用日時を伝達する。予約決定となった場合は、手書きの予約台帳及び業務支援システムに当該情報を入力する。

- ii. 窓口受付の場合、受付時に「京都府立山城勤労者福祉会館使用承認申請書」（以下「承認申請書」という。）に必要事項を記入して、利用料金とともに窓口担当者に提出する。承認申請書は複写式になっており、担当者は2枚目の使用承認書を利用者に交付して予約完了となる。
- iii. 窓口受付以外は後述する③のフローに移行する。

会館利用が活況になり予約が困難になるほど、予約手段や予約決定方法の公平性に対して地域住民が疑念を持つこととなる。現在、利用者アンケート等でそのような意見は出ていないが、アンケート対象者は会館利用者であるため、参考とはならない可能性もある。

公共施設として、このような疑念を払拭するには、前述の予約に関する情報開示とともに、実質的な公平性を担保する必要がある。

現在の予約手段は窓口・電話・FAXで行われ、予約決定方法は原則として先着順ではあるが、特定の利用者に予約が偏らないように指定管理者が裁量的に調整をしている状況である。この予約手段については、若い世代の利用を促進するためにも、Web等の利用は検討すべきであるが、京都府が運用している公共施設予約システムには、予約機能と抽選機能の双方が具備されている。

指定管理者による調整という不透明な予約決定方法は、顔見知りの常連団体を優遇しているのではないかなどの疑念が生じかねないと危惧され、利用頻度が少ない者や初めての利用者にとっては不満となるおそれもある。特に体育館は比較的高い利用率で推移しており、今後、利用者が不満を抱く前に公平感を担保するような体制に移行することが求められる。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.8 意見 25

③ 施設利用業務フロー

- i. 利用者は使用する直前までに承認申請書に必要事項を記入して、窓口担当者に提出する。承認申請書は複写式になっており、担当者は2枚目の使用承認書を利用者に交付する。
- ii. 利用者は原則として利用日までに窓口で利用料金を支払い、窓口担当者

は利用料金と収入金の一致を確かめて会社所定の領収書を利用者発行する。年度を超えた利用料金は受け付けておらず、前受金は発生しない。

- iii. 窓口担当者は入金を受けた団体について、予約台帳において料金回収に関する消込を行うことにより料金未納を把握する。
- iv. 窓口担当者は利用申請書を日次単位でファイリングして、利用者の情報をまとめた収納総括表を作成する。収納総括表に記入される情報は、団体名・収入管理区分ごとに分けた収納金額・利用者数であり、当該情報を業務管理システムに入力する。
- v. 管理者（主に館長）は収納金の指定管理者の口座への預入れを行うが、その際に利用料金収納のチェックを行う。チェックするポイントは使用承認申請書に記載された利用料金の記載誤りの有無、使用承認申請書の記載が漏れなく日次収納総括表に記載されているか、日次収納総括表が正確に計算されて、合計額が手許現金と一致しているかの大きく3点である。なお、管理者は収納総括表に記載された利用者数をチェックするとともに、当該利用者数が業務管理システムの収納情報に正しく入力されたか確認を行う。

上記の施設利用収納に関して確認したところ、特段の問題は見受けられなかった。

- ・ 任意月（平成31年4月）における総勘定元帳の利用収入金額と収納総括表の月次合計額が一致していることを確かめた。
- ・ 任意月（平成31年4月）の口座預入額が日次収納総括表と一致していることを確かめた。

④ スポーツ・自主事業

スポーツ事業及び自主事業は指定管理者が会館使用目的を逸脱しない範囲で行う会館の利用促進施策である。いずれも指定管理者募集時に管理期間に実施すると表明した事業を基本として、年度ごとに補正を加えた事業計画書を提出する。

- i 指定管理者は事業計画で予定した事業を実施するために各事業の周知を図る。各事業では最少催行人数が指定管理者の判断で定められている。
- ii 開講となった講座や教室・大会では、申込みをした個人及び団体から参

加費を収受する。講座・教室ごとに参加者名簿（参加費受付表）を整備して、当該名簿に参加費の収受を記録する。

- iii 収受した参加費も施設の利用料金と同様に日々の収納総括表で現金管理されており、管理者によるチェック及び口座への預入れに関しては施設利用と同様のフローを実施する。

⑤ 施設利用キャンセルフロー

原則としてキャンセルは認めておらず、利用しない場合でも利用料金の納付を求める（利用の前日までに連絡があり、別日への振替は一部認めている）。キャンセルした団体から利用日前日までに利用料金を収納していない場合には、後記（2）請求と同じ業務フローで団体に対して請求を行う。

(2) 請求

利用料金は原則として利用日までに窓口において払い込まれるが、一部の利用者においては振込を了承しており、具体的には公的機関と学校法人の利用のみ認めている。振込を了承した利用者に対しては前記領収書に代えて請求書を発行することになる。また、ごく稀に利用日にキャンセルを申し出た団体に対して、当日収納が出来ないケースが発生するため利用料金に相当するキャンセル料を請求する。

- i. 利用者の振込を認めた団体等の利用に関しては、利用状況を確認して請求書を作成する。請求書は手渡し又は郵送により利用者に渡る。
- ii. 請求書を発行した場合には請求書発行管理簿に発行番号・発行日・請求先・請求額・担当者名を記載して管理し請求漏れを防止する。
- iii. 通帳入金を日々確認しており、請求使用料の入金があれば入金確認者は請求書発行管理簿及び施設使用台帳（予約台帳）に入金確認日及び確認者の押印により完了消込とする。

上記の請求入金管理に関して確認したところ、特段の問題は見受けられなかった。

- ・ 任意月（平成 31 年 4 月）の請求書発行取引の 2 件において、入金確認日付と入金額が一致していることを確かめた。
- ・ 任意月（平成 31 年 4 月）の口座入金情報を閲覧して、前年度決算で未

払金として認識すべき取引は検出されなかった。

(3) 現金管理

山城会館では利用料収納現金と事業等参加費収納現金、支出用現金に分けて管理している。利用料収納現金と事業等参加費収納現金は収納総括表で日々管理されており、収納額は利用料金収入及び事業収入と一致する。自主事業は指定管理業務とは別枠で収支報告を行うため、参加者から集めた参加費用は事業別の収納表により入金管理している。収納金は指定管理者の口座へ預け入れることになるが、預入れをする前に主に館長によって使用承認申請書金額と収納総括表、収納総括表と預入れ現金の一致を確かめている。

会館で必要となる経費は前記の収納金とは分けて、指定管理者の本部から仮払金という形で出納管理されている。仮払出納簿は支出の都度、支出日・費目・内容・金額を記載する形式で運用され、自主事業に係る会館利用料金も当該出納簿から支出されている（自主事業における会館利用支出と、指定管理事業における会館利用収入とを同額計上・記録することで、それぞれの収支を明確に区分している）。

上記の現金管理に関して確認したところ、特段の問題は見受けられなかった。

- ・ 任意月の仮払出納簿を閲覧し、異常な支出（内容・相手方・金額等）が無いことを確かめた。
- ・ 任意月の出納簿記載の取引が漏れなく収支計算書の支出として記録されていることを確かめた。

1.1.5 設備・備品管理

山城会館は勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 60 年 4 月に 565,300 千円の建設費を投じて建設された施設である。昭和 56 年 6 月の新耐震基準以降に設置しているため、耐震基準は満たしている。

施設及び設備等の維持管理に関して、京都府と指定管理者との間の負担関係は山城基本協定書に含まれるリスク分担表で取り決めている。

種類	項目	負担区分	
		指定管理者	京都府
施設等の管理運営	施設等の安全確保(保守点検等)	○	
	施設等の維持管理(清掃等含む)	○	
施設・設備等の修繕等	施設等の大規模修繕		○
	施設等の維持管理上の小規模修繕	○	
	施設等の新設、増改築		○
備品の修繕等	備品の修繕	○	
	備品の新規購入、更新		○

(1) 大規模修繕、施設新設・増改築、備品新規購入

構造上、主要な部分（躯体、基礎軸組等）に係る大規模修繕は予算の範囲内で京都府が行うこととされる。小規模修繕（1件1,000千円以内）を超える修繕についても、京都府は毎年指定管理者から工事要望シートを提出させて、予算の範囲で計画的に実施することになる。また、施設の新設や備品の購入についても府有資産そのものの取得に該当するため京都府が行う。山城会館において実施された直近の1,000千円を超える修繕は下表のとおりとなっている。

年度	修繕内容	金額
平成20年	事務棟屋上防水工事	9,345千円
平成21年	テニスコート改修工事	7,722千円
平成23年	体育館屋上防水工事	23,683千円
平成24年	会議室等空調機更新工事	1,791千円
平成25年	体育館床面修繕	2,468千円
	西側外壁面（災害）	2,415千円
平成30年	非常用放送設備工事	1,900千円
	災害復旧工事	16,826千円

山城会館は昭和60年に建設されて令和2年で築35年となる。利用状況や今後の展望を検討して、建替えや大規模修繕、又は小規模修繕で対応を続けるのか判断すべき時期に差し掛かっているといえる。

指定管理者から体育館アリーナ照明のLED化要望が京都府に提出されているが、予算措置はされていない。

(2) 小規模修繕等

小規模な修繕は府有資産である施設・設備・備品等の維持管理の範疇であ

り、原則として指定管理者の責任において修繕を行うことになる。年間の小規模修繕見込額は2,813千円の範囲で指定管理料に含めて支払われるが、実績に応じて見込額よりも下回った場合には、差額を指定管理料から減額し、上回る場合には京都府と事前に協議をした上で、必要な場合には増額される。指定管理者が京都府に提出した令和元年度の業務報告書に記載された指定管理料に含まれる修繕費一覧は以下のとおりである。

No.	支出内容	金額(税込：円)
1.	体育館床金具天板交換 KA164M30	27,000
2.	ウォータークーラー修繕	118,584
3.	男子トイレ洗面台水栓調整費	2,160
4.	男子和式便器フラッシュバルブ取替工事	48,919
5.	体育館吊戸取替工事(3ヶ所)	97,200
6.	第三会議室ドアキャッチ受け固定修理	27,000
7.	第一会議室ドア変形修理(2ヶ所)	64,800
8.	体育館倉庫入口西側引戸錠取替工事	25,380
9.	女子シャワールームドアクローザー取替修繕工事	41,580
上期合計		452,623
10.	VVF保護ホース取替工事	1,985
11.	門扉内北側外灯改修工事	82,500
12.	体育館ロビー東側外灯改修工事	49,500
13.	男女シャワー水栓つまり修繕(3ヶ所)	5,500
14.	体育館屋上ドレン廻り漏水修繕工事	118,470
15.	駐車場点字ブロック補修	194,920
16.	体育館南面樋補修工事	49,500
17.	浄化槽入口外壁塗装改修工事	49,500
18.	体育館1階屋根東側外周及び事務棟屋根外周塗装改修工事	1,045,000
19.	門柱塗装改修工事	33,000
20.	下駄箱修繕工事	176,000
21.	暖房便座	7,480
22.	第一会議室カーテンレール修繕	3,748
23.	プリンターヘッド修理	26,510
24.	体育館北面壁修繕	42,900
25.	男女トイレパーテーション修繕工事	117,700
26.	男女洗面台メラミン修繕工事	187,000
27.	体育館南西壁修繕	10,120
28.	ロビー&事務棟クロス張替え	159,313
下期合計		2,360,646
通年支出合計		2,813,269

(3) 備品等

「京都府立山城勤労者福祉会館の管理に関する基本協定書」（以下「山城基本協定書」という。）において、府有財産の備品（Ⅰ種）と指定管理者所有の備品（Ⅱ種）等は以下のように記されている。

	物品名	数量
備品（Ⅰ種）	荷車	1
	長椅子	7
	高所作業台	1
	サイドボード	1
	冷水器	1
	ワイヤレスマイクシステム一式	1
	卓球台	2
	トランポリン	1
	支柱 ※	2
	得点板	3
	30秒タイマー	2
	デジタイマー	1
	移動舞台	10
	洋画	1
	シート	1

※ 令和2年4月1日付の山城基本協定書で備品（Ⅰ種）から除外されている。

備品（Ⅱ種）	なし	
--------	----	--

備品（Ⅰ種）に関して、令和元年度の修繕費の中に冷水器の買替修繕費118,584円が計上されているが、京都府からの貸与備品台帳には以下の備品が登録されている。

備品コード	品名	取得価格	取得日	備考
0310050598	冷水器	100,590	2004/3/17	東芝 RWF-CW50P

現物の冷水器を確認したところ、備品台帳とは異なる品番の新品となっていた。この経緯について指定管理者に尋ねたところ、15年間使用した冷水器が壊れ、修繕するより新品を購入した方が安価であったため指定管理経費で買い替えたが、指定管理料では備品の更新が想定されていないため、修繕費で処理されている。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.1 指摘事項 6

1.1.6 事業計画

(1) 計画概要

指定管理者は山城基本協定書及び山城仕様書に基づき、毎年事業計画書を作成して京都府に提出する。山城会館の運営は当該事業計画に基づいて業務運営を行うことになる。

令和元年度事業計画における山城会館の運営方針は以下のように記載されている。



日本環境マネジメント株式会社は指定管理業務を事業の一つに据える会社であり、公共施設の指定管理業務でも利用者をお客様と呼ぶ教育、風土を作り上げている。

(2) 各種事業

① 勤労者福祉事業

勤労者福祉事業とは、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与するという会館の設置目的に沿った事業とされる。令和元年度に計画した勤労者福祉事業の実施状況は下表のとおりとなっている。

事業名	事業内容	参加者数
無料体験講座	主催事業として継続実施する教室等の初回参加料を無料体験日として位置付ける。	41人 (計10回)
〔私の風景画を楽しむ〕教室	水彩風景画の制作過程を通して絵画表現に係る基礎基本を学ぶとともに、自分らしい表現方法を楽しみながら見つけ出し、「私らしい風景画」を描く。	140人 (計24回)
初歩からの書道教室	書道の基礎基本を学びながら、日常生活の中で毛筆を活かせるよう工夫することを通して、あらためて書・毛筆の良さや素晴らしさを認識する。	119人 (計22回)
「やさしく、楽しく、美しく」リンパマッサージ教室	日常生活の中でリンパをマッサージすることで老廃物の排出や血流、免疫機能の改善、リラクゼーション効果などが期待できる。体内から美しくなることを目指して無理なく楽しく取り組む。	72人 (計12回)
苔玉で育てよう教室	近年静かなブームとなっている「苔玉」を、周辺の自然環境を活かして、素材となるコケや植え付け植物を採集し、高齢者をはじめとする地元住民を中心として気軽に苔玉栽培を楽しむ。	54人 (計5回)
スポーツ恋活 in やまきん	「婚活」ではなく「恋活」と称し、体育館での誰でもが気軽に参加できる各種スポーツゲームや昼食を交えたフリートークタイムなどを通じて、出会いの場を提供する。	中止
スポーツ恋活事前講座	スポーツ恋活への参加を考えている男女を対象に、異性との話し方、接し方などについて、婚活コーディネーターである講師からアドバイスを受けたり個別に相談したりする機会とする。	中止

山城会館の勤労者福祉事業では、主に文化教室を中心に展開されており、

地元住民を中心に参加者が集まっているようである。山城では会議室の利用率が体育館に比べて低水準となっているため、会議室を利用した教室を開催することで全体の利用率向上にも一役買っているといえる。また、スポーツで気軽に男女の交流の場を設けようという試みは、勤労者福社会館に新たな可能性を見出す面白い事業といえるが、女性の参加が少なく残念ながら中止となってしまった。

指定管理料は勤労者福祉事業の履行に伴う損失（利用料金収入－各種直接経費）を含めて算定されている。すなわち、勤労者福祉事業は自主事業等と異なり指定管理料に裏打ちされているため、事業実施は義務であるともいえる。そのような観点でいえば、勤労者福祉事業は必ず実施すると想定される事業とする方が望ましく、当該事業は会館活性化の目的で実施される自主事業とすべきであったと考える。

令和元年度の2事業の中止は参加者の男女比の偏りが出たため中止を判断したということであるが、中止の判断は妥当なのか、指定管理者の義務的業務である勤労者福祉事業とすべきだったのか疑念が残るところであるが、このようなチャレンジ企画は積極的に進めるべきであると考えます。

② 勤労者スポーツ事業、自主事業

勤労者スポーツ事業及び自主事業は、会館の利用促進を目的とした新たな取組や会館を知ってもらうPR活動に繋がるイベント事業と位置付けている。特に山城会館のような体育館併設型会館ではスポーツを通じた会館利用促進策とそれ以外に分けて、実態に応じた施策を展開することでより効果的になると期待される。

指定管理者が考案した実施事業は毎年提出する事業計画書において、事業概要と実施時期・定員数・参加料を記載する。会館の活性化及び利用促進に繋がるのであれば積極的に展開してもらうことを京都府の担当課は考えており、事業内容は指定管理者の創意工夫が発揮されることとなる。他自治体の指定管理も多く請け負う日本環境マネジメント株式会社にはその経験を大いに活かして運営することを選定時から期待されている。令和元年度に計画された勤労者スポーツ事業及び自主事業の実施状況は下表のとおりとなっている。いずれも個人の参加料は1回800円（月謝制であれば1回700円）と安価に設定されており、参加料に関する利用のハードルは下げられて

いる。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって中止となった事業もあったものの、会館の特徴を活かして体育館を利用したスポーツ事業を中心に事業を展開している。

<スポーツ事業>

事業名	事業内容	参加者数
初心者リフレッシュヨガ教室	ヨガのリラクゼーション効果を活かして日常をリフレッシュすることをメインに、勤労者を中心に参加者を想定した夜間開催とする。	302人 (計40回)
らくらく健康ヨガ教室	主に在宅の高齢者を対象に、体に負担をかけないよう用具も工夫するとともに、無理のない各自の体力に合ったヨガで健康を維持、増進を図る。	224人 (計41回)
アロハ！ハワイアンフラ教室	年齢に関係なく楽しめるフラダンスの基礎から学ぶとともに、音楽に合わせて楽しく踊ることでシェイプアップやリラクゼーション効果も期待できるエクササイズとなる。	365人 (計36回)
初歩からのアーチェリー教室	「ロビンフッドのように」を合言葉に、日ごろ接する機会の少ないアーチェリーについて、基礎基本から学んでその面白さや爽快感を体験する。	47人 (計6回)
バドミントンダブルス交流大会		中止 (コロナ)
バスケットボール交流大会		中止 (コロナ)
硬式テニスダブルス交流大会	利用団体をはじめ硬式テニスを愛好するチームが集い、トーナメント方式で対戦し、男女別の優勝を争う。	6チーム
ソフトバレーボール交流大会	男女混合によるソフトバレー交流大会(A・Bクラス別)トーナメント形式で競い、クラスごとに優勝を争う。	13チーム

<自主事業>

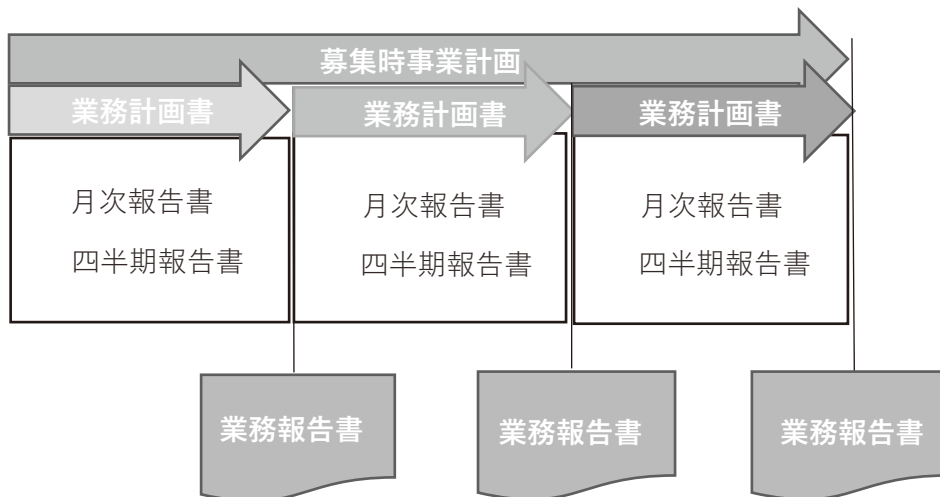
事業名	事業内容	参加者数
「南山城古代史セミナー」教室	メインテーマを「古墳時代」とし、古墳時代の概要と観測テーマの設定等について講義・指導を受け、「古墳と副葬品としての銅鏡」、「城陽市等における古墳の分布と時代背景」、「なぜヤマト王権が中心たり得たか」などの各自のテーマを設定して研究を進める。	34人 (計5回)
やまきん文化講座		中止 (コロナ)

やまきんスポーツフェスタ		中止 (コロナ)
やまきんサロン	お茶でも飲みながらゆっくりと、囲碁・将棋・読書・手芸など趣味の世界を広げお友達と楽しい時間を過ごす。	8人
物販	施設周辺にコンビニ等飲食物を入手できる場がない不便な環境であるため、利用者の利便性向上を目的に昼食やスポーツの補給食となるような物販販売を行う。	-

(3) 事業計画の見直し

指定管理者は毎事業年度終了後 50 日以内に業務報告書を提出しなければならない（山城基本協定書第 20 条）。指定管理者は募集時に提出した事業計画書から毎年度事業計画を見直して、当該年度の前年度 2 月末までに京都府に提出して承認を受けなければならない（同第 19 条）。また、毎月ごと及び四半期ごとに、会館利用状況や利用料金収入実績等を報告する必要がある（同第 21 条）。

募集時に立てた事業計画は月次及び四半期の業務を実施・報告していく過程で、指定管理者と京都府担当課の間で実施状況を共有する体制が整っている。共有した状況を次年度の計画修正に繋げることで乖離した計画とならないように配慮されている。



(4) 指定管理者の評価

京都府が山城会館に関する運営目標として設定している利用者数・利用率の実績は、月次・年次で京都府に報告されており、京都府の担当課では業務報告書により指定管理者の指導を行い、前期実績との比較分析を行っている。

なお、参考までに業務計画書で記載した利用率に関する計画目標値と業務報告書に記載された実績値をまとめると下表のとおりである。

〈業務計画書〉	年間利用率（目標） 単位：％		
	体育館	会議室 （４室）	テニスコート （フットサルコート）
平成 30 年度	84.0%	22.0%	77.0%
平成 31 年度	85.0%	23.0%	78.0%
平成 32 年度	86.0%	25.0%	79.0%
〈業務報告書〉	年間利用率（実績） 単位：％		
平成 30 年度	78.9%	18.9%	74.1%
令和元年度	82.7%	17.8%	82.5%

実績値に関しては、指定管理者も京都府の担当課も利用者数や利用率の計画値との乖離分析を行っていない。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.5 意見 22

1.1.7 利用状況

京都府は山城会館の管理運営の指定管理者募集に際して、以下のような運営目標を周知している。

2. 基本的な運営方針及び目標

会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。その運営に当たっては、会館の設置目的に沿って、常に利用者の視点に立ったサービスを提供し、その効果の最大化を図ることにより、利用者の満足度や施設価値が向上するよう次の運営方針及び目標により、施設を運営してください。

(1) 運営方針

～略～

(2) 運営目標

府民の利用対象となる部屋（体育館、会議室（４室）、テニスコート（フットサルコート））の全てにおいて、基準となる直近過去３年間程度における年間利用件数ピーク時の実績数値を上回る年間利用者数及び年間利用率の目標数値を設定し、管理運営を行うこと。

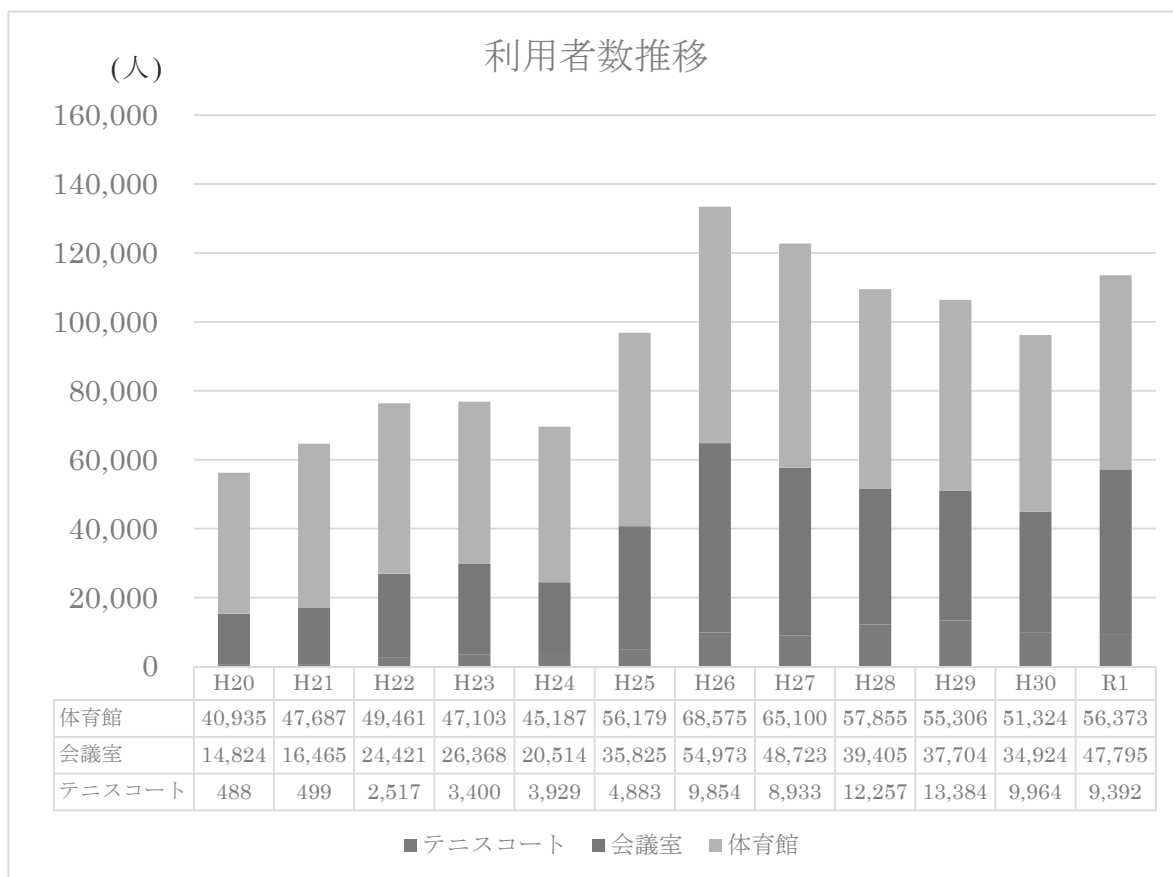
(ア) 基準となる実績数値（平成 28 年度）

- ・ 体育館 年間利用者数： 57,855 人（年間利用率：81.3%）
 - ・ 会議室（４室） 年間利用者数： 39,405 人（年間利用率：17.1%）
 - ・ テニスコート 年間利用者数： 12,257 人（年間利用率：68.9%）
- （フットサルコート）

(1) 利用者数

京都府では勤労者福社会館のみならず、他の施設等についても利用者数を運営目標として利用している。住民に利用してもらうことが公共施設の重要な役割の一つであることから、利用者数を運営目標に設定することは理解できる。

平成 20 年度以降の体育館及び会議室、テニスコートの利用者数は下表のとおりであるが、利用者数は利用申請書に記載された予定人数を収納総括表に日々手書きで転記されており、集計時にはそれを手計算によって集計しているとのことである。



なお、平成 26 年度以前の利用者数は前指定管理者のもとで集計されたものであり、その集計方法について現指定管理者には引き継がれていないとのことである。

利用者数の推移を見ると、平成 24 年度から平成 26 年度までにかけての体育館及び会議室の増加が著しいが、京都府の担当課によれば平成 24 年度及

び平成 25 年度は、井手町敬老会や文化祭の開催により増加し、平成 25 年度及び平成 26 年度は、大きなイベントの利用があったことから、増加したものであるという回答を得ている。

指定管理者は事業計画書において、指定管理期間における利用者数の目標値を以下のとおり設定している。

〈業務計画書〉	年間利用者数（目標値） 単位：人			
	体育館	会議室 （4室）	テニスコート （フットサルコート）	計
平成 30 年度	63,400	47,200	13,100	123,700
平成 31 年度	64,200	49,300	13,260	126,760
平成 32 年度	65,000	53,600	13,430	132,030
〈業務報告書〉	年間利用者数（実績値） 単位：人			
平成 30 年度	51,324	34,924	9,964	96,212
令和元年度	56,373	47,795	9,392	113,560

山城会館に利用者数の集計方法を具体的に確認したところ、井手町が主催する自治体の祭や敬老会での催しなどでは以下の方法で利用者数が集計されていた。

・主催者からの利用推定人数（1500 人）→午前・午後・夜間の各区分で集計

区分	体育館	第 1 会議室	第 2 会議室	第 3 会議室	第 4 会議室
午前	1500 人	1500 人		1500 人	
午後	1500 人	1500 人		1500 人	
夜間	1500 人	1500 人		1500 人	
合計	4500 人	4500 人		4500 人	

著しく乖離しない限りにおいて、主催者からの報告人数を一義的に信頼して集計する方法は差支えないが、実態と乖離していないかの検証は必要であり、来訪者数を体育館と会議室に割り付けて複数回集計する方法は、徒に利用者数を膨らませているだけであるとともに、午前・午後・夜間の区分で各人数を割り付けることも集計方法としては見直すべきである。来訪者数は各

区分の時間帯を全て合わせた人数を報告すべきものであり、全ての区分で1,500人が利用しているとは限らず、特に会議室では収容人数を著しく超過する人数を集計すること自体が不合理である。

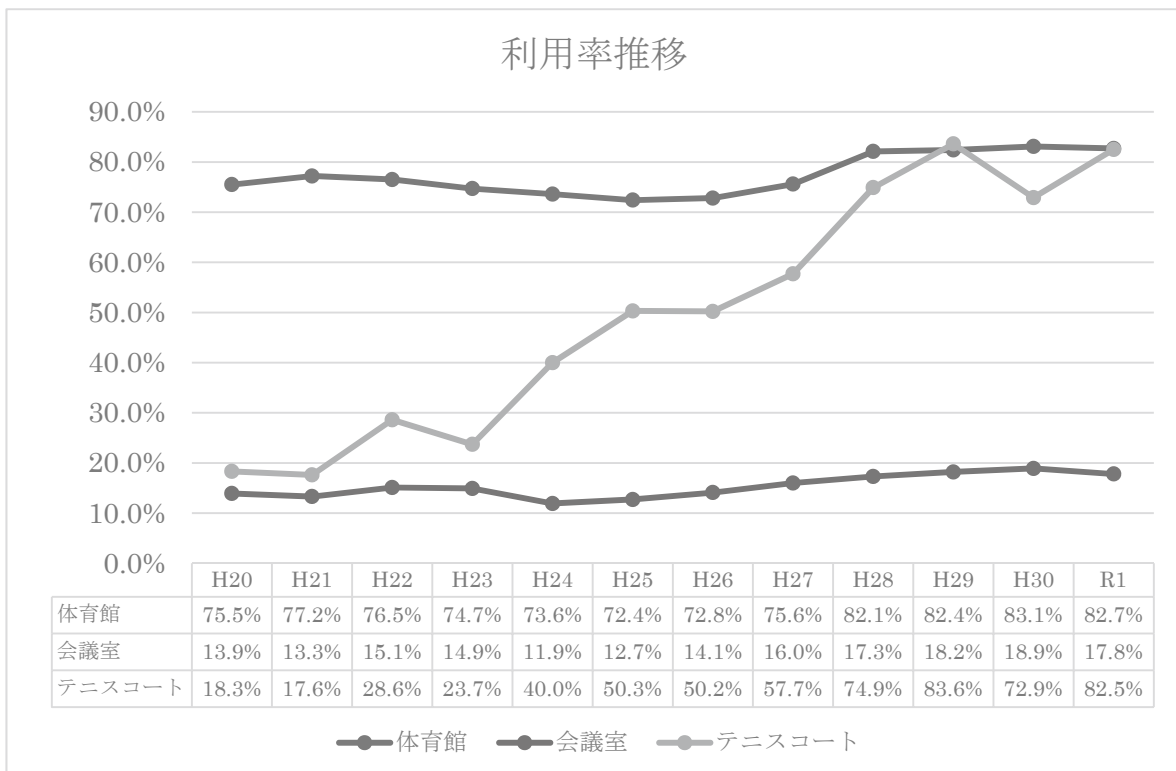
また、当該祭の準備で来館したとされる300人も上記と同様の方法で集計されているが、集計方法に加えて準備利用の人数を集計することについては是非も検討する必要がある。会館を利用する目的ではなく、設営等の目的で来訪した人数まで集計することは、会館利用状況の分析や意思決定に支障を来たす可能性がある。

これらの問題の原因は、管理すべき重要指標であるにもかかわらず、算定方法についての十分な検討がなされていないことにある。

⇒ **第4 共通事項・総括 3.4 指摘事項8**

(2) 利用率

平成20年度以降の体育館及び会議室、テニスコートの利用率は下表のとおりである。



< 体育館 >

体育館の利用率は非常に高い数値で推移しており、近隣施設と比較しても高水準であることは既述のとおりである。また、現在の指定管理者に交代した平成 27 年度からは漸増傾向にある。これは指定管理者の施策に加えて、マーチング大会の増加による学校活動での利用が増えたことによるものである。

< テニス・フットサルコート >

テニス・フットサルコートは平成 24 年度にナイター設備工事を行って以降、右肩上がりで利用率が増加している。利用者の利便性の向上とともに、以下に記載する問題点が利用率増加の主要因と考えられる。

コートは利用者の利便性向上のため、午前・午後・夜間の枠貸しではなく 1 時間当たりの貸出しを行っている。一方で、コートの利用率算定は午前・午後の枠単位で把握されおり、同枠内の 1 時間利用であっても 1 時間利用が 3 件であっても利用率算定上は同じとなっている。また、夜間の枠は利用の区分としては存在するが報告対象としては午後枠に含めて集計されているため、午後の利用率が 100% を超えてしまっている月もある。

そもそも時間貸しの場合は、時間貸しの利用率算定方法で行うべきであり、利用数は変わらないにもかかわらず、利用率が見かけだけ増加することにもなりかねない（下図を参照）。

（誤導の例）

パターン	午前			午後				夜間（午後）			現状/実態
A	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	100%/70%
B	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	100%/20%
C	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	50%/40%
D	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	150%/30%

パターン A とパターン B は午前・午後枠に利用が入っているので、同じ利用率 100% という扱い。パターン C は午前枠に利用が入っていないため利用率 50%。パターン D は午前・午後の枠に午前・午後・夜間の利用数が入るため利用率 150% となってしまう。

⇒ **第 4 共通事項・総括 3.4 指摘事項 8**

<会議室>

体育館やテニスコート利用に比べて、会議室の利用率は低迷している。これは昔に比べて企業等が自ら会議室を保有する傾向が高まっており、会議室需要自体が減少していることや、隣接する井手町立施設が町民に対して会議室を無料開放していることが要因と考えられる。このような環境下でありながらも、指定管理者は会議利用だけでなく、英会話教室など新規教室の開催や住民交流の場としての利活用など、多目的な利用方法を提案することで利用率の増加を目指している。

京都府に対し指定管理者から利用者数や利用率、利用件数などの利用状況が報告されているが、コロナの状況下では少人数利用や個人利用など、旧来の集約型の団体利用スタイルだけでなく、多様な利用方法が出てくると想定されることから、利用件数は会館利用状況を測る有用な指標となってくると考えられる。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.4 意見 20

(3) 利用者の属性

会館利用者の属性を調査することを京都府から求められているわけではないが、山城基本協定書及び山城仕様書の「利用者アンケート等に関する事項」において、利用者ニーズや満足度を把握してサービス向上に繋げることを目的に、アンケート調査等を年1回実施することを定めている。また、利用者増加を図るための業務として「地域・関係機関等との連携」が山城仕様書で求められており、年に1回利用促進懇談会が開催されている。

当該アンケートや懇談会の結果は、年度末に提出する業務報告書で報告されている。

<アンケート結果概要>

	実施期間	アンケート実施方法	回答数
実施概要	令和元年 11 月 1 日～11 月 30 日	利用者アンケート	347 件

1. 年代

～9歳	0
10代	48
20代	45
30代	67
40代	58
50代	38
60代	39
70代～	52
347	

2. 性別

女	158
男	172
330	

3. 住まい

府内	302
府外	31
333	

4. 利用頻度

週2回以上	17
週1回	90
月2～3回	68
月1回	40
年数回	92
初めて	35
342	

5. 利用施設

体育館	252
会議室	75
テニスコート	44
371	

6. 利用目的

運動不足解消	79
ストレス解消	37
競技力向上	52
友人の誘い	18
家族と一緒に	6
団体で参加	193
その他	34
419	

7. 接客対応

非常に満足	163
満足	170
やや不満	4
不満	1
338	

8. 清掃状況

非常に満足	156
満足	174
やや不満	1
不満	1
332	

9. 設備状況

非常に満足	120
満足	177
やや不満	36
不満	1
334	

10. 料金、時間、休館日

非常に満足	101
満足	195
やや不満	19
不満	0
315	

11. 総合的満足度

非常に満足	116
満足	184
やや不満	8
不満	0
308	

12. この施設を選んだ理由

料金の安さ	88
予約のしやすさ	58
自宅からの近さ	74
対応の良さ	71
施設がきれい	45
利用目的に合致	126
駐車場が無料	106
その他	24
592	

アンケートは潜在的な利用者ではなく、実際に利用した人の満足度や不満を洗い出すことを目的としているため、純粋な会館利用者に対するアンケート

トとしては実施する必要があるが、山城会館では井手町祭が開催される時期に行っており、井手町祭で訪れた人は会館を実際に利用したわけではなく祭に来たものであり、アンケートを配布する母集団としては適当ではない。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.5 意見 21

アンケートで記載を求める属性は、会館業務の管理に資すると考えるスコープに応じて決定されるものである。その観点から言えば、回答者の年代は実際の利用者割合に近似するとのことであるため母集団の年代は適切であると判断できる。一方で住まいの区分を府内と府外にするのは、回答者区分としてスコープが大きすぎないだろうか。

【意見1】アンケート調査の利用者属性
 山城会館アンケート調査の利用者住所は、府内と府外ではなく、井手町、山城地域、京都市以南、京都市、他地域の区分で回答者を分析することが、管理区分として望ましい。

(4) 利用促進

指定管理者は山城基本協定書に基づき利用促進懇談会を以下のとおり開催している。

< 利用促進懇談会概要 >

	実施年度	出席者	
		利用者	会館
実施概要	平成30年度	井手町社会教育課3人 スポーツ推進委員長	館長含む5人
	令和元年度	コロナのため開催を見送り	

利用促進懇談会は利用者増加を図ることを目的として、地域・関係機関等との連携の一環で意見交換を行うことが求められている。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.5 意見 22

指定管理者は事業計画書において、利用促進を図る施策を「運営サービス」、

「情報サービス」、「ご意見・ニーズ把握」、「事業」に分けて記載しており、令和元年度事業報告に記載された取組状況は以下のとおりである。なお、下表における○・△・×は事業報告の報告対象となっているかについて判断したものであり、主観的な要素が含まれることは斟酌されたい。

i. 運営サービス

事業計画内容	報告の有無
お客様の目線に立ち、柔軟できめ細やかな接客サービス（継続）	○
スタッフ業務の統一化と均一化（継続）	○
作品の掲示（継続）	○
掲示物の美化（継続）	×
老眼鏡・耳マークの設置（継続）	○
季節毎の施設装飾（継続）	○
貸出し用鏡の導入（継続）	○
靴のまま使えるスリッパの設置（継続）	○
キッズスペース・ベビーベッドの設置・改良（継続）	○
公正・公平な運営サービスの再徹底（継続）	○
当社管理運営施設の催事チケット購入可能（継続）	×
タブレット端末の設置（新規）	×
お客様参加型のロビーイベント参加（新規）	×
体組成計の設置（新規）	×
ポスター、チラシ、ユニフォームの制作代行（新規）	×

ii. 情報サービス

事業計画内容	報告の有無
オリジナルホームページの作成と運用（継続）	○
Facebookの活用（継続）	○
施設の空き状況掲示・HP掲載（継続）	○
パブリシティの積極活用（継続）	○
営業マインドを持ったスタッフによるPR（継続）	○
やまきんだより、講座・イベントチラシの作成（継続）	○
各種教室・イベント情報、地域情報の館内発信（継続）	○
新たなパブリシティの活用（新規）	△
ホームページ、facebookの内容充実（新規）	○
利用団体紹介ページ、紹介コーナーの追加（新規）	×
活動発表の場（新規）	×

iii. ご意見・ニーズ把握

事業計画内容	報告の有無
日々のコミュニケーション（継続）	×
お客様アンケート（満足度調査含む）の実施（継続）	○

イベントアンケートの実施（継続）	○
意見箱の設置（継続）	×
利用者様懇談会の実施（継続）	×
頂いたニーズ・ご意見への対応を「運営に反映」（継続）	○
頂いたニーズ・ご意見への対応を「見える化」（継続）	×
セルフモニタリングの実施（継続）	×
モニタリング利用の実施（新規）	×
お客様の声を具現化（新規）	○
アンケート内容の一部変更（新規）	○

令和元年度事業報告書で明確に実績報告が記載されていたのは、計画で立案した施策の約6割であった。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.5 意見 22

利用促進施策の実施状況等をモニタリングすることを見据えた場合、例えば「日々のコミュニケーション」等の実績の報告・評価が難しい定性的な施策は、可能な限り避けるべきであろう。

1.1.8 収支実績

(1) 各種事業収支状況

指定管理者は、毎年度終了後50日以内に業務実績及び利用状況、利用料金収入実績、経費の収支状況を記載した事業報告書を京都府に提出することとなっている。山城会館の指定管理者である日本環境マネジメント株式会社が提出した過去3期の収支決算報告書は次のとおりである。

① 指定管理業務 収支決算報告書

(千円)

年度	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	項目	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
指定管理業務	収入合計	23,181	23,319	138	22,593	28,303	5,710	22,874	22,415	△ 459
	指定管理料	15,102	15,102	0	14,314	19,796	5,482	14,401	14,401	0
	利用料金収入	6,684	8,039	1,355	8,139	7,464	△ 675	8,305	7,823	△ 482
	その他収入	1,395	178	△ 1,217	140	1,043	903	168	190	22
	支出合計	23,180	21,410	△ 1,770	22,593	26,943	4,350	22,874	21,044	△ 1,830
	人件費	11,406	10,725	△ 681	12,078	10,749	△ 1,329	12,203	11,011	△ 1,192
	物件費	10,902	9,905	△ 997	9,742	15,013	5,271	9,797	9,248	△ 549
	消費税	872	780	△ 92	773	1,181	408	874	786	△ 89
	収支差額	1	1,908	1,907	0	1,360	1,360	0	1,370	1,370

指定管理業務に係る収支決算報告書は、京都府予算から支出される指定管理料と会館利用者から收受する利用料金収入、主に勤労者福祉事業の参加者から收受するその他収入で構成されている。

山城会館の過去3年間の収支決算推移を分析すると、利用料金収入の増減を人件費の削減によりカバーしている状況が見て取れる。平成30年度の実績報告で物件費 - その他経費（本社管理費）は予算851千円に対して実績額が0円となっており、当該事項について質問したところ計上を漏らしてしまったということであり、実際よりも収支差額が過大となっている。

【意見2】収支報告の正確性

山城会館の収支決算報告書で本社管理費が予算計上されているにもかかわらず、平成30年度のみ実績の計上が漏れていた。指定管理業務を実施する上で必要となる費用との主張が無ければ、指定管理料の削減可能性があるとの誤解を招きかねない。指定管理者からの収支報告は、税金で賄われる指定管理料が適切だったのか否かの評価をする上で重要となるため、記載には正確を期すべきである。

② 勤労者スポーツ事業 収支決算報告書

(千円)

年度 項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額	
勤 労 者 ス ポ ー ツ 事 業	収入合計	1,550	799	△ 751	888	894	6	888	645	△ 243
	参加料	1,550	799	△ 751	888	894	6	888	613	△ 275
	その他収入			0			0		33	33
	支出合計	1,417	1,462	45	1,140	2,049	909	1,140	1,307	166
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	物件費	1,312	1,362	50	1,056	1,920	864	1,056	1,202	146
	消費税	105	100	△ 4	84	129	45	84	104	20
	収支差額	133	△ 663	△ 797	△ 252	△ 1,156	△ 903	△ 252	△ 662	△ 409

③ 自主事業 収支決算報告書

(千円)

年度 項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額	
自 主 事 業	収入合計	790	144	△ 645	368	149	△ 219	368	123	△ 245
	参加料	790	34	△ 756	368	57	△ 311	368	22	△ 346
	その他収入		111	111		92	92		101	101
	支出合計	719	196	△ 524	515	170	△ 344	515	83	△ 432
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	物件費	666	182	△ 484	477	159	△ 318	477	76	△ 400
	消費税	53	14	△ 39	38	12	△ 26	38	6	△ 32
	収支差額	70	△ 51	△ 122	△ 146	△ 21	125	△ 146	40	187

勤労者スポーツ事業と自主事業のいずれも会館活性化を目的として行う事業であり、指定管理料の積算に含められていないため、収支差額は指定管理者の損益に直接影響する。しかし、スポーツを主とするか否かの違いだけで取扱いなどに特段の違いは無いため、両者を別々に報告する必要性はあまり感じられない。

近年、スポーツ事業及び自主事業のいずれも参加者数が伸び悩んでおり、参加料収入が落ちているが、経費は事業開催に伴う講師料や体育館・会議室等の使用料から構成されているため削減が困難となっている。その結果、スポーツ事業及び自主事業から発生した損失を指定管理業務収支の余剰で賄う構図となっている。

(2) 指定管理料の推移

指定管理料の過去推移は下表のようになっている。平成 30 年度は台風被害による修繕費支出の影響により指定管理料が他の年度に比べて多くなっている。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料	15,102 千円	19,796 千円	14,401 千円	14,337 千円

1.1.9 今後の運営

(1) 井手町の公共施設等総合管理計画

山城会館の立地場所である井手町では、公共施設等の更新問題に対する中長期の基本的な方向性を定めることを目的として、平成 28 年 3 月に平成 28 年度からの 30 年間を計画期間として公共施設等総合管理計画を策定している。同計画では、平成 27 年 10 月に策定した「井手町人口ビジョン」における同町の長期人口予測及び財政状況を踏まえて将来見通しを示しており、公共施設等の将来更新費用の試算では、保有する公共施設等の全てを保有し続けた場合には今後 40 年間で約 359 億円の負担が生じるとされ、年平均で約 9 億円となり、近年負担額の 1.56 倍になると予想されている。

これらの想定を受けて、井手町では以下の公共施設等の管理に関する基本的な考え方をまとめている。

① 点検・診断等の実施方針

- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
- ⑦ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

特に⑥統合や廃止の推進方針において、住民ニーズや社会情勢の変化、利用状況に鑑みて必要性が認められない施設は用途廃止・撤去の検討を行うとされている。同時に周辺類似施設の集約化なども視野に入れて改築計画を立案していくということであり、山城会館も当該計画の影響を少なからず受けることになると思われる。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の状況

① 京都府の対応

令和2年2月頃から徐々に新型コロナウイルス感染症への危機感が市中に広まり始め、山城会館においても令和2年3月には新型コロナウイルス感染症による市中感染に配慮して、様々な事業の中止を決断している。同様に通常の貸館利用についても密を避けるという新しい生活様式への高まりもあり、体育館や会議室を中心に予約のキャンセルが相次いだところである。

令和2年4月7日に東京都など7都府県に対して、令和2年4月16日に全国に対して人の往来や会合などについての制限を要請する緊急事態宣言が発令され、それを受けて、山城会館においても臨時休館を決定するに至ったところであるが、新型コロナウイルス感染拡大に伴うキャンセル料については利用者に負担を求めることなく、指定管理者が利用者に還付する利用料金については、京都府が全額を負担することとなったところである。

令和2年5月21日に京都府に対する緊急事態宣言が解除されたことから、京都府では同日付けで「京都府における緊急事態宣言解除後の対応方針」を打ち出し、山城会館も新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的としたガイドラインを設定して6月1日から再開となった。

新型コロナウイルス感染症は生活様式そのものを変化させたことから、換気が十分とは言えない環境となる体育館や会議室などの利用が敬遠される

ことが想定され、指定管理事業及びスポーツ事業・自主事業に甚大な影響を及ぼす可能性が高い。また、新型コロナウイルス感染症の影響により発生する対策のための消耗品費などの追加支出などの負担については、一時閉館や利用者減少に伴い維持管理費用が減少したため、従来の指定管理料や京都府によるキャンセル料相当分の負担等で賄えることとなり、追加的な負担はしないこととなった。

一方で、山城会館の指定管理者は指定管理業を営む株式会社であり、新型コロナウイルスの状況は甚大だとして、指定管理業務の予算修正を行ったという。このような未曾有の状況においては迅速な対応が求められるが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染症等が発生した際の京都府と指定管理者におけるリスク分担について協議する旨の項目が、指定管理者基本協定書に追記されることとなったことを付記する。

② 再開後の利用者数及び利用率

緊急事態宣言が解除され、会館運営についてもガイドラインに沿って実施されることになったが、新型コロナウイルス感染症拡大の前後で利用者側の意識や行動にも変化が生じており、屋外（テニスコート）と屋内（体育館）での差、運動と集会での差など、会館運営に係る各指標からも前期までの差が現れているところである。

体育館		6月	7月	8月	9月
利用率(%)	当年	73.0	80.0	65.6	78.9
	前年	81.0	80.0	93.0	86.0
利用者数(人)	当年	1,932	2,534	1,712	2,591
	前年	3,984	2,315	7,056	4,651

テニスコート		6月	7月	8月	9月
利用率(%)	当年	55.0	80.0	85.2	80.0
	前年	72.0	75.0	71.0	91.0
利用者数(人)	当年	203	341	351	588
	前年	970	330	835	894

会議室		6月	7月	8月	9月
利用率(%)	当年	0.7	12.2	6.5	25.8
	前年	18.9	14.8	23.5	20.5
利用者数(人)	当年	20	778	376	1,650
	前年	2,646	1,532	4,039	2,793

コロナ禍において利用者は行動を制限されており、会館再開時には一部でその反動と見られるような利用も見られたが、体育館や会議室などは「3密」を避ける目的で例年より利用者数・利用率ともに減少傾向が見られる。京都府及び山城会館としても安全に利用してもらえるように対策を講じているところであるが、利用者の生活様式が変容していく中で、それに迅速に対応していくような新たな会館利用の方法を提案していく必要があるだろう。

1.2 口丹波勤労者福祉会館

1.2.1 会館の概要

(1) 施設の概要と特徴

施設名称	京都府立口丹波勤労者福祉会館		
所在地	京都府南丹市八木町西田金井畠 9		
設置時期	昭和 58 年 9 月		
施設の設置目的	勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として設置		
施設機能	体育館	アリーナ (1,286 m ²)	
	会議室等	洋室 6 室、和室 2 室 (388 m ² 定員 10 人～120 人)	
	その他	体育館に南丹市立八木フィジカルセンター（トレーニングルームほか）を併設	
施設構造種別	会議棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建	延床面積 内訳	2,477.07 m ²
	体育館棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平屋建	会議棟 体育館棟 倉庫	897.24 m ² 1,577.36 m ² 2.47 m ²
交通アクセス等	電車：JR 山陰本線（嵯峨野線）八木駅から徒歩約 15 分 車：京都市内から京都縦貫道で約 30 分 国道 9 号線で約 40 分 駐車場 81 台		
営業時間・営業日	営業時間	午前 9 時～ 午後 10 時	休館日 毎月第 3 水曜日 12 月 28 日～1 月 4 日
	指定管理者制度の導入施設の場合、その管理者	特定非営利活動法人 八木町スポーツ協会	
	指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	所在地 京都府南丹市八木町 西田柳原 15-1
	選定方法	公募	業種 スポーツ普及・振興等

口丹波勤労者福祉会館（以下「口丹波会館」という。）は、勤労者をはじめ地域住民の交流と文化・体育活動に資する機能を備えた施設であり、体育館と会議室で構成されている。所在地は、京都府南丹市八木町で、国道 9 号線から約 1 km、京都縦貫自動車道八木東 IC から約 3 km の場所にあり、駐車

場（81 台、無料）も完備されている。また、徒歩の場合 JR 山陰本線「八木」駅から約 15 分でアクセスできる。南丹市・南丹区域・京都市内在住の利用が主であるが、京都府内全域からも利用される。

体育館は、バスケットボールのほか、テニス、卓球等に利用される。土日はスポーツ大会の開催会場として利用されることもあり、京都府内のスポーツ拠点として定着している。年間利用人数は、12 万人前後である。

会議室は研修・会議・サークル活動等のほか、スポーツ大会の控室としても利用される。年間利用者数は、6 万 5 千人前後である。

なお、体育館には、昭和 63 年京都国体開催時に南丹市が観覧スペース用に増設した南丹市立八木フィジカルセンターが併設されている。

ロ丹波会館の指定管理者は、特定非営利活動法人八木町スポーツ協会（以下「八木町スポーツ協会」という。）であり、南丹市立八木フィジカルセンターのほか、南丹市八木スポーツ・フォア・オール等複数のスポーツ施設の管理運営を行っている。

(2) 設備の状況・配置図

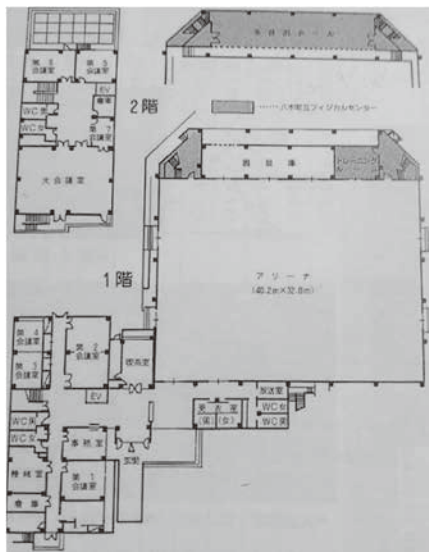
< 正面玄関 >



< 体育館 >



<配置図>



<会議室>



① 体育館

体育館はバスケットボール・バレーボール・テニスであれば各2面確保できる広さがあり、バドミントン8面、卓球8台にも対応可能である。さらに、更衣室(シャワー室含む)があるほか、体育館内用の放送室、器具庫がある。スポーツ大会としての利用のほか、サークル団体での利用が主で、個人利用はない。

なお、体育館に併設されている南丹市立八木物理センターは、エアロバイク等のトレーニング器具を利用したフィットネス活動や卓球等のスポーツ活動ができるほか、スポーツ大会の観覧席としても利用できる。

② 会議室

各会議室の定員は以下のとおりである。

1 F	第1会議室	24人	2 F	第5会議室	24人
	第2会議室	45人		第6会議室	30人
	第3会議室	15人 和室		第7会議室	10人
	第4会議室	12人 和室		大会議室	120人

会議室には、机、椅子が設置されており、空き状況や利用人数を踏まえ利用者の希望に応じて、会議室が割り当てられている。主にサークル団体の活動、近隣企業、労働組合、各種団体の会議や講演会等に利用されている。

(3) 利用料金

口丹波会館の施設利用料金は以下のとおりである。

(口丹波会館のホームページ <http://www.quaspokuchitan.com/information.html> より)

使用時間区分		午前の部	午後の部	夜間の部	午前・午後	午後・夜間	全日	
時間帯		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
体育館	全面使用	平日	4,280 円	5,300 円	6,320 円	8,600 円	10,400 円	14,300 円
		土曜日・日曜日 休日	5,100 円	6,420 円	7,440 円	10,300 円	12,400 円	17,000 円
	部分使用	2,040 円	2,440 円	2,950 円	4,000 円	4,800 円	6,600 円	
会議室	第1会議室	1,220 円	1,320 円	1,420 円	2,200 円	2,400 円	3,500 円	
	第2会議室	1,930 円	2,140 円	2,440 円	3,600 円	4,000 円	5,700 円	
	第3会議室	810 円	910 円	1,020 円	1,500 円	1,700 円	2,400 円	
	第4会議室	710 円	810 円	910 円	1,300 円	1,500 円	2,100 円	
	第5会議室	1,220 円	1,320 円	1,420 円	2,200 円	2,400 円	3,500 円	
	第6会議室	1,320 円	1,420 円	1,530 円	2,400 円	2,600 円	3,700 円	
	第7会議室	710 円	810 円	910 円	1,300 円	1,500 円	2,100 円	
	大会議室	4,080 円	4,790 円	5,400 円	7,900 円	9,100 円	12,800 円	

口丹波会館が定めた利用料金は、会館条例の上限の金額と一致している。ただし、午前・午後や午後・夜間及び全日を通して利用する場合の利用料金については、午前・午後・夜間それぞれの合計よりも低く設定している。なお、上記口丹波会館のホームページには個人利用の場合の利用料金の額の掲示がない。

【意見3】 体育館の個人利用を認める運営

口丹波会館の指定管理者が京都府に提出している業務計画書には、個人利用の場合の利用料金額が記載されているが、口丹波会館のホームページの利用料金表には個人利用の場合の利用料金額の掲載がなく、現に個人利用の例はない。これは、個人利用の場合でも体育館の1面を使用することから、団体利用と同額の利用料金を受領する運用を行っており、個人での利用を認めていないものである。

しかし、山城会館においては、体育館の1面の半分の面積で6人以下での利用かつ当日申込の場合、個人利用料金を適用しており、現に個人利用料金での利用がある。このように工夫次第で個人使用に対応し、より多く

の住民にサービスを提供することができる。

京都府の施設である以上、口丹波会館においても、体育館の個人での利用を可能とする運営を行い、より多くの住民にサービスを提供するべきである。

また、附属設備の貸出しも行っており、各設備の利用料金は、以下のとおりである。

(一個の金額)

物品名	1区分 利用料金	物品名	1区分 利用料金
移動式バスケット台	710	ストップウォッチ	60
バスケットボール競技用具一式	1,220	防球スクリーン	40
バレーボール用支柱	230	マット	50
テニス用支柱	230	ネット計測器	60
バドミントン用支柱	170	トランポリン	470
卓球台	120	スポーツテスト用測定機器	230
盲人用卓球台	40	その他体育用具	60
ハンディ卓球台	40	体育館用放送装置	1,220
テニスラケット	120	体育館用マイクロホン	350
バドミントンラケット	60	体育館用移動式黒板	60
卓球ラケット	40	体育館用一人用折り畳み式椅子	30
ボール類	60	体育館用三人用折り畳み式椅子	60
審判台	60	体育館用長机	60
得点板	60	コインロッカー	50

会館条例施行規則別表第1によれば、利用者に貸し出す附属設備のうちバスケットボール競技用具一式は、ファウル指示板・信号器・30秒タイマー及びストップウォッチのことを指す。現状、バスケットボール競技用具は古いこともあり一式での貸出しはなく、例えば30秒タイマーのみの貸し出し等、各競技用具単体で貸し出すケースのみである。利用料金については、例えば30秒タイマーの場合は、ストップウォッチと解釈して1個60円(1使用時間区分の利用料金)を受領しているが、利用の実情を鑑み、30秒タイマー等、バスケットボール競技用具それぞれの利用料金を設定されたい。

1.2.2 外部環境・ロケーション

(1) 人口

口丹波会館の立地場所である南丹市は、平成18年1月1日に北桑田郡美

山町・八木町・船井郡園部町・日吉町が合併してできた市であり、京都府下では2番目に広い市域を保有している一方、京都府下の市のうち人口密度は最も低い。南丹市及び南丹市に隣接する京丹波町及び亀岡市（以下「南丹地区」という。）の昭和61年、平成20年及び令和元年の人口は以下のとおりであり、近年人口減少が進んでいることがわかる。

（各年10月1日現在） （単位：人）

	S61年	H20年	R元年	S61年 →H20年	H20年 →R元年
南丹市	37,327	35,586	31,816	-5%	-11%
美山町	5,734				
八木町	10,553				
園部町	14,857				
日吉町	6,183				
南丹地区	96,764	109,434	100,158	13%	-8%
京丹波町	18,957	16,183	13,153	-15%	-19%
丹波町	8,524				
瑞穂町	5,624				
和知町	4,809				
亀岡市	77,807	93,251	87,005	20%	-7%

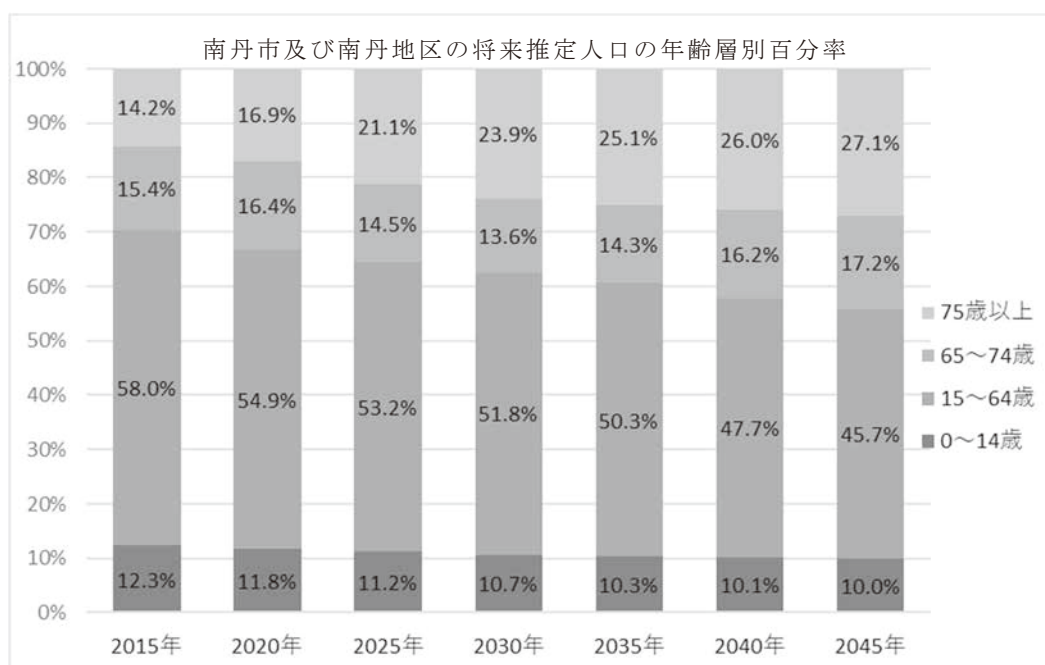


日本の地域別将来推計人口による南丹市及び南丹地区の2015年から2045年までの推定人口の推移は以下のとおりである。総人口でみると2045年には2015年比で35%減少し約8.9万人になる推定がなされている。特に生産年齢層である15歳以上65歳未満の人口は2015年比で49%減少し4.1万人まで減少する推定となっている。

年齢	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	16,871	15,339	13,751	12,259	10,929	9,862	8,869
15～64歳	79,572	71,509	65,282	59,462	53,498	46,504	40,692
65～74歳	21,110	21,404	17,755	15,664	15,240	15,848	15,261
75歳以上	19,524	22,017	25,941	27,427	26,703	25,339	24,137
合計	137,077	130,269	122,729	114,812	106,370	97,553	88,959
合計の対2015年比		95.0%	89.5%	83.8%	77.6%	71.2%	64.9%



南丹市及び南丹地区の2015年から2045年までの年齢層別百分率は以下のとおりである。生産年齢層の比率は2015年には58%あったものが、2045年には45.7%と12.3ポイント減少する推定がなされている。一方、後期高齢者層の比率は2015年には14.2%であったものが、2045年には27.1%と12.9ポイント増加すると推定されている。



(2) 近隣類似施設

口丹波会館と利用者数が近い近隣類似施設は以下のとおりである。

i. 体育館

名称	住所	床面積
園部海洋センター体育館	南丹市園部町小桜町園部公園内	726 m ²
園部スポーツセンター	南丹市園部町木崎町下ヲサ 49 番地	594.8 m ²
亀岡運動公園体育館	亀岡市曾我部町穴太土淵 33-1	大体育館：1,836 m ² 小体育館：810 m ²
丹波自然運動公園体育館	船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7	1,408 m ²
(参考)		
口丹波会館体育館	南丹市八木町西田金井畠 9	1,577 m ²

ii. 会議室

名称	住所	面積等
南丹市 国際交流会館	南丹市園部町小桜町 62-1	会議室等 13 部屋 (5 人～56 人) ホール 2 部屋 (100 人～300 人)
南丹市 八木市民センター	南丹市八木町八木東久保 29 番地 1	会議室等 9 部屋 (10 人～80 人) 料理実習室 1 部屋 (15～20 人) ホール 1 部屋 (203 席)
(参考)		
口丹波会館会議室	南丹市八木町西田金井畠 9	会議室等 8 部屋 (10 人～120 人)

1.2.3 指定管理者

(1) 指定管理者

① 指定管理者選定状況

昭和 58 年 9 月に口丹波会館を開設して以降、財団法人京都府民総合交流事業団に運営を委託していたが、平成 18 年度に指定管理者制度を導入して以降現在に至るまで、八木町スポーツ協会が指定管理者に選定され、管理運営を行っている。

現在の指定管理期間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）に関する選定審査会の審査結果は、以下のとおりである。

申請団体	評点
八木町スポーツ協会	93.2
A 社	89.2
八木町スポーツ協会の選定理由等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着し、利用者、地域住民や団体と定期的な会議を開きニーズの把握やサービス向上に取り組むなど施設の管理運営に十分な知識・経験を有し、安定した管理運営が期待できる。 ・ 同団体が管理運営する近隣スポーツ施設を効果的に活用することで、より集客を見込める自主事業が展開できる。 	

② 指定管理者の概略

八木町スポーツ協会の概略は、以下のとおりである。

設立年月日	平成 15 年 10 月 30 日	
団体所在地	京都府南丹市八木町西田柳原 15-1	
資本金又は基本財産	3,369 千円	
社員（職員）数	役員 7 人、その他 13 人 合計 20 人	
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯スポーツの普及・振興に関する事業 ・ 競技者の育成と競技力向上に関する事業 ・ 青少年のスポーツ振興と健全育成に関する事業 ・ スポーツ指導者の養成及び研修会に関する事業 ・ スポーツ振興についての調査研究及び情報提供に関する事業 ・ 各種スポーツ団体の強化育成と運営及び相互の連絡提携に関する事業 ・ 上記に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要な事業 	
免許・登録	法人取得平成 15 年 10 月 30 日	
類似施設の管理運営実績		
施設名	所在地	管理運営期間
		用途等
南丹市八木フィジカルセンター	京都府南丹市八木西田金井畠 9（口丹波会館に併設）	平成 18 年 4 月～現在 トレーニングルーム 多目的スペース
南丹市八木スポーツ・フォア・オール	京都府南丹市八木西田柳原 15-1 番地	平成 16 年 10 月～現在 トレーニングルーム 浴場等
南丹市大堰川緑地公園（運動公園）	京都府南丹市八木西田金井畠 37 番地	平成 16 年 10 月～現在 多目的グラウンド（ソフトボール、サッカー等） 屋外テニスコート等
南丹市八木文覚ふれあい公園	京都府南丹市八木町室橋山田 7 番地	平成 16 年 10 月～現在 キャンプ場 ログハウス等
南丹市八木西地区コミュニティ公園	京都府南丹市八木町鳥羽池谷 22 番地	平成 16 年 10 月～現在 多目的グラウンド（軟式野球、サッカー等） 屋外テニスコート ゲートボール場等
南丹市八木カヌーハウス	京都府南丹市八木西田井尻 70-47	平成 18 年 9 月～現在 木造平屋建艇庫（カヌー）

八木町スポーツ協会は、口丹波会館以外に同会館に併設している南丹市八木フィジカルセンター（トレーニング施設等）のほか5施設の管理運営を指定管理者として行っている。

(2) 運営体制

八木町スポーツ協会は、諮問機関である運営委員会を設置し、当該意見を参考にしながら運営している。同委員会は、八木町スポーツ協会の会長とは別の委員長をおき、有識者・自治体職員等で構成され、収支状況や要望、改善点等八木町スポーツ協会の運営に対する助言について審議を行っている。

口丹波会館の業務は、①会館の施設及び設備の維持管理に関する業務②会館の使用承認に関する業務③会館の設置目的を達成するための業務であり、日常、窓口で予約・使用承認・現金出納を行うとともに電話や来館者への対応及び施設管理等を行っている。

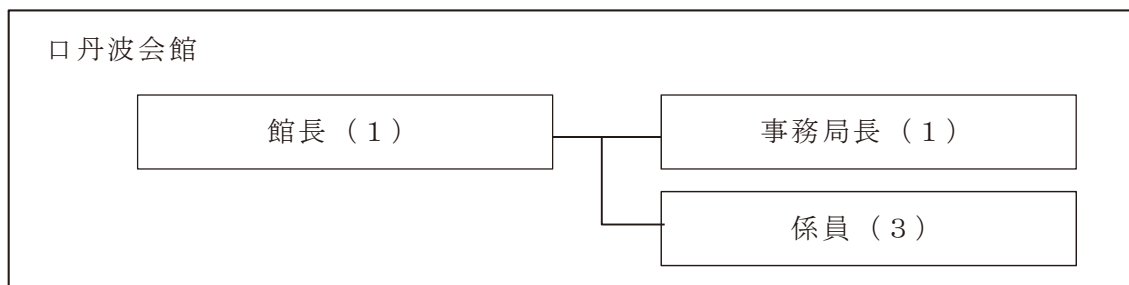
また、利用促進を図る業務、利用者アンケートに関する業務や事業計画・事業報告を作成する業務等も必要となる。

なお、指定管理者募集要項では、閉館時間は午後9時30分としているが、指定管理者の提案によりサービス向上、利用率向上及び利用促進の方策として利用時間を午後10時まで延長している。

これらを踏まえ、口丹波会館は、以下の体制で業務を運営している。

(組織図)

() は、人員数



(人員配置)

職名	人数	雇用形態	備考
館長	1人	役員	8時30分～17時15分 40時間/週
事務局長	1人	嘱託職員	8時30分～17時15分 40時間/週
係員	3人	臨時職員	A勤務 8時30分～15時45分 B勤務 14時45分～22時00分 職員3人のローテーション 19.5時間/週
合計	5人		

(事務分掌)

職名	事務分担
館長	現場責任者、広報、公共施設維持管理
事務局長	事務総括
係員	企画・運営、施設維持管理、広報

八木町スポーツ協会の会長は、口丹波会館の館長を務める傍ら、八木町スポーツ協会が指定管理を務める前記南丹市のスポーツ施設の業務も総括する。また、八木町や南丹市の体育協会会長などを歴任し、現在は公益財団法人京都府スポーツ協会の参与、京都丹波まるごとスタジアム代表を兼任するなど、スポーツ関係の人脈や知見を有する。これらを活かし京都丹波トライアスロン大会 in 南丹やワールドマスターズゲームズ 2021 関西のデュアスロン競技の誘致に取り組むなど、地域スポーツの振興に努めている。

また、八木町スポーツ協会の事務局長は、口丹波会館の事務局長を務める傍ら、八木町スポーツ協会が管理運営する前記南丹市のスポーツ施設の業務も行っている。

1.2.4 運営管理状況

(1) 予約受付・利用・キャンセル

① 予約受付

体育館及び会議室の予約受付の流れは以下のとおりである。

体育館の予約受付	
年間調整	予約希望に基づき口丹波会館が調整を行う。
↓	
月間調整	年間調整の結果、空いている日時について、月間調整会議参加者同士で調整を行う。
↓	
個別予約	年間調整・月間調整の結果、空いている日時について、先着順で個別予約を受け付ける。
会議室の予約受付	
年間調整	予約希望に基づき口丹波会館が調整を行う。
↓	
個別予約	年間調整の結果、空いている日時について、先着順で個別予約を受け付ける。

【年間調整】

対象者：近年体育館を全面使用かつ使用時間区分が2以上の部にわたり使用した団体又は問合せのあった団体

調整方法：仮使用申請書に基づき、使用申請日が重複する団体に八木町スポーツ協会の担当者が個別に連絡し調整

【月間調整】

対象者：毎月1日に口丹波会館で開催される月間調整会議に参加した団体

調整方法：予約希望者同士で協議し調整

【個別予約】

利用者が電話又は窓口で予約

また、下表のとおり年間調整の後、月間調整に先立ち優先して予約できる。

申請者	室名	予約申請開始時期	摘要
労働者の団体の使用	体育館 全面使用	使用の日の6か月前の日の属する月の1日から	口丹波会館の設置目的が勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することから優先
労働者の団体の使用	体育館 部分使用	使用の日の3か月前の日の属する月の1日から	
一般の使用	体育館 全面使用	使用の日の5か月前の日の属する月の1日から	利用率の向上の観点から優先

八木町スポーツ協会が開設する口丹波会館のホームページで2か月先の属する月の予定まで予約状況を確認でき、毎日更新している。

なお、京都府では府内市町村とともに、インターネット等により公共施設の空き状況の提供、抽選予約や予約受付等を行うことができる「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」を運用しており、指定管理者募集要項上、指定管理者が予約受付業務をシステム化する場合には、同システムを利用するよう要求しているが、口丹波会館は利用していない。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.8 意見 25

② 利用

利用者は使用当日以前に窓口で使用申請書を提出し、窓口担当者は、利用料金の額等所定事項を付記した使用承認書（使用申請書の複写）を利用者に渡す。また、附属設備の貸与を希望する場合、附属設備使用承認申請書を受領し承認する。

利用終了時には、担当者が、会議室や体育館を見回ると同時に、卓球台など貸与品がもとの位置に戻されているか確認する。

③ キャンセル

原則、予約のキャンセルは認めず、利用しない場合でも利用料金の納付を求める。ただし、個別の事情に応じて利用日の変更は受け付ける場合がある。

(2) 請求

利用料金の収受に関する事務手続の流れは以下のとおりである。

(現金)

- i 利用者は窓口で使用日までに利用料金を支払い、窓口担当者は領収書を発行する。
 - ii 窓口担当者は、使用受付台帳及び体育館・会議室使用台帳に、利用料金の回収に関する消込を行う。
 - iii 営業時間終了時に、当日回収した利用料金と領収書番号を日別の現金用収入総括表に記載する。
- なお、原則、利用者による使用申請書の提出と利用料金の納付は同時に行うこととし、使用申請書のみの提出は受け付けない。

利用料金の収受について、以下のとおり確認した。

- ・ 平成 31 年 4 月 1 日から 4 日までの総勘定元帳の利用収入勘定と現金用収入総括表の合計額が整合していることを確かめた。
- ・ 平成 31 年 4 月 1 日から 4 日までの現金用収入総括表の利用料金について使用申請書と一致していることを確かめた。
- ・ 平成 31 年 4 月 1 日の 2 件のサンプルについて、使用申請書に領収書番号の記載があること、使用申請書に記載されている利用料金について、利用料金表の金額との一致を確かめた。

利用者が振込を希望する場合は、振込による利用料金の収受が可能である。

(振込)

- i 利用者が使用申請書を提出時に振込を希望する場合、請求書を作成し、利用者到手渡し又は郵送する。
- ii 使用受付台帳及び体育館・会議室使用台帳に請求書発行の消込を行うとともに営業時間終了時、日別の振込用収入総括表に利用料金等を記載する。
- iii 日次で通帳にて入金を確認し、請求書の控に入金日を記載する方法で回収の消込を行う。

振込手続について以下のとおり確認した。

- ・ 令和元年 5 月 13 日の振込用収入総括表の利用料金について使用申請書と一致していることを確かめた。
 - ・ 令和元年 5 月 13 日の 2 件のサンプルについて、使用申請書に請求書発行の消込の証跡があること、使用申請書に記載されている利用料金について、利用料金表の金額と一致していることを確かめた。
 - ・ 令和元年 5 月 13 日の 2 件のサンプルについて、使用申請書と請求書の控の金額と通帳の入金額一致していること、請求書の控に記載されている入金日と通帳の振込日が一致していることを確かめた。
- なお、令和 2 年 3 月 31 日時点で、未回収の利用料金はなかった。

(3) 現金管理

現金は、小口現金用、自主事業である小学生以下のチアダンス用、利用料金用に区分して管理している。

① 小口現金

日常的な支払のため小口現金があり、現金の受け払いを出納帳に記入し、当日末には現金残高と出納帳の一致を確認する。

往査当日、監査人は現金残高と出納帳の一致を確認した。

② 自主事業である小学生以下のチアダンス用現金

小学生以下のチアダンスに関する収支は全て現金で行われている。現金の受け払いを出納帳に記入し、当日末には現金残高と出納帳の一致を確認する。

往査当日、監査人は現金残高と出納帳の一致を確認した。

③ 利用料金回収用の現金

利用料金を回収した現金は、閉館前に、当日の現金用の収入総括表の合計額と一致していることを確認の上、金庫に保管。翌日、銀行へ預け入れる。ただし、翌日が土・日・祝日の場合は、月曜日にまとめて銀行へ預け入れる。

1.2.5 設備・備品管理

(1) 施設

口丹波会館は、昭和 58 年に 595,200 千円の建設費を投じて建設され、既に築 37 年が経過している。なお、昭和 56 年 6 月の新耐震基準以降に設置しているため、耐震基準は満たしている。

(2) 施設等の修繕

口丹波会館において行われた直近の大規模・中規模修繕は以下のとおりである（指定管理料で行われた小修繕除く）。

年度	内容	金額
平成 14 年	体育館照明修繕	1,400 千円
	高圧受電設備修繕	1,200 千円
平成 23 年	体育館屋上防水工事	1,800 千円
	壁面暗幕備付け修繕	890 千円
平成 25 年	トイレ下水道配管	2,000 千円
	点検口等修繕（災害）	2,488 千円
平成 30 年	災害復旧工事 ・ 体育館棟軒裏破損箇所修理 ・ 体育館棟屋根棟包み等破損箇所の補修 ・ 体育館棟雨の吹き込みに伴う床補修 ・ 事務棟屋上棟押え破損箇所の修理 ・ 事務棟軒裏破損箇所の修理等	13,920 千円
令和元年	第 2 会議室空調設備更新工事	1,581 千円
計		25,279 千円

令和元年 10 月に第 2 会議室空調設備工事（天井の埋込式空調及び室外機の取替）を実施しているが、令和 2 年 8 月末時点で公有財産に登録されていなかった。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.1 指摘事項 6

府有財産の登録は、年 2 回上半期と下半期に分けて登録が求められており、異動年月日はこの期間を遡って過去の日付で入力ができない。同工事については、令和 2 年 9 月に登録されたと後日説明を受けている。

口丹波会館の建物は築 37 年を経過し大雨の時には雨漏りの苦情がある等、老朽化が認められる。また、利用者からのアンケートではトイレ洋式化の要望があり、指定管理者からは小規模の会議室を 2 部屋つなげて中規模の会議室にする要望がある等、利用者のニーズに合わない部分も認められる。

さらに、口丹波会館の立地は大堰川に近く、平成 25 年台風 18 号の復旧工事のため 2,488 千円、平成 30 年台風 21 号の復旧工事のため 13,920 千円の修繕が行われている。平成 31 年 3 月に南丹市が公表した洪水土砂災害ハザードマップによると口丹波会館は 0.3m～3m 未満の浸水のおそれのある地域に設置されている。

⇒ 第4 共通事項・総括 1.1 意見 12

令和元年度の小修繕は以下のとおりである。

(単位：千円、税込)

支出内容	支出金額	支出内容	支出金額
第2 会議室空調機取替設備工事	1,581	掃除機	41
体育館照明点検修理	198	処分代（冷凍庫・洗濯機）	15
女子トイレ便座	17	包丁その他台所用品	45
体育館照明変圧器交換修繕	165	ソフトバレーアンテナ	9
舞台修理	194	トラック借り代	30
大会議室空調修繕	119	洗濯機ホース	10
第6 会議室空調取替工事	182	マイク	73
第1 会議室ブラインド取替	154	脚立	33
シリンダー取替工事	165	体育館照明	96
備品運搬設置費用	200	その他	1,273
備品運搬設置費用	108	支出合計	4,708

令和元年度の業務報告書に記載されている小修繕には、掃除機、包丁その他台所用品、脚立等一見すると消耗品費と思われる項目があった。これは、修繕作業を自ら行うために新たに購入したもの等、修繕のための費用であるため小修繕として記載したとの説明であるが、一般的な会計慣行においては、修繕作業を自ら行うために新たに購入した消耗品は修繕費として計上せず、消耗品費として計上するものである。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.1 指摘事項 7

(3) 備品等の管理

京都府立口丹波勤労者福祉会館の管理に関する基本協定書（以下「口丹波基本協定書」という。）及び同協定変更によると口丹波会館の備品等（I種）は以下のとおりである。京都府は口丹波会館に対し備品等（I種）を全て無償で貸与している。

物品名	数量	物品名	数量
平机	1	バスケット台	1
長机	1	30秒タイマー	2
テーブル	1	つい立	1
回転いす	10	掲示板	1
コインロッカー	2	動物はく製等標本	1

物品名	数量	物品名	数量
ワイヤレスマイクシステム一式	1	立体彫刻	1
審判台	1	シート	1
卓球台	2	畳寄せ枠	1
マット	1	セルフコントロールタワー	1
マット用台車	1	ピアノ	1
トランポリン	1	バドミントンコートシート	4
支柱	1		

往査日当日、監査人は上記備品等（Ⅰ種）のうちサンプル抽出した動物はく製等標本、立体彫刻について現物を確認した。

口丹波基本協定書によると備品等（Ⅱ種）は「なし」である。また、口丹波基本協定書において備品等（Ⅱ種）に関し備えるべき台帳は存在しない。

口丹波会館は附属設備を有料で貸し出しており、貸出品の一部は、京都府からの無償貸与品である備品等（Ⅰ種）である。

備品等の定義としては、京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「会計規則」という。）第 187 条第 1 項第 1 号において「性質又は形状を変えることなく長期間の使用に耐える物品及び標本品又は陳列品として保管する物品をいう。」とされており、会計事務の手引きにおいては、備品の定義は以下のとおりに規定されている。

- ・ 性質又は形状を変えることなく長期間の使用に耐える物品
- ・ 標本品又は陳列品として保管する物品
- ・ 原則、取得価格が 10 万円以上の物品

令和元年度の会計帳簿上、什器備品として室外アンプ 143,519 円を計上した上で全額減価償却していたが、これは 10 万円以上 20 万円未満の備品については、全額減価償却をした上で法人税法上一括償却資産としての税務処理を行う会計慣行に従ったものである。指定管理者は、年度末には全額償却し備品残高は 0 円となるため、備品等に該当しないと解釈していた。

しかし、会計規則第 187 条第 1 項第 1 号及び会計事務の手引きに従えば、取得価格が 10 万円以上の物品は備品とする等の備品の定義に合致するため、備品等は存在すると解される。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.1 指摘事項 6

なお、口丹波会館において備品等(Ⅱ種)に該当する候補としては以下のものがある。

指定管理者が、指定管理料以外の自らの財源により購入した物品	八木町スポーツ協会が指定管理料以外の自らの財源により購入したホワイトボードがある。
-------------------------------	---

また、備品等の定義には当てはまらないが、運営に必要不可欠な物品に該当する候補としては以下のものがある。

無償での譲受品	口丹波会館には、他施設で不要となって無償で譲り受けた物品がある。具体的には、会議室の空調・机・椅子・体育館で使用するポールである。
貸出品	貸出品には体育館で使用するポールやバスケットボールのゴール等の長期間使用に耐え、かつ運営に必要不可欠な物品がある。

1.2.6 事業計画

(1) 計画概要

口丹波基本協定書及び京都府立口丹波勤労者福祉会館管理運営業務仕様書に基づき、毎年事業計画書を作成し、当該事業計画に基づいて業務運営を行っている。

事業計画に掲げている運営の方針の概要は、以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが親しみのもてる施設運営 ・地域住民はもとより多くの府民の利用を図り、リピーターの増加を図る。 ・ホスピタリティをキーワードに利用者の心に残るサービスを利用者と同じ目線に立って提供する努力をする。 ・会議室及び体育館とも年間及び月間利用調整会議を開催することにより平等かつ効率的な利用を図る。
--

また、口丹波会館の特筆すべき事項としてスポーツイベントの誘致がある。口丹波会館の指定管理者である八木町スポーツ協会の会長は、各種イベントの実行委員長としてスポーツイベントの企画運営や各種イベントの誘致を行うなど、精力的に活動し、イベント開催による口丹波会館の体育館及び会議室の利用につなげている。

貸室につながった近年の主要なスポーツイベントは以下のとおりである。

平成 29 年度	第 3 回京都丹波トライアスロン大会 in 南丹※1
平成 30 年度	ファクトリーリズム※2
	第 4 回京都丹波トライアスロン大会 in 南丹※1
令和元年度	第 5 回京都丹波トライアスロン大会 in 南丹※1

※1 実行委員長は八木町スポーツ協会の会長（兼 口丹波会館の館長）が担っており、開会式等が口丹波会館で開催されている。

※2 ウォーキングをしながら工場見学と地元物産を楽しむ企画。実行委員会に口丹波会館が参加。また、実行委員会委員長は、八木町スポーツ協会の会長が担っており、集合場所が口丹波会館とされている。

なお、上記のような他団体主催事業で指定管理者の会長が実行委員を担うイベント等、単なる貸室事業ではないイベントについては、口丹波会館の事業計画等と指定管理者の事業計画等とが混同されやすい。そのため、口丹波会館の事業計画及び業務報告書の記載に当たっては、適切な表現となるよう留意されたい。

(2) 勤労者福祉事業

勤労者福祉事業とは、口丹波会館の設置目的に沿って、口丹波会館が企画運営する事業のことである。

令和元年度の計画及び実施概要は以下のとおりである。

事業名	計画	実施	概要
クアスポ祭り	令和元年 11 月	令和元年 12 月	講演会やサークルの展示（能面・生け花）、お茶席等

(3) 自主事業及び勤労者スポーツ事業

自主事業は、指定管理者の創意工夫により集客イベントや講座等施設が活性化することを期待して指定管理者が実施するものである。また、自主事業のうちスポーツ関連の事業については勤労者スポーツ事業という。

自主事業及び勤労者スポーツ事業について、令和元年度の計画及び実施概要は以下のとおりである。

	事業名		計画	実施
スポーツ事業	地域スポーツクラブ育成講座	3歳～小学生のチアスクール	平成31年4月～ 毎週土曜日 14:00～15:00	平成31年4月～ 令和2年2月※ 計40回開催
		中学生以上のチアスクール	平成31年4月～ 毎週火曜日 19:00～20:00	平成31年4月～ 令和2年2月※ 計46回開催
	エンジョイ・ゲーム	MIXバレーボール交流大会	令和2年3月 日曜日、1回 9:00～17:00	令和2年2月24日
		トワイライトカップバスケットボール交流大会	未定 土、日曜日3回 18:00～21:00	実施せず
		シニア卓球交流大会	未定 平日1回 9:00～17:00	実施せず
自主事業	文化芸術事業	ウクレレ教室	平成31年4月～ 第1、第3土曜日 12:00～13:00	平成31年4月～ 令和2年2月※ 計19回開催

※中学生以上のチアスクール、3歳から小学生のチアスクール及びウクレレ教室は令和2年3月も計画していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。

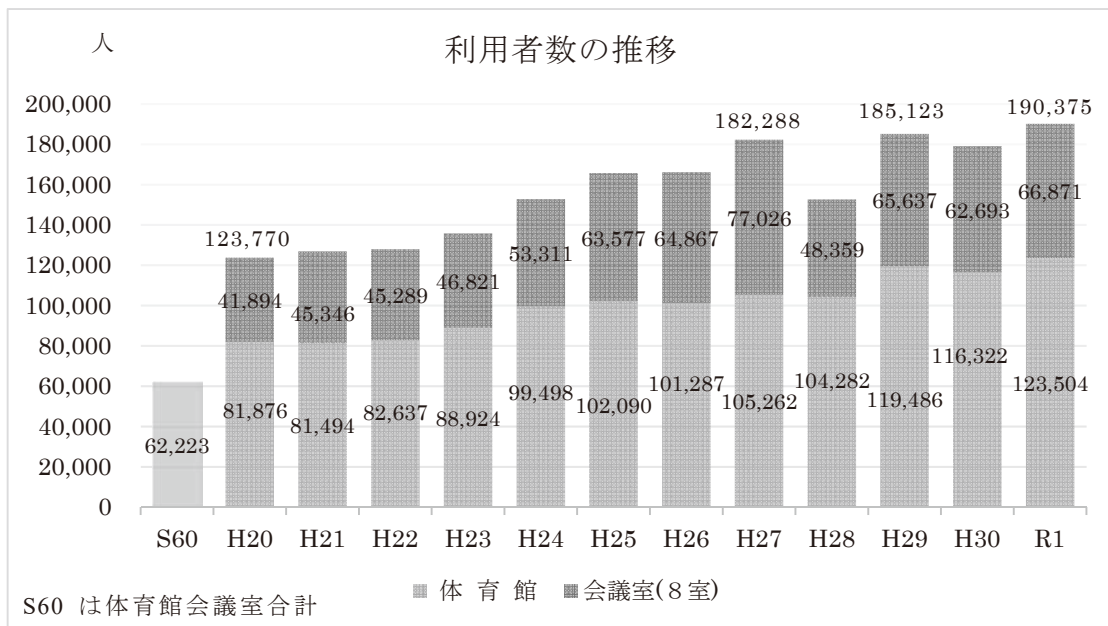
事業計画で計画した「トワイライトカップバスケットボール交流大会（開催3回）」及び「シニア卓球交流大会（開催1回）」は、実施されなかった。

⇒ 第4共通事項・総括 3.2意見17

1.2.7 利用状況

(1) 利用者数

体育館及び会議室の利用者数の推移は以下のとおりである。



利用者数の推移を見る上で、当該利用者数は実際の利用者の集計数ではなく、利用者が提出する使用申請書に記載されている予定人員数であることに留意しなければならない。従って利用者数は、正確な数値ではなく大まかな数値として傾向を見るものとして扱う必要がある。

口丹波会館全体の利用者数の推移をみると、令和元年度は昭和60年度と比較して約3倍に増加している。平成20年度以降は緩やかな増加傾向にあり、最高利用者数は直近の令和元年度の190,375人である。これはスポーツ大会等による多くの利用者に利用される頻度が増加したことが主たる要因である。体育館の最高利用者数は、直近の令和元年度の123,504人であり、会議室は平成27年度の77,026人である。なお、令和元年度は、災害復旧工事のため4月1日から15日まで利用停止した上、3月には新型コロナウイルス感染症防止のための予約のキャンセルや各種スポーツ大会の中止等による影響があったにもかかわらず、ミニバスケットボール、バレーボール大会等のスポーツ大会による体育館利用及び控室としての会議室利用の増加等により、過去最高の利用者数となっている。

体育館について、主な近隣の体育館の利用者数との比較は以下のとおりである。

名称	住所	床面積(m ²)	令和元年度 利用者数(千人)
口丹波会館体育館	南丹市八木町	1,577	124
園部海洋センター体育館	南丹市園部町	726	6
亀岡運動公園体育館	亀岡市曾我部町	大： 1,836 小： 810	58
丹波自然運動公園体育館	船井郡京丹波町	1,408	44

利用者数の集計方法が異なる可能性もあり一律に比較はできないが、口丹波会館の利用者数は他の施設より多いと評価できよう。これは口丹波会館の安価な利用料金が主たる要因と考えられる。例えば、亀岡運動公園体育館の大体育館を平日午前全面利用の場合、利用料金は7,920円（冷暖房設備を使用する場合は別途7,920円を要す）であるところ、口丹波会館では4,280円（冷暖房設備なし）である。

次にスポーツ大会など利用者数の多い貸出件数をみるため、令和元年度の1件当たりの利用者数100人以上の貸出件数を以下に記載する。

(単位：件)

利用者数	体育館	会議室1	会議室2	会議室3	会議室4	会議室5	会議室6	会議室7	大会議室
100人以上 200人未満	81	4	10	1	1	2	1	1	28
200人以上 300人未満	40	1				5	5	3	18
300人以上 400人未満	8								
400人以上 500人未満	22								
500人以上 600人未満	6								
600人以上 1000人未満									1
1000人以上	6								
合計	163	5	10	1	1	7	6	4	47

集計方法：申請件数ごとに貸出件数を集計。体育館は1面の貸出しを1件で集計。例えば、体育館の2面を終日100人で使用する場合、100人以上200人未満が2件で集計

(参考 使用時間区分別貸出件数)

当報告書では、上記の表以外の利用者数は、使用時間区分（午前の部、午後の部、夜間の部）ごとに集計している。参考までに使用時間区分ごとに集計した1件当たりの利用者数100人以上の貸出件数を付記する。

利用者数	体育館	会議室1	会議室2	会議室3	会議室4	会議室5	会議室6	会議室7	大会議室
100人以上	413	12	22	2	2	17	15	9	97

集計方法：使用時間区分別に集計。体育館は1面の貸出しを1件で集計。例えば、体育館の2面を終日100人で使用する場合、100人以上200人未満が6件で集計

体育館の 100 人以上の貸出しは主としてスポーツ大会のための利用であり、多数のスポーツ大会に利用されていることがわかる。なお、体育館で利用者数 1,000 人以上に集計されている 6 件は、第 5 回京都丹波トライアスロン大会 in 南丹による 3 日間終日の体育館 2 面の利用申請による。また、大会議室の利用者数 600 人の 1 件も、同じく第 5 回京都丹波トライアスロン大会 in 南丹の利用による。

口丹波会館の体育館の利用者数の集計は利用者が提出する使用申請書に記載されている予定人員数を使用しており、午前・午後・夜間の各区分かつ体育館の 2 面ごとに集計されている。例えば、京都丹波トライアスロン大会 in 南丹で使用した日は一日で以下のとおり計 6,000 人が使用していることとなる。

区分	体育館		
	A 面	B 面	計
午前	1,000 人	1,000 人	2,000 人
午後	1,000 人	1,000 人	2,000 人
夜間	1,000 人	1,000 人	2,000 人
計	3,000 人	3,000 人	6,000 人

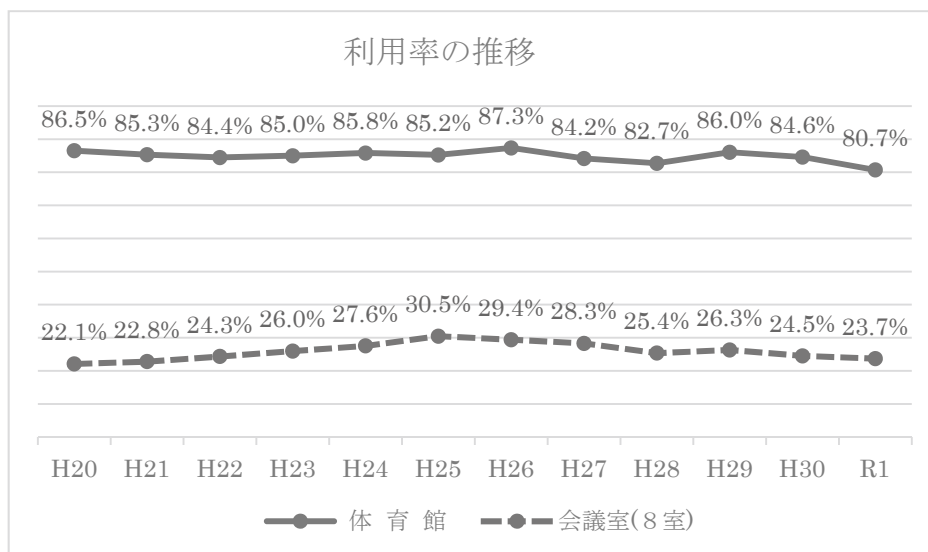
しかし、全ての時間帯で常時 1,000 人が使用しているわけではない。体育館の A 面と B 面を行き来するからと言って、A 面 B 面それぞれで集計すると重複して集計したこととなり、実際に口丹波会館に来訪して利用した人数を表さなくなる。この集計方法は徒に利用者数を膨らませる結果となる。

他にも会議室 7 の定員は 10 人であるにもかかわらず、一日に 200 人以上 300 人未満の利用が 5 件見受けられ、現実的でない利用者数が集計されている。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.4 指摘事項 8

(2) 利用率

平成 20 年度以降の体育館及び会議室の利用率は以下のとおりである。



体育館の利用率は 80%以上（災害復旧の閉館期間を考慮すれば令和元年度 84.3%）を維持しているとおおり、近隣施設の中では利用率の高い施設といえる。また、前記のとおり、南丹市及び南丹地区の人口は減少傾向にあるにもかかわらず、利用率は平成 26 年度をピークに若干の減少傾向にあるもののほとんど横ばいに推移していることは評価されよう。一方、会議室は、20%～30%と低調に推移し、平成 25 年度をピークに減少傾向である。ただし、例えば、口丹波会館の近隣施設である南丹市八木市民センターの会議室の令和元年度の利用率は 15.9%と、近隣施設の会議室も苦戦しており、口丹波会館が特に低い利用率ではないといえる。

利用者数の推移の傾向と利用率の推移の傾向が異なる要因は、口丹波会館の各種スポーツ大会の会場としての利用があるという特徴からと推測される。すなわち、スポーツ大会開催による利用の場合、一度に多くの利用者が利用するため、利用者数の集計は多くなるが、利用率は貸出件数÷貸出可能数で計算するため、利用者数の増加ほどの影響はないためである。

各施設の直近 3 年間の利用時間帯ごとの利用率は以下のとおりである。

（単位：件）

場 所	H29/4～H30/3 (平成 29 年度)			H30/4～H31/3 (平成 30 年度)			H31/4～R2/3 (令和元年度)			3 年平均 利用率	
	貸出 可能数	貸出数	利用率	貸出 可能数	貸出数	利用率	貸出 可能数	貸出数	利用率		
体育館	合計	2,070	1,781	86.0%	2,070	1,751	84.6%	2,076	1,675	80.7%	83.8%
	午前	690	661	95.8%	690	652	94.5%	692	610	88.2%	92.8%
	午後	690	592	85.8%	690	578	83.8%	692	528	76.3%	82.0%
	夜	690	528	76.5%	690	521	75.5%	692	537	77.6%	76.5%

会議室	合計	8,280	2,179	26.3%	8,280	2,030	24.5%	8,304	1,968	23.7%	24.8%
	午前	2,760	790	28.6%	2,760	736	26.7%	2,768	715	25.8%	27.0%
	午後	2,760	951	34.5%	2,760	897	32.5%	2,768	843	30.5%	32.5%
	夜	2,760	438	15.9%	2,760	397	14.4%	2,768	410	14.8%	15.0%
合計	合計	10,350	3,960	38.3%	10,350	3,781	36.5%	10,380	3,643	35.1%	36.6%
	午前	3,450	1,451	42.1%	3,450	1,388	40.2%	3,460	1,325	38.3%	40.2%
	午後	3,450	1,543	44.7%	3,450	1,475	42.8%	3,460	1,371	39.6%	42.4%
	夜	3,450	966	28.0%	3,450	918	26.6%	3,460	947	27.4%	27.3%

事業報告書において、災害復旧工事のため体育館を利用停止とした平成31年4月1日～15日の期間も貸出可能数に含めて報告し、利用率についても、利用停止期間を含めて算定されているため、実際よりも低い利用率で報告されている。利用停止期間を考慮した貸出可能数及び利用率は以下のとおりである。

場 所		事業報告書		修正後	
		貸出可能数	利用率	貸出可能数	利用率
体育館	合計	2,076	80.7%	1,986	84.3%
	午前	692	88.2%	662	92.1%
	午後	692	76.3%	662	79.8%
	夜	692	77.6%	662	81.1%

平成29年度から令和元年度までの3年間の平均でみると、体育館については、午前の利用率は92.8%と高い利用率であるが、夜間の利用は、76.5%と午前よりは低い利用率となる。また、会議室については、特に夜の利用が15.0%と非常に低い利用率となっている。

令和元年度の会議室別の利用率は以下のとおりである。特に会議室5、会議室6の利用率が15%台と比較的低い。

(単位：件)

会議室	定員	貸出可能数	貸出数	利用率	会議室	定員	貸出可能数	貸出数	利用率
会議室1	24	1,038	299	28.8%	会議室5	24	1,038	157	15.1%
会議室2	45	1,038	270	26.0%	会議室6	30	1,038	161	15.5%
会議室3	和室15	1,038	264	25.4%	会議室7	10	1,038	307	29.6%
会議室4	和室12	1,038	277	26.7%	大会議室	120	1,038	233	22.4%
					合計		8,304	1,968	23.7%

(3) 利用者の属性

① 主催者の属性別利用状況

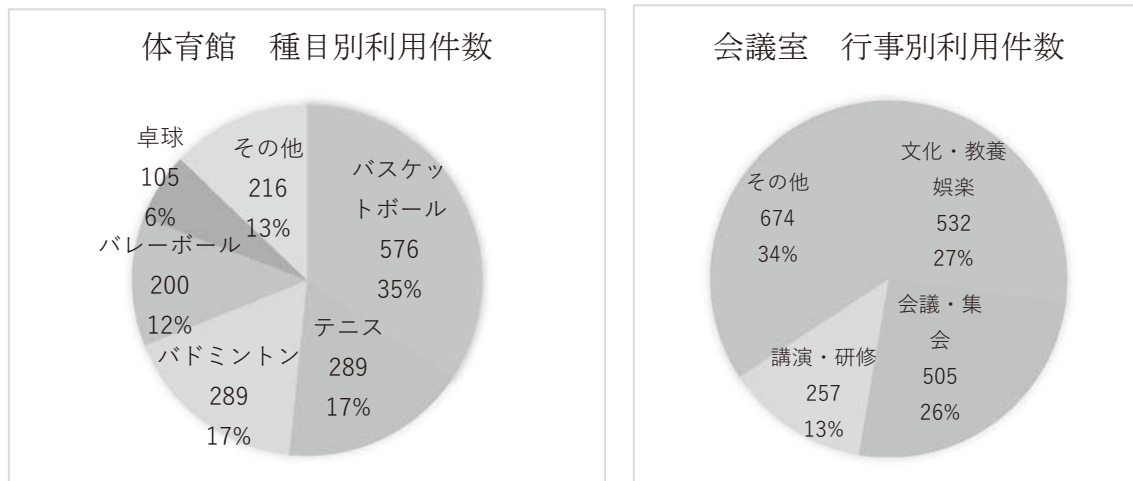
令和元年度の体育館及び会議室における主催者属性別の利用件数及び利用者数は以下のとおりである。

項目	利用件数(件)				利用人数(人)			
	体育館	会議室	合計	構成比	体育館	会議室	合計	構成比
労働団体	-	52	52	1.4%	-	547	547	0.3%
その他	1,675	1,916	3,591	98.6%	123,504	66,324	189,828	99.7%
合計	1,675	1,968	3,643	100%	123,504	66,871	190,375	100%

体育館は労働団体への貸出しはなく、会議室も労働団体への貸出しは相当に少ない。利用実態からは口丹波会館の設置目的である勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供する役割はほとんど求められていないことがわかる。

② 形態別利用状況

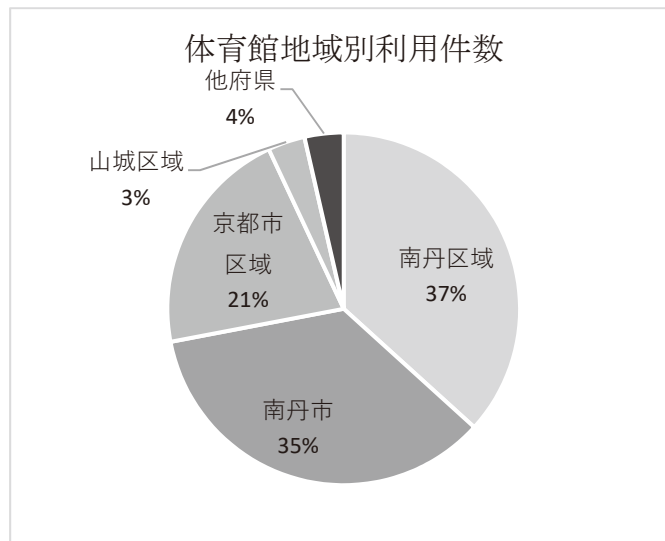
令和元年度の体育館の種目別の利用件数及び令和元年度の会議室の行事別の利用件数は、以下のとおりである。



体育館の利用はバスケットボールが多く、次いでテニス・バドミントンが多い。会議室の利用はサークル活動等である文化・教養・娯楽が多く、次いで会議・集会となっている。その他にはスポーツ大会開催時の控室としての利用が含まれる。

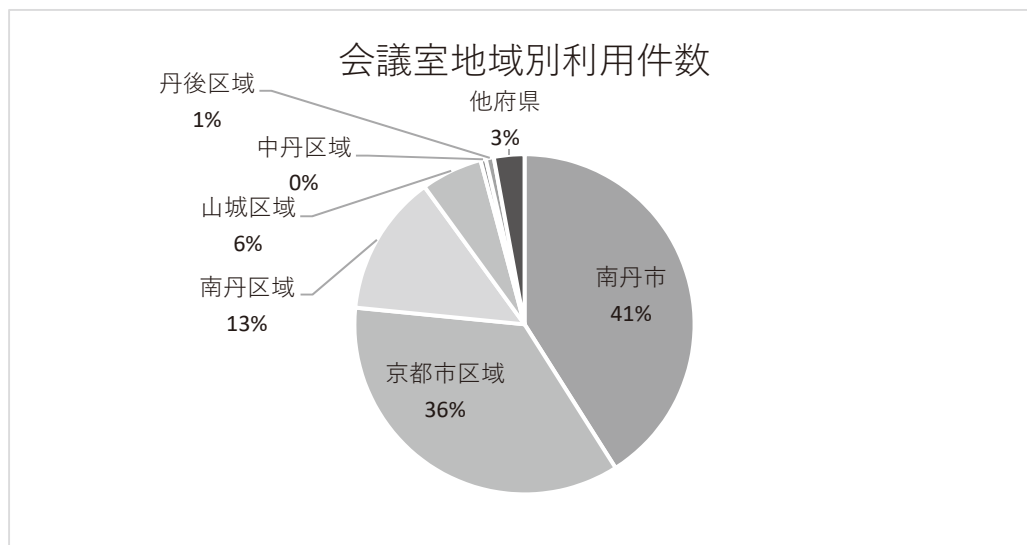
③ 地域別利用状況

令和元年度の体育館の利用申請者の地域別利用状況は以下のとおりである。



体育館の利用申請者は、南丹市と南丹区域合わせて 72%を占めており圧倒的に多い。次いで京都市区域が 21%を占めている。南丹区域と南丹市と京都市区域合わせて 93%と、当該三地域が大半を占める。ただし、上記データは、使用申請書の申請者の住所を集計したものであり、利用者の住所と異なることに留意が必要である。すなわち口丹波会館の体育館は、京都府等のスポーツ大会において利用されており、利用者(参加者)は上記データより広域であることが推測される。

令和元年度の会議室の利用申込者の地域別利用状況は以下のとおりである。



会議室の利用申請者は南丹市が 41%を占めており最も多い。次いで京都市区域の利用申請者が 36%、南丹区域が 13%の順で、南丹市、南丹区域及

び京都市区域合わせて 90%と、当該三地域の申請者が大半である点は体育館と同様の状況である。

会議室の地域別利用申請者の上位 3 区分（南丹市、京都市区域、南丹区域）の行事別利用状況は以下のとおりである。

（単位：件）

行事別	南丹市		京都市区域		南丹区域	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
文化・教養・娯楽	178	22%	203	29%	140	53%
会議・集会	178	22%	142	20%	72	27%
講演・研修	126	16%	84	12%	25	9%
その他	325	40%	271	39%	27	10%
合計	807	100%	700	100%	264	100%

南丹市と京都市区域は、最も多いのはその他で、主として体育館で開催されるスポーツ大会等の控室・検診・展示での利用である。また、南丹区域では、サークル活動に代表される文化・教養・娯楽の利用が 53%と多くなっている。

他の勤労者福社会館の会議室は、比較的サークル活動での利用が高い傾向があるため、口丹波会館においてサークル活動の誘致や自主事業での教室開催等により利用率向上を図る余地はあると考えられる。

利用者の年齢別分析に必要な情報は口丹波会館において収集されていなかった。

(4) 利用促進

口丹波会館は事業計画において利用促進を図る方策として以下の事項を掲げている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・会館の設置目的に反しない範囲での利用予約の年間調整、月間調整を実施 ・体育館の空き時間について、積極的な営業活動を実施 ・近隣の学校企業に利用してもらえるようセールスに回る ・総合型地域スポーツクラブとの連携 ・会館を利用して活動するクラブグループが日常的に活動しやすい環境を整え支援することによりリピーターを増やす ・会館の愛称・マスコットを活用し府民住民から親しまれる会館づくり |
|---|

口丹波会館の特筆すべき事項としてスポーツイベントの誘致にある点は事業計画の項で述べたが、それ以外にも積極的に各所に利用を働きかけ利用

促進を図っている点は評価されよう。

<利用促進懇談会>

口丹波会館は、年に1回「利用促進懇談会」を開催している。平成29年度と平成30年度の参加者は下表のとおりである。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたが、出席予定者には資料を送付し意見を伺ったとのことである。

出席者	平成29年度	平成30年度
行政関係	京都府南丹教育局	京都府南丹教育局
	南丹市教育委員会	南丹市教育委員会
	京都府南丹広域振興局	南丹市市民福祉部保健医療課
	南丹市八木支所	
利用者団体	5団体	2団体
指定管理者関係	八木町スポーツ協会	八木町スポーツ協会
出席者合計 (うち指定管理者関係者)	15人 (6人)	11人 (6人)

議事録を閲覧したところ、利用促進懇談会では口丹波会館の近況報告の後、利用者からの要望や利用促進のアイデア等の意見等が出されているが、直近で開催された平成30年度の利用者団体の参加は2人と少ない。

⇒ 第4共通事項・総括 3.5意見22

<アンケート>

口丹波会館においては年1回アンケートを実施している。近年のアンケートの回収状況等は以下のとおりである。

実施期間	回収枚数	実施方法
平成30年1月5日～3月20日	24枚	利用者に配布し回収
平成31年1月5日～2月5日	27枚	利用者に配布し回収
令和2年1月6日～1月31日	49枚	利用者に配布し回収

口丹波会館において回収枚数が非常に少なく、十分なアンケート調査がなされているとは評価しがたい。例えば、令和元年度の利用者数は190,375人、アンケート実施月の利用者数は12,138人であるが、アンケート回収枚数は49枚に過ぎない。

⇒ 第4共通事項・総括 3.5意見21

府民利用施設調書における、利用者満足度・ニーズの把握方法と活用の項の内容は以下のとおりである。

アンケート等実施項目		アンケート調査等の実施方法・活用状況等
全体満足度	○	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年年明けに利用者に直接配布し記入してもらい回収。また3月には利用者懇談会を開催し、そこで記入してもらおう。通年館内に回収箱を設置 ・職員は事務所にとどまらないで、出ていき利用者の方たちと話をし意見を聞く。窓口対応でも利用者とのコミュニケーションを図る。
通算利用回数	○	
ニーズ調査	○	
その他（右欄へ内容を記入）	○	

1.2.8 収支実績

(1) 収支状況

直近3年間の収支状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額	
指定管理 (施設運営) 業務	収入合計	25,400	24,885	△515	25,125	24,570	△555	26,949	26,183	△766
	利用料金収入	9,040	8,560	△480	8,800	8,245	△555	8,810	8,044	△766
	その他収入	35	0	△35		0	0		0	0
	府指定管理料	16,325	16,325	0	16,325	16,325	0	18,139	18,139	0
	支出合計	25,400	24,767	△633	25,125	24,798	△327	26,949	25,493	△1,455
	人件費	11,220	12,010	790	11,220	11,886	666	11,230	11,716	486
	物件費	14,180	12,757	△1,423	13,905	12,913	△992	15,719	13,777	△1,941
収支	0	117	117	0	△228	△228	0	689	689	
自主事業	収入合計	228	1,531	1,303	360	1,234	874	360	1,075	715
	参加料	156	1,191	1,035	360	1,234	874	360	1,075	715
	その他収入	72	340	268						
	支出合計	228	1,584	1,356	360	1,394	1,034	360	1,145	785
	人件費									
	物件費	228	1,584	1,356	360	1,394	1,034	360	1,145	785
	収支	0	△53	△53	0	△160	△160	0	△70	△70
収支合計	0	64	64	0	△388	△388	0	619	619	

指定管理業務と自主事業合計の収支実績としては、年々の増減はあるものの、ほとんど収支均衡に近い状態である。

(2) 収入状況

直近3年間の収入の構成割合及び予算達成率は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
	予算		実績		予算		実績		予算		実績	
	金額	金額	構成比	達成率	金額	金額	構成比	達成率	金額	金額	構成比	達成率
指定管理業務収入	25,400	24,885	94%	98%	25,125	24,570	95%	98%	26,949	26,183	96%	97%
利用料金収入	9,040	8,560	32%	95%	8,800	8,245	32%	94%	8,810	8,044	30%	91%
その他収入	35	0	0%	0%		0	0%			0	0%	
府指定管理料	16,325	16,325	62%	100%	16,325	16,325	63%	100%	18,139	18,139	67%	100%
自主事業収入	228	1,531	6%	671%	360	1,234	5%	343%	360	1,075	4%	298%
参加料	156	1,191	5%	763%	360	1,234	5%	343%	360	1,075	4%	298%
その他収入	72	340	1%	473%								
収入合計	25,628	26,416	100%	103%	25,485	25,803	100%	101%	27,309	27,257	100%	100%

収入の構成割合をみると、京都府からの指定管理料が約 64%、利用料金収入は約 31%である。また、収入面での予算達成率をみると自主事業の予算額が少額のため予算達成率が非常に高くなっているが、自主事業の収入実績そのものは少額のため大勢に影響はないといえよう。

指定管理料及び利用料金収入の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

(指数：平成 26 年度を基準とした比率)

科目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料	金額	16,325	16,325	16,325	16,325	16,325	18,139	16,627
利用料金収入	金額	8,795	8,377	8,034	8,560	8,245	8,044	
	指数	100%	95%	91%	97%	94%	91%	

令和元年度は空調の更新のため指定管理料を増額したが、これを除けば、指定管理料の推移に大きな変動はない。

利用料金収入は、平成 26 年度をピークに若干の減少傾向にある。一方、利用者数は増加傾向であり、利用者数の増加が利用料金収入につながっていないことがわかる。指定管理者である八木町スポーツ協会がスポーツイベントの誘致を精力的に実施していることは評価されるものの、これらの誘致による口丹波会館の直接的な利用料金収入の増加は開催準備や開催当日の貸室による収入の増加にすぎず、利用料金収入につながる更なる利用促進が求められる。

利用者一人当たりの府負担額は以下のとおりである。

項目	H29	H30	R1
利用者数(人)	185,123	179,015	190,375
指定管理料(千円)	16,325	16,325	18,139
利用者一人当たりの府負担額(円)	88	91	95

(3) 支出状況

直近3年間の指定管理業務の支出の構成割合及び予算執行率は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	年度	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
		予算	実績		執行率 (%)	予算	実績		執行率 (%)	予算	実績		執行率 (%)
			金額	構成比 (%)			金額	構成比 (%)			金額	構成比 (%)	
人件費	給料	9,270	9,951	40	107	9,270	9,979	40	108	9,280	9,932	39	107
	手当	950	1,150	5	121	950	1,420	6	149	950	1,300	5	137
	法定福利費	1,000	556	2	56	1,000	487	2	49	1,000	485	2	48
	福利厚生費		353	1									
	人件費計	11,220	12,010	48	107	11,220	11,886	48	106	11,230	11,717	46	104
物件費	旅費		13	0			42	0			12	0	
	需用費	6,979	6,205	25	89	6,977	6,754	27	97	8,428	7,494	29	89
	消耗品費	444	287	1	65	444	356	1	80	444	294	1	66
	燃料費	111	52	0	47	111	49	0	44	111	42	0	38
	光熱水費	3,556	2,997	12	84	3,555	3,478	14	98	3,555	2,843	11	80
	修繕費	2,868	2,870	12	100	2,867	2,871	12	100	4,318	4,315	17	100
	役務費	565	471	2	83	562	447	2	80	321	373	1	116
	通信運搬費	204	164	1	80	203	177	1	87	203	157	1	77
	手数料	269	156	1	58	268	156	1	58	27	172	1	640
	広告費	46			0	46			0	46			0
	保険料	46	151	1	328	45	115	0	255	45	44	0	97
	委託料	3,240	3,889	16	120	3,238	3,458	14	107	3,238	3,095	12	96
	勤労者福祉事業費	370	118	0	32	194			0	194	448	2	231
	利用促進懇談会費	46	15	0	33	46	11	0	25	46			0
	備品購入・更新費	463	525	2	113	462	279	1	60	462	270	1	58
	施設環境整備費	463	82	0	18	185	30	0	16	185	54	0	29
	その他経費	1,003	491	2	49	1,201	956	4	80	1,201	906	4	75
	物件費計	13,129	11,810	48	90	12,865	11,976	48	93	14,074	12,652	50	90
	消費税	1,051	948	4	90	1,040	936	4	90	1,644	1,125	4	68
	支出合計	25,400	24,767	100	98	25,125	24,798	100	99	26,949	25,493	100	95

令和元年度の支出の構成割合をみると、人件費：物件費が1：1の割合となっている。物件費のうち主な支出科目は修繕費、委託料、光熱水費である。委託料の主な内容は、定期清掃、空調メンテナンス、警備料、税務顧問料である。なお、定期清掃は、委託先が雇用している障害者が担当しており、指定管理者が直接障害者を雇用しているのではないが、京都府が進める施策等への積極的な取組が認められると評価できる。

（労働時間管理）

往査当日、口丹波会館では職員の日別の勤務予定表は作成しているが、職員の始業時刻と終業時刻を記録していないとの説明を受けた。また、始業時刻には使用者自ら従業員の始業を現認しているが、夜間は従業員1人の営業時間帯が存在するため終業時刻の現認はできていないとのことであった。

口丹波基本協定書において、京都府は指定管理者に対して法令遵守を求めていることから、労働関連法規の遵守が望まれるところである。この点、往査後京都府担当課の指摘により、口丹波会館では直ちにタイムカードを導入したと説明を受けた。

（給与按分）

指定管理者である八木町スポーツ協会の会長及び事務局長は、口丹波会館の館長等を務める傍ら、南丹市のスポーツ施設の指定管理業務にも従事している。以前は会長・事務局長の人件費は全て口丹波会館の会計において負担されていたが、京都府の過去の監査指摘に基づき、南丹市の指定管理の会計においても一部（両名とも月々一定額＋賞与の過半）負担することとなった。結果として口丹波会館の会計において給与と賞与総額で会長は71%、事務局長は63.4%の負担となっているが、当該負担割合は両者の口丹波会館に関する業務時間を把握することは困難とし、勤務実態を総合的に勘案して決定したものという説明で、客観的な勤務実態に応じた精緻な負担とまではなっていないのではないかと考えられる。

（総会費用）

口丹波会館の指定管理業務の会議費として100,000円（税込）が支出計上

されていた。これは、飲食店で行った指定管理者たる八木町スポーツ協会の総会費用であり、総会は会館運営に有益な情報を意見いただく機会であるとの説明があった。

八木町スポーツ協会の総会費用は同協会の運営管理業務そのものであり、口丹波基本協定書別紙仕様書に定められている指定管理業務の細目に直接当てはまる項目はないように思われる。地域関係者から意見を伺う機会をあながち否定するものではないが、指定管理業務のための経費たりうる形式要件を具備されることが望ましい。

指定管理者は南丹市の複数の施設の指定管理も務めていることから、総会が口丹波会館の運営に資する内容であったとしても、その費用の全額を口丹波会館の指定管理業務の経費に含めることは適切ではない。

【意見4】 指定管理者における費用按分の方法

京都府が支出する指定管理料の算定に当たっては、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費から利用料金収入見込み額を差し引いた額となる。従って、税金投入額の基礎となる指定管理業務に必要な経費を適切に算出するため、口丹波会館に関する指定管理業務と口丹波会館以外の業務に共通する費用については、一定期間の作業時間を記録し算定した口丹波会館に関する業務時間割合や、指定管理者全体の収入予算に占める口丹波会館の収入予算の割合等、客観的な基準に基づいて按分した金額を口丹波会館の指定管理業務の経費に計上することが望ましい。

(交際費)

口丹波会館の指定管理業務の交際費として 80,519 円（税込）が支出計上されていた。これは、口丹波会館のPR効果を期待し第5回京都丹波トライアスロン大会 in 南丹の歓迎レセプション経費を口丹波会館で費用負担をしたものであるとの説明を受けた。

歓迎レセプションについては京都府が参画する同トライアスロン大会の実行委員会の承認を得ているとはいえ、京都府担当課と協議を行ったわけではない。当該費用を口丹波会館の指定管理業務に支出計上するためには、指定管理業務に伴う費用である必要がある。この点、口丹波会館は、協力機関として京都丹波トライアスロン大会 in 南丹の開催式のため体育館を、控室

のため会議室を貸しているが、そもそも屋外スポーツであるトライアスロンの大会の費用を負担することが口丹波会館の利用促進に直結するとは考えにくく、仮に同大会に協力することによってPR効果を得られるとしても、通例以外の利用促進策を行うことにより口丹波会館の経費が見込まれる場合には、その旨を事業計画に記載し、又は別途京都府と協議を行うなどにより、指定管理業務の経費に含めることについて京都府の承認を得ることが望ましい。

なお、歓迎レセプション経費の領収証の宛名はトライアスロン実行委員会であったが、これは本来八木町スポーツ協会とすべきところ誤って記載されたものであるとの説明を受けた。再発行により正しい宛名の領収証を得る必要がある。

【意見5】 指定管理業務に必要な経費の範囲についての協議

口丹波基本協定書の別紙仕様書に定められている指定管理業務に直接当てはまらない事項に関する支出を指定管理業務の経費に含める場合には、予算策定段階において京都府と協議することが望まれる。

(科目振替)

人件費が予算を1,000千円以上超過したことから、業務報告書における収支決算報告書において、平成30年度は人件費から光熱水費へ600千円、その他経費に400千円、また令和元年度は人件費から委託費に450千円振り替えて報告している。実態を表さない科目に振り替えるべきではない。

なお、修正後の金額は、以下のとおりである。

平成30年度：人件費12,886千円、物件費10,976千円

令和元年度：人件費12,167千円、物件費12,202千円

(福利厚生費)

業務報告書の収支決算報告書において、福利厚生費が物件費の「その他経費」に計上されている。しかし、福利厚生費は企業が職員のために支出する費用であり、人件費の区分に計上すべきである。

また、福利厚生費として計上している地域での意見交換等を目的とする飲食費については、外部者を招いてのものであることから交際費として計上す

べきである。

【意見6】 収支決算報告書における科目誤り

業務報告書の収支決算報告書において、適切な科目に計上していないものがあつた。収支決算報告書を作成する際には事実即した適切な科目に計上するよう慎重な処理が求められる。

(4) 勤労者福祉事業

勤労者福祉事業は、講演会やサークルの展示等を行う「クアスポ祭り」のみで、収入はなく、支出のみである。

具体的には、前記「支出状況」の勤労者福祉事業費の金額が該当し、令和元年度では448千円の支出となっている。

(5) 勤労者スポーツ事業

令和元年度の勤労者スポーツ事業の収支状況は以下のとおり、ほとんど収支0円であり、勤労者スポーツ事業から利益を得る状況にはない。

口丹波会館の運営方針としては、継続的に教室等を開催するのではなく、勤労者スポーツ事業として開催した教室をサークル等任意団体に発展させ、貸室事業の利用者となるよう運営しており、勤労者スポーツ事業及び自主事業は数多く実施していない。

名称	区分	収入 (千円)	支出 (千円)	収支 (千円)	月平均受 講者数	年間受講 者数
3歳～小学生のチ アスクール	予算	720	720	0	15人	180人
	実績	527	511	15	13人	127人
中学生以上のチ アスクール	予算	520	520	0	10人	120人
	実績	415	467	△52	8人	100人
MIXバレーボール 交流大会	予算	30	30	0	10組	
	実績	30	39	△9	10組	
合 計	予算	1,270	1,270	0		
	実績	972	1,018	△46		

(6) 自主事業

令和元年度の自主事業の収支状況は以下のとおりで、受講者数が月平均で2人と非常に少なく収支はほとんど0円に近い状態であり、自主事業により利益を得る状況にはない。ただし、ウクレレ教室の赤字額は、口丹波会館としては負担となる金額ではなく、継続開催により受講者を増加させていく方針のもと継続開催している。

名称	区分	収入 (千円)	支出 (千円)	収支 (千円)	月平均 受講者数	年間 受講者数
ウクレレ教室	予算	240	240	0	4	48
	実績	102	126	△23	2	23

1.2.9 その他の運営上の問題点

監査の過程で軽微ではあるが改善すべき点がいくつか見受けられたため、以下に列挙する。

(現金管理)

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症対策のため体育館及び会議室の予約をキャンセルした場合は、利用当日以前に納付した利用料金を返金している。令和2年3月分の予約のキャンセルについて、令和2年4月以降に返金した場合、会計帳簿上、利用料金収入を減少させた上で負債として預り金を計上させる必要があるにもかかわらず、令和2年3月末日付けで現金又は普通預金を減少させている案件があった。

館長が経費等の立替払いをした場合、金銭出納帳上は館長が支払った日付で現金の減少を記帳しており、会館が館長に立替払分の現金を渡した日付で記帳していない。そのため、小口現金用金銭出納帳の令和元年5月1日～30日の現金残高がマイナスとなっていた。

館長が立替購入したアンプについては、立替金精算時である令和2年4月9日に備品（後日全額減価償却）を計上し、実際の取得時（かつ領収証の日付）である令和2年3月25日に計上していない。そのため、令和元年度の決算書上で未払金及び減価償却費（備品購入・更新費）が過少計上となっている。

小口現金及び小学生以下のチアダンス用現金については、担当者以外の確認がなされていなかった。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.7 意見 24

(事業報告の記載)

事業報告書の様式上では年収と勤務地を記載すべきところ、口丹波会館が提出した事業報告書には記載がない。求められた事項は記載しなければならず、京都府は様式を充足していない書類を精査せずに受領すべきではない。

口丹波会館は利用率等を踏まえると貸館事業については健闘している一方、前記に列挙した事項等からも分かるように事務運営では問題点が散見された。当然、指定管理者側に一義的な問題点があるが、京都府においても指定管理者が提出した事業計画書及び事業報告書の内容を精査し、問題点があれば指導を行ったり、当面の間は定期的な現地訪問による指導監督を行ったり等、リスクに応じた管理監督を実施することが望まれる。

⇒ 第 4 共通事項・総括 2 意見 14

1.2.10 今後の運営

(1) 南丹市の公共施設等総合管理計画

口丹波会館の立地場所である南丹市では、公共施設等の更新問題に対する中長期の基本的な方向性を定めることを目的として平成 29 年 9 月に平成 29 年度から 30 年間で計画期間とし「南丹市公共施設等総合管理計画」を立案している。

同計画では、戦略的な人口政策を想定しない場合、南丹市の人口は平成 27 年度からの 30 年間で 31.5%減少するとの予測等を踏まえ、数値目標として今後 30 年間で公共施設等の延べ床面積を 20%以上削減することを掲げ、必要な行政サービス水準を検討するとしている。

また、公共施設等総合管理計画を受け、建物「ハコモノ」の適切配置を進めるため、平成 31 年 3 月に令和元年度から 30 年間で計画期間とした「南丹市公共施設再配置計画」を策定した。

特に貸館（貸室）機能及びスポーツ機能については、以下の方針を打ち出している。

貸館	小区域利用圏（※）規模の貸室機能は、中区域利用圏（※）へ機能移転を進め、中区域利用圏域規模の貸館（貸室）機能は、地域（団体）の発表会、会議、研修などに対応できる規模のものを区域内に確保する。大規模な貸館（大ホール等）などは、広域連携による利用を推進する。
----	---

スポーツ	体育館などの屋内運動機能は、各中区域利用圏に機能移転し集約化する。ただし、大規模なスポーツ機能は、近隣市町村との広域連携を図り、相互利用による機能移転を推進する。
------	---

※ 小区域利用圏：南丹市域の変遷を踏まえ、19の区域に区分

中区域利用圏：平成18年1月の市町村合併における旧町である園部地域、八木地域、日吉地域、美山地域の4圏域

なお、令和元年度からの10年間は、老朽化した施設の用途廃止、集約・複合化を優先的に進めていくとし、対象となった施設を公表しているが、前述した口丹波会館の近隣類似施設は対象となっていない。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の状況

令和2年度の上半期の利用者数、利用件数及び利用率は以下のとおりである。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月9日から6月7日まで閉館した。開館後、会議室の利用は伸び悩んでおり、前年度上半期の会議室の利用率は24%のところ、当年度上半期は7%に留まっている。体育館の利用率は徐々に上向いているものの9月の利用率61%は前年同月82%に比べると約7割程度の回復に留まっている。

近隣の体育館も口丹波会館と同様に苦戦しているが、特に口丹波会館の場合は体育館の利用者数の減少が他に比べ大きく、前年上半期が約72千人であるところ、当年度上半期は約9千人と著しく少ない状態である。これは口丹波会館の強みであった大きなスポーツ大会の中止が相次いでいることが主たる要因と考えられる。

項目	場所	年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
利用者数 (人)	会議室	令和元年	3,666	8,545	8,444	4,558	6,366	4,985	36,564
		令和2年	46	12	872	1,130	942	2,173	5,175
	体育館	令和元年	5,345	7,801	15,787	8,121	26,959	8,604	72,617
		令和2年	315	0	912	2,547	1,618	3,933	9,325
利用件数 (件)	会議室	令和元年	146	149	233	152	188	169	1,037
		令和2年	9	1	48	62	58	68	246
	体育館	令和元年	63	158	151	148	160	142	822
		令和2年	25	0	62	96	72	107	362
貸出可能 区分 (件)	会議室	令和元年	696	720	696	720	720	696	4,248
		令和2年	216	360	696	720	720	696	3,408
	体育館	令和元年	174	180	174	180	180	174	1,062
		令和2年	54	0	132	180	180	174	720
利用率 (%)	会議室	令和元年	21%	21%	33%	21%	26%	24%	24%
		令和2年	4%	0%	7%	9%	8%	10%	7%
	体育館	令和元年	36%	88%	87%	82%	89%	82%	77%
		令和2年	46%	-	47%	53%	40%	61%	50%

(3) 提言

口丹波会館は指定管理者制度導入前の運営方法をそのまま踏襲している業務も多く、全体として運営におけるIT化が進んでいない。例えば、オンラインでの予約不可、附属設備の貸出申請書は、書面（紙）のみの対応、利用状況のデータ入力には紙による予約申請書に基づき行われるなどである。

前記予約方法の検討においても新たな利用者の確保や利便性の向上のために、京都府・市町村共同公共施設案内予約システム等を利用したオンラインによる予約方法も選択肢の一つとして検討する必要がある旨記載したが、生産性向上の観点からもIT化を推し進める必要性を感じた。

この点、現在の指定管理者は、利用促進に関しては、スポーツ事業に対する知見や人脈により精力的に行われていると感じる一方、ITに精通した人的資源を期待するのは難しいかもしれない。また、一施設の指定管理料の金額の範囲でIT化に取り組むことは困難と思われる。

今後ますますITに依存した社会となっていくことが想定され、例えば会議室においても対面とオンライン併用の講習を行うためのサポートを会館運営で行えるようにする等、ITに精通した人的資源を備えることは公共施設として重要と思われる。なお、施設ごとにITに精通した従業員を雇うことは非効率的で、指定管理者をサポートし、又は訓練する体制を整えることが有効かつ効率的な対策と思われる。

2 職業訓練併設型会館

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）において、事業主が労働者に職業訓練を受けさせることを推進するために、昭和 54 年以降、国の主導により全国に地域職業訓練センターが設置された。京都府では昭和 56 年に京丹後市（旧 大宮町）に丹後地域職業訓練センターが、昭和 61 年に宇治市に城南地域職業訓練センターが、独立行政法人雇用・能力開発機構（旧 雇用促進事業団）により京都府の勤労者福祉会館と併設又は合築する形で設置された。

地域職業訓練センターが併設されている勤労者福祉会館を監査する上では、指定管理者となっている職業訓練法人が両施設を総合的に運営しているため、これらを併せて監査することが有効と判断した。

2.1 城南勤労者福祉会館

2.1.1 会館の概要

(1) 施設の概要

施設名称	京都府立城南勤労者福祉会館		
所在地	京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒 21-8		
設置時期	昭和 62 年 3 月 1 日		
施設の設置目的	勤労者をはじめ地域住民の交流と文化・体育の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として設置		
施設機能	会議室等	集会室（多目的ホール）（253 m ² 定員 156 人） 教養文化室 2 室（和室 21 畳・18 畳） 会議室（61 m ² 定員 22 人）	
	職業講習室	料理教室（62 m ² ）	
	その他	トレーニングルーム（124 m ² ）	
施設構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート 3 階建	延床面積	1,565 m ²
交通アクセス	近鉄京都線伊勢田駅から徒歩約 13 分、近鉄京都線大久保駅から徒歩約 20 分、駐車場 50 台		
営業時間・営業日	営業時間	午前 9 時～ 午後 9 時 30 分	休館日 毎月第 3 水曜日 12 月 28 日～1 月 4 日
	指定管理者制度の導入施設の場合、その管理者	職業訓練法人城南地域職業訓練協会	
指定管理者制度の導入施設の場合、その管理者	指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	所在地 施設所在地に同じ
	選定方法	公募	業種 職業能力開発促進法による職業訓練法人



城南勤労者福祉会館（以下「城南会館」という。）は、勤労者をはじめ地域住民の会議・研修・スポーツ及び教養・文化活動に資する機能を備えた施設である。京都府宇治市に設置され、宇治市、城陽市、久御山町の近隣市町からの利用が主であるが、京都市内や京都府外からの利用もある。サークル活動、語学教室、趣味・文化教室、料理教室、健康促進教室などの会館主催教室の開催や会議室として利用されているほか、トレーニングルームも設置されており、地域住民の交流と文化・体育活動の場を提供する福祉増進を目的とし広域の地域にわたって利用されている。

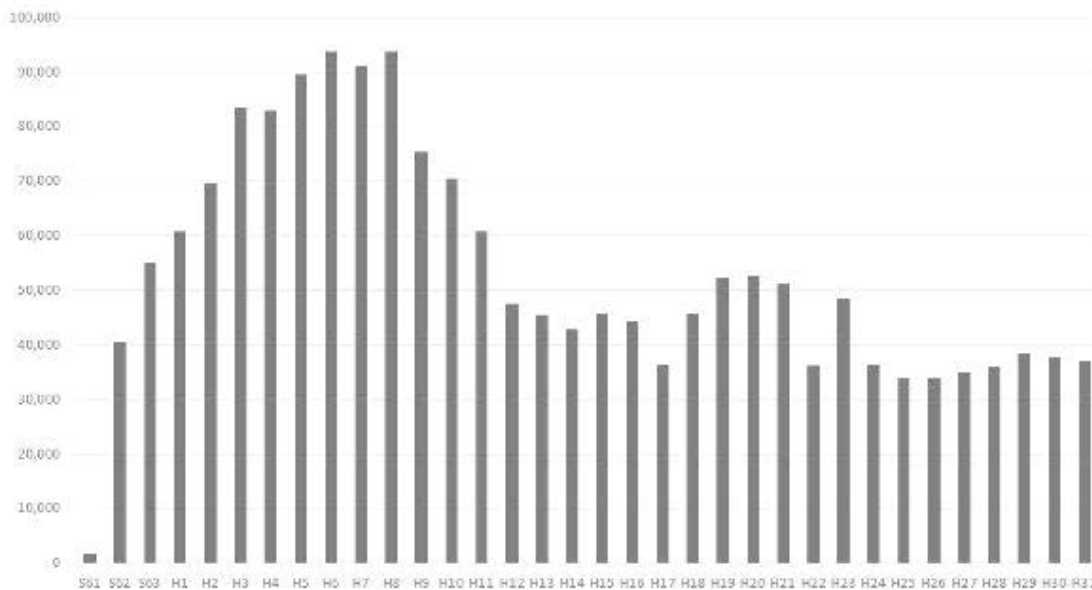
城南会館は城南地域職業センターとの合同施設であり、同一施設の中に勤労者福祉会館の施設と職業訓練法人城南地域職業訓練協会（以下「城南訓練協会」という。）の施設がそれぞれ併存している。

年間利用人数は約 36,000 人～38,000 人で、宇治市内の利用者が大半であり、60 歳以上の年齢層の利用が多い。

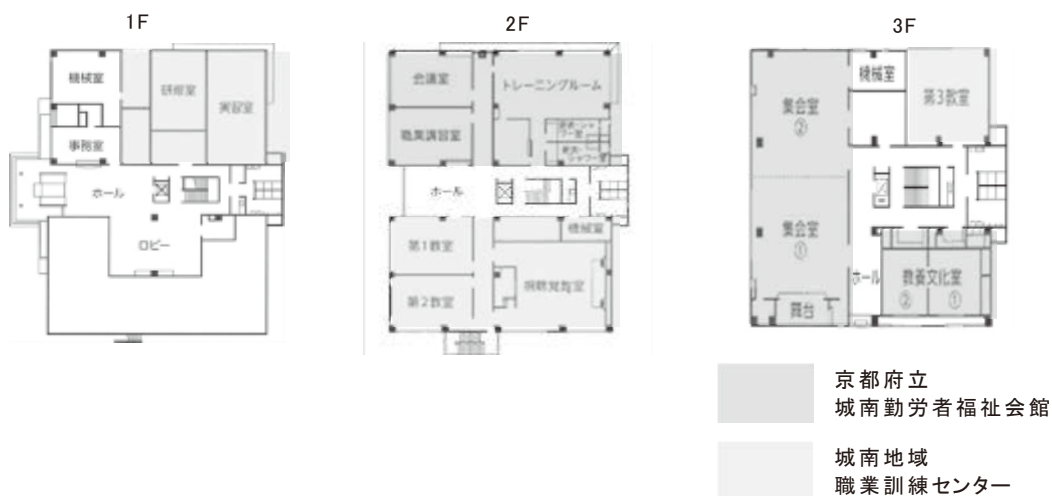
城南会館の指定管理者は、管理運営の一体化と効率化等が可能であるとの理由で城南地域職業センターの運営者である城南訓練協会が選定されている。

城南会館設立以降の利用者数は以下のとおり推移しており、利用者のピークは平成 8 年の 93,711 人であったが、平成 29 年から平成 31 年度（令和元年度）までの直近 3 年間の平均は 37,658 人であり、ピーク時の約 4 割の利用者数で推移している。

<城南会館利用者数推移>



(2) 設備の状況・配置図



会議室



職業講習室



トレーニングルーム



集会室



教養文化室

城南会館は、城南地域職業訓練センターとの合築であり、同一建物の中に勤労者福祉会館と職業訓練センターの施設が併存している。上記のとおり勤労者福祉会館は2Fの会議室、職業講習室（料理教室）、トレーニングルーム（シャワー室含む）及び3Fの集会室（多目的ホール）、教養文化室である。集会室及び教養文化室は区分して利用可能であり、利用者が目的に応じて利用しやすいように考慮されている。

各施設は主に地域のサークル活動に利用されており、そのほか近隣企業、NPO法人、労働組合、生協、事業主組合の会議のほか、勤労者福祉会館事業として開催されている各種教室に利用されている。

令和元年度における会館の施設の利用団体の属性は以下のとおりであり、主としてサークル活動に利用されている。

施設	利用団体	件数	構成比
集会室	サークル	773	93.4%
	企業、組合、団体等	54	6.5%
	個人	1	0.1%
	計	828	100.0%
教養文化室	サークル	369	83.1%
	企業、組合、団体等	75	16.9%
	個人	-	-%
	計	444	100.0%
会議室	サークル	239	67.9%
	企業、組合、団体等	107	30.4%
	個人	6	1.7%
	計	352	100.0%
職業講習室 (料理教室)	サークル	18	54.5%
	企業、組合、団体等	14	42.4%
	個人	1	3.0%
	計	33	100.0%
合計	サークル	1,399	84.4%
	企業、組合、団体等	250	15.1%
	個人	8	0.5%
	計	1,657	100.0%

集会室、会議室及び教養文化室の各施設は用途が限定されておらず、利用者の希望に応じて当日の空き状況や利用人数により、施設が割り当てられている。また、職業講習室（料理教室）は、もともと料理教室や料理サークルに利用されることを目的として料理台や調理器具が設置されているが、ステンドグラスや陶芸、生け花など料理以外の教室・サークルに利用されていることもある。トレーニングルームはランニングマシンやエアロバイクなどが設置されており、個人に利用されている。

なお、館内には京都府が設置したフリーWi-Fiとは別に、セキュリティの付いたWi-Fiを指定管理者が設置して、リモートオフィスとしての利用も可能となっており、民間のWebミーティングとしての利用実績もある。

(3) 利用料金

城南会館の施設利用料金は、以下のとおりである。（単位：円）

区分		午前の部	午後の部	夜間の部	午前・午後	午後・夜間	全日
室名	定員	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
教養文化室	48人	2,140	2,440	2,850	4,100	4,700	6,600
職業講習室 (料理教室)	24人	1,930	2,240	2,650	3,700	4,400	6,100

会議室	22 人	1,930	2,240	2,650	3,700	4,400	6,100
集会室	156 人	6,420	7,440	8,650	12,400	14,400	20,100
トレーニング グループ		45 歳以上	45 歳以上	45 歳以上			
		180	180	180			
		45 歳未満	45 歳未満	45 歳未満			
		250	250	250			

利用料金は会館条例第 6 条で上限が定められており、城南会館が設定した利用料金はその上限を原則としているが、午前・午後、午後・夜間及び全日を通して利用する場合の料金については、それぞれの合計よりも低く設定されている。また、トレーニンググループの利用料金については会館条例により 45 歳以上の利用料金は通常の利用料金の金額に 100 分の 75 を乗じた額（10 円未満の端数は切捨て）とするとされており、当該規定に従って料金が設定されている。

また、教養文化室及び集会室については利用しやすいように区分使用が可能となっており、その利用料金は以下のとおりである。

区分		午前の部	午後の部	夜間の部	午前・午後	午後・夜間	全日
室名		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
教養文化室	①②	1,070	1,220	1,420	2,000	2,300	3,300
集会室	①②	2,040	2,340	2,750	3,900	4,500	6,400

会館条例では、教養文化室及び集会室を区分して利用する際には、上記利用料金の額に 2 分の 1 を乗じた金額とされている。教養文化室は全室利用の約 2 分の 1、集会室は全室利用の 3 分の 1 未満の利用料金であり、利用料金は会館条例で定める金額よりも低く設定されており、利用者がより利用しやすい料金設定となっている。また、附属設備の貸出しも行っており、各設備の利用料金は以下のとおりである。

附属設備名	単位	利用料金
マイク・ワイヤレスマイク	1 本	350 円
CD ラジオ	1 台	350 円
書画カメラ	1 台	350 円
パーソナルコンピュータ	1 台	600 円
プロジェクター（スクリーン付）	1 台	600 円
卓球台	1 台	300 円
ピアノ	1 台	1,500 円
展示パネル	1 台	400 円
クリップランプ	1 個	100 円

前述のとおり、城南会館は京都府のフリーWi-Fiとは別にWi-Fiを設置しリモートオフィスとしての利用を可能としているが、Wi-Fiの利用料金は上記料金表には記載されておらず、Wi-Fiの利用料金は現在パソコンの利用料金に含まれている。

【意見7】Wi-Fiの利用料金について

城南会館はWi-Fiの利用方法について試行錯誤している段階であるが、利用者は通常、自己のパソコンを持ち込んでWi-Fiを利用するため、Wi-Fiの利用料金をパソコンの利用料金に含めることは違和感がある。

また、Wi-Fiの利用料金を別途記載することで、城南会館がリモートオフィスとして利用可能であることを周知することが可能であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた働き方が求められる中、テレワークやWeb会議の利用が促進される効果も期待できる。

従って、京都府のフリーWi-Fiとは別にWi-Fiを設置しリモートオフィスとしての利用を認めているのであれば、Wi-Fi単独の利用料金を設定し、ホームページやチラシの料金表に掲載するか、施設利用料金に含めて無料にされてはどうか。

2.1.2 外部環境・ロケーション

(1) 人口

城南会館の所在地は宇治市であるが、所在地である宇治市及び近隣の城陽市及び久御山町（以下「城南地域」という。）からの利用が想定されている。

①地域の人口構成

城南地域の平成7年、平成17年、平成27年の15歳以上の人口は以下のとおりである。城南地域の15歳以上の人口は、平成7年度から平成17年度まで1.9%増であるが、平成17年度から平成27年度まで3.7%の減少であり、20年間を通せばやや減少傾向にある。

（単位：人）

市町	平成7年	平成17年	平成27年
宇治市	155,284	161,998	157,519
城陽市	72,485	71,134	67,321
久御山町	15,030	14,233	13,393
合計	242,799	247,365	28,233
対10年前比増減		+1.9%	△3.7%

宇治市の平成7年と平成27年の年齢別人口は以下のとおりで、人口は約180,000人と著しい変化はないが、60歳以上の人口割合が約2倍（16.5%→34.8%）となっている。

年齢	平成7年		平成27年	
	人口	構成比	人口	構成比
30歳未満	75,195	40.7%	50,863	27.5%
30～60歳未満	79,210	42.9%	69,533	37.7%
60歳以上	30,425	16.5%	64,282	34.8%
合計	184,830	100.0%	184,678	100.0%

一方で、城南地域の3市町の製造業は以下のとおり減少しており、それに伴い従業者数も減少している。

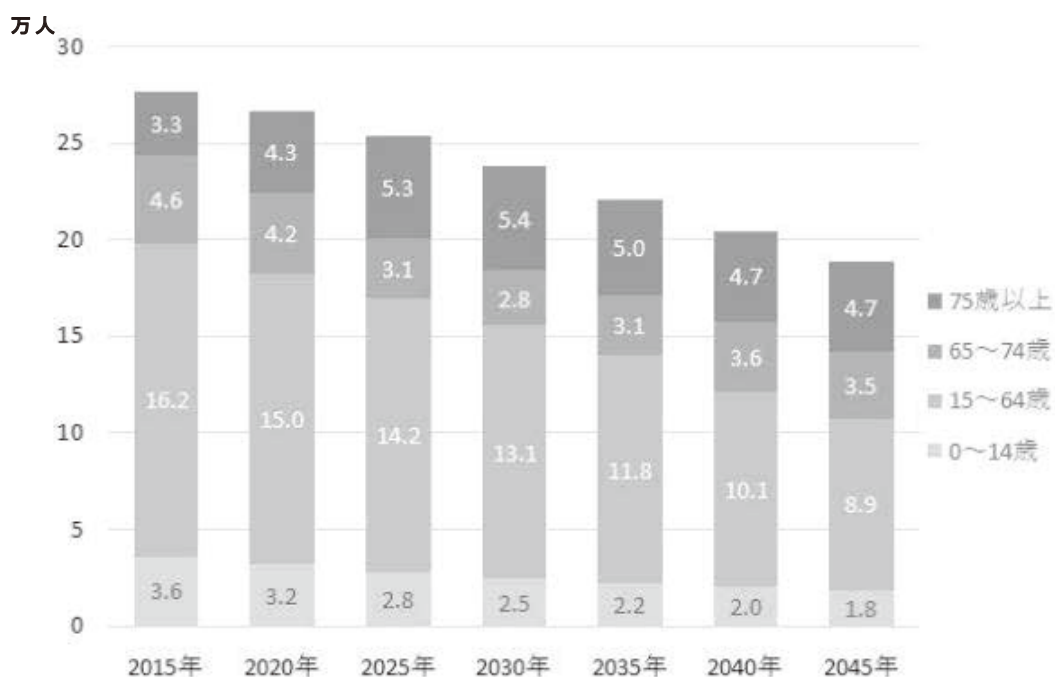
（製造業の推移）

	平成8年		平成26年		増減	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
宇治市	863	15,999	672	13,903	△191	△2,096
城陽市	358	6,358	267	4,724	△91	△1,634
久御山町	636	11,145	562	9,035	△74	△2,110
合計	1,857	33,502	1,501	27,662	△356	△5,840

②将来推計人口

次に、日本の地域別将来推計人口によると城南地域の2015年から2045年までの推計人口の推移は以下のとおりである。2045年の総人口は2015年比で32.0%減少し約18.9万人になると推定されているが、特に生産年齢層である15歳以上65歳未満の人口は2015年比で45.3%減少し8.9万人になる推計となっている。

年齢	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	35,745	31,749	27,538	24,541	21,889	20,047	18,434
15～64歳	162,299	150,370	142,067	131,214	118,062	101,328	88,810
65～74歳	45,954	42,255	31,016	28,210	31,328	36,211	34,619
75歳以上	33,354	42,661	53,163	54,298	50,164	46,881	46,828
合計	277,352	267,035	253,784	238,263	221,443	204,467	188,691
合計の対2015年比		96.3%	91.5%	85.9%	79.8%	73.7%	68.0%



(2) 近隣類似施設

城南会館の近隣に所在する類似施設は以下のとおりである。

所在地	施設名称	住所	施設内容	延床面積
宇治市	宇治市産業振興センター	宇治市大久保町西ノ端1番地の25	多目的ホール 会議室	964.27 m ²
	宇治市産業会館	宇治市宇治琵琶45番地13	会議室	959.74 m ²
	宇治市生涯学習センター	京都府宇治市宇治琵琶33番地	ホール、会議室、料理教室、創作室	854.51 m ²
	宇治市文化会館	宇治市折居台1丁目1番地	大・小ホール	7,530.35 m ²
城陽市	文化パーク城陽	城陽市寺田今堀1番地	ホール、会議室	19,968 m ²

2.1.3 指定管理者

(1) 指定管理者

城南会館は指定管理者により運営が行われており、現在の指定管理者は城南訓練協会である。城南訓練協会は京都府と「京都府立城南勤労者福社会館の管理に関する基本協定書」（以下「城南基本協定書」という。）を締結し、城南基本協定書第6条において平成30年4月1日から令和3年3月31日まで城南会館の運営及び維持管理を行うこととされている。

指定管理者は公募によって選定されるが、城南会館は併設されている城南地域職業訓練センターと一括した効率的な運営が可能であるとの理由から、同センターの運営母体である城南訓練協会が平成 18 年度以降、継続的に指定管理者に選定されている。選定時の審査結果は以下のとおりである。

申請団体	評点
城南訓練協会	90.4
A社	89.6
B社	89.6 未満
Cグループ	89.6 未満
選定理由等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多彩な文化・健康・職業訓練講座や福祉まつりの開催など、施設の管理運営に十分な知識・経験を有し、安定した管理運営が期待できる。 ・ 地域や利用者のニーズを把握・分析し、自主事業を展開するなど、施設のより効果的な活用が期待できる。 ・ 同一敷地内の「城南地域職業訓練センター」の管理運営を府から受託しており、会館の指定管理業務と併せて一元的に管理することで効率的な管理運営が見込める。 	

※ A社は山城会館の指定管理者

① 指定管理者の概要

正式名称	職業訓練法人 城南地域職業訓練協会
所在地	京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒 21-8
設立	昭和 61 年 8 月 1 日
基本財産	10,200 千円
構成者	京都府、宇治市、城陽市、久御山町、宇治商工会議所、城陽商工会議所、久御山町商工会
代表者	理事長 山本 正（宇治市長）※
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主の委託を受けて、当該事業主の雇用する労働者に対する、認定職業訓練を行うこと ・ 求職者に対する認定職業訓練を行うこと ・ 地域住民を対象とする職業講座を行うこと ・ 職業訓練に関する情報・資料の収集及び提供、調査・研究を行うこと ・ 前 4 号に掲げるもののほか、職業訓練の振興発展を通じ地域住民の福祉の向上を図るため、必要な業務を行うこと ・ 城南中高年齢労働者福祉センターの受託により必要な業務を行うこと ・ その他前条の目的を達成するため施設の提供を行うこと (城南訓練協会の寄附行為第 4 条より)

※ 令和 2 年 12 月 21 日付で松村 淳子氏に交代

② 指定管理者が行う業務の範囲

施設運営に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室等の使用申込みに対し、条例・規則に基づき使用承認を行い、利用料金を収受する。 ・ 利用者の増加を図るための施策を実施する。
施設及び設備等の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府民が快適に利用できるよう、施設・設備等の維持や各種点検、清掃及び警備等を行う。
その他管理に必要と認められる業務	事業計画書や事業報告書の作成及び提出、利用者アンケートや自己評価の実施及び結果の報告などに関する業務

③ 変遷

昭和 61 年	職業能力開発促進法に基づき、(独)雇用・能力開発機構により宇治市に城南地域職業訓練センターを設置し、同時に地域ニーズに応じて職業訓練を実施するとともに職業訓練を行う事業主や団体に施設を提供するために、城南訓練協会が京都府、地元市町及び商工会、商工会議所等により設立された。
平成 22 年	(独)雇用・能力開発機構から管理・運営を京都府が受託し、城南訓練協会に再委託
平成 23 年	(独)雇用・能力開発機構が廃止
平成 24 年	地域職業訓練センターが廃止
平成 24 年～ 平成 27 年	国と京都府の間で、職業訓練センターの無償管理委託を実施
平成 28 年～	国と城南訓練協会との間で有償貸付契約を締結

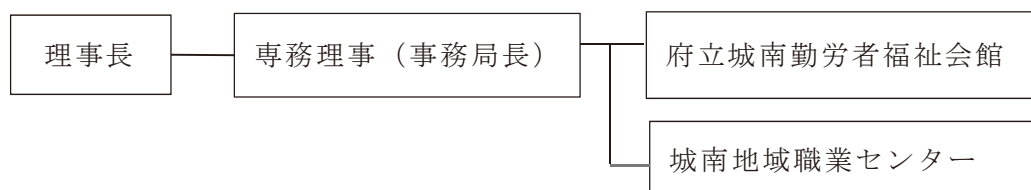
(2) 運営体制

業務内容は会館の、①施設及び設備の維持管理に関する業務、②使用承認に関する業務、③設置目的を達成するために必要な業務を的確に行い、かつ、少なくとも、従来の利用者サービスを低下させないための体制確保が基本となっている。

また、業務の内容は窓口での現金出納を行うとともに電話や来館者への対応及び施設管理等の業務を同時に行っており、安全面や利用者の視点に立った運営を行なうためには常に複数職員による勤務体制が必要となっている。

上記の運営体制に係る方針の下、城南会館の業務は以下のような体制で業務が運営されている。

(組織図)



(人員配置)

職名	人数	備考
事務局長（館長）	1人	正規職員（協会専務理事兼務）
事務	4人	正規職員1人及び臨時職員3人により会館業務を担当
夜間勤務	1人	臨時職員（パートタイマー）
合計	6人	

(事務分掌)

職名	事務分掌
事務局長（館長）	事務・事業の総括
事務	経理、事業企画・執行、広報、受付、会館管理
夜間勤務	保安・警備、会館管理、事務補助

さらに、施設の開館時間が午前9時から午後9時30分までの12時間30分と長いことから2交代による勤務体制がとられている。

また、利用者サービスの維持・向上と併せ簡素で効率的な組織体制が必要であることから、機器整備や事務処理マニュアルにより、事務処理の効率化を図ることで、業務の円滑な推進体制に取り組んでいる。

2.1.4 運営管理状況

(1) 予約受付・利用・キャンセル

城南会館の貸館業務における会館の利用者に対する使用承認及び利用料金の収受に関する事務手続の流れは以下のとおりである。

- ① 利用者が電話又は窓口で利用申込みを行う。
- ② 会館担当者は会議室使用台帳を確認し、希望施設の使用が可能かどうかを確認する。使用が可能であれば、申込みを受け付ける。
- ③ 利用者は使用日までに窓口で使用申請書を記入し、会館担当者が使用承認証を発行する。
- ④ 利用者は窓口で利用料金を支払い、使用承認証を受け取る。

なお、城南会館では、利用料金は現金による徴収しか行っておらず、利用料金の未収は発生しない。

(2) 現金管理

利用者から受け取った現金は以下のとおり管理している。

- ① 会館担当者は会議室等の施設や福祉事業、スポーツ事業、自主事業の教室受講料、トレーニングルームといった施設別に収入を集計した「利用料収納総括表」を作成する。また、それを元に収入伝票を作成する。
- ② 受け取った現金は手金庫に保管されており、毎日の16時に職員2人で、その時点の「利用料収納総括表」の収入合計額と現金残高の整合性を確認する。また、20時の窓口受付終了後にそれまでの使用申請に基づいてアップデートされた収納総括表の収入合計と現金残高の正確性を確認する。
- ③ 現金残高の正確性の確認後、担当者が「現金保管承認回議書」を作成し、事務局長が承認する。(以下「保管承認」という。)
- ④ 保管承認後、会館担当者が1日分の現金を鍵付きのキャビネットに保管し、4～7日分をまとめて銀行に入金し、銀行に入金した日付で会計システムに仕訳を起票する。

上記の入金手続について以下とおり確認した。

- ① 城南会館の令和2年3月2日～3月31日の「現金保管承認回議書」と普通預金通帳を照合し、両者の一致を確かめた。
- ② 仕訳日記帳を確認し、同期間の普通預金への入金額が会計システムに登録されていることを確認した。
- ③ 令和2年3月24日～3月30日の利用料収納総括表と現金保管承認回議書を照合し、両者の整合性を確かめた。
- ④ 令和2年3月29日及び3月30日の利用料収納総括表に記載された施設の利用申請内容及び金額と使用申請書の内容及び金額を照合し、両者の一致を確かめた。また、3月29日の利用料収納総括表総括に記載されている自主事業受講料収入(前受金)の内容及び金額と受講申込書及び受講料領収書(控)の内容及び金額を照合し、両者の一致を確かめた。

- ⑤ 往査日当日の利用料収納総括表の収入合計と現金残高を照合した結果、両者は一致した。

城南会館では、上記のとおり受け取った利用料金を4日～7日分をまとめて銀行預金口座に入金し、銀行口座入金日付で収入金額を会計システムに記帳している。例えば、3月24日から3月30日まで受け取った利用料金は3月31日に銀行口座に入金され、同日付で会計システムに記帳されている。

この点、利用料金収入の会計システムへの記帳を銀行入金日に行うと、利用料金収入に係る現金の実際の動きと会計記録が整合せず、これらの現金は数日ではあるものの、簿外となっている。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.7 意見 24

なお、会計期間末日である3月31日に受け取った利用料金は、同日に会計システムに記帳されており、会計期間末においては簿外の利用料金収入は発生していない。

2.1.5 設備・備品管理

(1) 外観



建物は昭和62年に建設されており築後33年経過しているが、建物の耐震基準への準拠など必要最低限の安全性は確保されている。

なお、エントランスには「サンライフ城南」のエンブレムが掲げられている。これは施設が建設された当時の雇用促進事業団（雇用能力開発機構の前身）の施設として、全国の同施設が「サンライフ」の名称を用いていた際の名残であるが、現在、当該名称は使われていない。当該エンブレムは撤去費用を要するとの理由から撤去されていない。

(2) 修繕の状況

城南会館において行われた直近の修繕は以下のとおりである（指定管理料

で行われた小規模修繕を除く。)

年度	内容	金額
平成 15 年	高圧受電設備修繕	700 千円
平成 18 年	天井カセット型エアコン更新	400 千円
平成 21 年	空調設備修繕	18,295 千円

城南会館では大規模修繕は不要と判断しているが、令和元年 11 月に実施された電気設備の年次点検において、点検業者からキュービクル変圧器の耐用年数が超過していることが指摘されている。また、令和元年 12 月に実施されたエレベーターに関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定による法定点検において、エレベーターの既存不適格が他の点検業者から指摘されている。それ以外にも建物は築 30 年以上経過し、一定程度の修繕は必要である。

⇒ 第 4 共通事項・総括 1.1 意見 12

(3) 備品管理

城南基本協定書では、備品管理について以下のとおり記載されている。

第 17 条 甲（京都府）は、別紙 1 に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で乙に貸与する。
2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。
3 （省略）
第 18 条 乙は、乙の任意により備品等を購入し本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）
2 乙は、備品等を購入した場合には、乙の購入物品であることを示す表示を行うとともに台帳を整備しなければならない。

城南基本協定書の別紙 1 では、京都府から貸与された資産（Ⅰ種）が以下のとおり記載されている。

物品名	数量
ワイヤレスマイクシステム一式	1 式
エアロバイク	3 台
ランニングマシン	2 台
日本画	1 個
表示板	2 個

また、指定管理者が任意で購入した備品（Ⅱ種）は城南基本協定書においては「なし」と記載されている。

一方、城南会館には利用者に有料で貸し出されている備品が以下のとおり存在しており、所有者は指定管理者である城南訓練協会である。

附属設備名	数量
マイク・ワイヤレスマイク	9本
CDラジオ	3台
書画カメラ	1台
パーソナルコンピュータ	2台
プロジェクター（スクリーン付）	1台
卓球台	4台
ピアノ	1台
展示パネル	6台
クリップランプ	6個

上記以外にも、集会室、会議室及び職業講習室には机や椅子、ロッカー、調理器具や冷蔵庫などの備品が備え付けられている。また、トレーニングルームには京都府所有のランニングマシン以外に、指定管理者である城南訓練協会が購入したランニングマシン 1 台が設置されており、その他トレーニング器具も設置されている。

城南基本協定書では京都府が貸与している資産に対する管理責任が記載されており、管理責任の範囲を明確にするため城南基本協定書で京都府の貸与資産が明示されている。一方で、指定管理者が任意で購入し、及び管理している備品が存在しているにもかかわらず、城南基本協定書には当該資産は「なし」と記載されており、城南基本協定書と実態が整合していない。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.1 指摘事項 6

備品の現物確認は貸し出された資産が返却された際に行われるのみであり、会館内の物品の定期的な現物確認は行われていない。少なくとも1年に1回は現物の所在を確認し、貸出管理簿の正確性を確認することが望ましい。

なお、往査日当日に上記貸出備品について現物確認した結果、現物を全て確認でき、京都府からの借用財産についても全て現物を確認できた。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.1 意見 15

2.1.6 事業計画

(1) 計画概要

城南会館の運営は城南基本協定書及び協定書別紙 2 の京都府立城南勤労

者福祉会館管理運営業務仕様書に基づき、毎年事業計画書を作成しており、当該事業計画に基づいて年間の業務運営を行っている。

城南会館の運営の方針として、事業計画では以下のように記載されている。

指定管理業務を行うに当たっての基本方針	
①	本施設の設置目的である勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供して、その福祉の増進に寄与するとともに、多様化する府民ニーズに的確に対応することにより、利用者サービスの向上を図るため、次の基本的な考え方により指定管理業務を行う。
②	様々な年代層への幅広いサービスを提供するため、貸し館に留まらず、幼児からお年寄りまでが参加できる各種教室の開催やサークル活動等の支援を行う。
③	施設のサービス効果が最大限発揮できるよう清潔で整理整頓された施設環境の維持に努める。
④	利用者ニーズを把握するために、受講者・来館者との会話に努めるとともにアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ職員会議で改善策を検討して、利用者視点に立った効果的で効率的な管理運営を行う。
⑤	有識者で構成する「利用促進懇談会」やサークル団体等で構成する「利用者協議会」を定期的を開催して、会館の管理運営に係る必要な見直しを図る。
⑥	利用者ニーズに応じた事務を行い、集客による適正な収入確保を図るとともに節電等による経費削減に努める。
⑦	広い地域から利用者を募るための京都府民だより、宇治市・城陽市・久御山町の広報紙及び地元新聞紙への掲載並びにチラシ作成により新聞折込みによる全戸配布を行うとともにホームページの活用など積極的に広報活動を行う。 また、スポーツ事業、語学や趣味など顧客ニーズの高い自主事業を実施する。
⑧	利用者の安全に常に配慮し、日常的な施設・設備の点検や業者による定期検査により、防火・事故防止等に努める。

(2) 勤労者福祉事業

城南会館では、勤労者及び地域住民に対して、交流と基本的な教養を身につける機会を提供し、福祉の増進に寄与することを目的として、英会話、美術、料理、暮らし等身近な生活における教養や趣味等を学ぶ事業として幅広い分野の教室が開催されている。

令和元年度において開催された教室は以下のとおりである。

教室名	実施期間	実施曜日	時間帯	回数
海外旅行のための英会話教室	4月12日～9月6日	毎週金曜日	10:00～12:00	20
	9月27日～2月28日	毎週金曜日	10:00～12:00	20
やさしい英会話教室	8月16日～8月29日	毎週木曜日	18:00～20:00	15
	11月14日～2月27日	毎週木曜日	18:00～20:00	15
ちぎり絵教室	4月18日～9月19日	第3木曜日	10:00～12:00	6
	10月17日～3月12日	第3木曜日	10:00～12:00	6
フラワーアレンジメント教室	4月11日～9月12日	第2木曜日	10:00～12:00	6
	10月10日～3月12日	第2木曜日	10:00～12:00	6

教室名	実施期間	実施曜日	時間帯	回数
陶芸教室	4月13日～5月25日	毎週土曜日	10:00～12:00	6
	10月12日～11月15日	毎週土曜日	10:00～12:00	6
ステンド グラス教室	6月6日～8月24日	毎週土曜日	9:30～12:00	10
	1月11日～3月14日	毎週土曜日	9:30～12:00	10
京の料理教室	4月4日～3月12日	第1・2木曜日	14:00～16:00	3
茶の作法教室	11月11日～11月25日	毎週月曜日	10:00～12:00	3
生花を楽しむ 教室	4月20日～9月21日	第3土曜日	10:00～12:00	6
	10月19日～3月21日	第3土曜日	10:00～12:00	6
書道教室 (木曜午後)	4月11日～9月26日	第2・4木曜日	13:00～17:00	12
	10月10日～3月26日	第2・4木曜日	13:00～17:00	12
書道教室 (火曜午前)	10月8日～3月24日	第2・4火曜日	9:00～12:00	12

(3) 勤労者スポーツ事業

勤労者及び地域住民が各種のスポーツ事業を通じ、健康保持・体力の増強に努め、明日への英気と活力を養う機会を提供することを目的として、幅広い年齢層に対応する健康教室が開催されている。

令和元年度に開催された勤労者スポーツ事業は以下のとおりである。

教室名	実施期間	実施曜日	時間帯	回数
健康ストレッチ教室	6月23日～7月28日	毎週金曜日	10:00～12:00	5
	10月6日～11月17日	毎週金曜日	10:00～12:00	5
ヨーガ教室	5月16日～6月22日	毎週木曜日	10:00～11:30	6
	9月21日～10月26日	毎週木曜日	10:00～11:30	6

(4) 自主事業

勤労者福祉事業及び勤労者スポーツ事業以外に、会館の設置目的である「勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与する」ことを更に推進するため、勤労者の個性を豊かにするとともに、特に若い利用者を拡大するためことを目的として、独自事業として自主事業を実施している。

令和元年度に開催された自主事業は以下のとおりである。

教室名	実施期間	実施曜日	時間帯	回数
キッズ英会話教室 (A)年長～小2	4月13日～6月22日 7月13日～9月21日 10月5日～12月14日 1月11日～3月14日	毎週土曜日	10:00～11:00	10

教室名	実施期間	実施曜日	時間帯	回数
キッズ英会話教室 (B)小2 (経験者)	4月13日～6月22日 7月13日～9月21日 10月5日～12月14日 1月11日～3月14日	毎週土曜日	11:00～12:00	10
楽しい絵画教室 (水曜日コース)	4月10日～9月25日	第2・4水曜日	13:00～16:00	12
	10月9日～3月25日	第2・4水曜日	13:00～16:00	12
楽しい絵画教室 (木曜日コース)	4月11日～9月26日	第2・4木曜日	13:00～16:00	12
	10月10日～3月26日	第2・4木曜日	13:00～16:00	12
楽しい中国語教室	4月13日～9月7日	毎週土曜日	18:00～19:30	20
	10月12日～3月14日	毎週土曜日	18:00～19:30	20
ハングル入門教室	4月9日～8月20日	毎週火曜日	15:00～16:30	20
	10月8日～2月25日	毎週火曜日	15:00～16:30	20
ハングル初級教室	4月9日～8月20日	毎週火曜日	13:00～14:30	20
	10月8日～2月25日	毎週火曜日	13:00～14:30	20
レッツ・クック教室	5月16日～1月16日	5・9・1月の木曜日	13:30～16:30	3
親子プログラミング教室	4月14日～9月22日	第2・4日曜日	15:00～17:00	月2回
	10月13日～3月22日	第2・4日曜日	15:00～17:00	月2回
クラシックギター教室	4月12日～9月22日	第2・4金曜日	13:30～15:00	10
	10月11日～2月28日	第2・4金曜日	13:30～15:00	10
夏休み親子プログラミング教室	7月22日～8月26日	月曜日	10:00～11:30	6
楽しい水墨画・風彩画教室	9月14日～1月25日	第2・4木曜日	13:00～15:00	10
福社会館まつり	11月24日	日曜日	10:00～16:00	-

城南会館では、キッズ英会話や親子プログラミング教室などのファミリー層向け教室やクラシックギター教室といった比較的若い世代向けの講座を開講し、これらの教室を通じて、同会館の若い世代の利用者を拡大するための施策がとられている。

福社会館まつりは、城南会館を利用しているサークル団体の日頃の成果の発表をはじめ、城南会館の教室の受講生による絵画・書道・ちぎり絵・生花等の作品の展示、城南会館の教室の体験や模擬店が開催される等、会館利用者の交流が図られているほか、今後勤労者になる方や未就業者に対してセミナーが実施されている。

城南会館は勤労者福祉事業と自主事業を多数実施しているが、語学教室や趣味の教室など両方の事業で類似の教室が開講されている。城南会館では、勤労者福祉事業は労働法又は労働相談等勤労者自身を守るための知識を学ぶ事業、茶道・華道・書道及び英会話等、勤労者にとっても基本的な教養は勤労者福祉事業とし、勤労者の個性を豊かにする趣味の範疇の教室は自主事業と考えている。

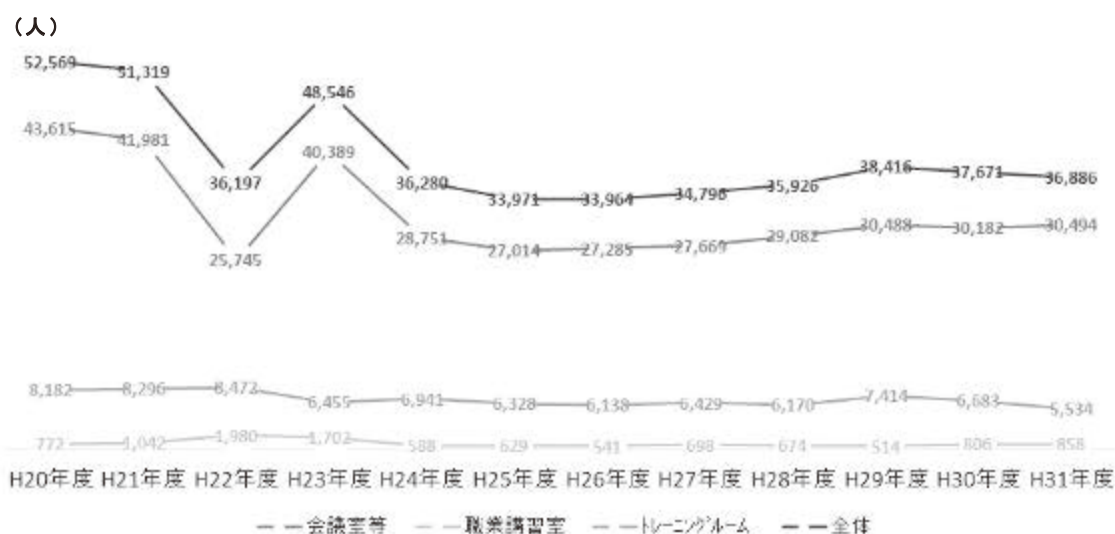
しかし、勤労者福祉事業には陶芸教室やフラワーアレンジメント教室、ちぎり絵教室など「勤労者にとって基本的な教養」よりも「勤労者の個性を豊かにする趣味」ではないかと考えられる事業が複数あり、勤労者福祉事業と自主事業の区別が不明瞭と感じられた。

⇒ 第4 共通事項・総括 1.2 実施事業に関する提言で提言する。

2.1.7 利用状況

(1) 利用者数

平成 20 年度以降の施設種類ごとの利用者数は以下のとおりである。



平成 20 年度の利用者数は会館全体では 52,569 人であったが、平成 24 年度以降は約 34,000 人～38,000 人で推移している。利用者数については、平成 24 年度以降は上記のとおり安定しているが、利用者数のピークは平成 8 年度であり利用者数は 93,711 人である。

平成 8 年度と令和元年度の施設別の利用者数を比較すれば以下のとおりである。

	平成 8 年度	令和元年度
研修室	20,349	—
第 1 会議室	9,754	—
第 2 会議室	4,840	5,011
職業講習室	1,927	858
教養文化室	9,828	6,053
集会室	40,941	19,430
トレーニングルーム	6,072	5,534
計	93,711	36,886

上記のとおり、平成 8 年度と比較すると令和元年度の利用者数は第 2 会議室を除いて大幅に減少している。なお、現在、研修室及び第 1 会議室は京都地方税機構山城中部地方事務所（以下「地方税機構」という。）として利用されており、勤労者福祉会館としては利用されていない。

平成 8 年度と比較して利用者数が著しく減少している理由としては、上記のような近隣地域の住民の高齢化、大規模事業所の閉鎖のほか、趣味の多様化等が要因と考えられるとのことである。

(2) 利用率

平成 20 年度以降の施設種類ごとの利用率については以下のとおりである。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
会議室等	31.0%	27.3%	34.5%	62.2%	52.8%	54.0%	52.5%	55.1%	57.2%	58.0%	60.1%	59.4%
職業講習室	6.0%	6.2%	11.6%	12.4%	5.8%	5.8%	5.2%	6.6%	6.6%	5.5%	6.8%	8.7%
トレーニングルーム	-	-	95.1%	97.2%	96.9%	97.9%	97.6%	97.6%	97.6%	98.6%	97.0%	89.5%

城南会館の各施設の利用状況は、会議室等については平成 23 年度以降 50%～60%の利用率で推移しており、トレーニングルームについては平成 22 年度開設以降の利用率は令和元年度を除き、90%を超えている。一方で職業講習室（料理教室）については平成 22 年度及び平成 23 年度は 10%を超えているが、それ以外の年度の利用率は 10%未満の水準で推移している。

また、城南会館の各施設の直近 3 年間における利用時間帯ごとの利用率は以下のとおりである。

		平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 3 月		平成 30 年 4 月 ～平成 31 年 3 月		平成 31 年 4 月 ～令和 2 年 3 月		3 年 平均 利用率	
		貸出 可能数	貸出数	利用率	貸出数	利用率	貸出数		利用率
会議室 等	合計	3,114	1,802	57.9%	1,865	59.9%	1,851	59.4%	59.1%
	午前	1,038	635	61.2%	669	64.5%	640	61.7%	62.5%
	午後	1,038	820	79.0%	809	77.9%	847	81.6%	79.5%
	夜	1,038	347	33.4%	387	37.3%	364	35.1%	35.3%
料理 教室	合計	1,038	57	5.5%	70	6.7%	90	8.7%	7.0%
	午前	346	51	14.7%	38	11.0%	43	12.4%	12.7%
	午後	346	6	1.7%	31	9.0%	47	13.6%	8.1%
	夜	346	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	0.1%
トレー ニング ルーム	合計	1,038	1,020	98.3%	1,004	96.7%	929	89.5%	94.8%
	午前	346	344	99.4%	344	99.4%	325	93.9%	97.6%
	午後	346	343	99.1%	341	98.6%	319	92.2%	96.6%
	夜	346	333	96.2%	319	92.2%	285	82.4%	90.3%

(注) 会議室等の利用率は会議室、集会室及び教養文化室の利用率の合計である。

会議室等の利用率については全体で見れば平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の平均は 59.1% であるが、午前、午後の夜間以外の利用率の平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の平均は 71.0% ($\{62.5\%+79.5\% \} \div 2$) であり、比較的高い利用率であるともいえる。また、トレーニングルームの利用率の平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の平均は 94.8% であり利用率が非常に高い。

近隣の宇治市内の類似施設である宇治市産業会館及び宇治市産業振興センターの令和元年度における利用率は以下のとおりである。

(近隣の類似施設の利用率)

施設	利用施設	件数	利用率
宇治市産業会館	多目的ホール	137	12.7%
	第一研修室	202	18.7%
	第二研修室	316	29.3%
	茶室	202	18.7%
	合計	857	19.8%
宇治市産業振興センター	ホール	105	11.7%
	会議室 1	66	7.4%
	会議室 2	15	1.7%
	会議室 3	65	7.2%
	合計	251	7.0%

近隣の類似施設と比較すれば、城南会館の利用率は高い水準にあり、施設運営と料金のバランスで利用者に選択されているといえる。

料理教室の利用率は平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の平均で 7.0%であり、利用率は低い水準である。夜間の利用はほとんどなく、午前・午後の夜間以外の利用率は平成 29 年度から平均で 10.4% ($\{12.7\%+8.1\% \} \div 2$) である。また、令和元年度の料理教室については、サークル等の団体の利用件数 33 件のうち、本来の料理を目的とした利用は 15 件であり、そのほか年 2 回の勤労者福祉事業・自主事業の料理教室での利用である。

料理教室の利用率が相当に低い水準であることや、料理教室が料理以外の用途として利用されている実態を踏まえ、料理教室の利用ニーズを再検討することが必要である。今後も引き続き当該教室を料理教室として使用するのか、多目的な会議室に改装する余地がないかどうか、勤労者福祉会館のあり方を検討する中で議論されたい。

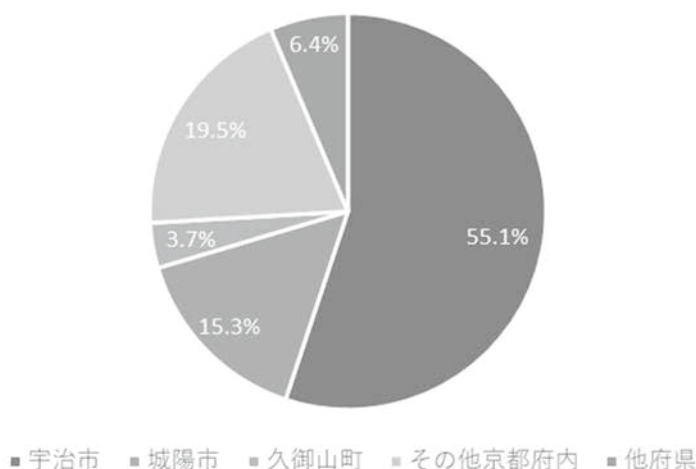
城南会館の各施設の利用率は、各部屋の貸出可能区分を分母とし、貸出実績件数を分子として算出されている。トレーニングルームの利用率も同様の方法により算出されているが、一つの区分に一人でも利用されていれば当該区分の利用率は 100%として算出されている。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.4 指摘事項 8

(3) 利用者の属性

① 地域別利用状況

城南会館の地域別の利用割合は以下のとおりである。



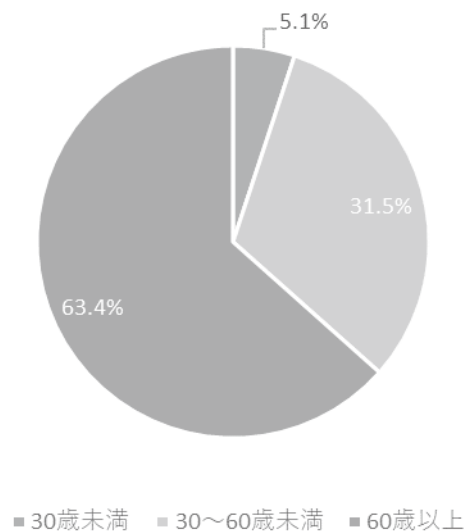
城南会館の所在地である宇治市からの利用者が 55.1%を占めており、圧倒的に多い。次いで近隣の城陽市からの利用者が 15.3%であるが、同じく近隣の久御山町からの利用者は 3.7%の利用水準である。

なお、平成 27 年度の国勢調査によると、近隣 3 市町（宇治市、城陽市、久御山町）の人口比率は以下のとおりであり、これら 3 市町の人口比率と利用者の地域別属性比率は整合している。

市町	人口	人口比率
宇治市	184,678 人	66.6%
城陽市	76,869 人	27.7%
久御山町	15,805 人	5.7%
合計	277,352 人	100.0%

② 年齢別利用状況

年齢別の利用者の割合は以下のとおりである。



年齢別の利用状況は上記のとおり 60 歳以上が 63.4%であり、60 歳未満の利用が圧倒的に少ない。

先にも示したが平成 8 年度及び平成 27 年度の国勢調査によると、宇治市の年齢構成比は以下のとおりであり、30 歳未満の人口が減少する一方で、60 歳以上の人口が増加している。

年齢	平成 7 年		平成 27 年	
	人口	構成比	人口	構成比
30 歳未満	75,195 人	40.7%	50,863 人	27.5%
30～60 歳未満	79,210 人	42.8%	69,533 人	37.7%
60 歳以上	30,425 人	16.5%	64,282 人	34.8%
合計	184,830 人	100.0%	184,678 人	100.0%

利用者の城南会館の情報の入手先に関するアンケートでは、友人・知人やサークル仲間といった回答が 50.9%あり、同会館の情報が利用者同士で入手されているケースが多いと思われる。

【意見 8】 60 歳未満の者に対する利用促進について

城南会館の年齢別利用状況は 60 歳以上が 63.4%を占めている。会館の情報が主に利用者同士で入手されている状況に鑑みれば、同年代の者同士での情報交換により利用者が固定化され、利用者の高齢化とともに利用者年齢層の偏りが更に生じかねない。

宇治市の 30 歳未満人口は減少しているものの、人員構成は 60 歳未満が大半であり、これらの年代の利用者が増加する余地は十分にある。

現状、城南会館ではキッズ英語教室や親子プログラミング教室を開催するなどにより、60 歳未満の年代の利用者を促進する施策が実行されているが、これらの年代に対する積極的な広報活動やこれらの年代向けの教室やセミナーを積極的に開講するなど、60 歳未満の利用者を促進する施策の強化を検討されたい。

2.1.8 収支実績

(1) 収支実績

直近 3 年間の収支実績は以下のとおりである（「消費税」は物件費に含めて記載）。

(指定管理 (施設運營業務))

(単位：千円)

年度	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
支出合計	21,960	19,457	△2,503	21,786	20,841	△945	22,102	19,623	△2,479
人件費	8,597	8,023	△574	7,142	5,942	△1,200	5,329	4,604	△725
物件費	13,363	11,434	△1,928	14,644	14,899	△255	16,773	15,019	△1,754
収入合計	21,960	21,627	△333	21,786	21,962	176	22,102	22,007	△97
利用料金収入	5,780	6,057	277	5,650	6,038	388	5,790	5,940	150
その他収入	3,040	2,430	△610	2,926	2,714	△212	2,926	2,681	△247
府支出額 (一般財源)	13,140	13,140	0	13,210	13,210	0	13,386	13,386	0
収支	0	2,170	2,170	0	1,121	1,121	0	2,384	2,384

(自主事業)

(単位：千円)

年度	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
支出合計	2,076	2,254	179	3,073	2,727	△345	3,551	3,450	△101
人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件費	2,076	2,254	179	3,073	2,727	△345	3,551	3,450	△101
収入合計	2,076	2,254	179	3,073	2,727	△345	3,822	3,450	△373
利用料金収入	1,811	1,473	△337	2,921	1,858	△1,063	3,822	2,630	△1,193
その他収入	265	781	516	152	869	718	0	820	820
収支	0	0	0	0	0	0	271	0	△271

城南会館の収支は上記のとおり、指定管理業務については直近3年間においては収支がプラスとなっている。一方、自主事業については収支差額がゼロであるが、「その他収入」が平成29年度に781千円、平成30年度に869千円、令和元年度に820千円それぞれ計上されており、その内容は「協会負担金」である。これは、指定管理者である城南訓練協会により赤字が補填されたものであり、その原資は職業訓練センターの収入である。

城南基本協定書第 47 条に記載のとおり、自主事業は自己の責任と費用により実施するものであり、自主事業に赤字が発生したとしても最終的には当該赤字は指定管理者である城南訓練協会が負担するものである。

⇒ **第 4 共通事項・総括 3.6 意見 23**

なお、上記は指定管理者から京都府に提出している業務報告書上での処理であり、指定管理者である城南訓練協会の決算書では上記のような処理は行われていない。

(2) 指定管理業務の収入

指定管理業務の収入に関する直近 3 年間の予算と実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	予算	実績	予算達成率	予算	実績	予算達成率	予算	実績	予算達成率
利用料金収入	5,780	6,057	104.8%	5,650	6,038	106.9%	5,790	5,940	102.6%
その他収入	3,040	2,430	79.9%	2,926	2,714	92.8%	2,926	2,681	91.6%
府指定管理料	13,140	13,140	100.0%	13,210	13,210	100.0%	13,386	13,386	100.0%
収入合計	21,960	21,627	98.5%	21,786	21,962	100.8%	22,102	22,007	99.6%
指定管理料以外の収入合計	8,820	8,487	96.2%	8,576	8,752	102.0%	8,716	8,621	98.9%
指定管理料/収入合計 (府負担割合)	59.8%	60.8%		60.6%	60.2%		60.6%	60.8%	

収入に関しては各年度予算をほとんど達成している状況といえる。

府負担割合についても、直近 3 年間ににおいては約 60%であり、予算時点で設定した目標は達成出来ている状況である。この府負担割合については、京都府として目標値を定めたものはない。

指定管理料は京都府から支出するものであり、際限なく支出することはできず、指定管理者には勤労者福社会館の効率的な運営による地域住民への福祉サービスの充実が求められる。

また、指定管理者の創意工夫と京都府及び近隣市町との協力により収入を

増やすことができれば、それを財源として近隣住民に対する福祉サービスの更なる向上を図ることが期待できる。

従って、勤労者福祉会館の運営の効率性や自主財源の確保といった観点から京都府の負担割合に一定の目標値を設定することも検討されたい。

(3) 指定管理業務の支出

(単位：千円)

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
給料	5,263	3,093	△2,170	5,213	4,120	△1,093	3,400	2,999	△401
職員手当等	966	631	△335	929	929	-	929	764	△165
賃金	1,450	3,668	2,218	-	-	-	-	-	-
福利厚生費	918	631	△287	1,000	893	△107	1,000	841	△159
人件費計	8,597	8,023	△574	7,142	5,942	△1,200	5,329	4,604	△725
賃金	-	-	-	1,600	3,255	1,655	3,745	4,035	290
旅費	-	-	-	-	12	12	-	4	4
需用費	4,667	3,808	△859	4,780	4,223	△557	4,570	4,132	△438
消耗品費	800	411	△389	480	851	371	480	596	116
印刷製本費	450	213	△237	500	279	△221	800	289	△511
光熱水費	2,600	2,306	△294	2,300	2,159	△141	2,600	2,281	△319
修繕費	817	878	61	1,600	934	△666	890	967	77
役務費	720	745	25	1,345	621	△724	1,365	577	△788
通信運搬費	680	174	△506	200	180	△20	200	184	△16
手数料	-	528	528	500	391	△109	480	205	△275
広告費	-	-	-	600	-	△600	640	163	△477
保険料	40	43	3	45	50	5	45	26	△19
委託料	2,300	2,231	△69	2,300	2,667	367	2,388	2,327	△61
使用料及び賃借料	230	273	43	150	218	68	162	231	69
勤労者福祉事業費	3,131	2,521	△610	3,000	3,027	27	3,000	2,908	△92
利用促進懇談会費	20	12	△8	-	12	12	-	10	10
その他経費	669	447	△222	1,459	-	△1,459	1,533	794	△739
物件費計	11,737	10,036	△1,701	14,634	14,036	△598	16,773	15,019	△1,754
消費税	1,626	1,441	△185	-	863	863	-	-	-
支出合計	21,960	19,500	△2,460	21,776	20,841	△935	22,102	19,623	△2,479

過去3年間の支出は実績が予算を下回っており、予算に執着することなくコスト削減を図り、指定管理業務の効率的な運営が行われているといえる。城南会館の指定管理事業の収支差額は2.1.7(1)で記載のとおり、平成29年度2,170千円、平成30年度1,121千円、令和元年度2,384千円の黒字を各年度計上しているが、当該黒字は主に経費が予算を下回った結果である。

指定管理者は利用者に対するサービスを低下させることなく、施設を効率的に運用し、可能な限りコスト削減に努めた結果、各年度において黒字を確保している。今後も運営努力により一層の経費削減が図られると思われるが、一方で、利用者に対するサービスの低下を招きかねない過度なコスト削減とならないように留意が必要である。

城南会館の指定管理者は城南訓練協会であり、同協会の職員は併設されている職業訓練センターの運営も兼務しているため、職員の人件費について、会計上、城南会館と職業訓練センターで按分計上する必要がある。この点、城南会館の事業計画書では、「人件費は担当業務割合に応じ配分」とされているが、収支報告では経理担当、会館担当、夜間臨時職員の人件費が指定管理業務の支出に計上され、総括責任者や総務担当の人件費が人単位の分類として職業訓練センターの会計に計上されていた。

監査人が試算した結果、収支報告における城南会館の人件費が737千円過小に計上され、職業訓練センターの人件費が同額過大に計上されていた。

		給料賃金	法定福利費	事務割合		あるべき按分	
				会館	センター	会館	センター
センター 計上	館長	10,078	1,567	45%	55%	4,270	5,808
	事務職員			30%	70%		
	事務職員			50%	50%		
会館 計上	事務職員	7,798	799	50%	50%	4,265	3,533
	事務職員			65%	35%		
	臨時職員			50%	50%		
	臨時職員			50%	50%		
		あるべき計上額				8,535	9,341
		決算書(帳簿)				7,798	10,078
		差引				737	-737

⇒ 第4 共通事項・総括 3.7 指摘9

(4) 勤労者福祉事業

指定管理業務のうち、勤労者福祉事業の収支は以下のとおりである。

			収入(千円)	支出(千円)	差引(千円)	参加人数
海外旅行のための英会話教室	平成29年度	実績	276	117	159	16
	平成30年度	実績	500	766	△266	25
	令和元年度	予算	762	770	△8	40
		実績	503	687	△184	28
やさしい英会話教室	平成29年度	実績	472	477	△5	30
	平成30年度	実績	356	380	△23	26
	令和元年度	予算	528	495	33	30
		実績	458	404	55	31
ちぎり絵教室	平成29年度	実績	425	484	△59	38
	平成30年度	実績	432	489	△56	39
	令和元年度	予算	333	386	△53	30
		実績	366	427	△60	33
フラワーアレンジメント教室	平成29年度	実績	99	114	△15	33
	平成30年度	実績	90	112	△22	30
	令和元年度	予算	90	100	△10	30
		実績	108	115	△7	36
陶芸教室	平成29年度	実績	70	135	△65	15
	平成30年度	実績	85	140	△55	17
	令和元年度	予算	160	170	△10	32
		実績	55	128	△73	11
ステンドグラス教室	平成29年度	実績	251	305	△54	14
	平成30年度	実績	289	336	△47	16
	令和元年度	予算	312	328	△16	18
		実績	313	338	△25	17
プロが教えるにぎり寿司教室	平成29年度	実績	25	42	△17	10
京の料理教室	平成30年度	実績	108	159	△51	43
	令和元年度	予算	150	76	74	60
		実績	23	54	△31	9
茶の作法教室	平成29年度	実績	24	46	△22	10
	平成30年度	実績	18	41	△23	12
	令和元年度	予算	23	41	△19	15
		実績	20	41	△22	13
生け花を楽しむ教室	平成29年度	実績	75	98	△24	19
	平成30年度	実績	33	96	△63	23
	令和元年度	予算	90	96	△6	30
		実績	66	97	△31	22
書道教室 (木曜午後)	平成29年度	実績	689	442	246	45
	平成30年度	実績	392	447	△55	56
	令和元年度	予算	540	423	117	40
		実績	689	421	268	51
書道教室 (火曜午前)	令和元年度	予算	203	196	7	15
		実績	81	197	△116	6
キムチとチヂミの料理教室	平成29年度	実績	24	31	△7	16
	平成30年度	実績	9	35	△26	6
合計	平成29年度	実績	2,430	2,291	139	246
	平成30年度	実績	2,313	3,002	△689	293
	令和元年度	予算	3,190	3,079	111	340
		実績	2,681	2,908	△227	257

勤労者福祉事業の収支の状況は上記のとおりであるが、黒字が確保できているのは「やさしい英会話教室」及び「書道教室（木曜午後）」のみであり、それ以外の教室は赤字である。また、予算時点から赤字となっている事業が大半である。

また、「やさしい英会話教室」は平成 29 年度及び平成 30 年度は赤字で、令和元年度において黒字に転換しているが、それ以外の平成 29 年に赤字であった教室は令和元年度まで赤字が継続している。

上記のように、勤労者福祉事業では赤字が継続している教室が大部分であるが、城南会館の指定管理に係る京都府へのプロポーザル時に企画した教室は、指定管理期間中においては原則として開講する方針である。城南会館においては、勤労者が基本的な教養を身につけ、勤労者の地位向上に資するものであれば、個々の教室が赤字であっても、指定管理業務全体の収支赤字となることがない限り、継続して開催する方針である。

上記のとおり、令和元年度の勤労者福祉事業全体の収支差額は、予算策定時においては 111 千円の黒字が見込まれていたが、実績は 227 千円の赤字であった。これは、①「海外旅行のための英会話教室」の収支差額が予算△8 千円に対して実績△184 千円であったこと、②「京の料理教室」の収支差額が予算 74 千円に対して実績△31 千円であったこと、③「書道教室（火曜午前）」の収支差額が予算 7 千円に対して実績△116 千円であったことが主な要因である。また、収支差額の予算と実績の乖離は受講者数の見積りと実績の乖離が主な要因である。

① 「海外旅行のための英会話教室」について

「海外旅行のための英会話教室」の受講者数は平成 30 年度の実績は 25 人であったが、令和元年度は 40 人の見積りに対して実績は 28 人であった。

この点、予算策定時点で受講者数を正確に見積もることは困難であるが、他の教室の受講者数のトレンドや教室の広報の方法を考慮するなど、予算時点の受講者数の見積りを可能な限り精緻に行うことが望まれる。

なお、平成 29 年度の収支報告において、講師料支出の金額は 12 千円と記載されていたが、実際は 240 千円であった。このため、あるべき収支差額は△68 千円である。

② 「京の料理教室」について

「京の料理教室」の受講者数は平成 30 年度の実績は 43 人であり、令和元年度は 60 人の見積りに対して実績は 9 人であった。

当該教室の受講者数の大幅な減少はニーズの減少に加えて新型コロナウイルス感染症の拡大予防のための講座中止が原因であり、予算策定時点では予測し得ないものである。

今後、このような料理教室については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点は当然であるが、料理教室に対するニーズや当会館の PR 効果がどれだけあるかを十分に検討した上で、事業計画時点で開催するかどうかを検討することが必要である。

③ 「書道教室（火曜午前）」について

書道教室については、平成 30 年度までは木曜日コースのみであったが、例年受講者希望者が定員を上回ることから、より多くの者に受講できるように新たに火曜日コースが令和元年度から追加された。また、書道教室（火曜午前）の令和元年度の受講者数は見積り 15 人に対して実績は 6 人であった。

この点、初めて開講される教室については予算策定時点で受講者数を正確に見積もることは困難である。しかし、書道教室は別の曜日で開講されていることもあり、潜在的な受講者数や他の講座の受講者数のトレンドを考慮するなど、予算時点の受講者数の見積りを可能な限り精緻に行うことが望まれる。

(5) 勤労者スポーツ事業

			収入(千円)	支出(千円)	差引(千円)	参加人数
健康ストレッチ教室	平成 29 年度	実績	117	146	△29	47
	平成 30 年度	実績	97	144	△47	39
		予算	150	133	17	60
	令和元年度	実績	100	145	△45	40
ヨガ教室	平成 29 年度	実績	105	98	7	35
	平成 30 年度	実績	81	97	△16	28
		予算	120	97	23	40
	令和元年度	実績	111	97	14	37
トレーニング教室	平成 29 年度	実績	-	77	△77	50
	平成 30 年度	実績	-	75	△75	38
		予算	-	-	-	-
	令和元年度	実績	-	-	-	-
合計	平成 29 年度	実績	222	321	△99	132
	平成 30 年度	実績	178	317	△139	105
		予算	270	230	40	100
	令和元年度	実績	211	242	△31	77

勤労者スポーツ事業の収支の状況は上記のとおり、令和元年度においては「ヨガ教室」の収支差額は14千円の黒字であったが、「健康ストレッチ教室」の収支差額は45千円の赤字であった。このため、勤労者スポーツ事業全体の収支差額は31千円の赤字であった。

令和元年度の勤労者スポーツ事業全体の収支差額は、予算策定時においては40千円の黒字が見込まれていたが、実績は31千円の赤字であった。これは、「健康ストレッチ教室」の収支差額が予算17千円に対して実績△45千円であったことが大きな要因である。

「健康ストレッチ教室」については平成29年度から赤字が継続しており、参加人数も大幅には増加していない。一方で、令和元年度の予算では参加者数を60人と見積もっていたが実績は40人であり、平成30年度の39人から大幅な増加はない。

(6) 自主事業

			収入(千円)	支出(千円)	差引(千円)	参加人数
キッズ英会話教室(A)年長～小2	平成29年	実績	196	253	△57	27
	平成30年	実績	207	270	△63	37
	令和元年	予算	389	337	52	60
		実績	331	336	△4	52
キッズ英会話教室(B)小2～小4	平成30年	実績	178	258	△80	33
	令和元年	予算	501	389	112	60
		実績	276	335	△59	35
楽しい絵画教室(水曜日コース)	平成29年	実績	468	391	77	41
	平成30年	実績	456	387	69	38
	令和元年	予算	360	315	45	30
		実績	384	352	32	32
楽しい絵画教室(木曜日コース)	令和元年	予算	288	253	35	24
楽しい中国語教室	平成29年	実績	216	309	△93	19
	平成30年	実績	276	280	△4	23
	令和元年	予算	431	346	84	30
		実績	302	284	18	23
ハングル入門教室	平成29年	実績	96	248	△152	10
	平成30年	実績	108	277	△169	9
	令和元年	予算	398	396	1	30
		実績	227	367	△141	18
ハングル初級教室	平成29年	実績	168	268	△100	14
	平成30年	実績	132	253	△121	11
	令和元年	予算	199	203	△4	30
		実績	0	16	△16	0
世界の料理教室	平成30年	実績	112	153	△41	123

			収入(千円)	支出(千円)	差引(千円)	参加人数
レッツ・クック教室	平成 29 年	実績	53	97	△45	35
	平成 30 年	実績	68	101	△33	45
	令和元年	予算	72	63	9	48
		実績	24	44	△20	16
親子クッキング教室	平成 29 年	実績	24	50	△26	10
	平成 30 年	実績	6	28	△22	4
親子プログラミング教室	令和元年	予算	440	273	167	10
		実績	333	274	59	10
クラシックギター教室	令和元年	予算	136	178	△42	10
		実績	158	181	△23	12
夏休み親子プログラミング教室	令和元年	予算	160	120	40	8
		実績	100	113	△13	5
楽しい水墨画・風採画教室	令和元年	予算	130	98	32	10
		実績	26	75	△49	2
福社会館まつり	平成 29 年	実績	30	341	△311	500
	平成 30 年	実績	30	350	△320	500
	令和元年	予算	50	350	△300	500
		実績	30	574	△544	600
合計	平成 29 年	実績	1,251	1,957	△706	656
	平成 30 年	実績	1,574	2,357	△783	823
	令和元年	予算	3,552	3,321	231	850
		実績	2,419	3,204	△786	824

自主事業は上記のとおり令和元年度において、「親子プログラミング教室」や「クラシックギター教室」「楽しい水墨画・風採画教室」など積極的に新規の教室を開講したこともあり、自主事業全体の収支差額は786千円の赤字であった。

上記のとおり、令和元年度の自主事業全体の収支差額は、予算策定時においては231千円の黒字が見込まれていたが、実績は786千円の赤字であった。これは①「キッズ英会話教室(A)年長～小2」の収支差額が予算+52千円に対して実績△4千円であったこと、②「キッズ英会話教室(B)小2～小4」の収支差額が予算+112千円に対して実績△59千円であったこと、③「ハングル入門教室」の収支差額が予算+1千円に対して実績△141千円であったこと、④「レッツ・クック教室」の収支差額が予算+9千円に対して実績△20千円であったこと、⑤「福社会館まつり」の支出予算が350千円に対して支出実績が574千円であったことが主要因である。また、収支差額の予算と実績の乖離は「福社会館まつり」を除き、受講者数の見積りと実績の乖離が主な要因である。

この点、①「キッズ英会話教室（A）年長～小2」の受講者数は平成30年度の実績は37人であったが、令和元年度は60人の見積りに対して実績は52人であった。また、②「キッズ英会話教室（B）小2～小4」の受講者数は平成30年度の実績は33人であったが、令和元年度は60人の見積りに対して実績は35人であった。また、③「ハングル入門教室」の受講者数は平成30年度の実績は9人であったが、令和元年度は30人の見積りに対して実績は18人であった。

一方、④「レッツ・クック教室」については受講者数は平成30年度の実績は45人であり、令和元年度は48人の見積りに対して実績は16人であった。当該教室の受講者数の大幅な減少はニーズの減少に加えて新型コロナウイルス感染症の拡大予防のための講座中止が原因であり、予算策定時点では予測し得ないものである。

今後、このような料理教室については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からは当然であるが、料理教室に対するニーズや城南会館のPR効果がどれだけあるかを十分に検討した上で、事業計画時点で開催するかどうかを検討することが必要である。

また、⑤「福祉会館まつり」については、上述したとおり、収支差額の予算実績の差異は、支出予算が350千円に対して支出実績が574千円であったことが要因である。当該支出の予算と実績の差異は会場設営費の乖離が原因とのものであるが、支出はコントロール可能であり、予算策定時に企画内容に応じて支出予算を積み上げるなど、可能な限り支出予算を精緻に見積もることが望まれる。

【意見9】 勤労者福祉事業、勤労者スポーツ事業及び自主事業の予算と実績の差異について

勤労者福祉事業、勤労者スポーツ事業及び自主事業において、予算時点と実績とで受講者数に大きな差がある事業が見受けられた。予算策定時点で受講者数を正確に見積もることは困難であるが、過去の実績や他の教室の受講者数のトレンド、教室の広報の方法を考慮するなど、予算時点の受講者数の見積りを可能な限り精緻に行うことが望まれる。

2.2 城南地域職業訓練センター

2.2.1 施設の概要と特徴

施設名称	城南地域職業訓練センター		
所在地	京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒 21-8		
設置時期	昭和 62 年 3 月 1 日		
施設の設置目的	地域社会における技能労働者の要請及び在職労働者の職業能力の開発向上並びに地域住民の福祉の向上を図り、作業・文化の発展に寄与することを目的として設置		
施設機能	会議室等	研修室 (77.5 m ² 定員 54 人) 実習室[パソコン教室] (83.6 m ² 定員 56 人) 視聴覚教室 (111.3 m ² 定員 84 人) 第 1 教室 (67.3 m ² 定員 30 人) 第 2 教室 (67.3 m ² 定員 48 人) 第 3 教室 (72.0 m ² 定員 48 人)	
施設構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート 3 階建	延床面積	1,099.1 m ²
交通アクセス	近鉄京都線伊勢田駅から徒歩約 13 分、近鉄京都線大久保駅から徒歩約 20 分、駐車場 50 台		
営業時間・営業日	営業時間	午前 9 時～ 午後 9 時 30 分	休館日 毎月第 3 水曜日 12 月 28 日～1 月 4 日
運営主体	城南訓練協会		

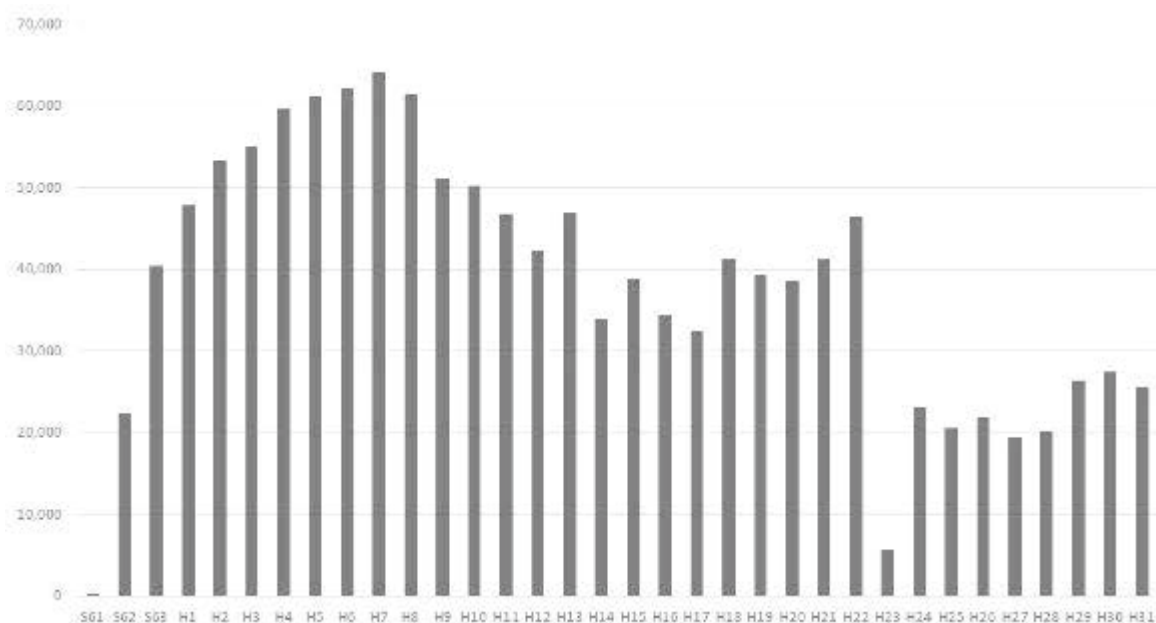
城南地域職業訓練センター（以下「城南訓練センター」という。）は、職業能力開発促進法に基づき、昭和 62 年に（独）雇用・能力開発機構により宇治市に設置された。

また、地域ニーズに応じて職業訓練を実施するとともに、職業訓練を行う事業主や団体に施設利用を提供するために、城南訓練協会が京都府、地元市町及び商工会議所等により設立された。

城南訓練センターは城南会館との合同施設であり、城南訓練センターの教室が同一施設に併存している。このため、両者の施設は職業訓練のほか、城南会館の地域住民に対する勤労者福祉事業等にも利用されている。

城南訓練センターの施設の年間利用人数は約 25,000 人～27,000 人である。城南訓練センターの設立以降の利用者数は以下のとおり推移しており、利用者のピークは平成 7 年の 64,157 人であったが、平成 29 年から令和元年度までの直近 3 年間の平均は 26,499 人であり、ピーク時の約 4 割の利用者数で推移している。

<城南訓練センター利用者数推移>



なお、平成 23 年度のみ利用者数が著しく減少している。これは、平成 23 年に(独)雇用・能力開発機構が廃止されたことにより、城南訓練センターの利用が一時的に停止されたためである。

<城南訓練センター内施設>



(1) 利用料金

城南訓練センターは、城南会館との同一の建物に施設が併存しており、職業訓練以外にも地域の利用者が福祉目的で利用可能とされており、その施設利用料金は以下のとおりである。

(単位：円)

区分		午前の部	午後の部	夜間の部	午前・午後	午後・夜間	全日
室名	定員	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
第 1 教室	20 人	1,930	2,240	2,650	3,700	4,400	6,100
第 2 教室	48 人	2,040	2,340	2,750	3,900	4,500	6,400
第 3 教室	48 人	2,040	2,340	2,750	3,900	4,500	6,400
視聴覚教室	84 人	4,280	4,990	5,710	8,300	9,600	13,400
研修室	54 人	2,440	2,850	3,360	4,700	5,500	7,700
実習室	56 人	2,440	2,850	3,360	4,700	5,500	7,700

利用料金は、城南訓練協会の城南地域職業訓練センター管理規則により定められており、城南会館の施設と同レベルの料金設定となっている。例えば第2教室は、城南会館（定員48人）の教養文化室と同等の料金水準である。

(2) 利用状況

城南訓練センターの直近5年間の利用率は以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1教室	11.3%	5.2%	43.2%	44.6%	43.5%
第2教室	25.2%	23.8%	17.5%	22.7%	22.3%
第3教室	40.7%	42.5%	36.6%	38.0%	36.7%
視聴覚室	25.2%	28.6%	24.4%	27.1%	27.7%
実習室	19.7%	26.1%	15.3%	24.4%	18.9%
研修室	19.6%	13.8%	15.1%	19.0%	18.9%

上表のとおり、平成29年度以降第1教室の利用率の改善が見られるが、これは当該教室が地方税機構に対して日々貸し出されるようになったためである。ただし、地方税機構は平日の午前・午後のみ利用としているため、第1教室の利用率は100%にはなっていない。

また、地方税機構への貸出しは貸館事業の一環として日々貸出しが行われており、一般の利用者は第1教室を利用することができない。

【意見10】 第1教室の地方税機構への貸出しと利用料金の開示

第1教室は地方税機構に平日午前・午後のみ貸出しが行われており、利用料金は上記の料金表に基づいて徴収している。城南訓練センターの施設の稼働状況に鑑みれば、地方税機構が利用することで施設の有効利用が図られるとも考えられる。しかし、城南訓練センターは、認定職業訓練や地域の勤労者の福祉の目的に利用されるものであり、地方税機構への貸出しは施設の本来の使用目的とは異なる使用との懸念がある。

また、第1教室は地方税機構に対する日々貸出しのため、事実上一般の利用者の利用はできない。しかし、城南訓練センターのホームページやチラシには第1教室の紹介や利用料金が掲載されており、第1教室も他の教室と同様に希望に応じて利用可能であるかのような記載となっている。

一般の利用者が利用できないのであれば、第1教室の利用料金等についてチラシやホームページの記載方法を検討すべきである。

上記の意見に関しては、夜間や土日も物品を置くなどの利用実態が見られることを勘案し、城南訓練協会と地方税機構との間で夜間・土日の利用料金を徴収する合意が監査期間中になされた。

国としては施設廃止の方針であるため、根本的な問題解消が難しい中、明らかに不合理な点を解消しようとした努力が認められ評価しうる。

2.2.2 運営

(1) 運営主体

城南訓練センターでは、職業能力開発促進法第 13 条に規定されている認定職業訓練を中心とした、労働者の能力の開発や向上を目的とした事業が行われている。

また、職業能力開発促進法第 31 条では、「認定職業訓練を行なう社団又は財団は、この法律の規定により職業訓練法人とすることができる。」と規定されており、当該規定を根拠として、城南訓練センターは城南訓練協会により運営されている。

(2) 運営体制

城南訓練センターは城南会館と同一施設で運営されており、同会館の運営は指定管理者である城南訓練協会が行っている。従って、運営体制及び事務分担は城南会館と同様である。

2.2.3 設備・備品管理

2.1.5 設備・備品管理 で記載のとおり、城南訓練協会は、職業訓練や勤労者福祉事業等を実施するための備品を所有している。城南訓練協会では、これらの備品は購入時に支出として会計処理されており、備品の管理台帳は作成されていない。

令和元年度においては、訓練用及び事務用のパソコン計 15 台とプロジェクター 1 台が購入されている。このうち、訓練用パソコン 10 台とプロジェクターについては、京都府から受領した補助金を元に購入価額の圧縮記帳を行った結果、取得価格が 10 万円未満となったことをもって、支出として会計処理している。また、事務用パソコン 5 台は購入価額全額を支出として会

計処理している。

なお、補助金相殺後の金額をもって資産計上及び台帳登録を不要と判断することは、当該資産は管理不要とみなすに等しいため推奨しない。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.1 指摘事項6

2.2.4 事業運営状況

(1) 認定職業訓練

職業能力開発促進法では認定職業訓練について、以下のとおり定められている。

第13条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

第19条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2（省略）

第24条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第19条第1項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2～3（省略）

(2) 職業訓練の実績

城南訓練センターでは、職業能力開発促進法に基づき職業訓練を実施しており、令和元年度において実施された職業訓練と収支実績は以下のとおりである。

(情報技術科)

講座名	年度		支出計	受講料	補助金	収入計	収支	受講者数
初心者コース(対象：求職者)								
ワード入門・活用・応用	平成30年度	実績	338	233	184	417	79	17
	令和元年度	計画	430	315	304	619	188	21
		実績	307	330	442	772	464	22
ホームページ入門	平成30年度	実績	-	-	-	-	-	-
	令和元年度	計画	123	90	55	145	22	6
		実績	-	-	-	-	-	-
エクセル入門・活用	平成30年度	実績	184	90	55	145	△39	6
	令和元年度	計画	430	315	193	508	78	21
		実績	246	285	442	727	481	19
インターネット入門	平成30年度	実績	123	90	55	145	22	8
	令和元年度	計画	82	60	37	97	15	6
		実績	-	-	-	-	-	-
一般コース(対象：在職者)								
ワード初級・中級	平成30年度	実績	278	310	147	457	180	19
	令和元年度	計画	368	293	83	376	7	18
		実績	66	35	18	53	△13	2
エクセル初級・中級	平成30年度	実績	352	388	221	609	257	24
	令和元年度	計画	368	293	83	376	7	18
		実績	179	93	46	139	△41	6
アクセス	平成30年度	実績	132	70	55	125	△7	4
	令和元年度	計画	132	105	37	142	10	6
		実績	-	-	-	-	-	-
パワーポイント	平成30年度	実績	234	165	46	211	△23	11
	令和元年度	計画	170	135	28	163	△7	9
		実績	113	30	18	48	△65	2
ホームページ作成入門	平成30年度	実績	113	105	28	133	19	6
	令和元年度	計画	170	135	55	190	20	9
		実績	113	75	28	103	△11	5
ビジネスコース(対象：在職者)								
日商PC検定試験	平成30年度	実績	198	66	84	147	△51	-
	令和元年度	計画	203	199	72	271	68	3
		実績	148	65	73	138	△10	1
Excel 2013 究極の学び方 関数は「使える順」に極めよう!	平成30年度	実績	-	-	-	-	-	-
	令和元年度	計画	32	32	9	41	9	3
		実績	32	21	9	30	△2	2
Excel2013 一生役立つ「成果を生み出す」超エクセル仕事術	平成30年度	実績	-	-	-	-	-	-
	令和元年度	計画	51	50	18	68	17	3
		実績	51	66	37	103	52	4

講座名	年度		支出計	受講料	補助金	収入計	収支	受講者数
Excel2013 マクロ /VBA	平成30年度	実績	-	-	-	-	-	-
		計画	55	54	18	72	17	3
	令和元年度	実績	55	36	37	73	18	2
Access2013 ビジネス活用	平成30年度	実績	-	-	-	-	-	-
		計画	55	54	18	72	17	3
	令和元年度	実績	55	54	55	109	54	3

(一般事務科)

講座名	年度		支出計	受講料	補助金	収入計	収支	受講者数
ビジネスコース(対象：在職者)								
ビジネス 英会話講座	平成30年度	実績	660	675	37	712	52	25
		計画	660	540	147	687	27	20
	令和元年度	実績	660	648	37	685	25	24
(対象：求職者)								
和裁講座	平成30年度	実績	864	870	828	1,698	834	58
		計画	864	720	828	1,548	684	48
	令和元年度	実績	864	750	1,104	1,854	990	50
介護事務 講座	平成30年度	実績	508	100	138	238	△270	5
		計画	-	-	-	-	-	-
	令和元年度	実績	-	-	-	-	-	-
調剤薬局 事務講座	平成30年度	実績	166	60	74	134	△32	4
		計画	-	-	-	-	-	-
	令和元年度	実績	-	-	-	-	-	-
(対象：在職者及び求職者)								
日商簿記 検定	平成30年度	実績	196	155	138	293	98	10
		計画	392	310	147	457	66	20
	令和元年度	実績	392	273	92	365	△26	15

(合計)

講座名	年度		支出計	受講料	補助金	収入計	収支	受講者数
合計	平成30年度	実績	4,346	3,375	2,088	5,463	1,117	201
		計画	4,584	3,697	2,134	5,831	1,247	226
	令和元年度	実績	3,281	2,760	2,438	5,198	1,917	160

職業訓練事業の収支の状況は上記のとおりであるが、令和元年度に開催された講座のうち約半数の講座で黒字を確保できている。また、全体としても黒字を確保しており、かつ平成30年度の実績と比較して、約800千円黒字が増加している。

上記の主要因については、講座別に見ると以下のとおりである。

情報技術科の求職者向けの講座であるワードやエクセル講座の受講生が増加し、それぞれ 396 千円、520 千円ずつ収支が改善している。一方で情報技術科の在職者向けの講座であるワード初級・中級及びエクセル初級・中級において受講生の減少により、それぞれ 192 千円、297 千円ずつ収支が悪化している。また、令和元年度から開講された在職者向けの講座である「Excel2013 一生役立つ「成果を生み出す」超エクセル仕事術」や「Access2013 ビジネス活用」は、それぞれ 52 千円、54 千円の黒字を確保している。

また、一般事務科等の求職者向けの講座である和裁講座は、近隣市町において民間で開催されていない講座でもあり 156 千円黒字が増加している。

一方、介護事務講座や調剤薬局事務講座は、平成 30 年度においてそれぞれ 270 千円、32 千円の赤字であったが、令和元年度においては開催が見送られた結果、収支が改善している。

収支の状況からは、求職者の基礎的なスキルを身に付ける講座や、在職者の現在のスキルをより高めることが期待できる講座が受講生のニーズが高く、より多くの黒字が確保できているといえる。

また、城南訓練センターでは令和元年度においては原則として 3 人以上の受講者を確保できなければ講座を開講しないなど、講座の採算管理を徹底することにより、全体の講座受講者数は減少しているものの収支は改善している。

(3) 職業訓練講座の開講率

城南訓練センターでは、当初計画していた講座のうち受講生を確保できない講座は開講されていない。城南訓練センターにおける直近 5 年間の職業訓練の開講率は以下のとおりである。

【図】 職業訓練講座開講率推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開講率	60%	47%	39%	64%	60%

平成 28 年度及び平成 29 年度は収支改善を図るため、新聞折込みなどの広告費の削減等により開講率は低下したが、平成 30 年度以降は新聞広告の再開や受講者ニーズを講座に取り込むことにより、開講率は回復している。令和元年度においては前年度よりも 4%低下しているものの、上記職業訓練の講座別の収支のとおりエクセルの応用講座やアクセス講座といったより発

展的なパソコン講座を開講することにより、受講生を確保し開講率を維持しているといえる。

また、後述のとおり令和2年度においてもIoTやAIなどの情報技術のトレンドに沿った講座を開講することにより開講率の維持又は向上が図られている。

(4) オープンセミナーの開催

城南訓練センターでは、在職者及び求職者を対象として、勤労者として必要な基礎知識をインプットすることを目的としてオープンセミナーを開催している。

令和元年度に開催されたオープンセミナーは以下のとおりである。

教室名	開催年月日	定員(人)	参加人数(人)
キャリア支援セミナー 人生100歳時代の生き方・働き方	令和元年 5月18日	24	11
IoTセミナー AI時代、どのような技術を習得すべきか	令和元年 9月28日	40	16
IoT専科体験会 現場で生かす電子回路とプログラミング	令和元年 10月27日	15	21

令和元年度に開催されたセミナーは、社会情勢や情報技術のトレンドを踏まえたセミナーが開催されており、在職者や勤労者に対して勤労者として必要な情報を提供されている。

2.2.5 認定職業訓練講座の受講状況

(1) 受講者の推移

城南訓練センター及び京都府下における、直近3年間の認定職業訓練講座の受講者の推移は以下のとおりである。

【図表】 認定職業訓練講座の受講者数の推移

(単位：人)

実施団体	内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
城南訓練協会(城南訓練センター)	情報技術系及び一般事務系	111	201	160
丹後地域職業訓練協会	情報技術系、一般事務系及び電気技術系	252	173	229
A	電気設備	141	166	232
B	建築内装系	14	12	12
C	設備施工系	7	8	7
D	和裁・染色・着付	21	37	22
E	左官・漆喰	60	62	39
F	建築板金・板金	19	27	28
G	サッシ・ガラス施工等	11	11	6
H	食品加工系	4	5	3
I	建築施工系	10	9	6
J	電気技術系	73	80	29
K	造園系	27	22	19
L	建築外装系	14	13	11
M	設計・測量	51	34	73
N	金属プレス及びパソコン活用技術	30	37	50
O	フラワー装飾	6	11	14
城南・丹後以外合計		488	534	551

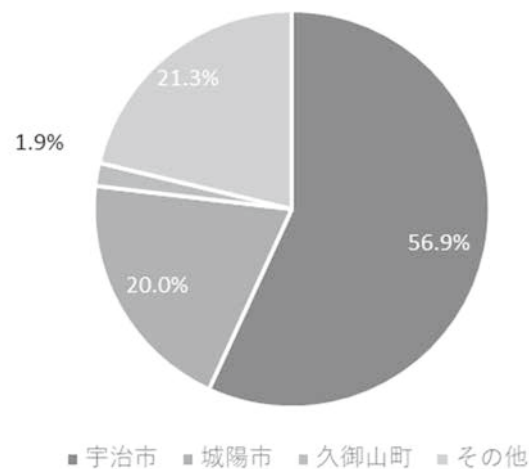
城南訓練センターは、丹後地域職業訓練センターとともに幅広い認定職業訓練を実施しており、受講生も他の職業訓練と比較して多い。従って、城南訓練センターは地域の勤労者の職業訓練実施機関として重要な役割を有しているといえる。

(2) 受講者の属性

① 地域別受講者の状況

城南訓練センターにおける地域別の受講者の割合は以下のとおりである。

【図】 地域別受講者の状況



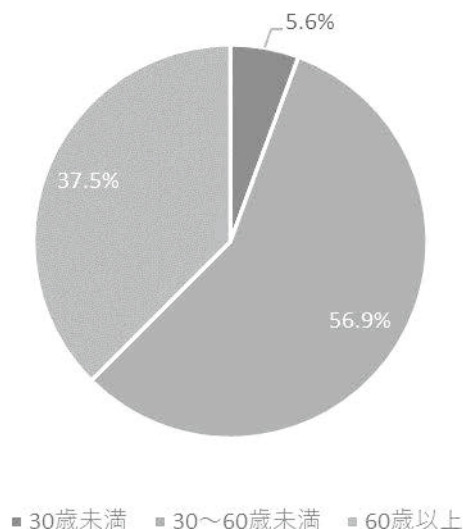
本会館の所在地である宇治市からの利用者が 56.9%を占めており、圧倒的に多い。次いで近隣の城陽市からの利用者が 20.0%であるが、同じく近隣の久御山町からの利用者は 1.9%の利用水準である。先にも記載したとおり、近隣 3 市町（宇治市、城陽市、久御山町）においては宇治市の人口が最も多いため、利用者も宇治市民が多くなることはやむを得ない。

宇治市・城陽市の利用者にと比べると久御山町からの利用者が少ない。近隣 3 市町以外の受講者の割合が 21.3%あることに鑑みれば、近隣の久御山町からの利用者を増加させることができる余地はあると考えられる。宇治市・城陽市は当然ながら、久御山町からの利用者も増加させることができるような利用促進策を検討されたい。

② 年齢別受講者の状況

年齢別の受講者の割合は以下のとおりである。

【図】 年齢別受講者状況



上記の年齢別受講状況を更に講座別に区分すれば以下のとおりである。

【表】 講座別・年齢別受講者状況

	30歳未満	30歳～ 60歳未満	60歳以上	合計	講座別 構成比
パソコン講座	6人(8%)	48人(68%)	17人(24%)	71人	44.4%
ビジネス英会話	0人	13人(54%)	11人(46%)	24人	15.0%
和裁講座	0人	20人(40%)	30人(60%)	50人	31.2%
簿記	3人(20%)	10人(67%)	2人(13%)	15人	9.4%
計	9人 (5.6%)	91人 (56.9%)	60人 (37.5%)	160人	100%
60歳未満の割合	100人(62.5%)		全講座		
	80人(72.7%)		和裁講座を除いた場合		

職業訓練講座の年齢別の受講者の構成は60歳未満が62.5%であり、60歳未満の受講者が高い水準である。

また、講座別・年齢別受講者状況を見ると、和裁講座の受講者の年齢層が比較的高く、60歳以上の受講者が和裁講座の受講者の60.0%を占めている。和裁講座は習得できる技能の内容から他の講座と比較して高い年齢層のニーズがあるといえる。

和裁講座を除く他の講座は、比較的幅広い職種に生かすことができる技能であり、和裁講座を除いた講座の60歳未満の受講者は全体の72.7%である。

このような職業訓練講座の年齢別の受講者状況からは、求職者及び勤労者

世代の職業技能獲得といった職業訓練センターの事業目的に整合した講座が開講されていると考えられる。

2.2.6 収支実績

城南訓練センターの直近5年間の収支実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訓練受講料	3,673	3,000	2,228	3,649	2,895
訓練受託収入	2,108	1,400	259	-	-
事業補助金等	2,210	2,256	940	2,135	3,617
運営補助金	12,887	12,886	12,861	12,886	12,900
厚労省負担金	-	2,432	2,603	2,656	2,585
センター利用料	2,869	3,470	3,813	4,275	4,401
雑入	33	-	-	-	635
収入合計	23,780	25,444	22,704	25,601	27,033
講師謝金	3,990	3,529	2,460	4,153	3,637
受託訓練費	1,891	1,574	-	-	-
給料	8,396	8,391	5,450	5,435	5,486
福利厚生費	1,643	1,656	1,476	1,444	1,616
賃金	2,213	2,048	4,261	4,271	4,592
光熱水費	2,528	2,411	2,501	2,302	2,409
委託料	1,946	2,244	2,382	2,404	2,266
賃借料	238	5,147	5,248	5,287	5,234
その他	4,027	3,550	3,500	4,400	4,448
支出合計	26,872	30,550	27,278	29,696	29,688
差引収支	△3,092	△5,106	△4,574	△4,095	△2,656

(1) 収入項目

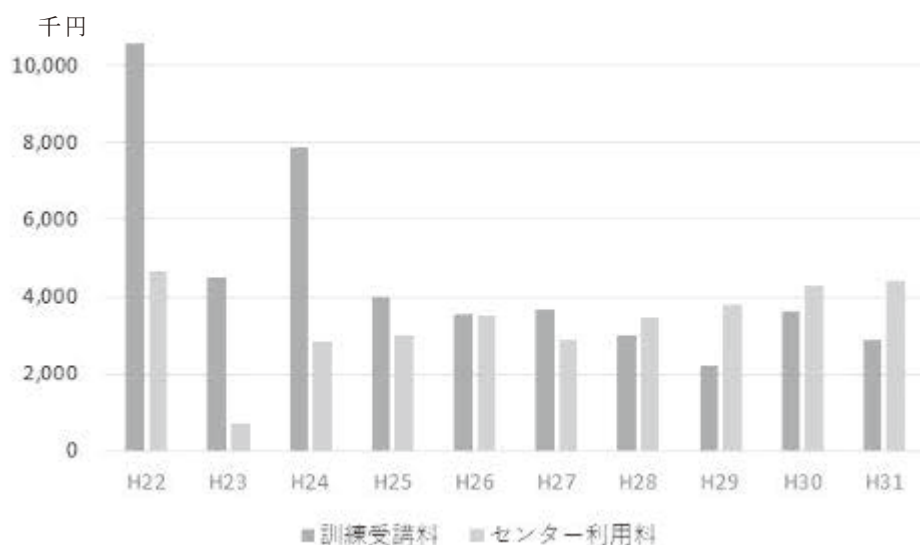
城南訓練センターでは、事業運営の収入として主に職業訓練の受講生からの「訓練受講料」と職業訓練センターの一般利用に係る「センター利用料」があり、その他複数の補助金等を厚生労働省、京都府及び近隣3市町から得ている。補助金の内容は以下のとおりである。

勘定科目	内容
事業補助金等	認定訓練助成事業に係る補助金である。職業能力開発促進法第13条及び第24条の認定職業訓練事業を実施した事業者に対し、認定職業訓練に係る経費について、京都府から助成を受けるもの
運営補助金	職業訓練センターの管理運営に係る補助金であり、京都府、近隣の宇治市、城陽市及び久御山町から助成を受けるもの
厚生労働省負担金	国有財産有償貸付契約書に記載される共益費の特例に係る負担金であり、訓練センターが負担する共益費のうち、一部を厚生労働省が負担するもの

なお、訓練受託収入は京都府立高等技術専門校からの訓練受託に係るものであったが、平成29年度以降は、このような活動を行っておらず計上されていない（平成29年度は平成28年度の活動に関連する収入が計上されているのみである）。

収入の項目のうち、城南訓練センターの運営による収入である訓練受講料及びセンター利用料の過去10年の推移は以下のとおりである。

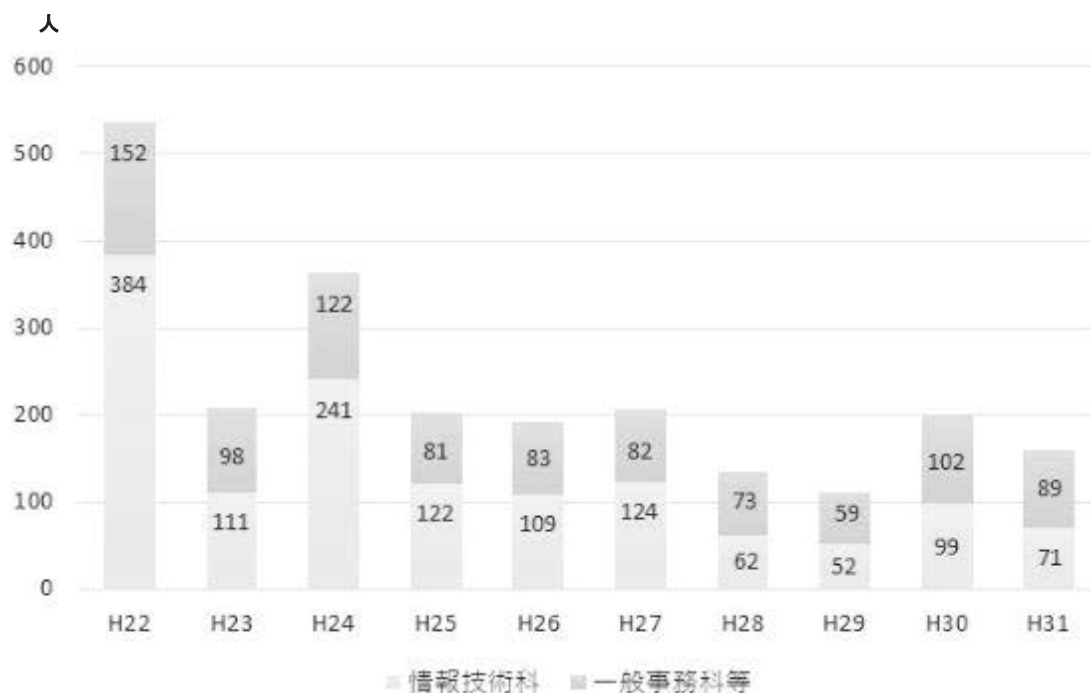
【図表】 訓練受講料・センター利用料の推移



センター利用料については、平成23年度に（独）雇用・能力開発機構の廃止に伴い一時的に城南訓練センターの利用が停止されたため収入が大幅に減少したが、平成24年度以降は徐々に回復し、平成31年度（令和元年度）においては平成22年度と同等の水準にまで回復している。

一方、訓練受講料については平成25年以降受講者数の減少に伴い、訓練受講料収入も減少している。平成22年度以降の職業訓練の受講者数の推移

は以下のとおりである。



職業訓練はパソコン講座を中心とする情報技術科と簿記講座や英会話講座、和裁講座等の一般事務科等に大きく区分されるが、特に情報技術科の受講者数に関する平成 25 年度以降の減少が顕著である。平成 22 年度においては、全体の利用者数 536 人のうち、情報技術科の講座の受講生は 384 人であったが、平成 25 年度において 122 人と大幅に減少し、それ以降も減少し、それに伴い全体の受講者も減少している。

このように情報技術科の職業訓練受講者数の減少は、学校教育の中でパソコンの利用が広がり、求職者が既にパソコンの基本的な操作を身に付けていることや、ソフトウェアの進歩に伴いパソコンの操作自体が非常に単純化されていることが要因であり、パソコン操作を主体とする職業訓練では受講者のニーズを満たさないと城南訓練センターでは考えられている。

この点、城南訓練センターでは、IoT・AI 時代に必要な情報リテラシーを身に付けることができるように、令和 2 年度において「プログラミングと電子回路」講座を開講している。当該講座は従来のパソコン操作に留まらない付加価値を身に付ける講座として位置づけられ、令和 2 年度においては基礎コース 6 人、応用コース 7 人（定員各 10 人）の受講生を確保しており、今後も受講生の増加が期待されている。

(2) 支出項目

① 「給料」及び「賃金」について

城南訓練センターの職員は城南会館の運営も兼務しており、職員の給料及び賃金は城南会館の会計とで按分して計上されている。

職員の給料及び賃金の計上に係る問題点は、「2.1.7 収支実績(3) 指定管理業務の支出」の人件費の勤労者福社会館と職業訓練センターの按分計算に関する記述を参照されたい。

② 「その他」について

令和元年度の支出項目の「その他」には、職業訓練用のパソコンの購入支出が含まれている。購入した備品の管理に係る指摘は、「2.2.3 設備・備品管理」の物品（備品）の管理に関する記述を参照されたい。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.1 指摘事項6

(3) 差引収支・法人決算

上記のとおり、城南訓練センターの収支は、直近5年間において赤字が継続して発生している。

また、訓練センターの運営主体である城南訓練協会の純財産は以下のとおりであり、令和元年度末時点ではプラスであるが平成27年以降継続的に減少している。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本財産	10,236	10,236	10,236	10,236	10,236
前期剰余金	19,215	18,565	15,834	14,882	11,744
当期剰余金	△650	△2,731	△952	△3,138	△1,310
純財産合計	28,801	26,070	25,118	21,979	20,669

(注) 当期剰余金は職業訓練事業の収支及び勤労者福社会館事業の収支合計である。

上記のような状況となっている主な原因は職業訓練の受講者数の減少であるが、平成28年度以降、城南訓練センターの所有者である国に対する賃借料を約5百万円支払うこととなり収支の赤字が更に拡大している。

城南訓練センターの賃借料は支出の中で大きなウェイトを占めており、賃借料の水準が城南訓練センターの収支及び城南訓練協会の純財産に重要な

影響を及ぼし、長期的には事業の存続に重要な影響を与えかねない。

城南訓練センターの赤字が今後も継続すれば、事業の存続自体に疑義が生じることとなる。特に賃借料の水準が職業訓練センターの収支に重要な影響を及ぼすことに鑑みれば、賃借料の見直しを検討することが必要である。

近隣の建物の賃料水準や建物の築年数を考慮の上、国と城南訓練協会との間で城南訓練センターの賃借料を引下げる余地はないか協議されたい。

また、地域の求職者や勤労者にとっての当該センターの存在意義を踏まえて、当事者である国と城南訓練協会だけでなく、京都府、所在地及び近隣の宇治市、城陽市及び久御山町とで協議し、賃借料負担への助成等の余地がないか検討されてはどうか。

2.2.7 城南会館と城南訓練センターの今後の運営

(1) 宇治市の公共施設等総合管理計画

城南会館の所在地である宇治市では総務省の要請に従い、平成 29 年 12 月に公共施設等総合管理計画を策定している。宇治市が当該計画を策定した際に行った試算では、令和 36 年（2054 年）までの間に更新費用が総額約 1,600 億円、年平均約 40 億円が必要であり、これまで更新にかけてきた金額の 1.3 倍が必要となるとされている。一方で、今後人口減少や少子高齢化が更に進展することが予測される中で、限られた財源や資源を有効に活用し、多様化する住民ニーズに的確に応えることが求められている。

このような背景の下、宇治市では当該公共施設等総合管理計画において、公共施設の効率的な管理運営や施設の長寿命化による更新費用等の縮減に取り組むとともに、今後 30 年間に於いて施設の複合化や再編などにより公共施設の延べ床面積の 20%の削減目標を掲げ、具体的な数値基準による公共施設の再編・統廃合を計画した。その一環として宇治公民館（昭和 39 年建設）は平成 30 年 3 月 31 日に閉館されている。

同計画において城南会館への言及はないが、具体的かつ積極的な計画が策定されている宇治市に対して、仮に城南会館の無償譲渡を打診しても受け入れられる可能性は相当に低いと思われる。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の状況

令和 2 年度の上半期の利用者数、利用件数及び利用率は以下のとおりであ

る。新型コロナウイルス感染症拡大にかかる政府の緊急事態宣言が解除された5月下旬以降、徐々に利用件数や利用率は回復している。しかし、施設の感染予防のために施設利用の人数は制限されており、令和2年9月単月の利用人数は前年同期の60～70%程度である。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議室	件数	令和元年度	36	35	46	43	36	36
		令和2年度	6	2	33	31	28	35
	人数	令和元年度	510	408	515	473	347	426
		令和2年度	37	14	257	257	292	267
	利用率 (%)	令和元年度	41.4	38.9	52.9	47.8	40.0	41.4
		令和2年度	22.2	4.8	37.9	34.4	31.1	40.2
教養 文化室	件数	令和元年度	50	47	57	50	42	49
		令和2年度	7	2	42	49	37	53
	人数	令和元年度	418	503	610	547	461	507
		令和2年度	79	21	418	521	353	584
	利用率 (%)	令和元年度	57.5	52.2	65.5	55.6	46.7	56.3
		令和2年度	25.9	4.8	48.3	54.4	41.1	60.9
集会室	件数	令和元年度	70	64	72	70	74	74
		令和2年度	15	0	58	70	67	59
	人数	令和元年度	1,639	1,301	1,346	1,755	1,706	1,419
		令和2年度	137	0	769	783	937	898
	利用率 (%)	令和元年度	80.5	71.1	82.8	77.8	82.2	85.1
		令和2年度	55.6	0.0	66.7	77.8	74.4	67.8
料理 教室	件数	令和元年度	9	6	7	10	14	6
		令和2年度	0	0	4	6	4	0
	人数	令和元年度	65	48	83	80	108	162
		令和2年度	0	0	27	32	42	0
	利用率 (%)	令和元年度	10.3	6.7	8.0	11.1	15.6	6.9
		令和2年度	0.0	0.0	4.6	6.7	4.4	0.0
トレー ニング ルーム	件数	令和元年度	83	86	85	86	89	82
		令和2年度	4	0	63	86	86	86
	人数	令和元年度	528	512	535	545	545	505
		令和2年度	11	0	283	391	391	454
	利用率 (%)	令和元年度	95.4	95.6	97.7	95.6	98.9	94.3
		令和2年度	14.8	0.0	95.5	95.6	95.6	98.9

(3) 提言

① リモートオフィスとしての利用促進

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない現状においては、施設の利用の見合わせや利用人数の制限を行わざるを得ず、利用者に対して従来と同様の施設の利用機会を提供することができない。

一方で既述のとおり、城南会館は Wi-Fi を設置しリモートオフィスとしての利用に取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の拡大に対応して、社会全体としてテレワークや Web 会議の利用が促進されている現状において、城南会館をリモートオフィスとして提供することは、地域住民に対して有用なサービスを提供することになると考えられる。リモートオフィスとしての利用が促進されれば、施設の更なる有効活用が期待される。

② 人口減少やニーズに対応した施設

城南会館及び城南訓練センターは、築後 30 年が経過しており、施設全体が老朽化していると言わざるを得ない。建物自体は耐震対応されているものの、城南会館が福祉を増進し地域住民の心と体の健康を維持する役割を有していることからすれば、その役割を継続的に果たすためには、施設内の設備や床などの継続的なメンテナンス・更新は必須であると考えられる。

一方、今後労働人口の減少が予想され、また社会情勢に伴い地域の施設に対するニーズも変化することが予想される。従って、現状の利用者や利用方法を前提とした施設の維持・更新を継続しても、その時々住民のニーズに十分に答えることができず、施設が有効に利用されない可能性もある。

住民ニーズが多様化する中で、当該施設の所在地である宇治市には、宇治市産業会館、宇治市産業振興センターや宇治市生涯学習センターなど類似した施設が複数存在しており、機能を代替し得る施設が十分にあることを踏まえ、施設の所有者である国や京都府、所在地である宇治市、近隣の城陽市及び久御山町が職業訓練を含めた施設の存在意義について再度検討し、大規模改修の要否とその費用対効果について十分に協議する必要がある。

2.3 丹後勤労者福祉会館

2.3.1 会館の概要

(1) 施設の概要

施設名称	京都府立丹後勤労者福祉会館		
所在地	京都府京丹後市大宮町河辺豊野 3355		
設置時期	昭和 57 年 4 月		
施設の設置目的	勤労者をはじめ地域住民の交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として設置		
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室 9 室 (12～26 人使用) 洋室 175 m²、和室 37 畳 ・ 料理教室 43 m² 料理台 4 台 ・ トレーニングルーム 232 m² ・ 職業訓練センター パソコン教室 ・ 事務室 36 m² ・ 駐車場 16 台以上 		
施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地面積 約 6,018.22 m² (民有地 丹後織物工業組合所有) ・ 建築面積 本館 581.25 m² ・ 延床面積 本館 930 m²他に渡り廊下 (鉄骨造平屋建 11.05 m²) 		
施設構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート 2 階建、一部平屋建		
交通アクセス	京都丹後鉄道「京丹後大宮駅」から車 10 分 京都丹後鉄道「峰山駅」から車 10 分		
営業時間・営業日	営業時間	午前 9 時～ 午後 9 時 30 分	休館日 毎月第 1 月曜日 12 月 28 日～1 月 4 日
指定管理者制度の導入施設の場合、その管理者	職業訓練法人丹後地域職業訓練協会		
	指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	所在地 施設所在地に同じ
	選定方法	公募	業種 職業能力開発促進法による職業訓練法人



(2) 施設の特徴

丹後勤労者福祉会館（以下「丹後会館」という。）は京丹後市の中央付近に位置しており、最寄り駅は京都丹後鉄道「京丹後大宮駅」及び「峰山駅」であるが、どちらからも車で10分ほどかかる場所にある。

丹後会館は主に団体等の会議、サークル活動、教室、認定職業訓練（簿記講座等）、丹後地域職業訓練協会（以下「丹後訓練協会」という。）の職業訓練センターでの認定職業訓練（パソコン教室）などに利用されている。トレーニングルームもあり、サークル活動のほか、マシン等の設備の個人利用、卓球等のスポーツ施設としても利用されている。

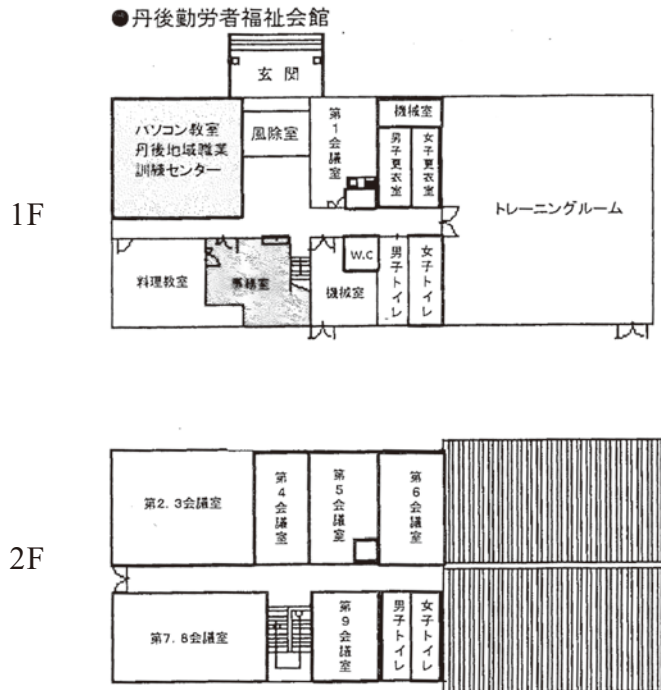
平成18年度から指定管理者制度が導入されて以来、丹後会館の指定管理者は丹後訓練協会である。同協会は指定管理以外に職業訓練も実施している。平成23年4月には丹後会館内に職業訓練のためのパソコン教室が設置されている。

もともとは丹後地域職業訓練センターの建物が同一敷地内にあり、丹後会館に併設されていたが、平成22年度末に廃止されたため解体撤去された。その敷地は原状復帰され、駐車場として利用されているが、未舗装で排水処理もされていない状態である。従来からの舗装された駐車スペースもあるが、会館に多くの利用者がある場合には未舗装の駐車場も含めると十分な駐車スペースが確保できており、利便性の向上につながっている。

なお、丹後地域職業訓練センターは引続き同じ名称で、丹後会館をその代替施設の中核として職業訓練講座を実施し、勤労者のスキルアップと地域の振興発展に貢献している。また、職業訓練センターの廃止に伴い、丹後訓練協会の事務室は会館内に移設されている。

年間利用者数は平成29年度40,599人、平成30年度35,912人、令和元年度28,757人と減少傾向にある。令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が年度末にあったとはいえ、3年間を通じて会議室の利用者数の減少が見られる。

(3) 設備の状況・配置図



●第1会議室
(12名)



●第2・3会議室
(43名)



●第4会議室
(16名)



●第5会議室
(12名)



●第6会議室
(26名)



●第7・8会議室
(25畳)



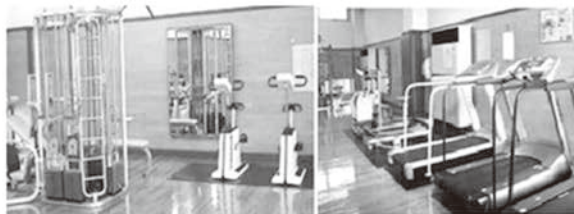
●第9会議室
(12畳)



丹后会館内には丹後地域職業訓練センターのパソコン教室があり、同一建物の中に勤労者福祉会館の施設と職業訓練センターの施設が存在する。勤労者福祉会館の施設は会議室9室、料理教室及びトレーニングルーム（シャワ

一室を含む。)である。第2・3会議室及び第7・8会議室は共に区分して利用が可能であり、利用者が目的に応じて利用しやすいように考慮されている。

- トレーニングルーム
卓球台 3台
ランニングマシン 3台
他
(冷暖房完備)



- 料理教室
調理台 4台



トレーニングルーム (232 m²) には自由に運動できるスペースとランニングマシンやエアロバイクなどの運動器具が設置されているスペースがあり、折畳式卓球台も3台用意されている。

(4) 施設利用料金

丹後会館の施設利用料金は以下のとおりである。

(単位：円)

区分			午前の部	午後の部	夜の部	午前・午後	午後・夜間	終日		
室名	定員	面積	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30		
トレーニングルーム	全面利用	平日	25	232	2,340	2,650	2,850	4,400	4,900	7,000
		土日祝			2,850	3,060	3,360	5,300	5,700	8,300
	個人利用	250	250	250						
料理教室	16	43	1,020	1,220	1,530	2,000	2,400	3,300		
第1会議室	12	26	810	910	1,020	1,500	1,700	2,400		
第2・3会議室	43	63	1,930	2,240	2,540	3,700	4,200	6,000		
(第2会議室)		29	910	1,020	1,220					
(第3会議室)		34	1,020	1,220	1,320					

第4会議室	16	28	910	1,020	1,220	1,700	2,000	2,800
第5会議室	12	26	810	910	1,020	1,500	1,700	2,400
第6会議室	26	32	1,020	1,220	1,320	2,000	2,200	3,200
第7・8会議室 (和室)	27 畳	59	1,930	2,240	2,540	3,700	4,200	6,000
(第7会議室)		27	910	1,020	1,220	1,700	2,000	2,800
(第8会議室)		32	1,020	1,220	1,320	2,000	2,200	3,200
第9会議室 (和室)	12 畳	27	910	1,020	1,220	1,700	2,000	2,800

※ トレーニングルーム個人利用回数券 1冊 1,020円 (回数券5枚綴り)

利用料金は会館条例第6条で上限が定められており、丹後会館が設置した利用料金はその上限を原則としているが、午前・午後や午後・夜間及び全日を通して利用する場合の料金については、それぞれの合計よりも低く設定されている。

また、備品の貸出しも行っており、各設備の利用料金は以下のとおりである(所有者は、指定管理者である丹後訓練協会)。

附属設備名	単位	利用料金
液晶プロジェクター	1台	1,020円
DVD(ブルーレイディスク)	1台	510円
VHSビデオデッキ	1台	510円
マイク	1式	310円
白布	1枚	410円
スクリーン	1台	無料

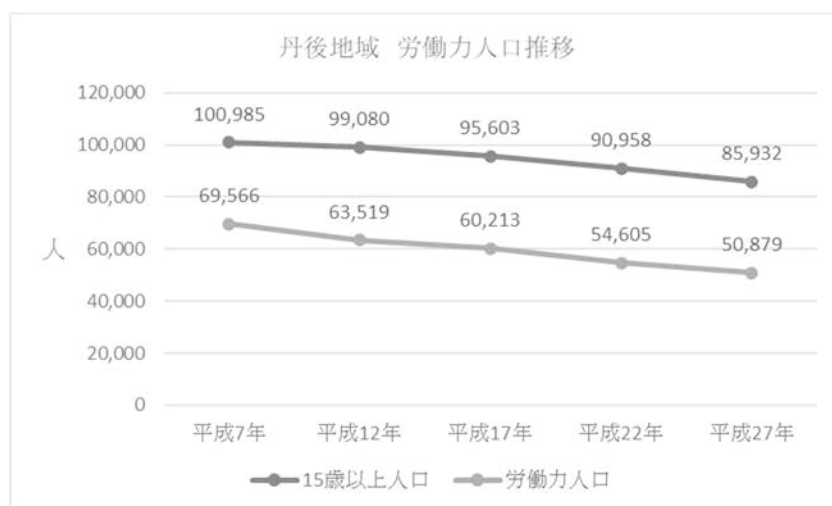
2.3.2 外部環境・ロケーション

(1) 人口

丹後会館が所在する京丹後市は、平成16年4月に峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の6町が合併して設置された市である。

京丹後市が含まれる丹後地域は、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町(平成18年3月に加悦町、岩滝町、野田川町の3町が合併)から構成され、国勢調査による丹後地域の労働力人口の推移は以下のとおりである。

地域	人口	15歳以上人口総数			労働力人口		
		平成7年	平成17年	平成27年	平成7年	平成17年	平成27年
京都府全体		2,229,443	2,285,797	2,242,959	1,376,518	1,328,122	1,246,950
丹後	宮津市	21,110	18,847	16,548	13,538	10,942	8,956
	京丹後市	(55,433)			(38,944)		
	峰山町	11,570			8,070		
	大宮町	8,545			6,227		
	網野町	13,790	53,262	48,328	9,771	34,316	29,401
	丹後町	6,291			4,275		
	弥栄町	5,013			3,469		
	久美浜町	10,224			7,132		
	伊根町	2,847	2,419	1,948	1,878	1,377	1,048
	与謝野町	(21,595)	(21,075)		(15,206)	(13,578)	
	加悦町	6,874	6,451	19,108	4,859	4,204	11,474
	岩滝町	5,674	5,581		3,888	3,519	
	野田川町	9,047	9,043		6,459	5,855	
	丹後地域 計		100,985	95,603	85,932	69,566	60,213

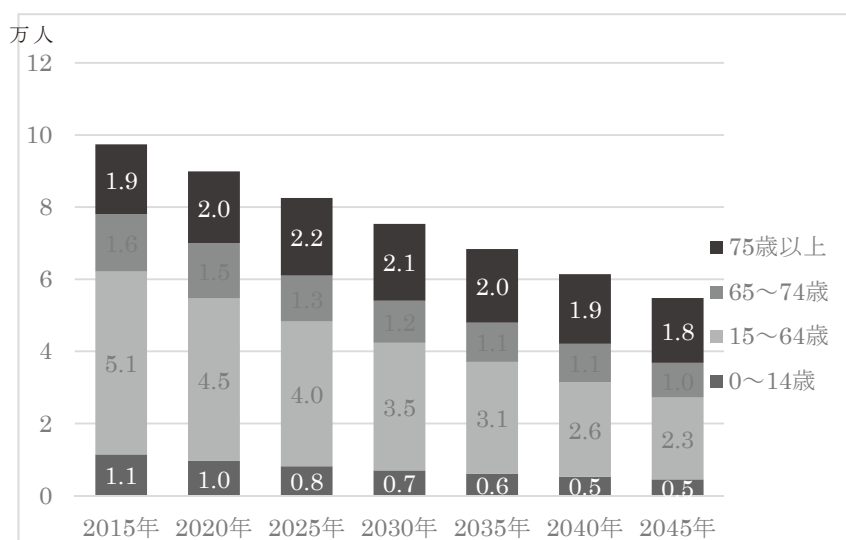


5年ごとの国勢調査の数値をもとにした丹後地域の労働人口推移のグラフをみると、20年間ずっと右肩下がりの傾向にある。特に丹後地域は、大学進学や就職により20歳前後の転出が多く、大学卒業後の再転入や新規転入が少ない傾向にあり、京都府の他の地域と比べても、労働力人口の減少率が高いといえる。

日本の地域別将来推計人口によると、丹後地域の2015年から2045年までの推計人口の推移は以下のとおりで、2045年の総人口は2015年比で43.8%減少して約5.5万人になると推定されているが、特に生産年齢層である15

歳以上 65 歳未満の人口では 2015 年比で 55.3%も減少し、2.3 万人になる厳しい推計となっている。

年齢	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	11,420	9,582	8,122	6,966	5,984	5,225	4,502
15～64歳	50,707	45,052	40,134	35,372	31,077	26,180	22,667
65～74歳	15,929	15,359	12,768	11,716	10,901	10,687	9,618
75歳以上	19,368	19,918	21,500	21,309	20,401	19,325	17,987
合計	97,424	89,911	82,524	75,363	68,363	61,417	54,774
合計の対2015年比		92.3%	84.7%	77.4%	70.2%	63.0%	56.2%



丹後地域は人口減少が著しく、会館運営にとっては厳しい状況が続くと考えられる。

(2) 近隣類似施設

近隣の類似施設として、アグリセンター大宮と京丹後市峰山地域公民館が挙げられる。また、京都府丹後文化会館が京丹後市峰山地域公民館と同一敷地内に隣接して設置されている。

① アグリセンター大宮

施設名称	京丹後市総合営農指導拠点施設（アグリセンター大宮）		
所在地	京都府京丹後市大宮町口大野228番地の1		
設置時期	平成9年4月	設置者	京丹後市

施設内容 (○印は、使用料金の設定あり) (パンフレットから転記)	1階 ・ 土壌分析室 ○ 地域活性化研修室 1・2 (和室) ○ 調理加工実習室 ○ 視聴覚教養室 1・2 ○ 農業技術研修室 ・ 営農相談室 ・ 農業文献等教養学習室 2階 ○ 多目的ホール (収容人数 300 人、運動も可) ・ 農業経営改善支援センター事務室 ・ エントランスホール 3階 ・ 音響、調光操作室									
施設の規模	・ 建築延床面積 1,663.52 m ² <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>1階</td> <td>740.00 m²</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>752.00 m²</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>171.52 m²</td> </tr> </table>				1階	740.00 m ²	2階	752.00 m ²	3階	171.52 m ²
1階	740.00 m ²									
2階	752.00 m ²									
3階	171.52 m ²									
施設構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート瓦葺 3階建									
交通アクセス	京都丹後鉄道「京丹後大宮駅」から徒歩 7 分									
営業時間 ・ 営業日	営業時間	午前 8 時 30 分 ～午後 10 時	休館日	毎週月曜日 12 月 29 日～1 月 3 日						



アグリセンター大宮は、農村づくりや農業経営体の育成、都市住民との交流及び人材育成を進めるとともに、地域住民の福祉及び健康を増進し、京丹後市の農業・農村の活性化を図るため、総合営農指導拠点施設として設置された。最寄り駅から徒歩 7 分となっており、車利用者以外も利用可能である。

京丹後市役所大宮庁舎の隣にあり、市役所の駐車場を利用できる。平成 9 年設置ということもあり、丹後会館と比べると外観、内部ともに綺麗に保たれている。

<アグリセンター大宮：使用料>

(単位：円)

区分			午前の部	午後の部	夜の部	午前・午後	午後・夜間	終日
室名 (面積)	定員	内訳	8:30～ 12:30	13:00～ 17:00	17:30～ 22:00	8:30～ 17:00	13:00～ 22:00	8:30～ 22:00
視聴覚教養室 1 (41 m ²)	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
視聴覚教養室 2 (42 m ²)	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
農業技術研修 室 (41 m ²)	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
地域活性化研 修室 1 (和室 41 m ²)	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
地域活性化研 修室 2 (和室 42 m ²)	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
調理加工実習 室 (78 m ²)	24	室料	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
		冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
多目的ホール (ホール 256 m ²)	300	室料	5,000	5,000	5,000	8,000	8,000	10,000
		冷暖房料	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000

各室とも広さと収容人数から見ると室料自体は丹後会館と比べて割安ではあるが、全て冷暖房料が設定されており、冷暖房を使うと料金的にはやや高くなる。多目的ホールは運動も可能ではあるが、丹後会館のようにマシン等はなく、値段設定も個人利用者向けではない。

② 京丹後市峰山地域公民館・京都府丹後文化会館



<京丹後市峰山地域公民館>



<京都府丹後文化会館>

施設名称	京丹後市峰山地域公民館 京都府丹後文化会館			
所在地	京都府京丹後市峰山町杉谷 1030			
設置時期	峰山地域公民館	昭和 55 年 4 月	設置者	京丹後市
	丹後文化会館	昭和 55 年 3 月(完成)		京都府
施設内容	峰山地域公民館 1階 大会議室、第1会議室、練習室 2階 講義室、和室Ⅰ・Ⅱ、展示室、第2会議室、料理実習室 3階 図書館（京丹後市立峰山図書館） 蔵書冊数 79,340冊			
	丹後文化会館 ・収容人員：1,000人 （固定席760人・車椅子席10・補助席・立見席含む） ・舞台：間口16m 奥行13m プロセニウム高さ8メートル ・上演可能：演劇・音楽(クラシック・ロック等)映画・講演等			
施設の規模	敷地面積 7,698 m ²			
	京丹後市峰山地域公民館		建築延床面積	1,980.69 m ²
	京都府丹後文化会館		建築延床面積	2,627 m ²
施設構造種別	鉄筋コンクリート造3階建（京丹後市峰山地域公民館） 鉄筋コンクリート造2階建（京都府丹後文化会館）			
交通アクセス	京都丹後鉄道「峰山駅」から徒歩4分			
営業時間・営業日	営業時間	午前9時～	休館日	12月29日～1月3日
		午後10時		

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されている。峰山地域公民館においても、研修、講座、教室、講演会、講習会、研究集会、懇談会、レクリエーション、文化等に関する集会等に利用されている。最寄り駅から近く、京都府丹後文化会館と隣接しており、駐車場（約50台）も完備されている。

< 峰山地域公民館：使用料 >

(単位：円)

室名	m ²	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
大会議室	192	2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	9,900
第1会議室	43	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300

練習室	66						
講義室	82						
和室Ⅰ	15 畳	400	600	600	1,000	1,200	1,600
和室Ⅱ	18 畳						
展示室	46						
第2会議室	35						
料理実習室	60	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400

※ 冷暖房使用料として、施設使用料の50%が別途必要

京都府丹後文化会館は1,000人収容可能なコンサートや講演会等のホール使用がメインであるため、丹後会館の施設の利用形態とはここでは比較しない。

京丹後市峰山地域公民館については利用形態から比較対象となる。料金設定については部屋の広さも考慮すると丹後会館と比べて相当安く設定されているが、アグリセンター大宮と同様に冷暖房使用料が設定されている。峰山図書館との複合施設となっており、3階が図書館となっている。

③ 比較検討

<立地条件>

アグリセンター大宮と峰山地域公民館は、ともに最寄り駅から徒歩圏内にあり、車利用者でなくとも利便性は高い。駐車場も完備されており、車でのアクセスも可能である。それに対して丹後会館は最寄り駅から遠く、車利用者以外の利便性は低い。また、国道312号線から少し奥まった所にあり、初めて車で来ると場所がやや分かりにくい。アグリセンター大宮と峰山地域公民館の駐車場はアスファルト舗装されているが、丹後会館の駐車場は十二分に広いものの大部分未舗装であり、砂利のままである。

<設備状況>

アグリセンター大宮は比較的新しい建物であり、外観も綺麗な状態である。峰山地域公民館と丹後会館は、ともに昭和50年代に設置されたものであり老朽化が進んでいるが、特に丹後会館の外観の劣化が目立つ。

いずれの施設も貸会議室や料理実習室があり、各種文化・スポーツ教室を実施している。また、アグリセンター大宮には多目的ホールがあり、階段状の可動椅子を収納すれば、運動ができるようになっている。ただし、同施設にはトレーニング設備はないが、収納椅子を出せばホールやステージとしても利用できるようになっている。峰山地域公民館には、トレーニングルームはない。

<利用料金>

アグリセンター大宮は室料のほかに冷暖房料が設定されており、それを加味すると他の施設と比較してやや高めの料金設定となっている。丹後会館のパンフレットやホームページには敢えて冷暖房料無料の説明表示があり、料金設定の割安感を出している。

峰山地域公民館にも冷暖房料の設定はあるが、料理実習室以外の貸室料は冷暖房料を加味しても、広さの割に丹後会館より低めの料金設定となっている。

<棲み分けについて>

類似の事業を行う公共施設であるが、棲み分けについて両施設との間で特に協議することはないとのことであり、利用者自身が貸会議室の広さや料金を比べて選択肢の中から判断している。アグリセンター大宮と峰山地域公民館は、ともに社会教育施設として、各種文化・スポーツ教室（書道、絵手紙、ヨガ、エアロビクスなど）を実施しており、少し競合するところもあるが、受講者は一定固定していると思われる。

なお、丹後会館は職業訓練にも使用されているが、令和2年度で丹後会館の空調が故障した際には、一部訓練を峰山地域公民館で実施した。

2.3.3 指定管理者

(1) 指定管理者

丹後会館の指定管理者である丹後訓練協会は、指定管理者制度が平成18年度に導入される以前から運営を委託されており、制度導入後も継続的に運営を委託されている。

現在の指定管理期間（平成30年4月1日～令和3年3月31日）に関する

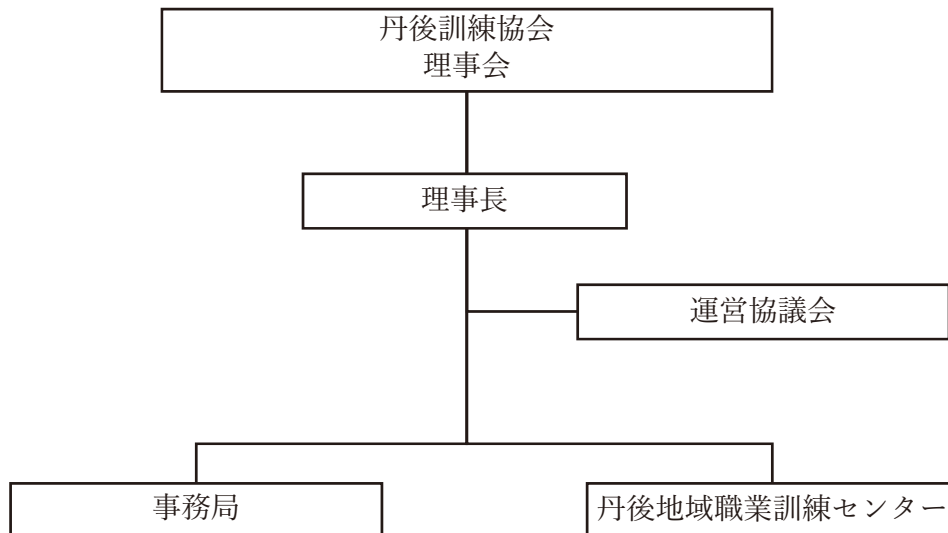
選定審査会における審査結果は、以下のとおりである。

申請団体	評点
丹後訓練協会	89.6
A社	85.0
選定理由等	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等のニーズ把握に努め、幅広い分野の講座を開催するなど施設の管理運営に十分な知識・経験を有しており、安定した管理運営が期待できる。 ・駐車場のイベント活用や同一敷地内の「丹後地域職業訓練センター」の相互利用等に繋がるプレ職業訓練講座の開催など利用向上の提案もされるなど効果的な管理が期待できる。 	

① 概要

正式名称	職業訓練法人 丹後地域職業訓練協会																		
設立	昭和 56 年 5 月 1 日																		
所在地	京丹後市大宮町河辺 3355 番地																		
主な業務内容	中小企業の労働者に対する認定職業訓練及び求職者に対する離職者訓練（受託）の実施																		
基本財産	基本財産基金 2,295 万円 構成団体基本財産出捐状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>京都府</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>京丹後市</td> <td>800 万円</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>伊根町</td> <td>60 万円</td> </tr> <tr> <td>与謝野町</td> <td>180 万円</td> </tr> <tr> <td>丹後織物工業組合</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>丹後地域 2 市 2 町商工会議所及び商工会</td> <td>55 万円</td> </tr> <tr> <td>丹後機械工業協同組合</td> <td>100 万円</td> </tr> </table>			京都府	500 万円	京丹後市	800 万円	宮津市	100 万円	伊根町	60 万円	与謝野町	180 万円	丹後織物工業組合	500 万円	丹後地域 2 市 2 町商工会議所及び商工会	55 万円	丹後機械工業協同組合	100 万円
京都府	500 万円																		
京丹後市	800 万円																		
宮津市	100 万円																		
伊根町	60 万円																		
与謝野町	180 万円																		
丹後織物工業組合	500 万円																		
丹後地域 2 市 2 町商工会議所及び商工会	55 万円																		
丹後機械工業協同組合	100 万円																		
代表者	理事長 中山 泰（京丹後市長）																		
役員構成	役職	選出母体	人員																
	理事	京都府	1																
		市・町	4																
		商工団体	4																
その他		1																	
監事	市・町	2																	
事務局職員	事務局長 1 人 庶務係 2 人（会計年度任用職員） 事業係 2 人（会計年度任用職員） 和裁科 1 人（非常勤嘱託）																		

② 組織図



※ 職業訓練センターは事務局で運営

(2) 運営体制

① 基本方針

丹後会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的に設置された施設であるが、より一層利用率向上を図るため、地域住民にも会議、研修、趣味、娯楽をはじめ健康づくりの場として提供し、目的に合致する範囲で積極的な利用拡大と促進を図る。

② 管理体制

丹後訓練協会の専務理事（事務局長・センター所長）が丹後会館の館長を兼務し、丹後訓練協会事務局の全職員が会館の業務従事者として兼務している。

役職名	担当業務	雇用形態	勤務時間	備考
館長	総括	正職員	週 40 時間	事務局長
主事	経理・事業・窓口	会計年度任用職員	週 40 時間	事務局職員
主事	経理・財産管理・窓口	会計年度任用職員	週 40 時間	事務局職員
主事	窓口・施設管理	会計年度任用職員	週 40 時間	事務局職員
主事	企画・事業・施設管理・ 窓口	会計年度任用職員	週 40 時間	事務局職員

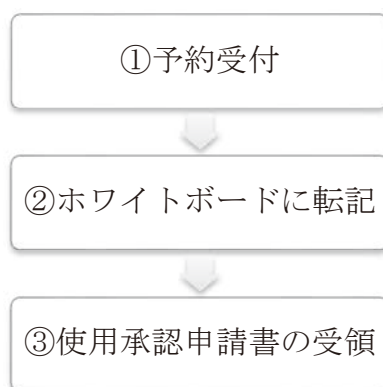
- [勤務時間] ・午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5
・午後 0 : 4 5 ~ 午後 9 : 3 0 の 2 部制

なお、1 人体制で勤務を割振る午後 5 : 1 5 以降の夜間の管理は、午後 7 時から事務補助員として別に 1 人を業者委託にて配置している。

2.3.4 運営管理状況

(1) 予約受付・利用・キャンセル

丹後会館の予約等の業務の流れは以下のとおりである。



① 予約受付

電話又は窓口で予約を受け付け、申込予約状況ファイルに利用団体、連絡先等を記載する。貸室の予約は 3 ヶ月前から 4 日前までを原則としている。文化・スポーツ教室などの会館事業や職業訓練又は長期にわたる貸会議室などについては、年間で予約管理している。

インターネットによる予約受付は実施していないが、ホームページで施設の空き状況の確認ができるように情報提供されている。

② ホワイトボードに転記

月初に事務局内のホワイトボード(日ごと予定表)に当該月の予約状況(利用会議室、団体名、利用時間帯)を転記する。

③ 使用承認申請書の受領

基本的に利用日の当日に「使用承認申請書」を利用者から提出してもらい、

料理教室及び会議室の個人使用の承認申請は3ヶ月前から当日まで、トレーニングルームの全面使用は3ヶ月前から5日前までとしている。月に数回、定期的に利用する一部の団体は、月初にまとめて申請してもらっている。また、会館事業（文化・スポーツ教室）や職業訓練、長期にわたる貸会議室などについては別途申請となる。

「使用承認申請書」に対する「使用承認書」は複写式になっており、問題が無ければ申請書の提出と同時に承認書が交付される。また、書類には利用料金の受領確認欄があり、領収書としての機能も有している。

「使用承認書」により使用の承認を受けた者が使用しない場合には、使用前までに、その旨連絡することとなっている。キャンセル料の取り決めはされていない。

なお、トレーニングルームの個人利用は当日の使用券の交付により行われるが、回数券（1冊1,020円5枚綴り）も販売されている。

(2) 請求

① 利用料金の収受

基本的に利用日の当日に使用承認申請書提出と同時に受領しているが、会館事業（文化・スポーツ教室）や職業訓練及び長期にわたる貸会議室などについては、別途請求し銀行振込による対応としている。また、月に数回、定期的に利用する団体の一部については月初に1か月分をまとめて収受している。事前に窓口での収受又は銀行振込による対応としている団体も一部ある。

② 利用料金の受領時のチェック

利用料金を受領した時は、使用承認申請書に領収印を押印するとともに、ホワイトボードに記載の団体に赤丸でチェックする。

③ 未納者への督促

利用料金は原則使用承認申請書が提出された当日に収受しているため、基本的に未納者はいないが、未納者が判明した場合には、別途電話で納付を督促する。

(3) 現金管理

- ・ 現金で受領した利用料金は、あらかじめ準備された封筒に利用日、利用会議室、利用団体、利用料金を記載して金庫に保管し、別途、保管承認簿に記載する。
- ・ 翌日に、前日分及び当日銀行に行く前に収受した利用料金をまとめて銀行に預け入れる。
- ・ 現金は、利用料金回収用のみであり、特に勤労者福社会館用と職業訓練センター用とに区分しての管理はなされていない。日常の支払については振込にて対応している。

【現金管理の実地監査】

現金管理状況について、令和2年10月8日に以下のとおり確認した。

① 利用料金回収用の現金

利用料金の収受は、基本的に当日に使用承認申請書と同時に受領する。定期的に利用する団体の一部については、月初に1ヶ月分をまとめて収受する。また、会館事業（文化・スポーツ教室）や職業訓練、長期にわたる貸会議室の利用分については、銀行振込で対応しているものもある。

利用料金を受領した際には、使用承認申請書に領収印を押印し、回収した現金は、使用承認申請書の金額及び各種領収証控の金額と照合され、現金保管承認簿に記載の上、金庫で保管される。ただし、現金実査の記録は残されていない。

翌日に、前日回収分及び当日回収分の利用料金をまとめて銀行へ預け入れし、通帳に記帳している。また、前日回収分について、銀行に預け入れした旨を現金保管承認簿に記載する。

② 実施した手続の概要

令和2年3月1日～31日を対象として、現金回収分について使用承認申請書及び各種領収証控と現金保管承認簿との照合及び現金保管承認簿と総勘定元帳との照合、銀行への預入れについて普通預金通帳と現金保管承認簿との照合及び現金保管承認簿と総勘定元帳との照合を行い、全て一致していることを確認した。また、往査時の現金在高について現金実査を行い、現金出納帳との照合を行ったところ、以下の事項が発見された。

③ 監査結果

<現金在高と帳簿残高の不一致>

往査時に保管している現金の実査を実施したところ、実際の現金在高が帳簿残高よりも 64,080 円不足していた。この原因について指定管理者に調査を求めたところ、調査の結果、不一致内容の詳細は下表のとおりであった。

(単位：円)

令和 2 年 3 月 31 日現在 現金実際在高			57,340
不一致内容	平成 26 年 8 月 18 日	医療事務講座受講料 二重計上	55,000
	平成 26 年 8 月 18 日	会議室・トレーニングルーム利用料金 二重計上	1,050
	平成 27 年 7 月 3 日	会議室利用料金 二重計上	1,000
	平成 27 年 8 月 21 日	コピー代 伝票誤記入	30
	平成 28 年 3 月 9 日	認定職業訓練講座受講料 二重計上	9,000
	平成 30 年 9 月 22 日	ホームページ作成講座受講料 伝票誤記入	△ 2,000
令和 2 年 3 月 31 日現在 現金帳簿残高			121,420

不一致の内容は、講座受講料や会議室等利用料金の二重計上及び伝票の誤記入によるものであり、帳簿残高が平成 26 年から約 6 年間にわたって現金在高と相違していたことが判明した。長期間判明しなかった原因は、回収現金について使用承認申請書の金額及び各種領収証控の金額との照合（フロー面）は行われているものの、現金実査の記録が残されておらず、帳簿残高との整合性（ストック面）が検証されていなかったためと考えられる。

【指摘事項 1】長期間にわたる現金在高と帳簿残高の不一致

現金在高と帳簿残高とが長期間にわたって一致しておらず、それに気付かなかった指定管理者の会計管理状況に懸念を有する。

定期的な現金実査とその記録保存、及び少なくとも月末時点での帳簿残高との整合性の検証等により、差異が発生した場合でも適時に発見できるような体制の構築が必要である。

2.3.5 設備・備品管理

「京都府丹後勤労者福祉会館指定管理者募集要項」によれば、施設の保守管理・安全点検・衛生管理・小修繕は指定管理者の負担とされている。具体

的に指定管理者の責任において管理すべき項目は以下のとおりである。

種 類	項 目	備 考
施設等の管理運営	施設等の安全確保（保守点検等）	施設管理の基本的な業務
	施設等の維持管理（清掃等含む）	施設管理の基本的な業務
	施設等の利用承認等	指定管理者に権限付与（会館条例第3条第1項）
施設・設備等の修繕等	施設等の維持管理上の小修繕	1件100万円以内の小修繕は指定管理者の責任において行う。 ただし1件20万円を超える修繕については京都府と協議を行う。
備品の修繕等	備品の修繕	備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。

※ 小修繕費の精算…年間の小修繕見込額は指定管理料として1,535千円の範囲内とし、実績に応じて精算される。実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額され、上回る場合は京都府と事前に協議をした上で、必要な場合は指定管理料が増額される。

参考までに京都府の施設等に関する責任範囲は以下のとおりである。

種 類	項 目	備 考
施設等の管理運営	不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	地方自治法上、京都府の権限
施設・設備等の修繕等	施設等の大規模修繕	構造耐久上主要な部分（躯体、基礎軸組等）は予算の範囲内で京都府が行う。
	施設等の新設、増築等	設置者である京都府が行う。
備品の修繕等	備品の新規購入、更新	府有備品の更新であり予算の範囲内で京都府が購入（指定管理者の任意購入は可）

(1) 施設整備状況

平成14年度から令和元年度までの施設整備状況（指定管理料による小修繕費を除く。）は以下のとおりである。

年 度	内 容	金額（千円）
平成14年度	高圧受電設備修繕	400
平成17年度	下水道接続工事	4,754
平成23年度	屋上防水工事	10,633
	トレーニングルーム空調工事	2,268
以降なし		

今のところ、今後の大規模修繕について具体的な計画はないとのことである。

大規模修繕を決定するプロセスは、まず、指定管理者である丹後訓練協会において、補修の必要箇所等を協議し、京都府に修繕を要望する。京都府は、府内の全ての勤労者福祉会館の要望に基づき、重要性（安全性の確保等）、緊急性、また、予算など総合的に検討して、決定、実施することとなる。なお、設備等の故障により大規模な補修を要するものは、故障発生時に随時対応を協議することとなる。

最近の指定管理料による修繕費で 10 万円以上のものは以下のとおりである。

支出年月日	内 容	金額（円）
H30. 6. 8	トレーニングルームエアコン修理工事	103,464
H31. 1. 10	ガス配管修繕工事	215,924
H31. 1. 10	高圧ケーブル取替、高圧気中開閉器取替、高圧地絡継電器取替工事	583,200
H31. 3. 29	高圧変電設備改修工事	458,805
H31. 3. 29	国道入口看板鉄塔補修工事	723,600
H31. 3. 29	国道入口看板 LED 照明改修工事	372,060
R1. 10. 10	高圧受変電設備変圧器取替工事	465,696
R1. 10. 10	駐車場整備工事	270,000

最近では 100 万円を超えるような修繕はないが、比較的金額の大きい電気系の修繕が多く見られる。また、上記に掲載はないが、令和 2 年度において、館内の冷房設備の故障があり、夏季期間中冷房が使えない時期があった。会館の冷暖房はボイラーで冷暖房切替を行うセントラル方式であるため、故障するとトレーニングルーム以外の館内全体に影響が出てしまうことになる。

(2) 備品管理状況

令和 2 年 10 月 8 日、丹後会館に往査し、備品管理状況について監査を実施した。

① 実施した手続の概要

- ・ 京都府が無償貸付している備品等（Ⅰ種）について、無償貸付物品一覧と実物資産との確認・突合を実施した。
- ・ 指定管理者が所有する備品等（Ⅱ種）について、固定資産台帳と実物資産との確認・突合を実施した。

② 監査結果

- ・ 京都府の無償貸付物品（備品（Ⅰ種））一覧と実物資産の一致を確認した。

備品コード	分類	品名	取得価額	取得日	備考
9300035993	室内調度品類	鏡	127,720	1994/3/31	
9200030649	運動用具類	トレーニングマシン	115,360	1992/12/4	アブトミナルボード
9100100596	運動用具類	トレーニングマシン	367,000	1991/12/31	
9100100597	運動用具類	トレーニングマシン	144,000	1991/12/31	
9100100599	運動用具類	トレーニングマシン	193,600	1991/12/31	
9100100598	運動用具類	トレーニングマシン	116,000	1991/12/31	
0210024814	室内調度品類	鏡	162,435	2003/3/28	キャスター付姿見
9600033702	台類	その他の台	107,000	1997/3/31	テレビ台・オーロラテレビスタンド
1910186693	運動用具類	トレーニングマシン	116,600	2020/1/30	
1910186694	運動用具類	トレーニングマシン	116,600	2020/1/30	

京都府からの無償貸付物品については、他の物品と区別するためのシールが貼り付けられており、確認することが可能である。リストに掲載されている物品全てと現物の存在が確認できた。

- ・ 指定管理者が所有する備品（Ⅱ種）については、現物を確認できない資産の計上が数点みられた。詳細については職業訓練センターでの管理と併せ、別章 2.4.3 で記載する。

2.3.6 事業計画

(1) 計画概要

平成 29 年において、3 年ごとに実施される指定管理者の募集時に丹後訓練協会から提出された申請書類に示された計画概要を示す。

- ① 基本方針
- ・ 丹後会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的に設置された京都府の公的な施設であることを踏まえて、利用者のニーズの把握に努め、満足度を向上させる福祉事業、スポーツ事業、自主事業の企画運営を行う。
 - ・ 常に心地よく手軽に利用できる貸館事業の運営に努める。
- ② 安全管理等を含めた安定した管理運営体制
- ・ 窓口、電話、接客のすべてに親切丁寧な対応と利用者への感謝の気持ちを表現できる職員の育成に努める。
 - ・ 施設、設備についての法で定められた安全点検は、それぞれ専門業者に委託するが、職員による日常点検を重視し、事故の未然防止と異常の早期発見に努める。
 - ・ 人員体制は経験豊富な職員4人体制であり、きめ細やかな管理運営体制が可能である。
- ③ 設置目的の効果的達成の方策
- ・ 丹後会館は定員43人の会議室が1室、それ以外の会議室は15人程度の小会議室であるため、大口の利用は難しい。よって、各種サークル、団体の定期的な利用確保が重要となる。
 - ・ 会館事業の各種教室終了者に対し、サークルの結成を促し、会館の利用を勧める。
 - ・ 多様な要望に極力応えることに努め、キャンドル作成、糸掛け曼荼羅、ポーセラーツ教室等の新しい教室開催を検討する。
 - ・ トレーニングルームの個人利用回数券の普及促進

[事業計画数値目標]

年度	年間利用者数（目標値） 単位：人			
	会議室(9室)	料理教室	トレーニングルーム	計
平成28年度(基準)	30,928	683	6,698	38,309
平成30年度	32,000	900	6,900	39,800
令和1年度	33,000	1,100	7,100	41,200
令和2年度	34,000	1,300	7,300	42,600

年度	年間利用率（目標値）	
	会議室(9室)	料理教室
平成28年度(基準)	25.0%	5.8%
平成30年度	27.0%	6.3%
令和1年度	29.0%	6.8%
令和2年度	31.0%	7.3%

- ④ 効果的な管理運営の方策等
- ・ 常に節電等の経費削減を意識する。
 - ・ 休日、祝日の勤務は基本的に輪番制としており、都合による勤務日の変更は職員の相互補完意識をもって対応する。
 - ・ 職員の意識高揚、スキルアップを図るため、IT講座等の受講、資格取得を勧める。
 - ・ リーフレット作成、ホームページの開設・運用について職員で対応する。

(2) 勤労者福祉事業

平成30年度及び令和元年度の収支予算は以下のとおりである。

平成30年度 勤労者福祉事業収支予算

単位:円

事業名	回数	募集人数	収入	支出	うち会場費
ちぎり絵教室	11	15	349,900	425,600	24,200
着物の着付け教室	15	10	78,000	188,000	37,500
楽しい手作りパン教室 4コース	9回×4	12人×4	792,000	811,800	37,800
カラダがよろこぶ発酵食教室	4	12	120,000	116,800	4,800
オカリナ教室	12	10	45,400	51,000	9,600
オカリナ教室 (夜コース)	12	10	45,400	53,400	12,000
指定管理料 (主催者負担)			215,900		
計			1,646,600	1,646,600	125,900

令和元年度 勤労者福祉事業収支予算

単位:円

事業名	回数	募集人数	収入	支出	うち会場費
ちぎり絵教室	11	15	353,700	429,400	24,200
着物の着付け教室	15	10	78,000	188,000	37,500
楽しい手作りパン教室 4コース	9回×4	12人×4	792,000	811,800	37,800
大正琴教室	12	10	45,500	51,100	9,600
オカリナ教室	12	10	45,400	53,400	12,000
指定管理料 (主催者負担)			219,100		
計			1,533,700	1,533,700	121,100

収支予算において、指定管理料 (主催者負担) が収入の部に記載されている。勤労者福祉事業は指定管理料の積算に含むため、参加料と指定管理料を原資にして事業計画が立てられる。

支出には、講師料や教材費、会場費などが含まれており、このうち会場費については丹後会館の利用料金収入の一部として計上されることになる。

(3) 自主事業

指定管理者募集要項では、会館の設置目的に沿った自主事業の実施により、施設が活性化することを期待し、応募団体の積極的な提案を促している。ただし、自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとしている。

平成30年度及び令和元年度の収支予算は以下のとおりである。

平成30年度 自主事業収支予算

単位:円

事業名	回数	募集人数	収入	支出	うち会場費
お菓子教室	6	12	144,000	135,000	6,000
書道入門(楽しみの書)教室	10	15	75,000	102,000	22,000
囲碁教室	15	16	96,000	105,000	15,000
季節のお花フラワーアレンジメント教室	9	12	276,000	279,000	9,000
簡単かわいいエコクラフト教室	5	12	63,600	61,600	4,000
グラスアート教室	5回×2	12人×2	199,200	192,700	9,500
おもてなし英会話教室	10	30	240,000	142,000	22,000
癒しのキャンドル教室	3	12	96,000	91,800	3,000
糸掛け曼茶羅教室	3	12	108,000	103,500	2,700
ポーセラーツ教室	3	12	132,000	127,800	3,000
趣味のパソコン教室	8	12	48,000	55,200	7,200
パソコン相談会	24		0	136,800	0
協会負担金(主催者負担)			54,600		
計			1,532,400	1,532,400	103,400

令和元年度 自主事業収支予算

単位:円

事業名	回数	募集人数	収入	支出	うち会場費
お菓子教室	6	12	144,000	135,000	6,000
書道入門(楽しみの書)教室	10	15	75,000	102,000	22,000
囲碁教室	15	16	96,000	105,000	15,000
季節のお花フラワーアレンジメント教室	9	12	276,000	279,000	9,000
簡単かわいいエコクラフト教室	5	12	60,000	58,000	4,000
グラスアート教室	5	12	99,600	96,600	5,000
茶道教室	14	10	153,500	186,500	35,000
キャンドル教室	3	12	96,000	91,800	3,000
糸かけ曼茶羅教室	3	10	105,000	104,500	2,700
ポーセラーツ教室	3	12	132,000	127,800	3,000
パステル画教室	5	10	55,000	57,500	4,500
趣味のパソコン教室	8	12	48,000	55,200	7,200
パソコン相談会	23		0	131,100	0
協会負担金(主催者負担)			189,900		
計			1,530,000	1,530,000	116,400

自主事業の協会負担金(主催者負担)収入は事業の収支差額分の金額であり、収支予算編成の時点から自主事業収支が実質赤字であることを意味している。

支出には、講師料や教材費、会場費などが含まれており、このうち会場費については丹後会館の利用料金収入の一部として計上されることになる。施

設の活性化のため、適時に教室の内容の検討・見直しが行われている。なお、自主事業については、指定管理料の積算には含まれない。

(4) 勤労者スポーツ事業

勤労者スポーツ事業は、従来から指定管理者で行われている業務であり、自主事業と同様に実施に要する経費は指定管理者が負担し、事業による収入は指定管理者が収受するものとされている。事業の実施に当たっては、会館の設置目的に沿った内容で、かつ、一般利用を妨げない範囲で実施される必要がある。

平成30年度 勤労者スポーツ事業収支予算

単位:円

事業名	回数	募集人数	収入	支出	うち会場費
ヨガ教室3コース	12回×3	30人×3	450,000	406,800	100,800
ヨガ+シェイプアップ教室2コース	18回×2	25人×2	600,000	676,800	100,800
シニアのための健康運動教室2コース	18回×2	30人×2	360,000	399,600	93,600
フラダンス教室2コース	7回×2	20人×2	160,000	117,600	33,600
協会負担金（主催者負担）			30,800		
計			1,600,800	1,600,800	328,800

令和元年度 勤労者スポーツ事業収支予算

単位:円

事業名	回数	募集人数	収入	支出	うち会場費
ヨガ教室3コース	12回×3	30人×1 35人×2	500,000	406,800	100,800
ヨガ+シェイプアップ教室2コース	18回×2	25人×2	600,000	676,800	100,800
シニアのための健康運動教室2コース	18回×2	30人×2	360,000	399,600	93,600
フラダンス教室2コース	6回×2	20人×2	160,000	117,600	33,600
協会負担金（主催者負担）			0		
計			1,620,000	1,600,800	328,800

支出には、講師謝金や会場費などが含まれており、このうち会場費については丹後会館の利用料金収入の一部として計上されることになる。なお、スポーツ事業についても、自主事業と同様に指定管理料の積算には含まれない。

(5) 収支予算の考え方

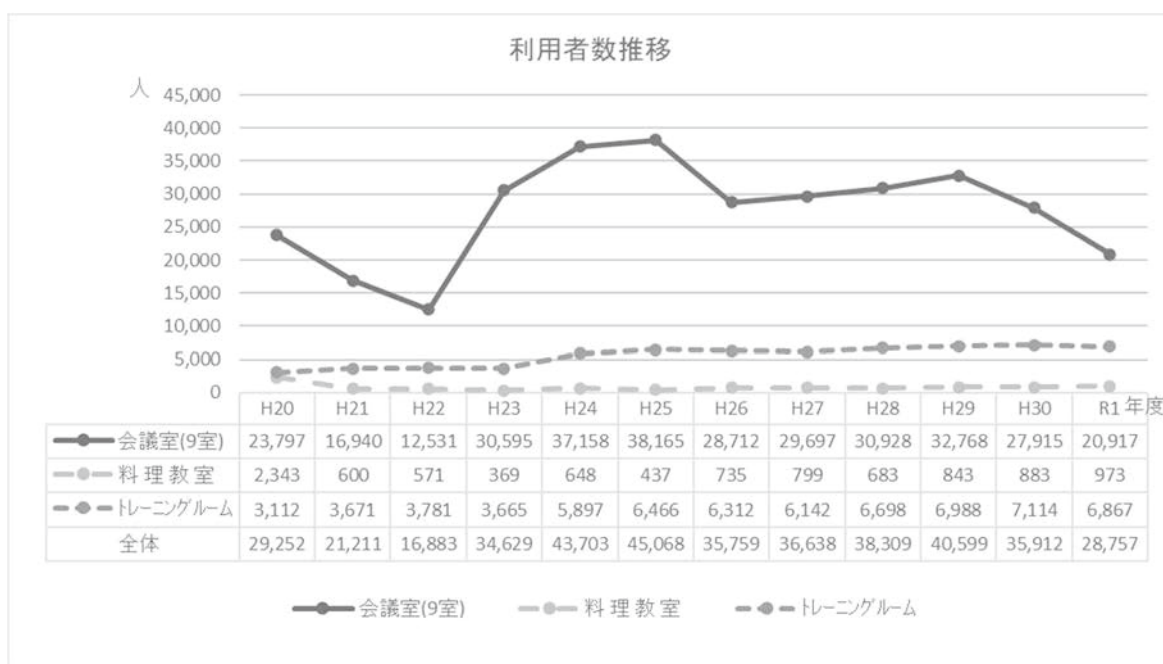
収支予算の考え方について確認したところ、まず、どのような教室を開催するのか決定し、収入に関しては、教室ごとに、1人当たりの受講料を、これまでの受講料や他の同じような教室の受講料などを参考に、教材費については、講師に相談し（実費）決定し、それに定員の人数を掛け、これを、福

祉事業、スポーツ事業、自主事業ごとに集計するとのことであった。

支出に関しては、講師謝金について教室ごとに、1回当たりの謝金を、これまでの単価や他の同じような教室の講師謝金などを参考に決定し、会場費は会館の利用料金表に基づき、その合計に開催回数を掛け、また、教材費は講師と相談した額に定員の人数を掛けて、合計し、それを福祉事業、スポーツ事業、自主事業ごとに集計するとのことである。

2.3.7 利用状況

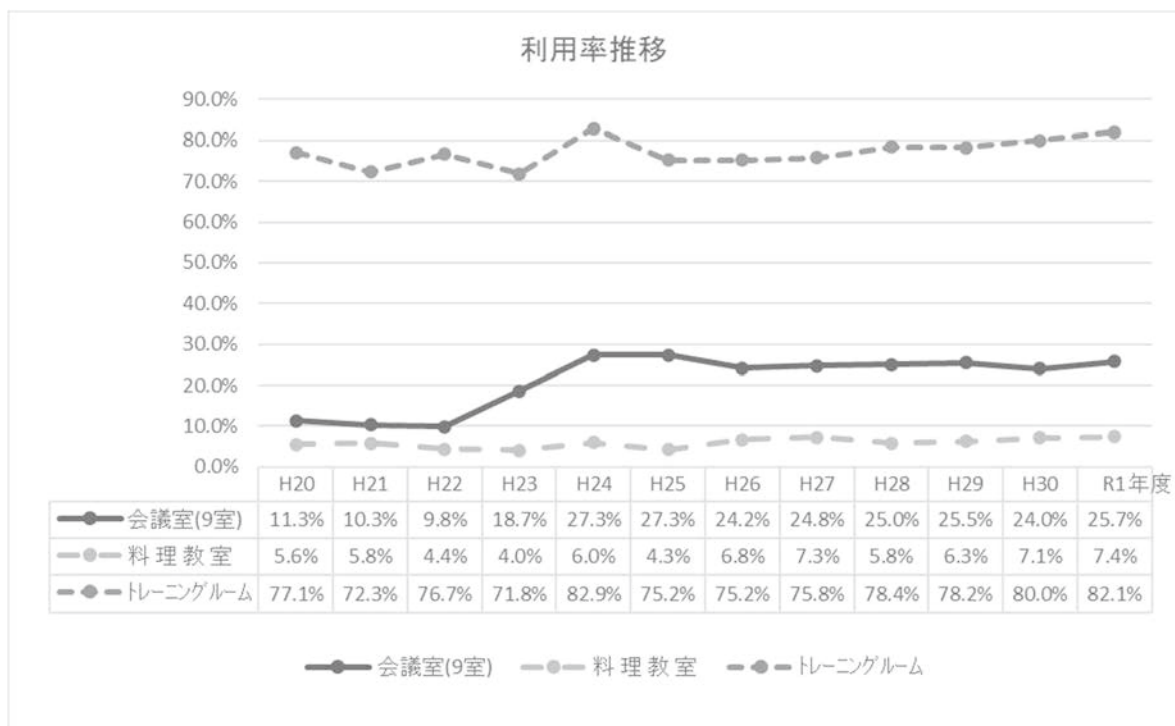
(1) 利用者数



丹後会館の過去 10 年間に於ける利用者数のピークは平成 25 年度の 45,068 人であったが、近年は利用者数の減少が著しい。

会議室の利用者がメインであり、会議室の利用人数が全体利用人数の 7～8 割を占める。会議室は主に団体等の会議、サークル活動そして認定職業訓練（簿記講座等）に利用され、料理教室ではお菓子教室や手作りパン教室などが開講される。トレーニングルームは健康教室や卓球などのスポーツが可能であるほか、トレーニングマシンが設置されているため個人での利用も可能である。

(2) 利用率



利用率は利用件数÷利用可能区分（開館日数×3区分）で計算される。トレーニングルームの利用率が非常に高いのは、一つの区分で一人でも利用されていれば（個人利用）当該区分の利用率は100%となるためである（城南会館と同様）。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.4 指摘事項 8

利用率は平成24年度に会議室、トレーニングルームともにピークで、平成26年以降は比較的安定して推移している。しかし、(1)で言及したように、会議室の利用者数は平成29年度以降減少が続いており、申込1件当たりの利用人数の減少傾向が窺える。

会議室の平成20年度から平成22年度までの利用率から比較すると、現在の利用率は大幅に改善されているが、利用率25%前後は、会館運営で決して高いとは言えず、この改善も次で言及する京都府による利用の影響が大きい。他の地域と比べて人口が少なく、企業やサークルなどの団体も少ない点や、部屋数が9室と比較的多いことからすると、部屋の稼働数等にまだ相当の余裕率があるため、利用拡大の工夫や改善の余地はあるといえる。

会館施設の区分別利用状況は以下のとおりである。

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			
	件数	人員	利用率	件数	人員	利用率	件数	人員	利用率	
第 1 会議室	472	4,071	45.5%	450	3,846	43.5%	455	3,841	43.8%	
第 2 会議室	311	7,242	30.0%	187	4,911	18.1%	288	3,603	27.7%	
第 3 会議室	305	7,195	29.4%	188	4,921	18.2%	289	3,778	27.8%	
第 4 会議室	172	2,029	16.6%	219	2,573	21.2%	195	2,321	18.8%	
第 5 会議室	507	1,605	48.8%	479	1,644	46.3%	580	1,454	55.9%	
第 6 会議室	180	2,499	17.3%	212	3,083	20.5%	163	2,046	15.7%	
第 7 会議室*	142	3,097	13.7%	169	2,619	16.3%	134	1,214	12.9%	
第 8 会議室*	137	3,058	13.2%	110	2,333	10.6%	101	1,034	9.7%	
第 9 会議室*	167	1,972	16.1%	225	1,985	21.7%	194	1,626	18.7%	
小 計	2,393	32,768	25.5%	2,239	27,915	24.0%	2,399	20,917	25.7%	
トレーニング ルーム	個人	609	2,215	78.2%	627	2,639	80.0%	633	2,337	61.0%
	団体	203	4,773		201	4,475		219	4,530	21.1%
料理教室	65	843	6.3%	74	883	7.1%	77	973	7.4%	
開館日	346 日			345 日			346 日			

* 和室仕様

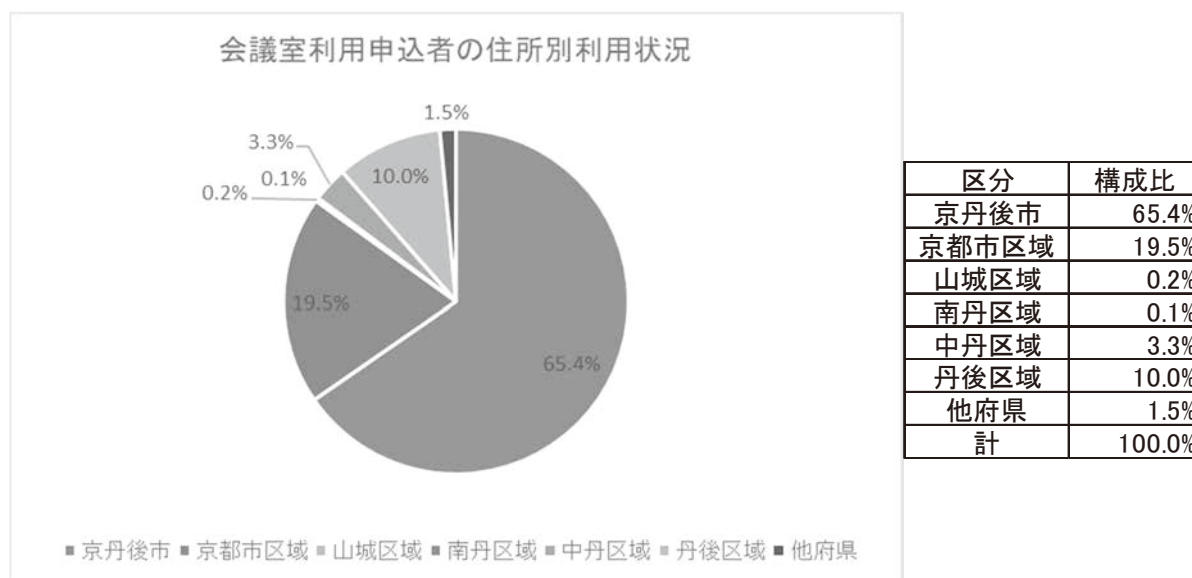
会議室の中でも利用率が高いのは第 1 会議室と第 5 会議室であり、利用率が低めとなっているのは第 4、第 6、第 7、第 8、第 9 会議室である。特に和室仕様の第 7、第 8 会議室の利用率が低い。第 2 と第 3 会議室、第 7 と第 8 会議室はともに 2 室を 1 室としても利用が可能であり、その点、利用率に換算するとやや低くなると思われる。

第 5 会議室は、京都府が 8 月から 12 月までにかけて京都府のオリジナル研修である「福祉即戦力人材養成科」の訓練のため終日借り上げている。京都府では、京都府北部地域において、介護・福祉人材を確保していくため、京都府北部地域で介護・福祉に必要な知識や技術を学ぶための「福祉即戦力人材養成科」を離職者向けの職業訓練として平成 24 年度から実施している。令和元年度の実績では第 5 会議室を合計 144 日間借り上げており、143 日を終日、1 日を午前・午後の区分で利用している。これは第 5 会議室の年間貸室枠の 41.5% を占めている計算である。仮に京都府の利用件数を分母・分子から除いた場合の第 5 会議室の利用率は 24.5% となる。

和室の利用は、主に①和裁講座（職業訓練で、受講者は高齢の女性）、②着物の着付け教室（会館の福祉事業）、③囲碁やヨガ（会館の自主事業やサークルでの利用、囲碁は高齢の男性が中心、ヨガは中年齢の女性が利用）、④セラピー関係（団体利用）となっているが、利用率の低さはずっと変わらないとのことである。

料理教室の利用者、利用率とも低い点が目立つが、他の利用方法については、調理専門の教室で厨房設備や食器などがあり、衛生面からも料理関係以外での利用は考えられないとのことである。

(3) 利用者の属性



令和元年度の会議室利用申込者の住所別利用状況をみると地元京丹後市が圧倒的に多く 65.4%、次いで京都市 19.5%、丹後区域 10.0%となっている。

京都市区域が比較的多いのは、申込申請者が京都府である「福祉即戦力人材養成科」の講座が相当の期間行われているためである。

会館利用者の属性について特に男女別・年令別のデータはなく、団体については団体名の把握はしているものの、利用団体の属性までは把握していないとのことであった。

(4) 利用促進

① 利用者懇談会

丹後会館の利用促進を図ることを趣旨として、日頃利用する主な団体等の代表者が集まって、利用者懇談会が毎年開催されている。平成 29 年度から令和元年度までの参加者数等は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催日	H29, 12, 14	H30. 12. 6	R1. 12. 5
参加者（団体）数	12	8	4

参加者による意見交換により、要望等があれば対応可能なものは取り入れ、会館運営の改善に役立てている。3 年間の参加者数をみると、大幅に減少しており、令和元年度は報告書に記載されている意見も少なく、やや形骸化しているといえる。

② アンケート調査

施設利用者に対して、毎年アンケートが実施されている。実施方法は、約 1 か月間アンケート用紙と投函用の箱を会館 1 階のロビー及び 2 階廊下に設置し（令和元年度は 1 階ロビーのみ設置）、職員も積極的に記入を呼びかけている。平成 29 年度から令和元年度までの実施状況は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施期間	H29, 10. 10～11. 30	H30. 10. 1～11. 11	R1. 10. 1～31
回答者数	263	180	134
満足度総合評価平均点 (50～100 点で評価)	87. 8	89. 57	90. 7

上記 3 年間を通して、アンケート実施期間が短縮されており、回答者数もほとんど半減している。満足度総合評価の平均点は上がっているものの、利用者数の減少傾向を鑑みるとアンケート方法に課題があると考えられる。

全体を通して概ね職員の対応について高評価を得ているが、料金設定については「安い」及び「普通」で約 8 割を占める結果となっており、意見記入では、冷暖房設備や、駐車場の未舗装に対する不満もみられた。

各種講座の受講者、会館利用者について男女別、年齢別など属性のデータが少なく、利用者懇談会やアンケートを実施しているものの、直近3年間は参加者・回答者の人数が大幅に減少している。

⇒ **第4 共通事項・総括 3.5 意見 21**

(5) 近隣類似施設との比較

利用状況について、2.3.2(2)で紹介した近隣類似施設（アグリセンター大宮及び峰山地域公民館）と比較検討する。

アグリセンター 大宮	令和元年度	
	件数	人数
農業技術研修室	203	2,120
視聴覚教育室	263	7,134
地域活性化研修室	157	3,445
多目的ホール	181	14,564
調理加工実習室	33	645
合計	837	27,908

峰山地域 公民館	令和元年度	
	件数	人数
講義室	345	7,279
大会議室	599	17,258
第1会議室	362	3,911
第2会議室	420	3,752
展示室	41	819
料理実習室	71	1,318
練習室	410	3,834
和室Ⅰ	379	5,257
和室Ⅱ	402	5,431
合計	3,029	48,859

参考) 丹後会館	2,476	21,890
----------	-------	--------

※ トレーニングルームを除外した数

アグリセンター大宮の休館日は12月29日から1月3日までの6日間であり、月曜日以外は午前・午後・夜間の時間帯で貸室の利用が可能である。月曜日は午後5時まで利用が可能で、峰山地域公民館の休館日も同様に12月29日から1月3日までの6日間であり、午前・午後・夜間の時間帯で貸室の利用が可能である。

利用者数においては規模が異なるものの、峰山地域公民館の年間利用者数は同じ部屋数で丹後会館のトレーニングルームを除いた利用者数の倍以上である。ただし、峰山地域公民館の大会議室は約100人、アグリセンター大宮の多目的ホールは約300人を集めての講演会などのイベントが可能であり、その点、最大でも収容人数43人の部屋しかない丹後会館では単純な利用人数の比較はできないともいえる。

施設の公式な発表ではないが、丹後会館と同様の計算方法で大まかな利用率を試算すると、アグリセンター大宮では視聴覚教室の利用率が最も高いも

の 26%程度、利用目的がやや限定される農業技術研修室などの他の部屋については 20%以下と推定された。峰山地域公民館では大会議室の利用率が最も高く 56%程度、展示室・料理実習室以外の部屋は和室も含めて 30～40%程度の利用率であると推定された。

丹後会館の貸室事業における利用件数・利用人数は、アグリセンター大宮と峰山地域公民館とで吸収し得る状況にあると考えられる。

2.3.8 収支実績

(1) 指定管理業務収支実績

丹後会館の事業計画に基づいて勤労者福祉事業、自主事業、勤労者スポーツ事業が実施される。指定管理業務においては勤労者福祉事業を含む収支決算報告書が提出される。自主事業及び勤労者スポーツ事業は会館の指定管理料には含まれない。

平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の収支決算報告書は以下のとおりである。

(収入の部) (単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
収入項目									
府指定管理料	11,200	11,200	0	11,000	11,000	0	11,134	10,365	▲ 769
利用料金収入	3,900	3,293	▲ 607	3,400	3,214	▲ 186	3,500	3,395	▲ 105
福祉事業参加料	1,377	1,175	▲ 202	1,319	1,455	136	1,315	1,134	▲ 181
協会繰入金	50	—	▲ 50	237	—	▲ 237	—	—	—
収入合計	16,527	15,668	▲ 859	15,956	15,668	▲ 288	15,949	14,894	▲ 1,055

収支決算報告書の収入項目には、京都府からの指定管理料、会館利用料金収入、勤労者福祉事業参加料が計上される。予算において収入より支出が多い年度は指定管理者からの繰入金が計上されているが、決算では 3 年間とも収入が支出を若干上回っている。

(支出の部)

(単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度				
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額		
支出項目	人件費	給料	4,226	4,226	0	4,246	3,567	▲ 679	4,241	3,793	▲ 448
		職員手当等	1,026	1,026	0	1,009	835	▲ 174	995	913	▲ 82
		健康保険料等	804	804	0	849	686	▲ 163	823	754	▲ 69
		その他	1,319	1,319	0	1,312	1,172	▲ 140	1,173	1,253	80
		計	7,375	7,375	0	7,416	6,259	▲ 1,157	7,232	6,714	▲ 518
	物件費	需用費	4,162	4,089	▲ 73	4,515	5,101	586	4,761	3,428	▲ 1,333
		消耗品費	347	214	▲ 133	335	422	87	320	352	32
		光熱水費	1,600	1,299	▲ 301	1,728	1,343	▲ 385	1,750	1,426	▲ 324
		燃料費	700	605	▲ 95	702	685	▲ 17	951	727	▲ 224
		修繕費	1,410	1,833	423	1,620	2,530	910	1,620	766	▲ 854
		印刷製本費	105	139	34	130	121	▲ 9	120	157	37
		役務費	236	183	▲ 53	244	197	▲ 47	223	198	▲ 25
		通信運搬費	200	160	▲ 40	184	155	▲ 29	177	160	▲ 17
		手数料	30	18	▲ 12	54	37	▲ 17	40	33	▲ 7
		保険料	6	5	▲ 1	6	5	▲ 1	6	5	▲ 1
		委託料	1,700	1,685	▲ 15	1,836	1,567	▲ 269	1,700	2,118	418
		使用料及び賃借料	165	175	10	189	174	▲ 15	213	172	▲ 41
		勤労者福祉事業費	1,625	1,208	▲ 417	1,540	1,597	57	1,674	1,363	▲ 311
		利用促進懇談会費	10	8	▲ 2	0	6	6	30	2	▲ 28
		その他経費	30	—	▲ 30	216	—	▲ 216	116	10	▲ 106
計	7,928	7,349	▲ 579	8,540	8,641	101	8,717	7,291	▲ 1,426		
消費税	1,224	508	▲ 716	—	497	497	—	533	533		
支出合計	16,527	15,232	▲ 1,295	15,956	15,397	▲ 559	15,949	14,538	▲ 1,411		
収支差額	—	436	436	—	271	271	—	356	356		

(2) 勤労者福祉事業

平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の勤労者福祉事業収支決算は以下のとおりである。丹後会館が収入に含めていた指定管理料（主催者負担）を以下では除外して示し、収支差額を計算している。

(収入の部)

(単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額	
収入項目	府指定管理料	—	—	—	—	—	—	—	—	
	利用料金収入	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他収入	667	659	▲ 7	726	754	28	657	588	▲ 69
	参加料	711	516	▲ 195	705	701	▲ 4	658	546	▲ 111
	収入合計	1,378	1,175	▲ 202	1,431	1,455	24	1,315	1,134	▲ 180

(支出の部)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度				
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額		
支出項目	物件費	報償費（講師謝金）	825	531	▲ 295	795	759	▲ 36	755	744	▲ 12
		会場費	133	67	▲ 65	126	116	▲ 10	121	120	▲ 1
		教材費	667	610	▲ 57	726	721	▲ 4	658	500	▲ 158
	計	1,624	1,208	▲ 417	1,647	1,597	▲ 50	1,534	1,363	▲ 171	
	消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
支出合計	1,624	1,208	▲ 417	1,647	1,597	▲ 50	1,534	1,363	▲ 171		
収支差額	▲ 247	▲ 32	214	▲ 216	▲ 142	74	▲ 219	▲ 229	▲ 10		

平成 29・30 年度の収支差額は予算より良かったが、令和元年度は収入減

に対応しきれず予算比で収支差額は悪化した。

平成 30 年度及び令和元年度の勤労者福祉事業の教室ごとの収支決算書は以下のとおりである。

平成30年度 勤労者福祉事業収支決算書

単位:千円

事業名	募集人数	参加人数	収入		支出		収支差額
			予算額	決算額	予算額	決算額	
ちぎり絵教室	15	15	350	350	426	426	▲ 76
着物の着付け教室	10	11	78	86	188	189	▲ 103
楽しい手作りパン教室 4コース	12人×4	12人×4	792	809	812	796	13
カラダがよろこぶ発酵食教室	12	16	120	160	117	132	28
オカリナ教室	10	—	45	—	51	—	—
オカリナ教室 (夜コース)	10	11	45	50	53	54	▲ 4
計			1,431	1,455	1,647	1,597	▲ 142

令和元年度 勤労者福祉事業収支決算書

単位:千円

事業名	募集人数	参加人数	収入		支出		収支差額
			予算額	決算額	予算額	決算額	
ちぎり絵教室	15	10	354	230	429	317	▲ 87
着物の着付け教室	10	9	78	70	188	187	▲ 117
楽しい手作りパン教室 4コース	12人×4	47	792	776	812	758	18
大正琴教室	10	5	46	23	51	49	▲ 26
オカリナ教室	10	8	45	36	53	52	▲ 16
計			1,315	1,134	1,534	1,363	▲ 229

手作りパン教室は安定した受講者数を確保し黒字である。令和元年度は、ちぎり絵教室や大正琴教室で募集人数に対して参加人数の割合が低かった。平成 30 年度に人気が高かった発酵食教室は好評により引き続き同教室を企画したが、講師謝金で折り合わず令和元年度は開催されなかった。他の料理教室を企画しようとしたものの、講師の都合で開催までには至らなかった。

(3) 自主事業

平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の自主事業収支決算は以下のとおりである。丹後会館が収入に含めていた協会負担金を以下では収入から除外して示し、収支差額を計算している。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.6 意見 23

(収入の部)

(単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額	
収入項目	協会負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	
	利用料金収入	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他収入	553	347	▲ 206	707	423	▲ 284	719	401	▲ 318
	参加料	891	507	▲ 384	771	436	▲ 335	621	341	▲ 280
	収入合計	1,444	854	▲ 590	1,478	859	▲ 619	1,340	742	▲ 598

(支出の部)

支出項目	物件費	報償費（講師謝金）	828	756	▲ 72	722	682	▲ 40	695	552	▲ 143
		その他経費	564	365	▲ 199	707	440	▲ 267	719	412	▲ 308
		会場費	147	135	▲ 12	103	88	▲ 15	116	74	▲ 42
		計	1,539	1,257	▲ 283	1,532	1,210	▲ 322	1,530	1,038	▲ 492
	消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	支出合計	1,539	1,257	▲ 283	1,532	1,210	▲ 322	1,530	1,038	▲ 492	
収支差額		▲ 96	▲ 403	▲ 307	▲ 55	▲ 352	▲ 297	▲ 190	▲ 296	▲ 106	

自主事業は予算で見込んだ収支差額より、決算実績が下回り続けている。

平成30年度及び令和元年度の自主事業の教室ごとの収支決算書は以下のとおりである。

平成30年度 自主事業収支決算書

単位：千円

事業名	募集人数	参加人数	収入		支出		収支差額
			予算額	決算額	予算額	決算額	
お菓子教室	12	9	144	108	135	135	▲ 27
書道入門（楽しみの書）教室	15	13	75	65	102	102	▲ 37
囲碁教室	16	6	96	36	105	105	▲ 69
季節のお花フラワーアレンジメント教室	12	14	276	274	279	267	7
簡単かわいいエコクラフト教室	12	10	64	53	62	57	▲ 4
ガラスアート教室	12人×2	5	199	42	193	60	▲ 18
おもてなし英会話教室	30	10	240	80	142	119	▲ 39
癒しのキャンドル教室	12	7	96	48	92	54	▲ 6
糸掛け曼茶羅教室	12	6	108	45	104	53	▲ 8
ポーセラーツ教室	12	6	132	60	128	68	▲ 8
趣味のパソコン教室	12	12	48	48	55	55	▲ 7
パソコン相談会			0	0	137	137	▲ 137
計			1,478	859	1,532	1,210	▲ 352

令和元年度 自主事業収支決算書

単位:千円

事業名	募集人数	参加人数	収入		支出		収支差額
			予算額	決算額	予算額	決算額	
お菓子教室	12	12	144	144	135	133	11
書道入門(楽しみの書)教室	15	12	75	60	102	102	▲ 42
囲碁教室	16	5	96	30	105	105	▲ 75
季節のお花フラワーアレンジメント教室	12	11	276	231	279	251	▲ 20
簡単かわいいエコクラフト教室	12	11	60	55	58	56	▲ 1
グラスアート教室	12	9	100	75	97	81	▲ 6
茶道教室	10	—	154	—	187	—	—
キャンドル教室	12	5	96	34	92	44	▲ 10
糸かけ曼茶羅教室	10	7	105	74	105	79	▲ 6
ポーセラーツ教室	12	—	132	—	128	—	—
パステル画教室	10	—	55	—	58	—	—
趣味のパソコン教室	12	10	48	40	55	55	▲ 15
パソコン相談会			—	—	131	131	▲ 131
計			1,340	742	1,530	1,038	▲ 296

令和元年度において教室数を1つ増やしたものの、申込者数が少なく開催に至らなかった教室が3教室あった。自主事業については、教室の企画、入替え等の工夫、参加者確保の努力が見られるが、会館の思惑どおりにいかない面が見受けられる。

自主事業で会議室を利用することによって、指定管理の貸館業務で収入が上がり、利用率も稼げるため、丹後会館の自主事業は積極的に開講し続けている。

(4) 勤労者スポーツ事業

平成29年度から令和元年度までの3年間の勤労者スポーツ事業収支決算は以下のとおりである。(2)(3)と同様に協会負担金収入は除外している。

(収入の部)

(単位:千円)

項目	項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
収入項目	協会負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	利用料金収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加料	1,570	1,617	47	1,570	1,597	27	1,595	1,542	▲ 53
	収入合計	1,570	1,617	47	1,570	1,597	27	1,595	1,542	▲ 53

(支出の部)

支出項目	項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
支出項目	物件									
	報償費(講師謝金)	1,272	1,272	0	1,272	1,239	▲ 33	1,272	1,272	0
	会場費	334	334	0	329	321	▲ 8	329	332	3
	計	1,606	1,606	0	1,601	1,560	▲ 41	1,601	1,604	3
	消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	支出合計	1,606	1,606	0	1,601	1,560	▲ 41	1,601	1,604	3
	収支差額	▲ 36	11	47	▲ 31	37	68	▲ 6	▲ 62	▲ 56

令和元年度で赤字となった以外は、勤労者スポーツ事業は黒字を計上している。

平成30年度及び令和元年度の勤労者スポーツ事業の教室ごとの収支決算書は以下のとおりである。

平成30年度 勤労者スポーツ事業収支決算書 単位:千円

事業名	募集人数	参加人数	収入		支出		収支差額
			予算額	決算額	予算額	決算額	
ヨガ教室3コース	30人×3	99	450	495	407	396	100
ヨガ+シェイプアップ教室2コース	25人×2	48	600	576	677	658	▲ 82
シニアのための健康運動教室2コース	30人×2	61	360	366	400	389	▲ 23
フラダンス教室2コース	20人×2	20人×2	160	160	118	118	42
計			1,570	1,597	1,601	1,560	37

令和元年度 勤労者スポーツ事業収支決算書 単位:千円

事業名	募集人数	参加人数	収入		支出		収支差額
			予算額	決算額	予算額	決算額	
ヨガ教室3コース	30人×1 35人×2	30人×1 35人×2	500	500	407	408	92
ヨガ+シェイプアップ教室2コース	25人×2	44	600	528	677	677	▲ 149
シニアのための健康運動教室2コース	30人×2	59	360	354	400	401	▲ 47
フラダンス教室2コース	20人×2	20人×2	160	160	118	118	42
計			1,620	1,542	1,601	1,604	▲ 62

勤労者スポーツ事業は近年の健康志向の高まりから安定した参加人数の確保がされており、ほとんど予算どおりの収入実績となっている。

2.4 丹後地域職業訓練センター

2.4.1 施設の概要

丹後地域職業訓練センター	
面積	67.51 m ²
部屋	パソコン教室 1室 事務室は丹後会館の施設
形態	京都府の行政財産である丹後会館の使用許可（パソコン教室を無償で使用） 注）会館に隣接していた丹後地域職業訓練センターは平成22年末をもって廃止（平成25年に解体撤去されている。）

●丹後地域職業訓練センター

(パソコン教室)



設立後～平成 22 年度	独立行政法人雇用・能力開発機構（旧 雇用促進事業団）から管理・運営を京都府が受託し、丹後訓練協会に再委託
平成 23 年度	独立行政法人雇用・能力開発機構及び地域職業訓練センターが廃止される。 丹後訓練協会は、勤労者福祉会館に事務所を移転し、職業訓練については、勤労者福祉会館の一室を借用して実施
平成 25 年度	国が丹後地域職業訓練センターを解体撤去

丹後地域職業訓練センター（以下「丹後訓練センター」という。）は、職業能力開発促進法に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構（旧 雇用促進事業団）により京丹後市（旧 大宮町）に設置された。同時に、地域ニーズに応じて職業訓練を実施するとともに、職業訓練を行う事業主や団体に施設利用を提供するために、丹後訓練協会が京都府、地元市町及び商工会・商工会議所等により設立された。

【丹後訓練センター解体撤去の経緯】

雇用・能力開発機構の廃止に伴い、丹後訓練センターも平成 22 年度末の廃止が決定され、同時に、地方公共団体の要望があれば譲渡可能となった。国は京都府を通じて譲受指定先（丹後訓練センターは京丹後市、城南訓練センターは宇治市と京都府）に対して職業訓練センターの譲渡について条件提示し（施設の時価から解体費用を差し引いた額がマイナスであったため無償譲渡）意向を確認したところ、京都府、京丹後市、宇治市は国の責任と財源措置が不明確として譲り受けないことを決定した。これを受け、国は平成 25 年度に丹後訓練センターを解体撤去した。

（当時の敷地面積：3,847.93 m²、建築面積：1,539.17 m²、延床面積：1,574.25 m²）

丹後訓練協会は丹後地域における職業訓練機会の維持を重視し、丹後会館と峰山地域公民館の部屋を借りて認定職業訓練を継続することとした。

現在、丹後訓練協会は京都府から丹後会館の一部（69.3 m²）を無償で借用し、パソコン教室としてパソコン関係の講座を実施している。簿記などの資格取得やスキルアップ講座については、同会館の会議室を有料で使用し実施している。

2.4.2 運営

(1) 運営主体

丹後訓練センターは、城南訓練センターと同様に認定職業訓練を中心とした、労働者の能力の開発や向上を目的とした事業を行っており、職業能力開発促進法第31条「認定職業訓練を行なう社団又は財団は、この法律の規定により職業訓練法人とすることができる。」の規定により、丹後訓練センターは丹後訓練協会により運営されている。

(2) 運営体制

丹後訓練センターは丹後会館と同一施設で運営されており、同会館の運営は指定管理者である丹後訓練協会が行っている。従って、運営体制及び事務分担は同協会の事務局職員が丹後会館と兼務で行っている。

2.4.3 設備・備品管理

丹後会館の2.3.5において記載した指定管理者が所有管理する備品と固定資産との突合を行った監査手続を実施した結果、現物を確認できなかった資産が数点みられた。

No	名称	数量	取得年月日	取得価額	コメント
1	パソコン（ノート型）	1	H18.3.30	191,205	所在場所不明
2	パソコン（ノート型）	1	H18.6.21	162,750	所在場所不明
3	パソコン（ノート型）	4	H19.5.31	841,260	所在場所不明
4	サーバー機	1	H20.1.10	445,200	所在場所不明
5	パソコン（デスク型）	21	H20.1.30	5,648,000	所在場所不明
10	パソコン（デスク型）	21	H20.9.22	4,548,600	所在場所不明
13	卓球台	1	H21.3.7	120,000	現物3台確認 ほか2台は10万円未満のため計上なし
16	ノートパソコン	21	H23.5.6	4,830,000	現物19台のみ確認

パソコン教室のパソコン購入については国庫の補助があるため、耐用年数経過後も除却のタイミングがわからず、会計上除却処理がされないままになっているとのことである。しかし、使用しなくなったパソコン本体の所在及び処分の有無が不明となっている点は情報漏洩等のリスク面からも管理上問題があるといえる。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.1 指摘事項 6

2.4.4 事業運営状況

丹後訓練センターは、城南訓練センターと同様に、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を実施している。

(1) 職業訓練の実績

地域の地場産業や中小零細企業の勤労者を対象とした研修・教育のために各種の職業訓練を実施している。中高年齢者や女性等の利用が比較的多い。主な訓練コースは、コンピュータ入門、ワード、エクセル、建築 CAD、パワーポイントなどのパソコン講座や和裁、調剤薬局事務、簿記、電気工事士等である。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
開講コース	28	21	25	22	21
実績人数	329	274	325	247	267
開講率 (%)	65	54	57	73	70

認定職業訓練コースの開講時期と受講者数の推移は以下のとおりである(認定外、受託訓練を除く。)

訓練科・コース	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	実施時期	受講者数	実施時期	受講者数	実施時期	受講者数	実施時期	受講者数	実施時期	受講者数
コンピュータ入門A	4月2日～5月7日	8	4月5日～5月10日	15	4月4日～5月2日	15	4月3日～5月1日	8	4月2日～5月7日	17
コンピュータ入門B	4月3日～5月1日	9	4月8日～5月14日	7	4月5日～5月13日	0	4月5日～5月14日	0	4月4日～5月13日	9
コンピュータ入門C	4月4日～5月13日	9			4月6日～5月11日	17				
ワード入門A	5月18日～6月18日	17	5月16日～6月16日	14	5月18日～6月19日	14	5月11日～6月8日	14	5月14日～6月11日	20
ワード入門B	5月20日～6月17日	11	5月18日～6月15日	0	5月20日～6月17日	0	6月28日～8月2日	6	6月27日～8月1日	8
ワード入門C	6月30日～7月28日	0	6月21日～7月19日	12	6月16日～7月14日	14				
ワード入門D					10月4日～11月1日	0				
エクセル入門A	5月19日～6月16日	14	5月17日～6月14日	13	5月12日～6月9日	14	5月21日～6月21日	9	5月20日～6月20日	15
エクセル入門B	6月29日～8月6日	14	6月22日～7月23日	0	6月24日～7月22日	0	6月15日～7月13日	5	6月18日～7月16日	20
エクセル入門C	7月1日～8月1日	11	6月23日～7月28日	19	6月26日～7月31日	13				
エクセル入門D					11月8日～12月6日	6				
ワード応用(A)	8月17日～9月17日	6	8月18日～9月26日	6	7月21日～8月25日	0	8月16日～9月20日	7	8月19日～9月26日	0
ワード応用B	9月29日～10月27日	0	9月23日～10月21日	0	8月10日～9月14日	7				
ワード応用C					1月19日～2月16日	0				
エクセル応用(A)	8月18日～9月15日	8	8月19日～9月16日	6	9月5日～10月3日	0	7月20日～8月21日	7	7月23日～8月27日	15
エクセル応用B	9月28日～11月5日	7	10月6日～11月14日	5	9月25日～10月30日	5				
エクセル応用C					2月23日～3月23日	0				
ワープロ実務CS対応 (ワープロ3級受験)	1月7日～2月15日	0	1月12日～2月13日	0	1月11日～2月15日	0	11月15日～12月17日	0	11月18日～12月19日	0
エクセル実務CS対応 (表計算3級受験)	2月22日～3月28日	0	2月20日～3月27日	0	2月22日～3月26日	0	10月2日～10月30日	0	12月10日～1月14日	0
MOSワード2013 (MOSワード2010)	1月19日～2月16日	0	1月13日～2月10日	0	1月10日～2月7日	0				
MOSエクセル2013 (MOSエクセル2010)	2月23日～3月22日	0	2月17日～3月17日	0	2月14日～3月14日	0				
office実践基礎							10月10日～12月5日	6	10月9日～12月4日	0
パワーポイント入門	8月19日～9月16日	6	8月17日～9月14日	0	10月10日～11月10日	0	11月6日～12月7日	0	11月5日～12月3日	6
ホームページ作成	9月30日～10月31日	9	10月5日～11月5日	7	8月19日～9月16日	0	10月4日～11月8日	4	10月3日～11月11日	0
建築CAD操作入門	4月9日～9月25日	8	7月26日～10月11日	0	7月25日～10月10日	9	8月28日～9月25日	10	9月3日～10月18日	14
建築CAD応用	7月2日～8月31日	0								
エクセルVBA入門	11月12日～12月17日	0	11月21日～12月22日	7	11月9日～12月14日	0	7月25日～9月26日	6	7月24日～9月25日	0
フォトショップエレメンツ入門	6月17日～7月15日	0	7月25日～9月1日	0	8月10日～9月14日	9				
イラストレーター入門A	4月3日～5月22日	5	6月3日～7月19日	0	4月7日～5月30日	9				
イラストレーター入門B					1月9日～2月23日	0				
イラストレーター応用	6月2日～7月17日	0								
グラフィックデザイン入門A	7月24日～9月18日	0	4月7日～5月30日	0	6月8日～7月31日	9				
グラフィックデザイン入門B					9月25日～11月20日	0				
グラフィックデザイン応用	10月2日～11月20日	0								
イベントショッププロ入門							5月16日～7月11日	0	5月15日～7月10日	0
和裁A	4月3日～8月7日	25	4月6日～8月10日	29	4月5日～8月9日	29	4月4日～8月3日	24	4月3日～8月7日	22
和裁B	8月19日～12月18日	25	8月17日～12月16日	24	8月18日～12月20日	28	8月22日～12月21日	25	8月21日～12月18日	20
簿記	4月21日～7月9日	7	4月5日～6月9日	10	4月20日～6月27日	19	4月24日～6月26日	14	4月23日～6月27日	15
簿記3級受験	10月1日～11月10日	0	10月4日～11月10日	0	10月10日～11月14日	8	10月9日～11月13日	8	10月3日～11月12日	6
調剤薬局事務(A)	4月16日～5月18日	6	6月17日～7月15日	9	6月20日～7月18日	0	6月19日～7月17日	0	6月21日～7月19日	6
調剤薬局事務B	6月16日～7月14日	0								
医療事務	9月1日～11月20日	8	9月6日～11月18日	9	9月1日～11月17日	0	9月4日～11月16日	0	9月3日～11月19日	0
第2種電気工事士受験学科(上期)	4月3日～5月29日	8	4月6日～5月30日	0	4月7日～5月29日	11	4月6日～5月28日	10	4月5日～5月27日	9
第2種電気工事士受験技能(上期)	6月9日～7月17日	10	6月10日～7月19日	0	6月16日～7月18日	9	6月15日～7月17日	10	6月14日～7月16日	11
第2種電気工事士受験学科(下期)									8月6日～10月1日	7
第2種電気工事士受験技能(下期)									10月29日～12月3日	9
2級建築士受験	4月8日～7月1日	0	4月6日～6月27日	0	4月5日～6月26日	0				
2級建築施工管理技士	6月2日～10月27日	0	6月7日～11月1日	0	5月30日～10月24日	0				
2級土木施工管理技士受験	4月9日～10月1日	12	4月7日～10月13日	0	4月20日～10月12日	7	(講師都合により急遽休講)	0		
建築模型作成	9月1日～10月20日	0	10月25日～12月13日	0	10月17日～12月5日	0	10月12日～11月30日	0		
計		243		192		252		173		229

← 場所: 勤労者福祉会館 峰山地域公民館 | 場所: 勤労者福祉会館 →

職業訓練は平成22年度まで職業訓練センター（平成25年に解体）において実施されていたが、職業訓練センター廃止後は丹後会館と峰山地域公民館とで実施された。峰山地域公民館ではパソコン講座の一部を開催していたが、受講申込が減少し、休校となる講座も出てきたため、費用対効果を勘案し、平成30年度からは丹後会館のみに会場を集約して実施することとなった経緯がある。

この点、峰山地域公民館使用の際の契約内容等について確認したところ、会議室の予約・使用は通常の使用申請により訓練日の開講時間帯に係る利用分を予約していたとのことである。この際の使用料は一般利用と同様で、また、受講生が集まらず、講座が中止になった場合は予約をキャンセルすることになるが、その際のキャンセル料は発生していないとのことであった。

また、上記以外に京都府立福知山高等技術専門校からの離職者訓練も受託し、1年間を通じて実施している。受託関係については、同校がプロポーザル方式で公募し、丹後訓練協会は委託仕様書に基づき提案書を作成、提出し、同校で審査の上、決定されるとのことである（3ヶ月コース2件、2ヶ月コース2件の計4コース）。訓練内容は、パソコン講座で、内容はパソコン操作の基礎、文書作成、表計算、グラフ作成などをベースに、それぞれのコースの訓練目標に沿った項目の内容、例えば、経理であれば簿記の知識、情報セキュリティの習得であればセキュリティやコンプライアンスの知識、そのほか地図やイラストの作成、チラシの作成、パワーポイント操作などについて実施し、コースの終盤では検定試験に向けての演習をしているとのことである。

認定職業訓練及び離職者訓練における収支実績については以下のとおりである。

認定職業訓練収支実績

(単位：千円)

年度	訓練種類	日数 (日)	時間	受講者 (人)	収 入				支 出				収支 差額
					受講料	テキスト代	認定事業 補助金	計	講師謝金	テキスト代	会場 使用料	計	
H29	I T関係	302	906	136	1,367	140	2,262	3,770	1,679	173	47	1,899	1,871
	I T以外	235	775	112	1,599	196	1,132	2,926	1,709	385	288	2,382	544
H30	I T関係	144	432	84	748	125	1,159	2,032	1,126	128	0	1,254	778
	I T以外	193	649	91	1,249	99	1,021	2,369	1,387	148	232	1,767	602
R元	I T関係	149	447	124	1,148	220	1,402	2,770	1,217	220	0	1,437	1,333
	I T以外	168	574	105	1,425	151	1,402	2,978	2,000	325	288	2,614	363

認定職業訓練については、大きく IT 関係の講座とそれ以外の講座に分類される。平成 30 年度に会場が集約されたため、認定職業訓練は IT 関係の職

業訓練の収入が減少しているものの、令和元年度においては収支の改善がみられる。

受託訓練（離職者訓練）収支実績

（単位：千円）

年度	日数 (日)	時間	受講者 (人)	収 入				支 出				収支 差額
				訓練 委託料	就職支援 委託料	テキスト代	計	講師謝金	テキスト代	会場 使用料	計	
H29	180	1,080	45	5,857	303	480	6,639	4,271	403	51	4,725	1,914
H30	180	1,080	49	6,236	309	499	7,043	4,352	462	69	4,883	2,160
R元	180	1,080	38	5,312	738	418	6,468	3,370	386	39	3,795	2,673

※ H30は入手資料内で合計箇所が空欄であるなど異常値があり別途集計を加えている。

受託訓練（離職者訓練）については、安定した収支実績となっており、過去3年間とも大幅な黒字となっている。

丹後訓練協会と城南訓練協会以外で実施されている京都府認定職業訓練の実施状況は、城南訓練センター2.2.5(1)の表を参照されたい。

京都府下の他の職業訓練施設と比較すると、丹後訓練協会で実施している認定職業訓練は近年200人前後と、パソコン関係の講座を中心に、講座数、受講者数ともに多い水準にあるといえる。実施団体ごとに特定の職業訓練分野に特化しており、京都府全体として見れば各施設で役割分担ができているといえる。

【丹後地域の訓練ニーズについて】

丹後地域の訓練ニーズについて確認したところ、丹後地域は概してパソコン講座でパソコン及びワード・エクセルの入門講座など初心者のニーズ（受講者）が多いため、講座の計画作成に当たっては、前年度に実施した講座を基本に、申込みが少なく数年間開講していない講座は計画から除外する一方、丹後訓練協会の運営協議会委員に地域のニーズを照会するとともに、各講座の受講者からの要望（アンケート）、パソコン講座では講師からも意見を聴取し、必要性や効果、講師の有無などを検討して新たな講座を追加しているとのことであった。

また、ターゲットとしている職種は、パソコン講座ではワード・エクセルについては全業種を、建築CADは建築設計、イラストレータなどはデザイ

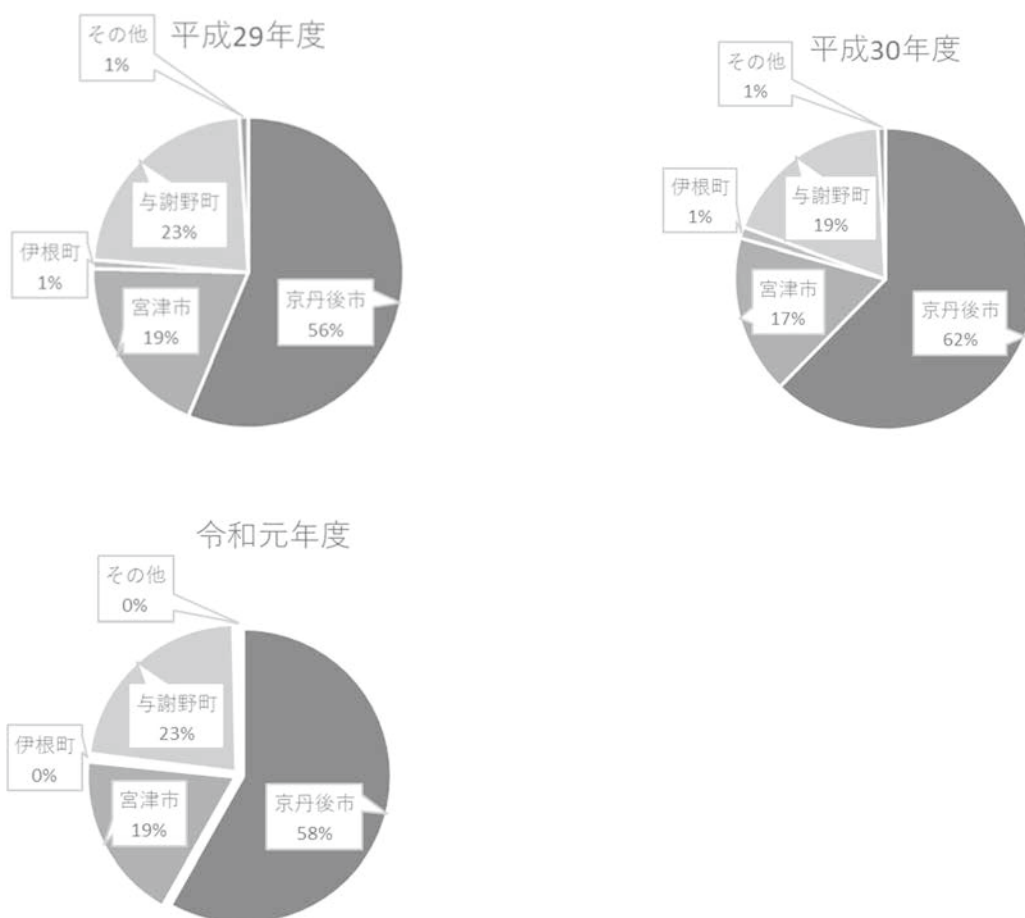
ン関係従事者をターゲットとしている。また、医療事務は医療事務従事者、電気工事士は電気工事従事者をそれぞれターゲットとしており、年齢層の想定は特にないとのことであった。

なお、丹後地域の求人では介護サービスが多いが、当該関係の訓練は他の団体や企業により実施されているとのことである。

2.4.5 認定職業訓練講座の受講状況

(1) 受講者の地域属性

丹後訓練センターにおける地域別の受講者の割合は以下のとおりである。



過去3年間の各地域別の利用者割合を比較すると、本会館の所在地である京丹後市からの利用者が60%前後で圧倒的に多く、次いで与謝野町、宮津市となっている。

(2) 受講者の年齢

受講者の年齢別の割合については、丹後訓練センターにおいては受講者の年齢データを把握しておらず、ここでは分析することができなかった。

2.4.6 収支実績

(1) 収入項目

丹後訓練センターの収入予算実績を以下に示す。

(収入の部)

(単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
基本財産運用収入	48	49	1	35	36	1	28	27	▲1
職訓センター利用料	38	39	1	45	45	0	38	36	▲2
訓練受託費	6,435	6,436	1	6,545	6,545	▲0	5,734	5,734	0
訓練講座受講料	3,781	3,781	0	2,718	2,718	▲0	3,361	3,361	0
事業補助金	3,812	3,812	0	2,180	2,180	0	2,804	2,804	0
運営補助金	11,034	11,035	1	10,970	10,970	0	10,972	10,972	0
手数料	164	164	0	173	173	0	142	142	▲0
繰越金収入	19	19	0	17	17	0	12	12	0
計	25,331	25,335	4	22,683	22,684	1	23,091	23,089	▲2

決算額はほとんど予算に一致しており、補正予算が適切に組まれている状況が伺える。

職業訓練センターの管理運営に対して、京都府から補助金が支給されており、地元京丹後市からも需用費などに対して定額補助金が支給されている。これらは運営補助金として計上されている。

さらに職業能力開発促進法に基づき知事が認定した職業訓練に関して、事業主団体が実施する職業訓練のうち基準に適合するものについて、認定職業訓練助成事業として支援している。これは、国と京都府が2分の1ずつ負担しており、事業補助金収入として計上されている。

京都府からの補助金の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

対象 年度	管理運営費	認定訓練助成事業費	
		認定職業訓練	
		運営費	施設・設備費
平成27年度	8,878,000	4,094,000	—
平成28年度	8,885,000	2,796,000	2,965,000 (PC購入費)
平成29年度	8,898,000	3,394,000	418,000 (サーバー購入費)
平成30年度	8,898,000	2,180,000	—
令和元年度	8,900,000	2,804,000	—

補助金の申請に際しては、丹後訓練センターの和裁コースは認定職業訓練ではあるが、受講者が高齢で就職を目的とする受講者がいないことから、府への補助金申請から除外する対応を行っている。

(2) 支出項目

丹後訓練センターの支出予算実績を同様に以下に示す。

(支出の部)

(単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
講師謝金	6,956	6,956	▲0	6,162	6,162	▲0	5,657	5,657	▲0
給料手当	10,703	10,703	▲0	10,269	10,268	▲1	10,141	10,140	▲1
福利厚生費	1,681	1,680	▲1	1,493	1,492	▲1	1,615	1,615	▲0
旅費	191	191	▲0	203	203	▲0	166	165	▲1
需用費	1,140	1,140	▲0	1,015	1,015	▲0	992	992	▲0
教材費	1,317	1,316	▲1	919	918	▲1	1,061	1,060	▲1
役務費	453	452	▲1	300	299	▲1	306	306	▲0
委託料	120	120	0	124	124	▲0	366	365	▲1
使用料及び賃借料	704	704	▲0	620	619	▲1	647	642	▲5
公租公課費	329	329	▲0	327	327	▲0	338	338	▲1
負担金	46	46	▲0	53	52	▲1	46	46	▲0
備品購入費	628	628	▲0	1,096	1,096	▲0	1,111	1,110	▲1
積立金	1,041	1,041	0	83	83	0	670	670	0
計	25,309	25,305	▲4	22,664	22,658	▲6	23,116	23,107	▲9
収支差額	22	30	8	19	26	7	▲25	▲18	7

予算と決算の対比は収入と同様であり、丹後訓練協会は丹後訓練センターとしての施設を有さず、丹後会館の一部をパソコン教室として無償で利用しているため、維持管理経費が少額であるという特徴がある。

ただし、パソコン教室で使用しているはずの電気代や燃料費が、会計処理上、職業訓練センター費に按分計上されず、福社会館費の中に含まれていた。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.7 指摘事項9

(3) 差引収支・法人決算

丹後訓練センターは収支のコントロールが極めて精緻であり、結果として収支差額もほとんど均衡している特徴がある。

丹後訓練センターの運営母体である丹後訓練協会の収支実績は、前述の勤労者福社会館事業及び職業訓練センター事業の収支合計により構成されている。平成29年度から令和元年度までの丹後訓練協会の収支予算実績の状況を以下に示す。

(収入の部)

(単位：千円)

項目	予算額			決算額			予実差額		
	H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度
基本財産運用収入	48	35	28	49	36	27	1	1	▲ 1
職訓センター事業収入	25,264	22,631	23,051	25,267	22,631	23,049	3	▲ 0	▲ 2
職訓センター利用料	38	45	38	39	45	36	1	0	▲ 2
訓練受託費	6,435	6,545	5,734	6,436	6,545	5,734	1	▲ 0	0
訓練講座受講料	3,781	2,718	3,361	3,781	2,718	3,361	0	▲ 0	0
事業補助金	3,812	2,180	2,804	3,812	2,180	2,804	0	0	0
運営補助金	11,034	10,970	10,972	11,035	10,970	10,972	1	0	0
手数料	164	173	142	164	173	142	0	0	▲ 0
福祉会館事業収入	18,138	18,125	17,178	18,139	18,124	17,179	1	▲ 1	1
福祉会館利用料	3,292	3,214	3,395	3,293	3,214	3,395	1	▲ 0	0
福祉会館指定管理料	11,200	11,000	10,364	11,200	11,000	10,365	0	0	1
福祉会館事業参加料	3,646	3,911	3,419	3,646	3,910	3,419	0	▲ 1	▲ 0
雑収入	37	39	37	38	39	37	1	0	0
繰越金収入	19	17	12	19	17	12	0	0	0
計	43,506	40,847	40,306	43,512	40,847	40,305	6	0	▲ 1

(支出の部)

(単位：千円)

項目	予算額			決算額			予実差額		
	H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度
職訓センター費	25,309	22,664	23,116	25,305	22,658	23,107	▲ 4	▲ 6	▲ 9
講師謝金	6,956	6,162	5,657	6,956	6,162	5,657	▲ 0	▲ 0	▲ 0
給料手当	10,703	10,269	10,141	10,703	10,268	10,140	▲ 0	▲ 1	▲ 1
福利厚生費	1,681	1,493	1,615	1,680	1,492	1,615	▲ 1	▲ 1	▲ 0
報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	191	203	166	191	203	165	▲ 0	▲ 0	▲ 1
需用費	1,140	1,015	992	1,140	1,015	992	▲ 0	▲ 0	▲ 0
教材費	1,317	919	1,061	1,316	918	1,060	▲ 1	▲ 1	▲ 1
役務費	453	300	306	452	299	306	▲ 1	▲ 1	▲ 0
委託料	120	124	366	120	124	365	0	▲ 0	▲ 1
使用料及び賃借料	704	620	647	704	619	642	▲ 0	▲ 1	▲ 5
公租公課費	329	327	338	329	327	338	▲ 0	▲ 0	▲ 1
負担金	46	53	46	46	52	46	▲ 0	▲ 1	▲ 0
備品購入費	628	1,096	1,111	628	1,096	1,110	▲ 0	▲ 0	▲ 1
積立金	1,041	83	670	1,041	83	670	0	0	0
福祉会館費	18,197	18,183	17,190	18,190	18,177	17,180	▲ 7	▲ 6	▲ 10
報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	6,675	5,574	5,960	6,675	5,574	5,959	▲ 0	▲ 1	▲ 1
福利厚生費	786	686	755	785	686	754	▲ 1	▲ 0	▲ 1
需用費	2,266	2,579	2,664	2,265	2,577	2,664	▲ 1	▲ 2	▲ 0
役務費	185	198	200	183	197	198	▲ 2	▲ 1	▲ 2
委託料	1,686	1,567	2,119	1,685	1,567	2,118	▲ 1	▲ 0	▲ 1
使用料及び賃借料	176	174	177	175	174	172	▲ 1	▲ 0	▲ 5
修繕費	1,833	2,530	766	1,833	2,530	766	▲ 0	▲ 0	▲ 0
備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉事業費	1,208	1,597	1,364	1,208	1,560	1,363	▲ 0	▲ 37	▲ 1
スポーツ事業費	1,607	1,560	1,604	1,606	1,597	1,604	▲ 1	37	▲ 0
自主事業費	1,257	1,211	1,038	1,257	1,210	1,038	▲ 0	▲ 1	▲ 0
公租公課費	508	497	533	508	497	533	▲ 0	▲ 0	▲ 0
負担金	10	10	10	10	10	10	0	0	0
計	43,506	40,847	40,306	43,495	40,835	40,286	▲ 11	▲ 12	▲ 20
収支差額	0	0	0	17	12	18	17	12	18

① 会計全般

監査人は令和元年度分の指定管理者の総勘定元帳について帳簿閲覧と通査を実施したが、決算書の金額と一致しない状況であった。これは指定管理者が決算修正仕訳を総勘定元帳に仕訳計上せず、別途手修正により直接決算書を作成しているためであった。

② 人件費按分

丹後訓練協会の職員は職業訓練センター事業と勤労者福祉会館事業の両方の職務を担当しており、人件費は職業訓練センター分と勤労者福祉会館分に按分されて計上される。人件費の按分方法は平成 29 年度までは、館長、庶務担当者の給料を職業訓練センター費、業務担当者の給料は福祉会館費として計上していたが、平成 30 年度からは各人が両方の業務を兼務している実態に合わせ、見込従事時間を基準とした従事割合で計算している。

このような会計方針の変更について、決算書等に注記等はされていないが、職業訓練センター費に計上される金額については、京都府からの補助金の算定基礎となっているため、質的に重要性ある会計方針の変更は何らかの形で決算書等に明記することが望ましい。

③ 税務申告

丹後訓練協会では勤労者福祉会館の指定管理料収入、利用料金収入、スポーツ事業、自主事業の参加料収入が法人税法上の収益事業となるほか、法人税が課されない職業訓練収入も消費税法上の課税売上となる。指定管理者は費用節減のため法人税及び消費税の申告書を自ら作成している。

監査人が令和元年度の法人税及び消費税の税務申告書を確認したところ、青色申告の承認を得ていないにもかかわらず税務上の繰越欠損控除を適用したため、法人税の修正申告書が提出されていた。白色申告は継続的な帳簿記録がない、又は不十分な個人事業主に向けた制度であり、帳簿記録を整備しているはずの法人は青色申告を適用することとなる。また、当該法人税申告書には正味財産増減計算書が添付されておらず、減価償却費を計上した損益計算書も見受けられなかった。

【意見 11】 会計原則の尊重と税務専門家の関与

指定管理者の会計記録は、総勘定元帳の最終記帳額と決算書が一致していない。決算修正仕訳を総勘定元帳に記録せずに別途資料から決算書を作成する方法は、会計原則に照らして適切ではない。

正確な会計帳簿を作成し、その正確な会計帳簿を基礎とした財務諸表を作成するのが正規の簿記の原則であるから、指定管理者は全ての取引仕訳を正しく会計帳簿に記載しなければならない。

運営法人が自ら税務申告を行う姿勢は評価されるが、帳簿記録を整備しない個人事業主が選択するような白色申告を長期間選択していたなど、税法への法令遵守の点で課題があると認識される。消費税も複数税率が導入されて計算が複雑化しているため、費用対効果を勘案した関与度合で税務専門家にチェックしてもらうなど、一定の関与を検討されたい。

2.4.7 その他運営上の問題点

丹後会館は京丹後市の近隣類似施設と比較しても外観を含め老朽化が顕著である。建物については築 38 年を経過（昭和 57 年建築）しており、建替えはともかく大規模修繕の検討も必要な時期にきている。セントラル方式の冷暖房についても部屋ごとの修繕ができず、問題が生じた場合は全体に影響してしまっている。

職業訓練センターを取り壊した跡地部分である駐車場は広く十分なスペースが確保できているが、未舗装で砂利の状態であり、雨の日は困る方もいるであろう。施設利用者懇談会やアンケートにおいても駐車場の舗装を求める意見が出ている。駐車場の土地は丹後織物工業組合のものであり、現在無償で借りられているものの、舗装をするには約 800 万円の追加費用を要する見込みである。

こうした施設設備については、今のところ具体的な大規模修繕の計画がないが、丹後会館の存在意義を再検討し、必要な施設と判断すれば、計画的な設備投資についても検討すべきであろう。

2.4.8 丹後会館と丹後訓練センターの今後の運営

(1) 京丹後市の公共施設等総合管理計画

京丹後市が策定した公共施設等総合管理計画によれば、アグリセンター大

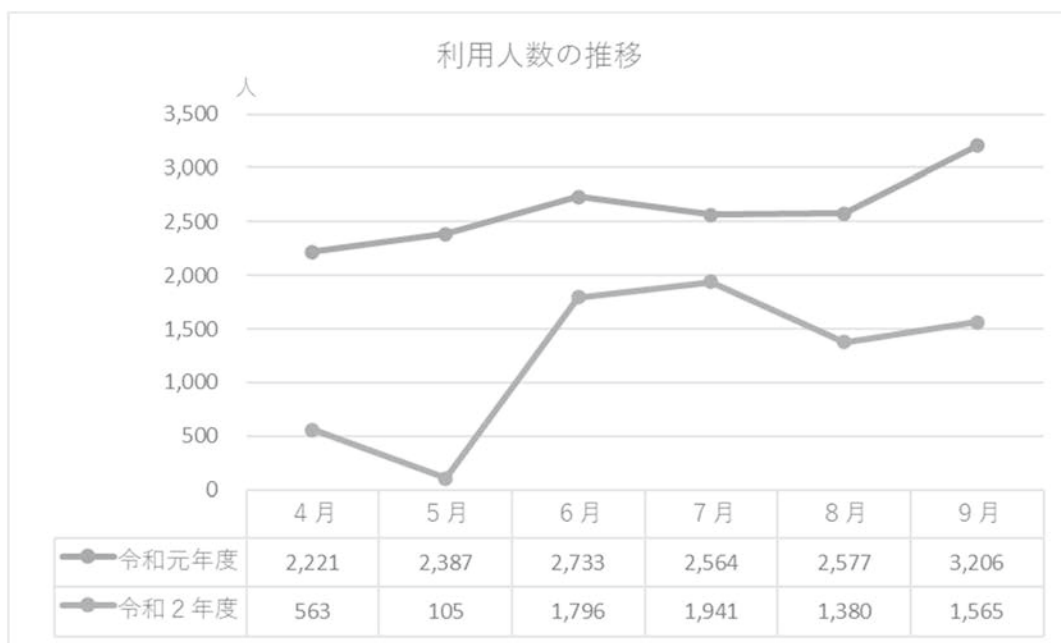
宮と峰山地域公民館は、ともに引き続き公共サービスを提供する必要があると判断された施設であり、予防的な維持補修を行い、長寿命化の対策が検討されている。

アグリセンター大宮は農業・農村の活性化及び地域住民の福祉・健康増進に寄与する施設として有用であり、峰山地域公民館は生涯学習の場として活用し、地域の活性化及び地域住民の社会教育及び文化活動の継承に寄与する施設として存続の意義が認められている。

同計画において丹後会館への言及はないが、丹後会館が果たすべき役割を検討する際には、両施設との競合関係や相互補完関係を考慮するべきである。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、令和元年度の2月下旬から出始めている。令和2年4月10日から会議室は5月15日、トレーニングルーム及び料理教室は5月31日まで閉館していた。コロナ対策として、再開後は利用人数を収容人数の2分の1までとし、トレーニングルームは30人定員を20人にし、2メートルの距離を確保するようにしている。除菌も職員及び清掃員が手分けをして定期的に行っている。



令和2年4月以降の利用人数の前年対比をみると、6月以降利用者の回復

がみられるが、9月の時点でも前年の半数程度に留まっている状況である。コロナ禍における労働環境の悪化により、離職者の職業訓練のニーズがあるため、このような環境下でも感染対策を取りながら、できるだけ多く受講者が受講できるように努めているとのことであるが、感染対策をとりながら前年の利用者数を確保することは難しい状況にある。

(3) 提言

① WEB配信

講座のWEB配信については京都府から今後の検討課題として提案があったが、現在のところは具体的には取組が進められていないとのことである。地域住民のPC環境も整っていないと思われ、今後の導入予定も今のところない。しかし、コロナ禍において、またコロナ後においても、リモートでの受講環境を整えることは、遠隔者や高齢者、身体の不自由な方の受講を促すことから意義があるのではないだろうか。

特に職業訓練などは、実技訓練を除いて、地域、年齢の格差なく受講できるようになることが望ましいと考える。

② 存在意義

地域の職業訓練を担っている施設としては存続の必要性を感じる。職業訓練、パソコン教室や簿記講座など就職活動に有用な授業に特化するのもよいのではないだろうか。

職業訓練は収入の多くを自治体からの補助金に頼っており、自主財源の一層の確保も求められる。職業訓練に関するニーズの把握と新たな訓練メニューの開発検討も必要である。運動施設については人気が高いが、かなり古いマシンもあり、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策も難しく、最低限必要なものに絞る必要性を感じる。

3 会議室型会館

3.1 中丹勤労者福社会館

3.1.1 会館の概要

(1) 施設の概要と特徴

施設名称	京都府立中丹勤労者福社会館		
所在地	福知山市昭和新町 105		
設置時期	昭和 58 年		
施設の設置目的	勤労者をはじめ地域住民の交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として設置		
施設機能	会議室	大会議室兼レクリエーション室 (180 人) 中会議室 (100 人) 第 1 会議室～第 10 会議室 (10～60 人)	
施設構造種別	鉄筋コンクリート 4 階建	延床面積	1,985 m ²
交通アクセス	JR「福知山駅」から徒歩 15 分、駐車場 80 台		
営業時間・営業日	営業時間	午前 9 時～ 午後 9 時 30 分	休館日 8 月 13～15 日 12 月 28 日～1 月 4 日
指定管理者制度の導入施設の場合、その管理者	(株) J R 西日本福知山メンテック		
	指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	所在地 福知山市駅前町 428 番地
	選定方法	公募	業種 ビル管理・清掃



中丹勤労者福社会館（以下「中丹会館」という。）は、勤労者福祉の向上

を図ることを目的として昭和 58 年に福知山市に設置された。3,276.64 m²の敷地に鉄筋コンクリート 4 階建、延べ床面積 1,985 m²で建設された。場所は J R 福知山駅から徒歩 15 分のところにあり、敷地内に無料の駐車場 80 台を保有していることからアクセスは良好である。中丹会館には大中小 12 の会議室があり営業時間の午前 9 時から午後 9 時 30 分までの間で時間貸しを行っている。

また、福知山市とは避難所として使用する覚書を交わしており、ハザードマップでは「△【3 階以上に避難】」となっている当地区において 3 階以上の建物として災害初期段階の避難所としての役割も担っている。

(2) 設備の状況・配置図

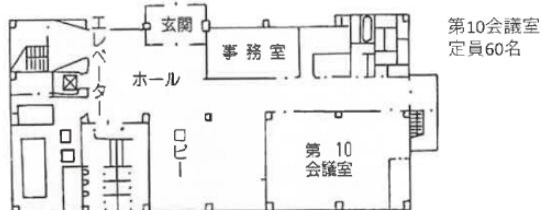
施設は会議室のみであるが 10 人～100 人という定員数の中小会議室を 11 室持ち、大会議室（270 m²）は 180 人の会議室として利用できるほか椅子のみの場合には 360 人の集会が可能であり、さらに机・椅子を非設置としてダンスや空手教室など体育活動の場としても利用されており利用形態のバリエーションがあるのが特徴である。

【会議室の定員及び広さ】

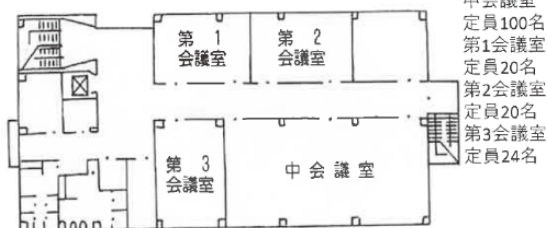
会議室	定員	部屋の広さ(m ²)
第一会議室	20人	36.34
第二会議室	20人	36.34
第三会議室	24人	39.22
第四会議室	10人	24.84
第五会議室	35人	48.00
第六会議室	30人	48.00
第七会議室	18人	36.80
第八会議室	12人	18.86
第九会議室	12人	19.36
第十会議室	60人	88.92
中会議室	100人	119.88
大会議室	机180人椅子360人	270.00
全室	521人	786.56

【施設配置】

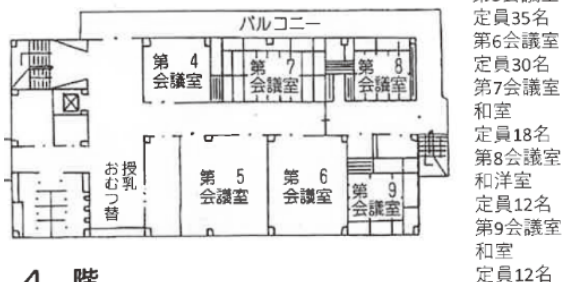
1 階



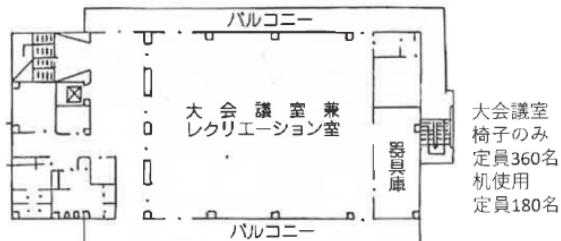
2 階



3 階



4 階



【中会議室（定員 100 人）】



【大会議室】



(3) 利用料金

利用料金は会館条例第 6 条で上限が定められており、中丹会館が設置した利用料金はその上限を原則としているが、午前・午後や午後・夜間及び全日を通して利用する場合の料金については、それぞれの合計よりも低く設定されている。

【会議室別の利用料金】

会議室	定員	午前の部	午後の部	夜の部	午前・午後	午後・夜	全日
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30
第1会議室	20	1,020	1,220	1,320	2,000	2,200	3,200
第2会議室	20	1,020	1,220	1,320	2,000	2,200	3,200
第3会議室	24	1,220	1,320	1,420	2,200	2,400	3,500
第4会議室	10	710	810	910	1,300	1,500	2,100
第5会議室	35	1,320	1,530	1,730	2,500	2,900	4,100
第6会議室	30	1,320	1,420	1,630	2,400	2,700	3,900
第7会議室	18	1,420	1,530	1,730	2,600	2,900	4,200
第8会議室	12	810	910	1,020	1,500	1,700	2,400
第9会議室	12	810	910	1,020	1,500	1,700	2,400
第10会議室	60	2,340	2,750	3,060	4,500	5,200	7,300
中会議室	100	3,360	3,770	4,280	6,400	7,200	10,200
大会議室	180	6,420	7,440	8,560	12,400	14,400	20,100
全館	521	21,770	24,830	28,000	41,300	47,000	66,600

※ 大会議室は机形式180人、椅子形式360人

全会館共通であるが、勤労者福社会館では不特定多数に対して物販を行う事や公序良俗に反するものに対する貸出しは行わないことになっている。

⇒ 第4 共通事項・総括 3.3 意見 18

なお、マイク設備、ホワイトボード、スクリーン、テレビデオなどの機材が準備されており貸出しは無料となっている。その他冷暖房費も徴収していない。

3.1.2 外部環境・ロケーション

(1) 人口

国勢調査資料によると中丹会館の所在地である福知山市及び近隣の綾部市の2005年、2010年、2015年の人口及び人口構成は以下のとおりであり、2005年から2015年にかけての人口が17,342人減少している。とりわけ15～64歳の労働人口は14,783人減少し65歳以上の構成比が2005年26.5%から2015年は31.5%に上昇しており人口減少及び高齢化が進展している状況である。

(福知山市＋綾部市の人口構成)

(単位：人)

年齢	2005年		2010年		2015年		対2005年 増減
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
0～14歳	18,294	14.1%	15,778	13.7%	14,827	13.2%	△3,467
15～64歳	76,805	59.4%	66,508	57.8%	62,022	55.3%	△14,783
65歳以上	34,327	26.5%	32,796	28.5%	35,235	31.5%	+908
合計	129,426	100.0%	115,082	100.0%	112,084	100.0%	△17,342

※ 2005年データには福知山市と合併前の大江町、三和町、夜久野町の人口を含む。

福知山市及び綾部市における製造業の事業所数は以下のとおり減少しており、それに伴い従業者数も減少している。

(製造業の推移)

	1991年		2010年		2015年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
福知山市	478	8,329	311	7,247	305	7,566
綾部市	395	6,903	213	5,369	204	4,493
合計	873	15,232	524	12,616	509	12,059

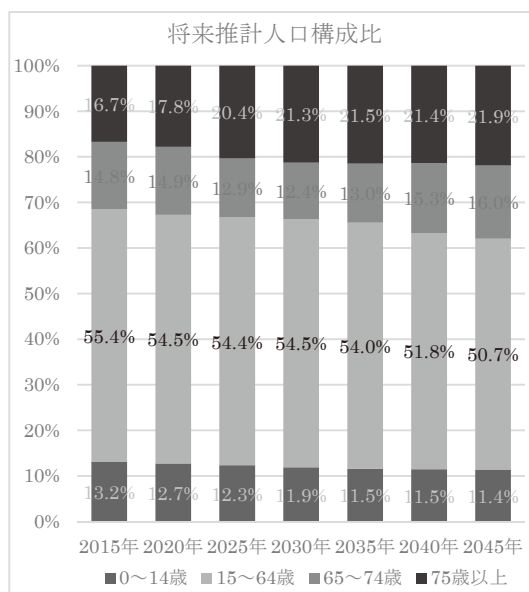
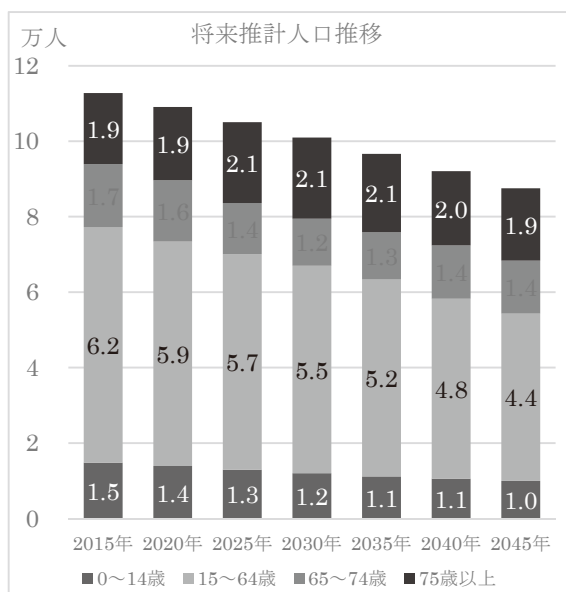
京都府統計書から引用

将来の男女5歳階級別人口及び構成比率を示しているのが以下の図表である。福知山市と綾部市を合算した人口は2015年から年々大きく減少していくと推計されている。一方で65歳以上とりわけ75歳以上の構成割合は上昇していくことが予想され、人口減少の中で高齢化が進行していくことが推計されている。

将来の男女5歳階級別推計人口（2015年は国勢調査による実績値）

(単位：人)

年齢	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	14,828	13,899	12,961	12,000	11,151	10,557	9,973
15～64歳	62,443	59,488	57,117	55,013	52,196	47,710	44,339
65～74歳	16,653	16,252	13,568	12,471	12,516	14,101	14,030
75歳以上	18,832	19,429	21,403	21,494	20,777	19,704	19,180
合計	112,756	109,068	105,049	100,978	96,640	92,072	87,522



(2) 近隣類似施設

中丹会館の近隣類似施設とその利用料金一覧は下表のとおりである(市民交流プラザの料金は法人・有料講習等の場合で、一般料金は約6割となる)。

(単位：人、円)

市民交流プラザふくちやま	定員	午前(8:30 ～12:00)	午後(12:00 ～17:00)	夜間(17:00 ～22:00)
市民交流スペース	96	5,500	11,000	13,750
ギャラリー	20	2,750	4,120	4,950
視聴覚室	48	3,570	5,220	6,320
会議室	18	1,100	1,650	2,200
会議室	30	2,200	3,300	3,850
会議室	24	1,920	3,020	3,570
ハピネスふくちやま	定員	午前(8:30 ～12:00)	午後(12:00 ～17:00)	夜間(17:00 ～22:00)
市民ホール	369	5,900	8,800	11,700
会議室 1	90	2,100	3,000	3,900
会議室 2	27	700	1,000	1,300
総合福祉会館	定員	午前(9:00 ～12:00)	午後(12:00 ～17:00)	夜間(17:00 ～22:00)
会議室		440	660	770
会議室		880	1,320	1,540
会議室		1,100	1,760	1,980
会議室		880	1,320	1,540
会議室		1,100	1,760	1,980
調理講習室		1,100	1,760	1,980
会議室		1,100	1,760	1,980
会議室		1,100	1,760	1,980
会議室		1,100	1,760	1,980
会議室和室		770	1,210	1,320
会議室和室		770	1,210	1,320
厚生会館	定員	午前(8:30 ～12:00)	午後(12:00 ～17:00)	夜間(17:00 ～22:00)
大会場		6,500	7,300	11,000
中会場		2,100	2,300	3,600
小会場 (1号室)		1,000	1,300	2,100
小会場 (2号室)		1,400	1,800	2,700
和室		2,100	2,300	3,600

上記のほか、スポーツ施設として福知山市三段池総合体育館・多目的グラウンド・武道館及び福知山市体育館・野球場がある。

中丹会館の強みは、全館貸会議室の貸切りが可能であり、大学入試など外部との閉鎖空間が実現可能であること、また、駐車場、空調、プロジェクターの利用料金は無料であることである。

3.1.3 指定管理者

(1) 指定管理者

中丹会館は京都府が中心となって設立した財団法人京都府民交流事業団により設立時から運営されてきたが、平成 18 年度の指定管理者制度導入から株式会社 J R 西日本福知山メンテックが指定管理者として運営している。

期間	指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日	株式会社 J R 西日本福知山メンテック
平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	

現在の指定管理期間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）に関する選定審査会における審査結果は、以下のとおりである。なお、中丹会館は申請団体が一者のみであったため評点はない。

申請団体	評点
株式会社 J R 西日本福知山メンテック	—
選定理由等	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治体、利用者や団体との連携を図りサービス向上に努めるなど、施設の管理運営に十分な知識・経験を有しており、安定した管理運営が期待できる。 ・発表会・作品展示・文化体験等ができる「中丹文化交流祭」の開催や若者の利用拡大など、利用者や地域住民の文化活動の推進と地域活性化に自ら課題を持って取り組んでいる。 	

① 指定管理者の概要

会社名	株式会社 J R 西日本福知山メンテック
本社所在地	京都府福知山市駅前町 428 番地
設立	1981 年 2 月
資本金	2000 万円
売上高	7 億 6900 万円（令和元年度）
株主	株式会社 J R 西日本メンテック 100%
従業員	195 人（2020 年 4 月 1 日現在）
業務内容	（鉄道関連業務） 車両清掃業務、駅舎清掃業務、駅営業、構内運転士業務、線区管理業務、J R 福知山支社庁舎内受付案内業務等 （ビルメンテナンス業務） 清掃業務、ビル管理業務、指定管理者業務

② 指定管理者が行う業務の範囲

会館の維持管理に関する業務	府民が快適に利用できるよう、施設・設備等の維持や各種点検等を行う。
会館の使用承認に関する業務	会議室等の使用申込みに対し、条例・規則に基づき使用承認を行う業務
会館の設置目的を達成するために必要な業務	勤労福祉事業に関する業務 会館の設置目的は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉を図ることであり、この目的に沿った勤労福祉業務を実施する。
自主事業の実施に関する業務	会館の設置目的に沿った自主事業を実施する。
業務の再委託	指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。なお、部分的な業務（清掃、消防関係設備点検等）については、知事の承認を得て専門業者に委託することは可能
指定管理者に権限がない事項	(ア) 不服申立てに対する決定 (イ) 行政財産の目的外使用許可
その他管理に必要と認められる業務	事業計画書や事業報告書の作成及び提出、利用者アンケートや自己評価の実施及び結果の報告などに関する業務

中丹会館の指定管理者は指定管理業務のうちエレベーター保守、機械警備、電気設備、清掃業務、空調点検、消防設備、自動ドアに関して京都府知事の承認を得て再委託を行っている。この再委託の手續に際して相見積は行われておらず毎年同事業者に再委託されている。

【指摘事項 2】 指定管理者自身に対する再委託

中丹会館の指定管理者は指定管理業務のうち、清掃業務に関して京都府知事の承認を得て再委託を行い、その支払いを事業実施報告書で委託費として京都府に報告しているが、当該再委託先は指定管理者の清掃業務部門であり実態は再委託ではない。

本来は指定管理者自身が行う指定管理業務として、清掃業務に従事する者の給与を人件費、消耗品等の経費を発生形態別の費目で指定管理経費として事業実施報告書で報告し、清掃業務から発生する損益を指定管理者の実施事業の損益として反映させた報告を行わなければならない。現状では清掃業務に伴い指定管理者に発生した損益は京都府に報告されていない形になるため改善が必要である。

③ 指定管理料の推移

中丹会館の指定管理料は平成 18 年度以降継続的に減少を続けたが、平成 26 年度から必要な修繕を支出するほか、消費税率や最低賃金の上昇に対応して増減している。

年度	指定管理料 (千円)
平成18年度	15,644
平成19年度	15,300
平成20年度	14,900
平成21年度	14,850
平成22年度	14,800
平成23年度	14,750
平成24年度	14,700

年度	指定管理料 (千円)
平成25年度	14,650
平成26年度	15,297
平成27年度	16,057
平成28年度	16,007
平成29年度	15,957
平成30年度	14,969
令和1年度	15,320
令和2年度	15,489

(2) 運営体制

中丹会館の管理運営は、指定管理者である株式会社 J R 西日本福知山メンテナンス品質管理部が所管する指定管理チームが業務運営を行っている。

(運営体制)

役職	担当業務	雇用形態	勤務時間・雇用期間	勤務地
部長	事業総括	役員	40/週×12ヶ月	本社
館長	企画・総括	準社員	40/週×12ヶ月	会館
業務係	現場監督者	準職員	40/週×12ヶ月	会館
業務係	現場監督者	準職員	40/週×12ヶ月	会館
業務係	現場監督者	準職員	28/週×12ヶ月	会館

(人員及び事務分掌)

職名	人数	事務分掌	備考
事業計画部門	2人	事業計画・企画	本社勤務 1人
事業推進部門	4人	管理全般・日々業務対応	会館勤務 4人

(勤務シフト)

職人	人数	勤務時間	備考
事業計画部門	1人	8:45~17:45	本社勤務
	1人	8:30~17:30	会館勤務
事業推進部門	4人	7:30~15:30 12:45~21:45	会館勤務

3.1.4 運営管理状況

(1) 予約受付・利用・キャンセル

中丹会館の貸館業務における会館の利用者に対する使用承認及び利用料金の収受に関する事務手続の流れは以下のとおりである。

- ① 利用者が電話又は窓口で利用申込みを行う。
- ② 会館担当者は会議室使用台帳を確認し、希望施設の使用が可能かどうかを確認する。使用が可能であれば、申込みを受け付ける。
- ③ 利用者は使用日までに窓口で使用申請書を記入し、会館担当者が使用承認証を発行する。
- ④ 利用者は窓口で利用料金を支払い、使用承認証を受け取る。
- ⑤ 利用当日から8日以内の予約取消はキャンセル料を請求する。

(2) 現金管理

利用者から受け取った現金は以下のとおり管理している。

- ① 会館担当者は会議室等の利用者ごとの利用の都度の収入を集計した収入総括表を作成する。
- ② 収入総括表を本社経理部に送信する。
- ③ 受け取った現金は銀行に入金され本社経理部が収入総括表と照合の上、収入計上傳票を起票する。
- ④ 現金は手金庫に保管されており、締切後の収入総括表の入金額と手金庫の残高を照合の上、チェック表の残高が記入される。
- ⑤ チェック表は館長が日々確認する。

上記の入金手続について以下のとおり確認した。

- ① 中丹会館の令和2年3月2日から3月31日までの収入総括表と預金通帳を照合し、収入額と預金通帳への入金額の一致を確認した。
- ② 令和元年12月から令和2年3月までの各月末の預金出納帳残高と預金通帳が一致することを確認した。

結果、特段の問題を認めなかった。

3.1.5 設備・備品管理

(1) 備品管理

京都府立中丹勤労者福社会館の管理に関する基本協定書（以下「中丹基本協定書」という。）の別紙1では、京都府から貸与された備品（I種）が以下のとおり記載されている。

物品名	数量
テレビハンガー	2
フィルム映写機	1
オーバー・ヘッド・プロジェクター	1
冷蔵庫	1
テレビ	3
アンプ	1
ワイヤレスマイクシステム一式	1
テレビデオ	2
立体彫刻	1

なお、指定管理者が任意で購入した備品(Ⅱ種)は中丹基本協定書においては「なし」と記載されている。

監査人がこれらの備品現物を視察したところ、備品の中のテレビハンガーやフィルム映写機などは長年使用された形跡がなく、さらに、テレビやテレビデオに関しても取り外され倉庫に保管している状況であった。

また、平成 30 年度に修繕費として支出された貯水槽付近路盤整備 340 千円については構築物として京都府が資産台帳に登録すべきものであるが、指定管理経費の修繕費として処理され、京都府でも資産登録がされていない。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.1 指摘事項 6

(2) 小規模修繕

中丹基本協定書では、管理施設等の修繕について以下のとおり記載されている。

第 9 条 管理施設・設備等の維持管理上の修繕については、1 件につき 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任において実施するものとする。ただし、1 件 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものについては、甲（京都府）と協議の上、行うものとする。

2 前項の規定により、乙が行う施設等の修繕費の総額は、年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）において定めることとする。なお、総額を超える修繕を行う場合については、甲と協議の上、甲の指示により乙が執行するものとする。

なお、上記第 9 条第 2 項の修繕費の総額は各年度の年度協定書により以下のとおり定められている。

年度	修繕費総額（税込）
平成 29 年度	1,207,000 円
平成 30 年度	1,207,000 円
令和元年度	1,218,000 円

収支決算報告書において修繕の実績は以下のとおり報告されており、予算額と決算額は消費税等抜で記載されている。

年度	予算（税抜）	実績（税抜）
平成 29 年度	1,118,000 円	1,134,237 円
平成 30 年度	1,118,000 円	1,254,774 円
令和元年度	1,118,000 円	1,126,567 円

指定管理者と京都府は年度協定書において1年間の修繕費総額を決定し修繕に対する指定管理料を支払っている。指定管理者基本協定書第9条では協定で定められた修繕費の総額を超える修繕を行う場合には京都府と指定管理者が協議するものとしている。

この点について平成29年度から令和元年度までについて修繕費の予算と実績を比較したところ、全ての年度で修繕費総額が予算の修繕費総額を超えていたが、京都府と指定管理者が協議を行った書面は確認できなかった。

⇒ **第4 共通事項・総括 3.1 意見 16**

(3) 中大規模修繕

勤労者福祉会館の中大規模修繕工事に関しては京都府が実施する。2002年以降中丹会館において実施された中大規模修繕工事は以下のとおりである。

年度	内容	金額
2011 年	屋上防水改修工事	2,468 千円
2013 年	災害) 屋上防水	1,733 千円
2014 年	EV 改修工事	15,952 千円

また、利用者のアンケートの状況等により指定管理者が必要性を認識している中大規模修繕工事は以下のとおりである。

内容	金額
トイレ洋式化	17 百万円
警報システム	3.8 百万円

中丹会館について指定管理者と京都府は年度別に修繕計画を立てているが、現時点で中長期的な修繕計画は策定されておらず、年度の計画は中長期の修繕計画をベースとしたものになっていない。

3.1.6 事業計画

(1) 計画概要

中丹会館の運営は、中丹基本協定書及び京都府立中丹勤労者福祉会館管理運営業務仕様書（以下「中丹仕様書」という。）に基づき、毎年事業計画書を作成しており、当該事業計画に基づいて年間の業務運営を行っている。指定管理者である株式会社JR西日本福知山メンテックが示している計画概要は、以下のとおりである。

①基本方針

会館条例を遵守し、設置目的をよく理解し、鉄道業務及びビルメンテナンス業務で培ってきた技術と経験を活かし、これを支える、安全で安心、正確な鉄道輸送に携わってきた多様な人材を両輪として、真摯に会館運営に取り組みご利用者の皆様に愛される会館になります。

②安全管理等を含めた安定した管理運営体制

弊社代表取締役社長のトップマネジメントのもと JR 西日本グループの一員として責任ある管理体制で会館に運営に当たります。ご利用の皆様と館員の安全を最優先し、人材と技術力、管理能力を活かし、安全で安定した体制を構築して会館の管理運営に当たります。

③利用促進の取組等

1. 利用促進の基本的な取り組みとして開館時間は 8 時 30 分～21 時 30 分までとします。休館日は 8 月 13 日～15 日の 3 日間と 12 月 28 日～1 月 4 日までの 8 日間の計 11 日間とします。
2. 利用促進の基本として他の会館と連携し、お客様がご利用される施設と機会が増えた利点を活かし、会館を活用した取り組みを紹介します。
3. ファンやリピーターになって頂ける身近な存在の会館になります。
4. 企業様、公的機関様、サークルの皆様積極的に営業展開を行います。
5. ご利用者のニーズを、機会ある毎のアンケート調査の実施や積極的な会話で把握し、利用促進会議を開催、提案しご意見を頂くことで会館管理運営の方向性を定めます。

④効果的な管理運営の方策等

1. 効率的な館員運用を行います。環境整理、使用申請、予約受付、入金帳票と現金の突合等、受付時間における効率的な運用を図ります。
2. 仕事の仕組みを再設計します。ファイリングにより業務の見える化と迅速性及び、整理整頓を図り効果的な業務を執行します。
3. 経費削減に努めます。ご利用の皆様にご不便、不安を与えないところでの節電、空調管理を図ります。
4. 館員研修は弊社研修の一環として多様な研修を実施します。

(2) 勤労者福祉事業

中丹会館では、勤労者及び地域住民を対象に人権福祉活動の推進、文化活動の増進、生き生きと働くための支援のために勤労者福祉事業を行っている。

令和元年度において計画された勤労者福祉事業は以下のとおりである。

事業名	事業内容	実施回数	参加予定数	参加費
人権福祉講演会及び落語会	勤労者及び近隣地域の皆様に「笑いは心の健康」として人権を尊ぶ心の健康をテーマにした講演会と落語でひと時をすごしていただく人権福祉講演会	年1回	100人	無料
囲碁大会	勤労者を主体とした囲碁大会	年2回	100人	200円/人
働く人のための講演会	生き生きと働くための支援となる内容で講演会を開催	年1回	100人	無料

(3) 自主事業

勤労者福祉事業以外に、中丹会館の利用促進を図るため自主事業を実施している。

中丹会館で令和元年度に計画された自主事業は以下のとおりである。

事業名	事業内容	実施回数	参加者数	参加費
囲碁教室	囲碁の初心者を対象に親切丁寧に初歩から指導する。	毎週土曜日	36人/月	2千円/月 小人1千円
将棋教室	将棋の初心者、愛好家を対象に将棋を初歩から学ぶ。	毎週日曜日	教室1回 当たり 10人程度	2千円/月 小中高生 1千円
文化講演会	郷土出身で各分野において活躍された人々を紹介し、先人の活躍と功績を知り、地元再発見と地域の方々に元気を与えます。	年1回	60人	無料
健康づくり講演会	健康に関する講演を行う。	年1回	100人	無し
若年者就職支援	若年者の就職支援として清掃教室を実施する。	年1回	20人	無し
中丹文化交流まつり	会館ご利用のお客様が主体となり各種発表会、作品展示及び体験コーナーを全館貸し切って開催する。	2年に 1回	500人	無し
中丹福祉バザー	福知山市内にある福祉作業所の方々の手作りの商品等を展示、販売及び活動のご案内	年1回	200人	無し

事業名	事業内容	実施回数	参加者数	参加費
中丹近未来シンポジウム	各年齢層、勤労者、経営者、公的機関の方などによる中丹地域における近未来の予想図を発現、展開していただきそれらについて、参加者などと共に討論。	2時間 30分	150人	無し
中丹地域再発見講座	産業、文化、生活等の分野について中丹地域における現在と未来について講演をいただき、広範な勤労者、近隣周辺地域の皆様と共に中丹地域を再発見し、未来を描いていく一助となるような講演の実施。	2時間 30分	150人	無し

平成 31 年度事業計画に記載のある自主事業のうち「文化講演会」、「中丹近未来シンポジウム」、「中丹地域再発見講座」は実施されていない。中丹基本協定書第 19 条の規定により業務計画書を変更しようと協議が行われた証跡は確認できなかった。

⇒ 第 4 共通事項・総括 3.2 意見 17

(4) 利用促進懇談会

直接的な事業ではないが、中丹会館では有識者で構成する「利用促進懇談会」を年 2 回開催することとしている。懇談会では、指定管理者幹部・会館社員と利用者代表とが意見交換を行い、意見・提言を受けることとしている。

3.1.7 利用状況

(1) 利用者数及び利用率

昭和 58 年の設置から平成 5 年までの利用人数は 154,804 人に上ったが、その後は減少が続いており、平成 30 年度にはピーク時の約半分に当たる 74,243 人まで減少した。

【利用件数、利用者数、利用率】

		S60年度	H5年度	H9年度	H20年度	H29年度	H30年度	R1年度
会議室	件数	3,186 件	4,701 件	5,382 件	5,353 件	5,592 件	5,355 件	4,962 件
	利用者数	96,056 人	154,804 人	153,436 人	117,557 人	82,905 人	74,243 人	65,880 人
	利用率	28.0 %	37.9 %	43.3 %	42.0 %	43.9 %	42.0 %	41.0 %
料理教室	件数	28 件	※H1から料理教室なし					
	利用者数	727 人						
	利用率	2.7 %						
計	件数	3,214 件	4,701 件	5,382 件	5,353 件	5,592 件	5,355 件	4,962 件
	利用者数	96,783 人	154,804 人	153,436 人	117,557 人	82,905 人	74,243 人	65,880 人

会議室の利用率では、平成5年度より近年の方が高水準である。

【主催者別利用状況】

		S60年度	H5年度	H9年度	H20年度	H29年度	H30年度	R1年度
労働団体	件数	364 件	487 件	392 件	140 件	86 件	40 件	59 件
	利用者数	13,840 人	17,499 人	11,108 人	3,448 人	1,779 人	1,027 人	1,437 人
	構成比	11.3 %	10.4 %	7.3 %	2.6 %	1.5 %	0.7 %	1.2 %
青少年・ 婦人団体	件数	16 件	288 件	438 件	117 件	162 件	125 件	
	利用者数	396 人	6,392 人	5,938 人	1,130 人	1,452 人	878 人	
	構成比	0.5 %	6.1 %	8.1 %	2.2 %	2.9 %	2.3 %	
一般 グループ ・ クラブ	件数	2,585 件	3,362 件	4,062 件	3,797 件	3,983 件	4,027 件	
	利用者数	74,673 人	109,120 人	120,112 人	79,883 人	52,966 人	52,961 人	
	構成比	80.4 %	71.5 %	75.5 %	70.9 %	71.2 %	75.2 %	
その他	件数	249 件	564 件	490 件	1,299 件	1,361 件	1,163 件	4,903 件
	利用者数	7,874 人	21,793 人	16,278 人	33,096 人	26,708 人	19,377 人	64,443 人
	構成比	7.7 %	12.0 %	9.1 %	24.3 %	24.3 %	21.7 %	98.8 %
計	件数	3,214 件	4,701 件	5,382 件	5,353 件	5,592 件	5,355 件	4,962 件
	利用者数	96,783 人	154,804 人	153,436 人	117,557 人	82,905 人	74,243 人	65,880 人
	構成比	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

※R1から労働団体とその他の2分類とした。

【主催者別利用状況】が示すとおり、労働団体以外はピーク時から約半減程度であるのに対し、労働団体の利用は平成5年度17,499人から平成30年度1,027人への減少が著しい。件数も10分の1を下回っており労働団体からの会館利用ニーズがほとんど消失していると思われる。

利用率の目標は過去の趨勢値を上回る目標としておおよそ50%が設定されているが、目標値は過去の趨勢ではなく、施設のあるべき利用率目標が設定される方が望ましい。また、施設の利用目標設定に関しては全体目標設定

だけでなく、ターゲット（例えば勤労者）の設定とそのターゲットに対する利用目標の設定も重要である。

(2) 会議室別の利用率

会議室	定員	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		件数	人数	利用率	件数	人数	利用率	件数	人数	利用率
第1会議室	20	569	4,913	53.6%	564	4,400	53.1%	576	4,541	57.1%
第2会議室	20	530	4,978	49.9%	475	3,739	44.7%	483	3,553	47.9%
第3会議室	24	420	3,830	39.5%	408	3,648	38.4%	343	2,891	34.0%
第4会議室	10	650	3,772	61.2%	675	3,835	63.6%	629	3,909	62.4%
第5会議室	35	392	6,224	36.9%	379	4,999	35.7%	382	5,575	37.9%
第6会議室	30	430	4,490	40.5%	422	4,509	39.7%	364	3,672	36.1%
第7会議室	18	294	2,234	27.7%	221	1,606	20.8%	220	1,593	21.8%
第8会議室	12	514	3,839	48.4%	561	3,143	52.8%	468	2,810	46.4%
第9会議室	12	450	2,963	42.4%	362	2,355	34.1%	338	2,038	33.5%
第10会議室	60	481	11,376	45.3%	488	11,157	46.0%	444	8,948	44.0%
中会議室	100	364	13,594	34.3%	334	12,388	31.5%	317	10,699	31.4%
大会議室	180	498	20,692	46.9%	466	18,464	43.9%	398	15,651	39.5%
合計	521	5,592	82,905	43.9%	5,355	74,243	42.0%	4,962	65,880	41.0%

近隣類似施設と比較したところ、駅前の新しい市民交流プラザやハピネスふくちやまには若干及ばないものの、厚生会館の倍程度の高い利用率となっている。これは全館貸切可能という特性を活かした大学入試地方受験での利用、英会話スクールといった安定的な利用者数を確保する団体や指定管理者系列会社の利用増加、人材派遣会社による職業訓練の実施による利用などが寄与しているもので、会館設置の目的とは乖離が生じているものの、誘致活動を行っている指定管理者の健闘により、地域のニーズに合致した会館の利用が進んでいることが伺える。

(3) 利用者の属性

中丹会館の資料によれば、利用者の地域別属性は平成29年度から令和元年度までにおいて、約50%を福知山市が占めている。平成20年度までは福知山市域からの利用比率が更に高かった。

住所別利用状況（申込者）

	S60年度		H5年度		H9年度		H20年度		H29年度		H30年度		R1年度(H31)	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
福知山市	2,680	83.4%	3,541	75.3%	3,650	67.8%	4,197	78.4%	2,908	52.0%	2,660	49.7%	2,538	51.1%
京都市域	219	6.8%	716	15.2%	846	15.7%	427	8.0%	1,091	19.5%	1,194	22.3%	950	19.1%
その他	315	9.8%	444	9.4%	886	16.5%	729	13.6%	1,593	28.5%	1,501	28.0%	1,474	29.7%
計	3,214	100.0%	4,701	100.0%	5,382	100.0%	5,353	100.0%	5,592	100.0%	5,355	100.0%	4,962	100.0%

住所別利用状況は申込者(団体)の住所地により集計されているため、申込者が福知山市に所在していないケースが増えている。

平成 29 年度以降で京都市域やその他エリアが増えているのは、利用人数の上位を占める、指定管理者の関連会社・空手教室・人材派遣会社・英会話教室・不動産会社・生活協同組合といった福知山市域外の会社・団体の申込者が多数の入館者(福知山市在住)を集めているためと思われる。

講座案内の集客媒体が両丹日日新聞という福知山市をサービスエリアとする新聞であることや指定管理者と入館者との会話内容からも、実態として中丹会館はほとんど福知山市民によって利用されているものと推定される。

(4) 近隣施設の利用率の状況

①市民交流プラザふくちやま

市民交流プラザふくちやまは平成 26 年度にオープンした新しい施設であり、市民交流スペース、ギャラリー、視聴覚室及び3つの会議室で構成されている。JR福知山駅前でありロケーションは非常に良い。全体の利用率は令和元年度で約63%と高い水準である。

(令和元年度の利用状況)

利用人数	132,795 人
利用件数	3,905 件
利用率	63.25%

②ハピネスふくちやま

ハピネスふくちやまは2015年8月に7億円を投じたリニューアル工事が完了し、その機能を一新した施設であり、福知山市役所に隣接する好立地である。会議室1の定員は90人、会議室2の定員は27人である。利用率は各月概ね50%を超え、高い利用率で推移している。2月までの単純平均は約60%である。

令和元年度

会議室1

	利用人数	利用件数	利用率(%)
4月	3,037	62	68.9
5月	1,990	48	51.6
6月	2,138	54	60.0
7月	2,695	66	71.0
8月	1,296	39	41.9
9月	1,896	49	54.4
10月	1,835	49	52.7
11月	3,433	69	76.7
12月	2,104	57	67.9
1月	985	36	42.9
2月	2,202	56	64.4
3月	30	1	2.4

会議室2

	利用人数	利用件数	利用率(%)
4月	941	54	60.0
5月	800	54	58.1
6月	777	57	63.3
7月	903	65	69.9
8月	718	50	53.8
9月	648	47	52.2
10月	654	47	50.5
11月	866	58	64.4
12月	913	66	78.6
1月	593	49	58.3
2月	764	56	64.4
3月	77	4	9.5

福知山市民ホール

	利用人数	利用件数	利用率(%)
4月	1,418	18	20.0
5月	3,860	22	23.7
6月	4,490	28	31.1
7月	4,030	23	24.7
8月	6,898	34	36.6
9月	6,766	27	30.0
10月	3,876	22	23.7
11月	6,908	37	41.1
12月	7,388	48	57.1
1月	2,830	15	17.9
2月	3,715	24	27.6
3月	0	0	0.0

令和2年度

会議室1

	利用人数	利用件数	利用率(%)
4月	1,165	23	45.1
5月	160	12	33.3
6月	1,674	72	80.0
7月	1,034	47	50.5
8月	1,412	57	61.3
9月	1,342	50	55.6

会議室2

	利用人数	利用件数	利用率(%)
4月	184	16	51.0
5月	720	36	100.0
6月	1,744	89	98.9
7月	336	39	41.9
8月	421	49	52.7
9月	357	39	43.3

福知山市民ホール

	利用人数	利用件数	利用率(%)
4月	0	0	0.0
5月	0	0	0.0
6月	420	5	5.6
7月	1,254	11	11.8
8月	1,749	19	20.4
9月	683	19	21.1

③福知山市総合福祉会館

福知山市総合福祉会館は福祉の増進と生活文化の向上を図ることを目的とし、主として障害のある人や高齢者、母子・寡婦・父子の人などの利用や社会福祉関係諸団体の会合に利用できる施設である。

④福知山市厚生会館

福知山市厚生会館は、大ホール、中小会議室3室及び和室1室で構成されている。大ホールの令和元年度の利用率は26.6%であるが、12月には90%となるなど時期により稼働率は大きく変動している。全体としての稼働率は令和元年度で18.9%となっている。

(令和元年度の利用状況)

		大ホール		中会場		小1会場		小2会場		和室		合計	
合計	AM	94	28.8%	109	24.0%	56	17.6%	57	18.0%	49	14.5%	365	20.3%
	PM	106	25.0%	82	22.9%	63	5.8%	67	15.5%	53	11.7%	371	20.6%
	NITE	87	31.1%	81	24.7%	22	13.3%	51	15.4%	42	12.9%	283	15.7%
年間稼働率		287	26.6%	272	25.2%	141	13.1%	175	16.2%	144	13.3%	1019	18.9%

上記のほかでは、福知山市商工会館も貸会議室6室を有している。

中丹会館は12の会議室を有しており、中丹会館の代替施設を考える際は、これら一帯を対象として考える必要がある。

(5) 利用促進懇談会

指定管理業務の一環として、有識者で構成する「利用促進懇談会」を年2回開催することとしている。令和元年度における利用促進懇談会のメンバーは、以下の団体の責任者又は代表である。

区分	職名
議員	京都府議会議員
行政関係	京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課
	京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室
	福知山市産業政策部産業観光課
労働組合関係	連合京都中部地域協議会
	福知山地方労働組合協議会
その他	福知山地区労働者福祉協議会
	公益社団法人福知山市文化協会
指定管理者	(株)JR西日本福知山メンテック
勤労者福祉会館関係	中丹会館館長

令和元年度において、利用促進懇談会の開催状況は以下の1回であり、令和2年3月に実施予定であったものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館したことから中止となった。

開催日	開催場所	内容
R1.10.29	中丹会館	利用促進に向けた安全・安心、サービスの向上、その他主な取組状況について

上記で開催された利用促進懇談会の議事録を確認した結果、会館の利用者ニーズについて検討されており、地域、関係機関等との連携が図られているといえる。

3.1.8 収支実績

(1) 全体収支

中丹会館の事業別の全体収支として提出された収支状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	年度 項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
指定 管理 業務	支出合計	25,798	24,033	△1,765	25,061	25,176	115	25,416	23,793	△1,623
	人件費	9,440	9,295	△145	9,211	9,234	23	9,338	8,574	△764
	物件費	16,358	14,738	△1,620	15,850	15,941	91	16,078	15,219	△859
	収入合計	25,798	26,198	400	25,061	25,231	170	25,421	24,244	△1,177
	利用料金収入	9,770	10,189	419	10,021	10,163	142	10,030	8,864	△1,166
	その他収入	71	52	△19	71	99	28	71	60	△11
	府指定管理料	15,957	15,957	0	14,969	14,969	0	15,320	15,320	0
	収支差額	0	2,164	2,164	0	55	55	5	451	446
自主 事業	支出合計	511	723	212	436	392	△44	649	736	86
	物件費	511	723	212	436	392	△44	649	736	86
	収入合計	343	333	△10	396	340	△56	396	336	△60
	利用料金収入	127	171	44	0	0	0	0	0	0
	その他収入	216	162	△54	396	340	△56	396	336	△60
		収支差額	△168	△390	△222	△40	△52	△12	△253	△400
全体	支出合計	26,309	24,756	△1,553	25,497	25,567	70	26,065	24,528	△1,537
	収入合計	26,141	26,530	389	25,457	25,571	114	25,817	24,580	△1,237
		収支差額	△168	1,774	1,942	△40	4	43	△248	52

上表によれば指定管理業務は平成 29 年度では一定の黒字を確保していたが、平成 30 年度と令和元年度での黒字幅は小さくなっている。自主事業は平成 29 年度と令和元年度で大きな赤字を計上しており、採算はとれていない。

平成 29 年度から令和元年度までの業務報告書における収支決算報告書に関して、以下の点について数値が不正確であった。

- ・ 決算額の支出合計（税抜）に計上される「消費税」は収入合計（税込）に含まれる消費税が計上されるべきところ、支出項目の仮払消費税額とも若干異なる検証不能な数値が計上されていた。
これにより収支差額が、平成 29 年度で 848 千円過大、平成 30 年度で 688 千円過大、令和元年度で 946 千円過大に計上されている。
- ・ 平成 30 年度の指定管理業務の収支決算報告書において、予算額に計上された収支額は本来ゼロであるところ、計算誤りにより 1,174 千円の利益として報告されていた。また、決算額に計上すべき収支差額は 55 千円の利益であるところ、計算誤りにより 1,235 千円の利益として報告されていた。

- ・ 令和元年度の指定管理業務の収支決算報告書において、予算額に計上された収支額は本来ゼロであるところ、計算誤りにより 1,235 千円の利益が計上されている。
- ・ 平成 30 年度の自主事業収支決算の支出内訳を合計しても支出合計には合わない。

中丹会館の収支決算報告書について、指定管理者である株式会社 J R 西日本福知山メンテックの会計帳簿と照合したところ、整合性が確認できなかった。この理由について指定管理者に質問した結果、

- ・ 指定管理者自身が行う清掃業務を収支決算報告書では委託費として報告しているため社内の会計帳簿とは不一致になること。
- ・ 利用料金収入の計上タイミングが収支決算報告書と会計帳簿が異なるため一致しないこと（帳簿は発生主義、報告書は現金主義）。

等が理由であると回答された。

収支決算報告であるからといって、現金主義での決算報告が求められているわけではない。指定管理者は当該年度の事業から生じた収入・費用は、たとえ未収・未払であっても収支決算報告に計上するべきである。

会計帳簿と整合しない収支決算報告書の内容が正確であるとした場合であっても、不整合部分は後日検証可能である必要がある。会計帳簿と収支決算報告書の差異を検証する資料は整備されておらず、会計帳簿と収支決算報告書の不整合部分を検証することは出来なかった。

中丹基本協定書第 28 条では、指定管理者が本業務を実施する際の経理については、指定管理者が行う他の業務に係る経理と区分して行うものとする旨が定められている。

【指摘事項 3】 不正確な収支決算報告書

指定管理者が提出した業務報告書における収支決算報告書は数値が不正確となっており、指定管理者において収支決算報告書の作成プロセスの見直しを行う必要がある。当該誤りは業務報告書の収支決算報告書の外見上明らかに誤りとわかる部分であることから、京都府においても収支決算報告書を検証するプロセスを見直す必要がある。

また、中丹会館が作成した収支決算報告書は、監査人も指定管理者自らも、指定管理者の帳簿と照合することができなかった。指定管理者が実施報告書に記載する収支決算報告書は指定管理者の帳簿より作成され、検証可能でなければならない。

京都府においても収支決算報告書が正確に作成されていることを検証する仕組みの構築が望まれる。

(2) 指定管理業務

指定管理業務の収入は、利用料金収入が平成 29～30 年度で予算を上回っていたが、令和元年度は令和 2 年 3 月に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一部で利用休止があったこともあり予算比 88.4%に留まった。

【指定管理業務収入】

(単位：千円)

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	予算	実績	達成率	予算	実績	達成率	予算	実績	達成率
利用料金収入	9,770	10,189	104.3%	10,021	10,163	101.4%	10,030	8,864	88.4%
その他収入	71	52	73.2%	71	99	139.0%	71	60	84.0%
府指定管理料	15,957	15,957	100.0%	14,969	14,969	100.0%	15,320	15,320	100.0%
収入合計	25,798	26,198	101.5%	25,061	25,231	100.7%	25,421	24,244	95.4%
(指定管理料以外の収入合計)	9,841	10,241	104.1%	10,092	10,262	101.7%	10,101	8,924	88.3%
指定管理料/収入合計 (府負担割合)	61.9%	60.9%		59.7%	59.3%		60.3%	63.2%	

【指定管理業務支出】

(単位：千円)

		平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		予算	実績	差額	予算	実績	差額	予算	実績	差額
人件費	給料	7,344	7,400	56	6,714	7,573	859	6,841	7,052	211
	職員手当	981	840	△141	1,399	639	△760	1,399	530	△869
	健康保険料等	1,115	1,054	△61	1,098	1,022	△76	1,098	992	△106
	人件費計	9,440	9,295	△145	9,211	9,234	23	9,338	8,574	△764
物件費	消耗品費	294	275	△19	259	227	△32	280	172	△108
	光熱水費	7,793	7,128	△665	7,298	7,875	577	7,175	6,789	△386
	修繕費	1,118	1,134	16	1,118	1,255	137	1,218	1,127	△91
	通信運搬費	157	128	△29	156	132	△24	145	127	△18
	広告料	60	10	△50	60	0	△60	59		△59
	保険料	14	13	△1	14	14	0	13	15	2
	委託料	4,450	4,469	19	5,328	4,786	△542	5,286	5,284	△2
	勤労者福祉事業	219	238	19	219	261	42	234	179	△55
	利用促進懇親談会費	31	3	△28	31	8	△23	30	1	△29
	その他の経費	311	247	△64	193	201	8	190	268	78
物件費計	14,447	13,646	△801	14,676	14,760	84	14,630	13,961	△669	
消費税	1,911	1,092	△819	1,174	1,181	7	1,448	1,258	△190	
支出合計	25,798	24,033	△1,765	25,061	25,176	115	25,416	23,793	△1,623	

令和元年度における利用料金収入の急減に対応して、人件費や物件費を予算額から大きく縮減している。

(3) 勤労者福祉事業

中丹会館では、勤労者及び地域住民を対象に人権福祉活動の推進、文化活動の増進、生き生きと働くための支援のために、指定管理業務の一部として勤労者福祉事業を行っている。令和元年度において開催された教室は以下のとおりである。

事業名	開催日	事業内容
人権福祉講演会	12月14日	人権の尊さをテーマにした落語会
囲碁大会	12月14日	年末勤労者囲碁大会
	2月16日	職域対抗囲碁大会
働く人のためのセミナー	休館のため中止	働く人のための講演会

【収支状況】

中丹会館が収入に含めていた指定管理料（主催者負担）を以下では除外

して示し、収支差額を計算している。

(金額単位：千円、人数単位：人)

事業内容	年度		収入	支出	差額	参加人数
働く人のためのセミナー	平成29年度	予算	30	60	△30	100
		実績	30	65	△35	38
	平成30年度	予算	30	60	△30	100
		実績	30	81	△51	4
	令和元年度	予算	30	61	△31	100
		実績	-	-	-	-
囲碁大会	平成29年度	予算	40	117	△77	200
		実績	40	112	△72	150
	平成30年度	予算	40	117	△77	200
		実績	40	108	△68	154
	令和元年度	予算	40	119	△79	200
		実績	40	114	△74	144
人権福祉講演会	平成29年度	予算	0	60	△60	100
		実績	0	81	△81	65
	平成30年度	予算	0	60	△60	100
		実績	0	72	△72	60
	令和元年度	予算	0	60	△60	100
		実績	0	83	△83	30

令和元年度の働く人のためのセミナー（3月開催予定）は新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため中止とされた。収入も支出もほとんど予算に近い結果となっている。

(4) 自主事業

勤労者福祉事業以外に、会館の利用促進を図るため自主事業を実施している。令和元年度に開催された自主事業は以下のとおりである。

事業名	事業内容	実施日	参加者数	参加費
囲碁教室	囲碁を通じて地域住民の方に交流の場を提供する。	毎月土曜日 (9月から休止中)	149人/年	2千円/月
将棋教室	将棋を通じて地域住民の方に交流の場を提供する。	毎月日曜日	350人/年	2千円/月
若年者就職支援	若年者の就職支援として清掃教室を実施する。	9月13日	22人	無し
健康づくり講演会	健康に関する講演を行い、健康増進を図る。	8月29日	56人	無し
中丹文化交流まつり福祉バザー	ご利用者様に発表と交流の場を提供する。	2月22・23日	500人	無し

中丹文化交流まつり福祉バザーは隔年開催されており、サークル活動者が日ごろの取組の成果を発表、展示する場となっている。令和元年度は22サークルの発表・展示があり、2日間で延べ約500人の参加があった。

【収支状況】

(金額単位：千円、人数単位：人)

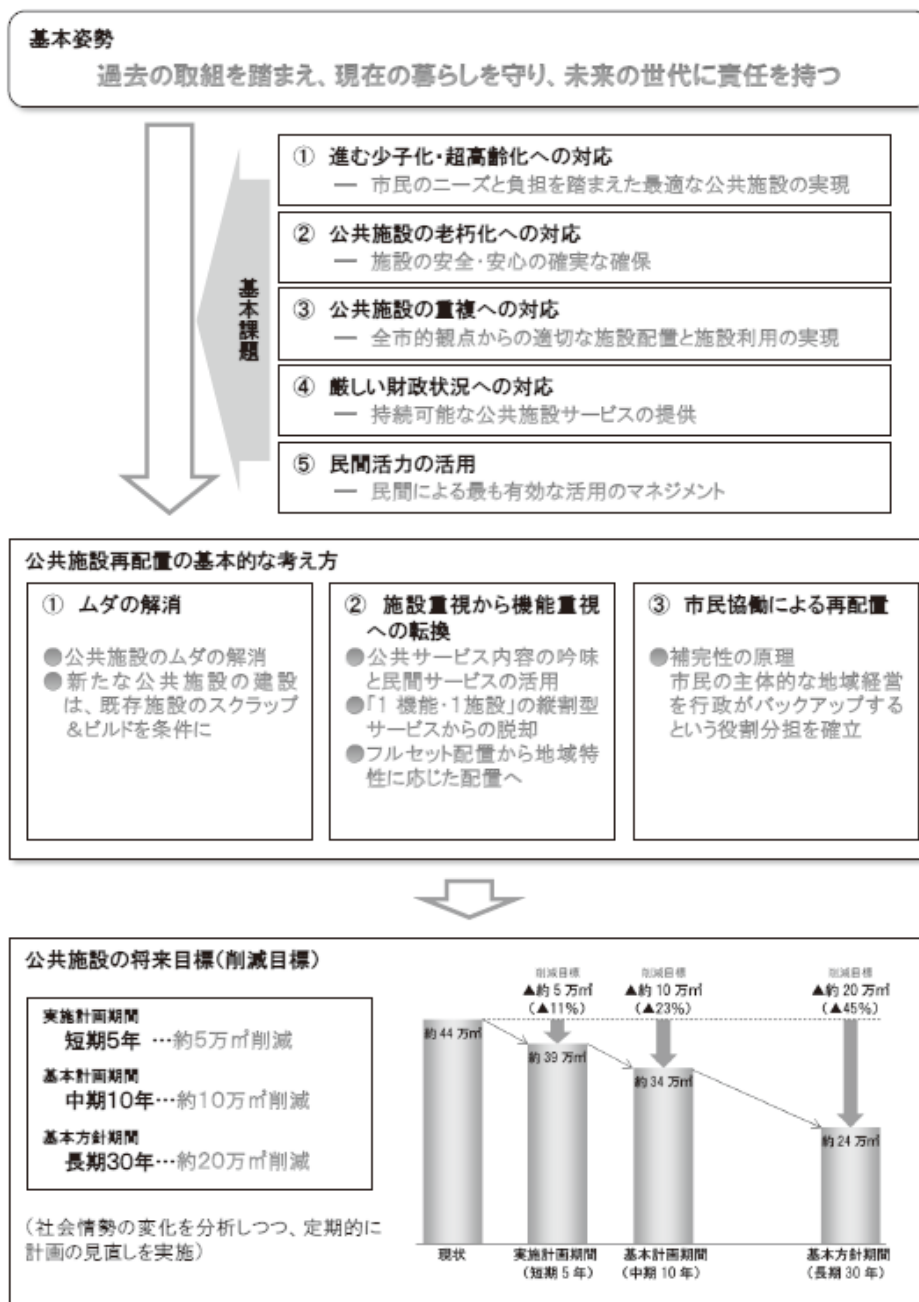
事業内容	年度		収入	支出	差額	参加人数
若年者就労支援の取組み	平成29年度	予算	0	12	△12	20
		実績	12	12	0	30
	平成30年度	予算	0	12	△12	20
		実績	0	12	△12	18
	令和元年度	予算	0	12	△12	20
		実績	0	6	△6	22
文化講演会	平成29年度	予算	0	26	△26	60
		実績	-	-	-	-
	平成30年度	予算	0	26	△26	60
		実績	-	-	-	-
	令和元年度	予算	0	26	△26	60
		実績	-	-	-	-
健康づくり講演会	平成29年度	予算	0	28	△28	100
		実績	7	41	△34	68
	平成30年度	予算	0	28	△28	100
		実績	0	45	△45	64
	令和元年度	予算	0	28	△28	100
		実績	0	45	△45	56
囲碁教室	平成29年度	予算	216	216	0	432
		実績	182	162	20	176
	平成30年度	予算	216	216	0	432
		実績	160	160	0	149
	令和元年度	予算	216	216	0	432
		実績	96	107	△11	149
将棋教室	平成29年度	予算	0	22	△22	100
		実績	-	-	-	-
	平成30年度	予算	-	-	-	-
		実績	180	180	0	350
	令和元年度	予算	180	180	0	480
		実績	240	240	0	350
中丹文化交流まつり ・中丹福祉バザー	平成29年度	予算	0	18	△18	200
		実績	131	417	△286	400
	平成30年度	予算	0	214	△214	500
		実績	-	-	-	-
	令和元年度	予算	0	214	△214	500
		実績	0	337	△337	500
中丹地域再発見講座	平成30年度	予算	0	157	△157	150
		実績	-	-	-	-
	令和元年度	予算	0	157	△157	150
		実績	-	-	-	-
中丹近未来シンポジウム	平成30年度	予算	0	157	△157	150
		実績	-	-	-	-
	令和元年度	予算	0	157	△157	150
		実績	-	-	-	-
会館愛称名・ イメージキャラクター募集	平成29年度	予算	0	42	△42	
		実績	0	91	△91	

3.1.9 今後の運営

(1) 福知山市の公共施設等総合管理計画

福知山市では公共施設のあり方を見直すために平成27年3月に福知山市公共施設マネジメント基本計画を策定した。さらに、この基本計画を具体的に推進するために福知山市公共施設マネジメント実施計画（H27～H31）を策定している。

■福知山市公共施設マネジメントの考え方（「福知山市公共施設マネジメント基本計画」より）



福知山市公共施設マネジメントの考え方は上記のとおりであるが、現状で約 44 万㎡ある公共施設を実施計画期間（H27～H31）で約 5 万㎡削減、基本方針期間（30 年）で約 20 万㎡削減する意欲的な目標を設定している。

福知山市公共施設マネジメントの実施計画において、中丹会館の近隣類似施設のマネジメント方針は以下のとおり記載されている。いずれの近隣施設も短期・中期において存続させる方針である（稼働率は平成 26 年度当時）。

①市民交流プラザふくちやま・ハピネスふくちやま・厚生会館

- ・ 地域の中核コミュニティ施設として、災害時の広域避難所としてのニーズは、今後も増加することが予測されるが、現在のところ稼働率は高くはない。
- ・ ホール施設は、機能別・利用圏域別に整理し、民間施設を含めた類似機能施設の近隣状況や市域全体のバランス、稼働状況等を勘案し、再配置を進める必要がある。

施設名	延床面積 (㎡)	稼働率 (%)	評価						方針決定の根拠となる評価	方針	
			配置の偏り	同種の施設	民間活用	利用状況	老朽・利便	将来需要		短期	中期
市民交流プラザ ふくちやま	3,083	13.9	◎	◎	◎	○	◎	○	市民の生活・学習・文化活動を支援し、まちに活気と賑わいをもたらす中心市街地の活性化に寄与する複合施設	存続	存続
ハピネスふくちやま (旧市民会館)	1,804	1.1	◎	◎	◎	○	◎	○	旧市民会館が耐震改修及び改装し、1、2階に中央福祉センター及び福知山市生涯者相談支援センター、4階を市民ホールとして新たな施設利用を開始した。	用途変更	存続
厚生会館	3,765	6.1	◎	◎	○	◎	○	○	各種演奏会（コンサート）、講演会等、本市の文化振興の拠点施設、大会、見本市等1000人規模の多目的イベント会場として必要不可欠である。管理運営事業としての支出（16,380千円）に対し、使用料等の収入（15,713千円）により採算を確保する。	用途変更	存続

現時点での稼働率はそれ程低くなく、貸室種別によって稼働率が異なるものの、令和元年度では前述のとおり、市民交流プラザで約 63%、ハピネスふくちやま（市民ホール除く）で平均約 60%、厚生会館で平均 20%強の稼働率であった。

②総合福祉会館

福知山市中心部の施設で稼働状況も良好であるが、民間事業者による運営

が可能な施設である。老朽化が著しく、大規模改造が必要な施設であることから、今後の公共施設としての必要性を継続検討する必要があると分析されている。

施設名	延床面積 (㎡)	年間利用者数	評価						方針	
			配置の偏り	同種の施設	民間活用	利用状況	老朽・利便	将来需要	短期	中期
総合福祉会館	1,904	32,738	◎	◎	○	◎	△	◎	方針決定の根拠となる評価	
配置の偏りや同種施設もなく、広く公共の施設として利用があり、今後も需要が見込まれるため									存続	存続

総合福祉会館は障害者への安価な料金設定など、他の会館とは若干異なる趣旨で運営されている。令和元年度においても大半の貸室が工事中であり、現在は福知山市社会福祉協議会が入居するなどしている。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の状況

令和2年度の上半期の利用者数、利用件数及び利用率は以下のとおりである。

項目	場所	年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
利用者数 (人)	会議室	令和元年	4,831	5,358	5,876	6,533	5,274	6,183	34,055
		令和2年	1,136	461	3,240	4,087	3,648	4,587	17,159
利用件数 (件)	会議室	令和元年	348	404	424	460	365	411	2,412
		令和2年	100	38	303	393	331	399	1,564
利用率 (%)	会議室	令和元年	32.2	36.2	39.3	41.2	36.2	38.1	
		令和2年	17.4	7.5	28.1	35.2	32.8	36.9	

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年3月13日から3月31日まで、及び4月10日から5月17日まで閉館した。開館後、利用率は改善傾向にあるが全体として前年水準までには回復していない。特に大会議室での1件当たり利用人数の減少が顕著で利用人数は9月も対前年同月比で1,596人減少しており、このうち大会議室の減少人数が同1,174人となっている。

(3) 中丹会館の今後の在り方に関して

① 地元自治体等が有する近隣類似施設との一体マネジメント

中丹会館は勤労者福祉の向上を図ることを目的として昭和58年に設置された。平成5年には労働者団体が17千人（全体利用者154千人）利用して

いたが、平成 30 年度では労働者団体の利用は 1 千人（全体利用者 74 千人）まで減少しており、当初の設置目的と現状が乖離している。また、会館の利用者はほとんどが福知山市民であると推定されることから、京都府が所管する必要性が薄れている。

近隣施設では、ふくちやま市民プラザが平成 26 年度に新規オープンし、ハピネスふくちやまも平成 27 年度にリニューアルオープンした。いずれも設備の新しさや好アクセスから高い稼働率を示しており、中丹会館の利用率にも大きな影響を与えている。総合福社会館も令和 2 年 4 月に耐震及び改修工事が完了して、11 の会議室が一般利用可能（営利目的不可）となっている。

福知山市は平成 27 年 3 月に福知山市公共施設マネジメント基本計画及び福知山市公共施設マネジメント実施計画（H27～H31）を策定した。そこではホール施設を機能別・利用圏域別に整理し、民間施設を含めた類似機能施設の近隣状況や市域全体のバランス・稼働状況等を勘案し、再配置を進める方針である。

② 利用者数増加や利用料金収入増加への改革

中丹会館を監査した結果、中丹会館の最大の課題は利用者数の減少に歯止めを掛けることと、利用料金収入を如何に増加させるかであると思われる。指定管理者の募集要項でも、「基本的な運営方針及び目標」の運営目標において、過去 3 年間のピーク時を上回る年間利用者数と年間利用率を目標とすべき旨が記されている。募集要項で参照させている中丹仕様書でも、利用者の増加を図るため、なすべき業務が記載されている。

中丹会館の指定管理者は清掃業務を本業として行っており、勤労者福社会館の維持業務に関しては適任であろう。また、J R 西日本の系列会社である強みを活かして系列他社の会館利用を促すなど、中丹地域で会館利用者を高水準で維持できる管理者であると評価できる。

しかし、3.1.2(1)で述べた中丹地域の人口減少傾向からは、中長期的には利用者の減少を避けられない。その環境下では客観的に見て利用者数の現状維持ができれば十分に評価できるが、高い代替機能がある中で、施設の必要性について検討する必要がある。

第4 共通事項・総括

個別の勤労者福祉会館を監査して発見した事項について、複数の会館に共通する指摘事項や意見を本章に集約統合して記載する。また、包括外部監査を実施した結果としての指定管理者制度や会館制度それ自体への提言を本章の冒頭に記載した。

1 勤労者福祉会館自体のあり方

1.1 会館建物に関する提言

(1) 全般

京都府は勤労者福祉のため、少なくない建設予算で府内各地に勤労者福祉会館を設置し、地域ごとに異なる設備で勤労者や地域住民の文化水準向上に貢献してきた。しかし、東京都立大学の山本康友特任教授によれば、現在、公共施設には7つの危機が迫っていると言われている。それは、①安全への危機、②一斉老朽化、③余剰・重複施設への対策、④地方公共団体の厳しい財政状況、⑤総人口数の減少、⑥人口構成の変化、⑦環境問題への対応、である。

過去には想定していなかったような気候の変化(①⑦)にさらされ、昭和40～50年代に多数設置した建物は相当に劣化しているが(②)、これら建物の全てを修繕維持していくコストは京都府にとって大きな負担となり(④)、全てを減少傾向にある将来世代に引き継がせるべきではないだろう(⑤⑥)。府下自治体も市町村合併により一定の財政規模を有するようになり、地域住民の交流のための会館を自ら設置している例が少なくない(③)。

時代や環境の変化によって、京都府が担うべき役割は会館設置当時から変わってきている。特に、現在使われていない施設や、利用率が低い施設は、その存在意義を終えた可能性があるため、京都府としても府民にとって真に必要な施設が何かを見極め、それらを維持整備していかなければならないであろう。

その具体的な判断は京都府の政策の範疇であるが、包括外部監査制度が導入された趣旨を鑑み、外部の第三者として敢えて指摘事項に加えて意見を述べることとする。

【指摘事項 4】施設の統廃合等の検討

勤労者福社会館における利用実態は、当初の設置目的である勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、勤労者福祉の増進に寄与するという役割から相当程度低下しているが、京都府内のスポーツの拠点としての利用や地域のサークル等に利用されている実態を肯定的に捉え、実態に即した目的の変更を考えていく必要がある。

しかしながら、建物の老朽化が認められることから、勤労者福社会館が保有する公共体育館及び公共会議室の果たすべき役割を再検討し、建物の法定点検の結果も踏まえて会館を長寿命化すべきか、近隣類似施設との統廃合を行うべきか等、施設の存続是非について早期に検討を開始し、数年内に決断を下さなければならない。

(あり方を再検討する観点)

- ①建物・設備の老朽化による維持管理コスト
- ②利用状況（利用率、利用収入）、職業訓練を含めた利用ニーズ
- ③地元（所在地）市町の利用への偏在度（広域利用となっているか）
- ④代替施設の有無

【意見 12】施設の統廃合等の方向

(1) 体育館併設型会館（山城会館・口丹波会館）

広域からの利用が認められ、利用率も 80%を上回っていることから存続維持すべきであろうと考える。ただし、口丹波会館は浸水のおそれのある場所に立地しているため、現在地で存続させる場合、一定の災害復旧費を想定する必要がある。

なお、体育館がスポーツの拠点として更に有効に活用されるためには、体育館併設型会館の設置目的を変更する必要があると思われる。

(2) 職業訓練併設型会館

①城南会館

会議室の利用率は約 6 割、利用人数はピーク時の半分以下、また、利用者の 6 割が所在する宇治市の住民による利用となっており、その利用には職業訓練での利用が一定含まれている。

近隣に宇治産業振興センター、宇治市文化センター、宇治市生涯学習

センター、城陽市の地域コミュニティセンター等の勤労者福祉会館の機能を代替し得る施設が十分にあること、更には複数の重要設備で耐用年数超過や既存不適格を外部点検業者から指摘される中で、建物を共有する国に施設継続の積極的な意思がなく、京都府も国との協議がまとまらない現状を鑑みれば、会館建物が合理的に維持しうる間に、国との調整や職業訓練を含めた地元活用について協議を進め、譲渡又は廃止を検討すべきである。

②丹後会館

城南会館と類似の状況にある。

人口減少傾向が最も厳しい環境という特徴があり、利用率は約25%、利用人数は減少傾向が続き、地元利用は約7割となっている。なお、その利用には職業訓練や京都府による利用が一定含まれている。施設の劣化は顕著であり、近隣に峰山地域公民館、丹後文化会館、アグリセンター大宮など類似施設もあることから、会館建物が合理的に維持しうる間に職業訓練を含めた地元活用について協議を進め、譲渡又は廃止を検討すべきである。

(3)会議室型会館（中丹会館）

基本的には城南会館・丹后会館と同様の状況にあると考えられる。

利用率は約4割、利用人数はピーク時の半分以下、地域別では福知山市所在の申込者が5割を超え、参加者は大半が福知山市民であり、立地自治体の福知山市は策定済の公共施設等総合管理計画の中で大胆な施設再編を実行中である。近隣には近年に竣工した市民プラザや、近年にリニューアルしたハピネスふくちやま・総合福祉会館があり、代替機能も高い水準にある。この状況下で福知山市が無条件で中丹会館を譲り受けて将来にわたる財政負担を決断する可能性は極めて低いように思われる。

将来の人口減少傾向も顕著であるため、福知山市への譲渡や、近隣類似施設への役割統廃合を今から準備し、それが難しい場合には早期に廃止を決断すべきである。

公共施設の転用や廃止には時間がかかることもあり、将来の人口動態や人口構成を見据えた早期の検討、計画性ある財源確保が肝要である。コロナ禍

への対応で京都府財政にも余裕がなくなる中では、事業の選別を急ぐべきと考えられる。市町村への移管又は廃止も含めて、そのあり方を検討し、令和4年度から令和6年度までの指定管理期間中には方向性を決定すべきと考える。

(2) 法定点検

勤労者福社会館の施設カルテを確認したところ、建物の劣化度評価における法定点検の項目において、複数の会館で屋根や外壁に係る劣化度評価が記入されていないことがあった。

このことについて京都府の担当課に確認したところ、当該法定点検が実施されていないことが判明し、また、劣化度評価を記入していた会館においても、自主点検の結果をそのまま転記するなどしていたことが判明した。

勤労者福社会館は、建築基準法における特定建築物に該当することから、特定建築物の敷地及び構造は3年以内ごとに、特定建築設備等は1年以内ごとに、一級建築士等による点検を実施しなければならない。

また、指定管理者基本協定書におけるリスク分担表では、施設等の安全確保（保守点検）は指定管理者の負担としているが、同協定書の業務仕様書において具体的な点検内容を記載する箇所には、消防防災設備や空調設備の点検は記載されているが、建物自体の点検業務が記載されておらず、指定管理料にも積算されていないことがあった。

【指摘事項5】 建築基準法に定める定期点検の未実施等

全ての勤労者福社会館は、建築基準法における特定建築物に該当し、同法に定める定期点検を実施する必要があるにもかかわらず、同法において定期点検の義務が課された平成17年以降、法定点検が実施されておらず、法令遵守違反の状態である。外壁や屋根（屋上防水）の劣化は建物の寿命に大きく影響を与えることから、一級建築士等による定期点検を速やかに実施すべきである。

また、指定管理者基本協定書の業務仕様書において、建物の法定点検を指定管理者の負担で実施することが明記されておらず、当該法定点検の実施主体が明確でないことから、直ちに実施主体を確定し、指定管理者において実施するものとする場合には、当該業務仕様書に建物の法定点検業務を追加記載し、必要な経費を支弁する必要がある。

なお、勤労者福社会館においては、監査期間中に法定点検の実施主体を指定管理者とすることを確定し、当該法定点検に要する経費を京都府で確保したとのことである。既に全ての会館において、一級建築士等の点検資格を有する業者と契約を締結しており、今年度中に全ての会館で法定点検が実施される見込みである。

京都府においては、本事例と同様の法定点検の実施もれがないか留意されたい。

1.2 実施事業に関する提言

(1) 地域職業訓練センター

城南訓練センター、丹後訓練センターともに、職業訓練センターとしての存在意義は十分に認められるものの、パソコン教室などが主たる講座であることから、それらは城南会館・丹后会館でしか実施できないものではない。

例えば、城南訓練センターであれば近隣に位置する宇治産業振興センターの一室を借りて、丹後訓練センターであれば峰山地域公民館の一室を借りて、職業訓練法人を存続させて職業訓練を実施することが十分に可能と考える。隣接する市町に出向いて出張訓練講座を開催することも一考に値しよう。

施設は相当に老朽化しており、更新投資の実施が現実的でないのであれば、府下自治体との協議の上、抜本的な再編に踏み切るべきである。

(2) 勤労者福祉事業と自主事業・勤労者スポーツ事業の区分

勤労者福祉事業と自主事業・勤労者スポーツ事業の区分が曖昧であり、事業を実施する目的も判然としない。元々は勤労者福社会館の設置目的、すなわち、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与することに直結する事業を勤労者福祉事業とし、会館目的に明らかに反しない限りにおいて会館活性化に繋がる事業をスポーツ・自主事業に区分したと推測する。

しかし、近年、労働者団体の活動自体が減少する傾向にあり、勤労者福祉の概念を拡張する必要が出てきたのではないか。その結果、勤労者福社会館と他の公共施設の違いや勤労者福祉事業とスポーツ・自主事業の曖昧さを生んだと考える。残った唯一の明らかな違いは、勤労者福祉事業は指定管理料

の積算基礎を構成するが、スポーツ・自主事業は指定管理者の収支に直接影響を与える点のみである。

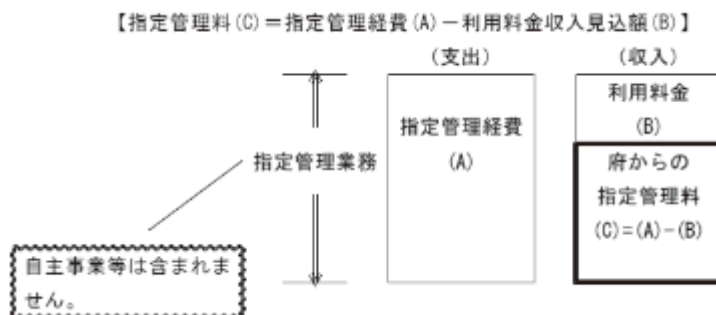
思うに、勤労者福祉として勤労者に限定することにより、事業の曖昧さが助長されているところがある。勤労者福祉会館という名称は長年親しまれてきたものであるが、現状を鑑みれば勤労者の冠を外した方が会館の利用実態を反映するのではないか。それにより事業区分を設けること自体が不必要となり、会館が実施する全ての事業は府民のために為す文化・交流の場として目的とも整合することになる。また、勤労者に限定していたため、実施を躊躇していた事業についても新たな企画として実施できる可能性が広がり、府立施設の活性化に繋がるかもしれない。

現在の利用者の状況からも、勤労者の利用ニーズはほとんど存在していないため、勤労者に利用してもらおうとする努力は空回りしている。勤労者福祉会館の源泉であるセツルメントの時代から地域住民の生活向上という性質は否定されていないことから、地域住民という社会構成員の生活向上という方向へ思い切って舵を切ってはどうか。

2 指定管理のあり方

(1) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、京都府が指定管理者に対して支払うもので、その額は指定管理業務に必要な経費（指定管理経費）から利用料金収入見込額を差し引いた額とされ、指定管理料は収支ゼロを目安として設定している。



この方法を突き詰めれば、指定管理者が行う利用料金収入の増収や指定管理経費の節減の成果は指定管理料の減額の方に働き、成果を出した指

定管理者は中長期的には報われない結果となってしまのおそれがある。

指定管理者制度は京都府が施設の管理・運営を民間事業者に代行させることで利用者のサービス向上のほか施設の効率的運営を図るものである。指定管理者制度の趣旨からすれば、指定管理者の事業意欲を損なわないよう工夫する必要がある。

例えば、過去3年間のピーク時を上回るような利用者数を本気で指定管理者に継続的に求めるのであれば、従来線上にはない新しい基軸の企画を考え得る団体を候補として呼び込むか、又はそのような団体を5つの勤労者福祉会館の共通のアドバイザーとして任命するなどしなければ、現実的には実現できないのではないかと懸念する。

なお、大阪府の万博記念公園の指定管理者選定においては、候補者に利用料金収入や設備投資額もプロポーザル内容に含めた提案をさせた結果、指定管理業務経費の全額を利用料金収入で賄う計画の団体が現れ、実際に選定されている。この場合、当然に大阪府の指定管理料はゼロとなっている。勤労者福祉会館でそのような結果は想定しにくいかもしれないが、民間の自由な発想を可能にすれば思わぬブレイクスルーが生まれる可能性もある。

【意見 13】指定管理者候補者の自由な発想を可能とするプロポーザルの実施

人口減少環境下にある勤労者福祉会館では、そのあるべき姿について、劣化した設備の中で従来線上の出来得る業務を継続してもらえば十分なのか、現状を打破するような会館利用を可能として地域の活性化に繋がる起爆剤とするのか、路線を明確にすべき時期にあると思われる。

指定管理者候補者からは、利用料金収入だけでなく、京都府や指定管理者による設備投資額についても提案させるなど、自由な発想の提案を可能とするような制度改革（期間長期化・インセンティブ）を検討されたい。

これに関し、京都府では平成30年度以降、プロフィットシェアリング制度を導入し、指定管理者に積極的な自主事業の実施を促すことで、事業意欲を高めようとしている。また、京都市の梅小路公園のような Park-PFI 等の公民連携も検討されているところである。

なお、現状を打破しようとする場合には施設の大規模改修が必要となる可

能性も高い。コロナ禍で京都府の予算も限られる中、将来にわたって地域住民に歓迎される会館とすべく巨額の投資を行うのは相当なリスクも負うため、戦略的な撤退も選択肢に入るだろう。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応

新型コロナウイルスの感染症の影響により、勤労者福社会館は休館を余儀なくされ、指定管理者の利用料金収入は激減することとなった。通常運営に戻った後も利用者人数は回復せず、指定管理者は大幅な減益となっている。指定管理料は、指定管理業務に必要な経費から利用料金収入見込額を差し引いた額とされているが、同時に新型コロナウイルス感染症の蔓延等によって会館を営業することができず、通常の利用料金収入を大幅に下回る事象が発生した場合に指定管理者が大幅な損失を負担することは想定されていなかったと思われる。

京都府は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用中止の申出があった場合に、指定管理者から利用者に還付し、又は利用者から納入されないこととなった利用料金等の全額等を負担する方針を決定した。リスク分担表にも感染症の場合が記され、京都府と指定管理者との間で損失負担を協議する対象と明確化された。

利用料金収入が異常な状況により想定外に増減した場合の取扱い方針を設定しておくことも考えられるが、実際の状況や発生当時の環境によって対応は変わってくると思われるため、双方が誠意をもって個別協議するしかないものと思われる。

(3) 指定管理者選定における評価

京都府が通知している「指定管理者制度の実施に当たっての留意事項」の選定基準には、京都府が進める施策等に関する積極的取組として、子育て環境日本一や身体障害者の雇用などが例示列挙されているが、勤労者福社会館の指定管理者選定における審査項目にはそうした社会的貢献に対して配点がされていない。勤労者福社会館の指定管理者選定における審査時に、社会的貢献の評価を明確化することを提言する。

(4) 指定管理者に対する監督

指定管理者基本協定書第 22 条及び平成 19 年度包括外部監査への措置内容において、所管部局は毎月の業務報告において指定管理者と情報交換し、定期的に現地実査・指導することとなっている。

【意見 14】 勤労者福社会館の指定管理者に対する京都府の管理監督方法に関して

山城会館の収支決算報告書で本社管理費が予算計上されているにもかかわらず、平成 30 年度のみ実績の計上が漏れていたり、中丹会館では指定管理者が提出した業務報告書における収支決算報告書の数値が不正確となっている事例があったことから、収支決算報告書を検証するプロセスを見直す必要がある。

勤労者福社会館の指定管理者の管理監督方法に関して、京都府による定期監査のほか、リスクに応じて京都府の担当課が定期的に現地調査する仕組みを検討されたい。

3 勤労者福社会館の運営のあり方

3.1 会館運営に要する公有財産の取扱い

多数の勤労者福社会館で散見されたのが、設備や備品の管理に関する諸問題である。なお、指定管理者となっている職業訓練法人の備品管理状況についても、この項目で併せて記載する。

(1) 設備備品の購入更新時の費用処理

設備・備品（I種）について、資産計上されていない事例が多く見受けられた。例として、冷水器更新（山城会館）、空調設備更新工事（口丹波会館：R2.9月に登録済）、貯水槽付近路盤整備（中丹会館）、が挙げられる。職業訓練法人では訓練用及び事務用パソコン（城南訓練センター）が資産計上されていなかった。

京都府の担当課は指定管理業務経費から修繕費を支出することはあっても資産を取得することは想定していないが、公有財産や備品は経年劣化していくもので、修繕より買替えが合理的な判断となる場合が少なくない。京都府の「会計事務の手引き」第 12 公有財産 9 の固定資産計上事例集においては、建物附属設備（冷暖房）の取替は資産計上することと例示されている。

【指摘事項 6】 公有財産及び備品等の適正な管理について

指定管理業務経費による公有財産及び備品の買替えや更新等において、適切に資産計上されていない事例があり、結果として公有財産台帳や備品台帳の登録内容が一部形骸化してしまっていた。適切な台帳の管理が可能となるよう、京都府の担当課は正しい会計処理を要請し、適時適切に台帳に登録するなど、台帳の現物確認の重要性を認識しなければならない。

指定管理者が購入した備品(Ⅱ種)についても、備品に該当しないと独自に判断して台帳を作成していない指定管理者がいることから、金額的重要性が高い、又は会館の運営や利用者の利便性を高めるために必要に応じて管理すべき物品を特定し、確実に管理できるようにするためにも、資産名、購入日、所在場所を記載した備品管理台帳を整備すべきである。

京都府から貸与された備品(Ⅰ種)及び備品(Ⅱ種)ともに利用されないまま放置されているものや、所在不明で会計上除却処理がされていないものが散見される。このような備品について京都府と協議し除却を進めていくことは、老朽化した資産による不意の事故の発生や情報漏洩等を防止するという観点からも必要であり、京都府としても使用に耐えない備品を指定管理者に貸与すべきではない。

指定管理者に対して備品等の定義と、設備・備品の買替更新の処理を明確にするため、指定管理者基本協定書等にそれらを明記する対応が望まれる。また、指定管理料からの修繕費支出には設備・備品の更新支出を含める対応が合理的であると考えられる。

また、資産計上基準には満たなくても、会館の運営上必要な10万円未満の物品についても、利用者に貸し出される物品や会議室等の机や椅子等は会館の利用や運営に必要不可欠な物品であるため、一定程度の管理が必要である。

【意見 15】 貸出管理簿の整備

利用者が貸与品を使用終了後に元の位置に戻しているかを指定管理者が確認することで、現物を確認しているが、資産の貸出管理簿は作成されていない。貸出資産が適切に返却され、実在しているかを管理するためにも、貸出管理簿を作成し、適宜台帳との整合性を確認することが望ましい。

これに関し、全ての勤労者福祉会館において監査報告時点までに貸出管理簿を整備し、貸出品の返却等、現物確認をその都度行う対応を開始しており、本意見は措置済みとなっている。

【意見 16】 修繕費総額を超える場合の手続

指定管理者基本協定書では、協定で定められた修繕費の総額を超える修繕を行う場合には京都府と指定管理者が協議することとしているが、毎年度修繕費総額が予算の修繕費総額を超えているにもかかわらず京都府と指定管理者が協議を行った書面を確認できない例があった。

指定管理者基本協定書からは指定管理者が任意で行う修繕を協議不要と解釈するようには読み取れない。修繕費が総額を超える場合の京都府と指定管理者の実施手続について明確にする必要がある。

【指摘事項 7】 小修繕の定義の明確化

小修繕の定義としては、指定管理業務に必要となる修繕に係る支出ということのみで、具体的な定義の定めはないが、小修繕については通常の指定管理料とは異なり実費精算する取扱いであるため、小修繕の定義を明確にする必要がある。口丹波会館の小修繕支出には、範囲内かどうか悩ましい内容が含まれていた。

また、指定管理者からの小修繕の報告内容については、当該定義に合致する支出か否か明確にわかる内容にする必要がある。

なお、上記小修繕支出については、監査期間中に全ての執行について請求書や画像等での報告を求めることとしており、京都府の担当課において措置済みとなっている。

3.2 実施事業の計画・変更の取扱い

勤労者福祉事業と自主事業とで内容的には極めて類似しているケースが見受けられ、勤労者福祉事業の中に、勤労者の地位を維持するための知識や基本的教養を身に付けるためのものといえるかどうか、疑問を感じたものがあった。

1.2(2)での方針転換への提言はあるが、現行においては指定管理者と京都府は勤労者福祉事業の定義を明確にし、それら事業の目的適合性について過

去からの継続性に囚われることなく十分に協議検討されたい。

【意見 17】 事業計画の変更にあたる事業中止の取扱い

事業計画として掲げられた勤労者福祉事業や勤労者スポーツ事業・自主事業については当然に実行すべきであるが、やむなく事業計画を変更する場合は、指定管理者基本協定書に基づき指定管理者と京都府は協議を行い、その結果を文書で残すべきである。

なお、勤労者福祉事業収支を指定管理料の積算に含めているという考え方からすると、勤労者福祉事業は指定管理者が実施する義務であり、最少催行人数を理由として中止すべきではないのかもしれない。その考えによれば勤労者福祉事業の中止は履行義務の未達と考えることになるため、指定管理料の一部返還を検討すべきことになろう。

3.3 利用料金の設定方法

勤労者福祉会館の設備使用に際しての利用料金は、会館条例において利用料金の上限が設定されているが、この水準が低いため、各会館の現状として利用料金はほとんど会館条例で定める上限額で設定されている。これにより勤労者福祉会館の運営努力の余地が限られてしまっている。利用料金の設定は結局のところ、会館の維持に係る費用を利用料金を通じて利用者に負担してもらうか、指定管理料を通じて府民全体で負担してもらうかの違いである。

【意見 18】 利用料金設定の見直し

勤労者福祉会館の利用料金は、各会館開設時に当時の社会情勢や近隣施設の料金等を参考に定められたものと推測されるが、算定根拠となる資料は確認できず、料金の改定も消費税率の改定に伴う値上げが行われたのみであり、抜本的な料金の見直しは行われていない。開館当時と比べ、少子高齢化、ライフスタイル等の社会・経済情勢が変化していることを踏まえれば、条例で定める利用料金の上限額及び利用料金の体系が勤労者福祉会館の目的に照らし適切かどうか、受益者負担の在り方、利用者の利便性、近隣類似施設の利用料金との比較等総合的に検討することが望まれる。

例えば、稼働率の悪い会議室については、京都府内の市町立の体育館や会議室のように1時間や2時間ごとの利用料金を設定することや、現在は体育館の全面利用のみ平日と土日休日とで料金に差があるが、部分利用においても平日と土日休日で利用料金を変えてはどうか。また、年間予約で押さえる必要がある大会などには優先的な利用権を与えつつ、優先プレミアムによる追加料金設定があっても良いのではないか。

さらに、現在、会館条例の別表では、山城会館と口丹波会館の体育館の利用料金について、営利を目的とする催物のための使用の場合には上限額を4倍とする旨が記載されているが、体育館以外の会議室等では同様の記載がない。勤労者福祉会館はサークル等の任意団体の利用のほか、会社などの営利目的団体による利用料金を徴収して行われる教室等にも利用されており、会議室等においても営利法人が行う収益事業目的の利用に関しては利用料金を増額することを検討されたい。

なお、現状では各会館の利用料金は条例に基づく上限額でほとんど運用されているため、指定管理者による利用料金設定の余地はほとんどなく、条例改正が必要となってしまう。条例での定め方と併せて検討されたい。

【意見 19】 附属設備及び利用料金の開示

勤労者福祉会館のホームページには附属設備の有料貸出しについて記載されているが、設備内容及び利用料金は記載されていない。初めての利用者にとって、会館にどのような設備が設置されているのかは、利用を検討する際に重要な情報となる。積極的に利用したい者であれば会館に直接問い合わせるだろうが、そうでない者を誘致することには繋がらないと憂慮する。

勤労者福祉会館の周知義務を負う指定管理者は、利用を妨げる可能性を出来る限り排除していくことが求められるため、附属設備の内容・利用料金についてもホームページで情報を開示する方が望ましい。

なお、上記意見については監査期間中において、既に上記内容をホームページに開示する迅速な対応がなされており、現在は措置済みとなっている。

3.4 利用者数と利用率の集計方法

利用者数の集計では、大規模イベントなどの場合で定員をはるかに超える

人数が集計されていた例があった。時間貸しのテニス・フットサルコートや個人利用のトレーニングルームの利用率では、実態を反映していない、又は運営管理に活かしにくい数値が算定されていた。

【指摘事項 8】利用者数・利用率の算定方法

勤労者福祉会館における利用者数は、運営目標とされているにもかかわらず、その集計方法が指定管理者に対して明示されていない。会議室の定員から判断すると利用者数が非常に多い案件や、体育館を終日全面使用するイベントで、午前・午後・夜間の各区分かつ体育館の2面ごとに集計しており、申請人数の6倍が集計されている事例が見受けられた。統一された指標で比較することで初めて会館利用の良否は正しく判断できる。

時間貸しで利用に供しているテニス・フットサルコートや個人の利用者が各自器具を利用するトレーニングルームの利用率においては、指定管理者と京都府の担当課が協議し、時間ごとの利用率や、定員に対する利用実績などにより、より実態を反映させた方法で算出することが望ましい。

また、災害などによる利用休止期間中については算定期間から除外すべきものとする。

指定管理者は平成 28 年基準値を元に目標値を設定しており、比較する意味でもその算定方法を継承するであろう。集計方法の明確化が必要である。

【意見 20】施策を引き出す目的の運営目標設定

利用率・利用者数の運営目標設定は当然であるが、例えば、利用団体数なども運営目標として採用すれば、利用団体数を増やすための施策が創出されるかもしれない。

京都府の担当課には定番の項目だけでなく、施策を引き出す目的で設定するものや、時代に合った新たな項目を運営目標として設定することを期待したい。

3.5 利用者ニーズの把握方法

利用者アンケートの回収枚数が著しく少ない例が散見された。回答数が少なければ、回答結果から利用者のニーズや満足度の傾向をつかむことが困難となる。平成 19 年度の包括外部監査の報告書においても、「余りにも回収数

が少ないことから、指定管理者はアンケートを本気で経営に役立てようと思
って実施しているのか甚だ疑問である。…指定管理協定書に指示されている
ので仕方なく実施している感すらある。特に府民労働部が所管する勤労者福
祉会館の回収数が少ないことが目に付く。」と記載されており、平成 19 年度
の提言以降も改善されていないと推測される。

【意見 21】 アンケートの回収枚数

平成 19 年度包括外部監査における提言があったにもかかわらず、利用
者アンケートの回収枚数が著しく少ない例が散見された。アンケートの配
布方法等を工夫し、利用者のニーズや満足度の傾向をつかむことに役立つ
十分な枚数のアンケートを回収するべきである。回収枚数の目安として利
用者数の一定割合を設けるのも一案であるが、地域でのイベント開催時に
来館された人は会館利用者とは言い難いため、実施時期にも配慮が必要で
ある。

京都府の担当課においては、アンケートにより利用者のニーズや満足度
を適切に把握し、今後の運営に役立たせる観点から、回収枚数を含め有効
なアンケートが実施されているかモニタリングし、必要であれば改善指導
する必要がある。

なお、今後の企画・ターゲット・継続の可否について検討する資料として、
アンケートには利用者や講座受講者の傾向（住所地等）を分析し得る程度の
属性記載が望まれる。

【意見 22】 利用促進に向けた評価分析

利用促進のため利用者の声を直接聞く機会となる利用促進懇談会につ
いて、利用者団体の参加が極めて少ない、又は参加がない例があり、開催
日を工夫する等、利用者団体が多数参加できるようにする必要がある。ま
た、京都府の担当課においても、会館運営に役立つ利用促進懇談会となっ
ているか、モニタリングし、必要であれば改善指導する必要がある。そも
そも懇談会形式よりも、むしろアンケートを広範に行って実際の利用者の
声を吸い上げる方が実効性は高まると思われるため改善を検討されたい。

また、指定管理者及び京都府の担当課は、利用者数や利用率の計画値と

の乖離分析を行っていない。年次業務報告書で業務に対する総括を行っているが、そこで行われているのは実績値の過去からの推移分析であり、募集時や期初に立てた計画値に対する評価（振返り）が欠けている。事業報告においても事業計画において立案した施策の実施結果が半数程度しか書かれていない例があった。

計画数値の裏付けとなる施策の評価も合わせて分析してこそ次年度以降の指定管理業務に資すると考えられるため、利用率・利用者数の目標と実績が一定程度乖離する場合には、京都府は、指定管理者が実施した事業の効果を把握、分析評価することが望ましい。

3.6 収支決算報告における会計方針・処理

職業訓練法人が指定管理者となっている職業訓練併設型会館では、会議室利用料金ではなく、職業訓練センターから福社会館事業への負担金収入が収入計上されていた。

【意見 23】 職業訓練センターから自主事業や勤労者スポーツ事業への繰入

収支報告上、勤労者福社会館事業の収支と職業訓練事業の収支は各事業の収支の実態を明らかにするため、両者を明確に区分すべきである。勤労者福社会館事業の収入に職業訓練センターでの収入を原資とする赤字補填を含めると、勤労者福社会館事業の収支が歪められてしまい実態を表さなくなってしまう。

事業の収支の実態を適切に報告するという観点からは、収支報告に指定管理者である職業訓練法人からの赤字補填額を含めるべきではない。

また、勤労者福社会館でも、自主事業や勤労者スポーツ事業の収支予算・決算において、指定管理事業収支から赤字補填の収入が計上されてしまっているケースが散見された。指定管理事業収支に赤字補填支出の項目はないため、自主事業や勤労者スポーツ事業で赤字の場合は、赤字である実態を明記すべきである。

3.7 現金管理・経費支出の適正化

(1) 現金管理

【意見 24】 現金管理の不備

複数の会館において、一時的に現金在高と帳簿残高が一致しない事案があった。例えば、城南会館では日々の利用料金収入は「現金保管承認回議書」で管理されているが、会計システムへの記帳も利用料金受取日で行い、現金の入出金の動きに合わせて金銭出納帳及び総勘定元帳に記帳する必要がある。

また、帳簿現金と実物現金の乖離を生じさせないよう、担当者以外の者により定期的又は不定期に現金在高と帳簿残高の一致を確認し、その証跡を残す対応が望ましい。

(2) 経費支出

【指摘事項 9】 勤労者福社会館と職業訓練センターとの費用按分

城南会館と城南訓練センターの人件費按分計算について、職員の担当業務割合に応じて按分して試算した結果と収支報告の人件費とを比較した結果、城南会館及び城南訓練センターの人件費に差異が生じた。両者の事業活動を適切に収支計算に反映させるために、事業計画に記載のとおり、人件費を各職員の担当業務割合に応じて城南会館及び城南訓練センターの会計に按分計上すべきである。

また、丹後訓練センターが丹后会館の一室をパソコン教室として無償で借用しているが、指定管理者は同教室の使用によって生じる光熱費等を按分していない。指定管理事業経費の中に指定管理事業に使用しない費用が混在してしまっているため、指定管理者は合理的な基準で費用を按分すべきである。

各種業務の再委託において、相見積を徴さず任意に決定されている事例が複数の会館で見受けられた。会計規則第 163 条では「随意契約によろうとするときは、契約内容その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」としている。再委託に関してまで会計規則の適用は求められるものではないが、指定管理業務経費削減の観点からは、年間合計で一定金額以上の取引については相見積を徴収

することが望ましい。

清掃業務などについては、会館によって清掃頻度や金額が大きく異なっているため、仕様・積算基準の標準化による適正化を実施してはどうか。勤労者福祉会館だけでなく、類似した府民利用施設の清掃委託業務も対象として分析することで、実態調査や精緻化・適正化が図れる余地がある。

法定点検業務だけでなく、共通する施設維持管理業務に積極的に導入し、将来的には積算プログラムの作成や参考数量の公開なども検討されたい。

3.8 予約方法

各会館では年間予約の申請及び受付に関する情報がホームページ上で開示されている一方で、通常の予約に関する予約開始時期や予約受付方法が記載されていない例があった。予約受付は原則として先着順で実施されているため、予約開始時点が周知されていなければ事前に状況を知っている団体だけで予約が埋まることになりかねない。予約の開始や予約の方法を開示されていないことにより、利用したことのない団体が予約しようとしたときには既に埋まっていた場合、公平性に対する不満が増長されるかもしれない。

公共施設の予約は、先着順や抽選で行う場合があるが、年間調整・月間調整により重複する予約案件を別日に変更することで、利用率の向上を図っている会館もあった。年間調整は会館が仲介するため、外観的には予約の公平性の確保が疑われる方法との見方もでき、月間調整は月間調整会議当日に参加できる利用者のみ限定され、予約機会の平等性が低い方法とも言える。これに関し、京都府・市町村共同公共施設案内予約システム等を利用したオンラインによる予約方法を採用することも可能であるが、各会館では同システムを利用していない。勤労者福祉会館の運営業務仕様書には、施設の予約・承認等の手続については、平等利用を確保することを要求していることから、予約の公平性・平等性の確保よりも利用率向上を優先することを是としているわけでない。現状の予約方法について、近隣類似施設の予約方法の比較を行いつつ、利用者の利便性、予約の公平性・平等性の確保や利用率向上の観点等を総合的に検討する必要がある。

勤労者福祉会館では全館においてキャッシュレス決済に取り組み、会館によってはWi-Fiにも取り組んでいるが、利用者の確保、利便性向上、業務効

率化、オンライン併用の会議室サポート実現のため、時代に適合したIT化を京都府主導の下で更に進めていくことが望ましい。

【意見 25】予約関連情報のホームページ開示及びシステム利用による予約方法の検討

勤労者福祉会館の予約方法に関しては、現状では予約に関する情報開示が不足していると考えられ、特に会館を利用したことが無い者への不公平感を生み出すことに繋がるおそれがある。利用経験の無い者への周知はホームページが最も適しており、予約の開始時期や予約決定方法のプロセスをホームページ上で開示することを検討されてはどうか。

京都府が提供する公共施設予約システムは、利用者に対する新たな予約手段の提供と公平な抽選機能を同時に果たすことが出来るものである。実際の導入・運用に際してはトラブルも起こり得るだろうが、潜在的利用者の利便性と公平性・平等性向上のため、システム導入について一考の余地があると考えます。

上記に関し、一部会館については監査期間中において、既に予約関連情報をホームページに開示する迅速な対応がなされており、上記意見の一部については措置済みとなっている。

第5 指摘事項・意見一覧

指摘事項		意見	
体育館併設型			
山城会館		1 アンケート調査の利用者属性	
		2 収支報告の正確性	
口丹波会館		3 体育館の個人利用を認める運営	
		4 指定管理者における費用按分の方法	
		5 指定管理業務に必要な経費の範囲についての協議	
		6 収支決算報告書における科目誤り	
職業訓練併設型			
城南会館		7 Wi-Fiの利用料金について	
		8 60歳未満の者に対する利用促進について	
		9 勤労者福祉事業、勤労者スポーツ事業及び自主事業の予算と実績の差異について	
城南訓練 C		10 第1教室の地方税機構への貸出しと利用料金の開示	
丹后会館	1 長期間にわたる現金在高と帳簿残高の不一致		
丹後訓練 C		11 会計原則の尊重と税務専門家の関与	
会議室型			
中丹会館	2	指定管理者自身に対する再委託	
	3	不正確な収支決算報告書	
共通事項・総括			
会館自体のあり方	4	施設の統廃合等の検討	12 施設の統廃合等の方向
	5	建築基準法に定める定期点検の未実施等	
指定管理のあり方			13 指定管理者候補者の自由な発想を可能とするプロポーザルの実施
			14 勤労者福祉会館の指定管理者に対する京都府の管理監督方法に関して
会館運営のあり方	6	公有財産及び備品等の適正な管理について	15 貸出管理簿の整備
	7	小修繕の定義の明確化	16 修繕費総額を超える場合の手続
	8	利用者数・利用率の算定方法	17 事業計画の変更に当たる事業中止の取扱い
	9	勤労者福祉会館と職業訓練センターとの費用按分	18 利用料金設定の見直し
			19 附属設備及び利用料金の開示
			20 施策を引き出す目的の運営目標設定
			21 アンケートの回収枚数
			22 利用促進に向けた評価分析
			23 職業訓練センターから自主事業や勤労者スポーツ事業への繰入
			24 現金管理の不備
		25 予約関連情報のホームページ開示及びシステム利用による予約方法の検討	

以上

